

農林漁業の6次産業化の推進に関する

政策評価書

平成31年3月

総務省

前 書 き

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、地域の社会・経済を支える重要な役割を果たしており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源など豊かな環境・資源を有している。しかし、このような農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増しており、基幹的農業従事者の高齢化・減少、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、「日本再興戦略 - JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）では、「農林水産業を成長産業にする」とされ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、30年11月27日最終改訂）では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとされており、これらを実現するための取組の一つとして6次産業化が推進されている。

6次産業化の取組の推進に関しては、平成20年に中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）が施行されたことにより、いわゆる農商工連携の取組に係る支援スキームが整備された。また、その後、平成23年に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）が、25年に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）が施行されたことにより、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組を支援するスキームが整備された。

本政策評価は、前述のスキーム等により、国が本格的に6次産業化の取組の推進を図り始めてから一定の期間が経過したことを踏まえ、6次産業化の推進に関連する政策の効果の発現状況等を明らかにし、6次産業化の取組の更なる推進を図る観点から実施したものである。

なお、本政策評価においては、実際に6次産業化に取り組む農業者等における取組の実態、課題、意見・要望等を把握し参考情報として提供することに努めている。本政策評価が6次産業化の取組の更なる推進の一助になれば幸いである。

目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	3
3	評価の観点	3
4	政策効果の把握の手法	3
5	調査対象機関等	5
6	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	5
7	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	5
第2	政策の概要	6
1	政策の背景	6
2	6次産業化の推進に関する政府目標	6
3	6次産業化の推進に関連する施策・事業、予算額等	6
第3	政策効果の把握の結果	9
1	農林漁業の6次産業化の推進状況	9
(1)	6次産業化の推進に関する政府目標、進捗状況等	12
(2)	6次産業化事業の事業規模別の分析	17
(3)	経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別の分析	26
(4)	6次産業化の取組事業数別の分析	34
(5)	6次産業化に取り組む単一の事業内容別の分析	41
(6)	6次産業化に取り組む事業内容別（事業全体）の分析	47
(7)	事業内容の組合せ別の分析	53
2	6次産業化に取り組む事業者における課題等	59
(1)	6次産業化に取り組む事業者における課題	60
(2)	6次産業化に取り組む事業者における課題への対応方法	64
(3)	今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援	77
3	6次産業化事業から撤退した事業者及び実施したことがない事業者の状況	80
(1)	撤退者の6次産業化事業において直面した課題、撤退の理由等	81
(2)	未参入者の6次産業化事業の取組意向等	84
4	6次産業化の取組に対する法律に基づく制度的な支援の状況	90
(1)	6次産業化に係る各種法律に基づく制度的支援	90
(2)	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の状況	102

(3) A-FIVE法に基づく出資案件等の状況	120
(4) 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の状況	149
5 補助金、助言等による支援の状況	169
(1) 補助金・交付金等による支援の状況	169
(2) 助言による支援の状況	185
(3) 地域ぐるみの6次産業化の取組等の状況	205
第4 評価の結果及び勧告	223
1 評価の結果	223
2 勧告	234

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価において、評価の対象とした政策は、以下のとおりである。

- ① 6次産業化に係る政府目標は、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、30年11月27日最終改訂）、「未来投資戦略2017-Society 5.0の実現に向けた改革-」（平成29年6月9日閣議決定）等において、「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」と設定されている。

当該政府目標の進捗状況については、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）の策定に当たって今後成長が期待できる6次産業化の分野として整理された「加工・直売」、「輸出」、「都市と農山漁村の交流」、「医福食農連携」、「地産地消」、「ICT活用・流通」及び「バイオマス・再生可能エネルギー」の7分野に係る市場規模合計の実績値を評価の対象とすることとした。

- ② 6次産業化の取組については、「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す」（注1）取組とされていることを踏まえ、図表1-①のとおり、農林漁業者が主体となった当該取組の推進や支援等を目的とする、i）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）、ii）株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号。以下「A-FIVE法」という。）及びiii）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）に基づく施策・事業（注2）等を主な評価の対象とすることとした。

（注1） 六次産業化・地産地消法前文による。

（注2） 農林水産省が「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき作成した平成27年度から30年度までの事前分析表により、以下の①及び②の双方の目標値に関連付けられている事務事業を主な対象としたものである。

① 政府目標である「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」との目標値

② ①のうち、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組である加工・直売の市場規模を把握するために設定された目標値（3.2兆円）

図表1-① 評価の対象とした法律の概要

【六次産業化・地産地消法】

この法律は、農林水産物等及び農山漁村に存在する資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策等を推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化等を図ること等を目的としている。

当該目的を実現するため、i）農林水産大臣が、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向等を内容とする基本方針を定めること、ii）農林漁業者等が、農林漁業経営の改善を図るため、自らの生産に係る農林水産物等を用いて行う新商品の開発、生産又は需

要の開拓や新たな販売方式の導入等を行うことにより農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業（以下「総合化事業」という。）に関する計画（以下「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣から当該総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができること、iii) 総合化事業計画の認定を受けた事業者（以下「認定総合化事業者」という。）が、当該計画に基づく総合化事業の実施に当たって融資の特例等の各種支援措置を活用することができること等が定められている。

【A-FIVE 法】

この法律では、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という。）は、我が国の農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となった国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動(注1)等に対して資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社であるとされている。

具体的には、A-FIVE は、平成 25 年に 300 億円の政府出資及び 18 億円の民間出資を受け(注2)、農林水産大臣の認可を経て設立され、前述の事業活動等に対し、政府出資、民間出資により組成された A-FIVE が運営する「農林漁業成長産業化ファンド」を通じて出融資（直接出資及びサブファンド(注3)を通じた間接出資並びに資本性劣後ローン(注4)の提供）による資金供給や経営支援等を行っている。

(注1) 農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動のことをいう。

(注2) A-FIVE への出資額は、平成 25 年の設立当初のものである。

(注3) A-FIVE 法第 21 条第 1 項第 2 号に規定される支援対象事業活動支援団体であり、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号。以下「投資事業有限責任組合法」という。）に基づき、A-FIVE、民間事業者等の出資により投資事業有限責任組合として設立される。当該投資事業有限責任組合は、A-FIVE の同意を得て支援対象となる事業者への出資等を行う。

(注4) 金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金であり、i) 無担保、無保証、ii) 金利は業績連動、iii) 出資期間に合わせた一括償還という特徴がある。

【農商工等連携促進法】

この法律は、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して行う事業であって、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う事業（以下「農商工等連携事業」という。）の促進を図ること等を目的としている。

当該目的を実現するため、i) 農林水産大臣、経済産業大臣等の主務大臣が、農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向等を内容とする基本方針を定めること、ii) 農商工等連携事業を実施しようとする農林漁業者及び中小企業者は、共同して農商工等連携事業に関する計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣、経済産業大臣等の主務大臣から当該農商工等連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができること、iii) 農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者及び中小企業者（以下、各項目に特段の注書き等がない限り、これらの者を総称して「農商工等連携事業者」という。）がこれに基づく農商工等連携事業の実施に当たって信用保証の特例等の各種支援措置を活用することができること等が定められている。

③ なお、本政策評価では、後述4のとおり、6次産業化の取組等の実態把握のため、i)

6次産業化に取り組む事業者に対して実地調査及びアンケート調査を、ii) 6次産業化に取り組んでいない事業者に対しアンケート調査を実施したが、取組の大半が農業（畜産業を含む。以下同じ。）分野であることを踏まえ、農業者又は農業者が組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。以下、これらの者を総称して「農業者」という。）を調査の対象(注)とすることとした。

(注) 6次産業化の取組は農林漁業の各分野で行われているが、本政策評価では、以下の①及び②の理由により、農業者における6次産業化の取組について実態把握・分析を行うこととした。

① 図表1-②のとおり、我が国における農業経営体、林業経営体及び漁業経営体の数は、農業経営体が大半（約9割程度）を占めると考えられること。

図表1-② 農林漁業の各経営体全体に占める農業経営体の割合（試算）

(単位：万経営体)

農業経営体 (A)	林業経営体	漁業経営体	合計 (B)	A/B (%)
137.7	8.7	9.5	155.9	88.3

(注) 農業経営体及び林業経営体は「2015年農林業センサス」、漁業経営体は「2013年漁業センサス」の数値による。

② 図表1-③のとおり、6次産業化の取組の年間販売金額の大半を占めるのは農業分野であること。

図表1-③ 6次産業化の取組による年間販売金額に占める農業生産関連事業によるものの割合（平成24～28年度）

(単位：億円)

年度	農業生産関連事業(A)	漁業生産関連事業	合計(B)	A/B (%)
平成24年度	17,394	1,854	19,248	90.4
25年度	18,175	2,032	20,207	89.9
26年度	18,672	2,056	20,728	90.1
27年度	19,680	2,336	22,016	89.4
28年度	20,275	2,300	22,575	89.8

(注)1 農林水産省の「6次産業化総合調査」(平成24～28年度)に基づき、当省が作成した。なお、同調査では、林業は対象外である。

2 「農業生産関連事業」及び「漁業生産関連事業」は、6次産業化総合調査の定義による。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（農林水産、防衛担当）

平成28年12月から31年3月まで

3 評価の観点

本政策評価は、6次産業化の取組の更なる推進を図る観点から、i) 農林漁業の6次産業化の推進のために実施されている施策・事業等の総体としての効果、ii) これら施策・事業等の改善点、iii) 実際に6次産業化に取り組んでいる農業者における効果の発現状況、抱える課題、iv) 今後、6次産業化の取組を推進していく上で参考となる事例等を把握するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

以下の手法により、政策効果を把握した。

(1) 実地調査の実施

関係行政機関、独立行政法人、認可法人、地方公共団体、関係団体等のほか、図表1-④のとおり、6次産業化に取り組んでいる農業者99事業者、中小企業者19事業者の

合計118事業者を対象に実地調査を行い、施策・事業の実施状況や効果、課題等についての把握・分析を行った。

図表1-④ 実地調査した6次産業化に取り組んでいる農業者99事業者及び
中小企業者19事業者の内訳

実地調査した事業者の区分	対象事業者数
①認定総合化事業者	32
②A-FIVE出資事業者(注1)	16
③農商工等連携事業者(農業者)(注2)	19
④非認定事業者(注3)	32
⑤農商工等連携事業者(中小企業者)(注2)	19
合計	118

(注)1 A-FIVE法第21条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、A-FIVE又はサブファンドから出資を受けた法人をいう。以下同じ。

2 農商工等連携事業計画のうち、19計画に係る19農業者及び19中小企業者について実地調査したものである。

3 ①から③までの事業者以外で農業の6次産業化(農業生産関連事業)に取り組んでいる農業者をいう。以下同じ。

なお、農業生産関連事業とは、「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「貸農園・体験農園等」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」の各事業を示し、各農業生産関連事業の定義については、「2015年農林業センサス」(農林水産省)における定義と同様である。以下、特段の注書き等がない限り同じ。

(2) アンケート調査の実施

i) 6次産業化の取組による効果、ii) 6次産業化の取組の際に直面した課題及び課題への対応方法、iii) 充実・改善を希望する行政機関等の支援、iv) 6次産業化の取組を開始できない理由等を把握するため、図表1-⑤のとおり、6次産業化に取り組んでいる農業者6,558事業者及び取り組んでいない農業者2,282事業者(合計8,840事業者)に対し、平成30年1月1日時点の状況に関してアンケート調査を実施(実施期間:平成30年2月1~23日)し、その結果に基づき分析(注)を行った。

(注) 本政策評価書において、アンケート調査結果に基づく分析の結果を記載するに当たっては、適宜、アンケート調査の設問や選択肢等について、用語の簡略化や言い換え等を行っている。

図表1-⑤ アンケート調査対象者数、有効回答数等について

(単位:事業者)

アンケート調査対象者区分		対象数(A) (発送数) (注2)	回収数(B) (注2)	回収率(B/A) (%)	有効回答数 (注2)
6次産業化 に取り組 んでいる 農業者	①認定総合化事業者(注1)	641	356	55.5	324
	②A-FIVE出資事業者(注1)	48	34	70.8	34
	③農商工等連携事業者(注1)	476	237	49.8	237
	④非認定事業者	5,393	3,480	64.5	2,661
	小計(①~④)	6,558	4,107	62.6	3,256
⑤6次産業化に取り組んでいない農業者		2,282	1,465	64.2	2,101 (199)(注2)
合計		8,840	5,572	63.0	5,556

(注)1 本アンケート調査は、「①認定総合化事業者」及び「③農商工等連携事業者」は、平成28年3月末までに認定を受けた者を、「②A-FIVE出資事業者」は28年3月末までに出資を受けた者を対象として実施したものである。また、本アンケート調査においては、「③農商工等連携事業者」は、農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者に限る。

2 「発送数」とは、送達不能等となった者を除いた数である。「回収数」とは、単純に上記①～⑤の発送区分ごとに回収した（回答のあった者）の数である。また、「有効回答数」とは、個別の回答内容を踏まえ、i）全問無回答などの無効回答を除く、ii）①及び③のうち調査時点で6次産業化に取り組んでいないと回答した農業者について⑤に入れるなどの整理を行った結果に基づく、各区分における有効回答数である。なお、「⑤6次産業化に取り組んでいない農業者」欄の「有効回答数」で括弧書きしている199事業者は、平成30年1月1日時点で6次産業化に取り組んでいると回答した者であるため、本政策評価書において「6次産業化に取り組んでいない農業者」として集計・分析の対象とはしておらず、また、調査項目が①～④の農業者と異なるため、各区分に該当する農業者としても、集計・分析の対象とはしていない。

(3) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等から農林漁業の6次産業化に関連するデータを把握・収集し、政府目標の達成状況や関連施策・事業の効果等について把握・分析を行った。

5 調査対象機関等

(1) 調査対象機関

農林水産省、経済産業省

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）、A-FIVE、サブファンド、都道府県、市町村、6次産業化中央サポートセンター（以下「中央SC」という。）、6次産業化都道府県サポートセンター（以下「都道府県SC」という。）（注）、地域金融機関、農業者、中小企業者等

（注）以下、中央SC及び都道府県SCを「SC」と総称する。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、以下のとおり、総務省政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成28年11月29日 政策評価計画
- ② 平成30年7月27日 調査の状況（政策評価の取りまとめの方向性）

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公開している。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyokashingikai.html)

7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査結果及びアンケート調査結果のほか、主として以下の資料を使用した。

- ① 2015年農林業センサス（農林水産省）
- ② 6次産業化総合調査（農林水産省）
- ③ 六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査の結果（農林水産省）

第2 政策の概要

1 政策の背景

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、地域の社会・経済を支える重要な役割を果たしており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源など豊かな環境・資源を有している。しかし、このような農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増しており、基幹的農業従事者の高齢化・減少、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、「日本再興戦略 - JAPAN is BACK-」では、「農林水産業を成長産業にする」とされ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとされており、これらを実現するための取組の一つとして6次産業化が推進されている。

2 6次産業化の推進に関する政府目標

6次産業化の推進に関する政府目標は、既往の政府方針において、「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」（以下、項目第2において単に「政府目標（10兆円）」という。）ことが設定されている。

3 6次産業化の推進に関連する施策・事業、予算額等

6次産業化の推進は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるための農林漁業政策（産業政策）、農山漁村振興政策（地域振興政策）と密接不可分な関係を有している。

このため、6次産業化の推進に寄与する施策・事業としては、六次産業化・地産地消法、A-FIVE法及び農商工等連携促進法に関連する取組のみならず、農林水産省を始めとして各府省において様々な取組が実施されている。

なお、農林水産省の事前分析表（注1）では、政府目標（10兆円）に関連付けられている事務事業（注2）は、平成30年度では図表2-①のとおりとなっている。

図表2-① 政府目標（10兆円）に関連付けられている農林水産省の事務事業等数（平成30年度）

政策手段の類型	政策手段数	主な政策手段
法律	22	六次産業化・地産地消法、A-FIVE法、農商工等連携促進法等
予算事業	23	6次産業化サポート事業、輸出環境整備推進事業等
出融資制度	7	農林漁業成長産業化ファンド、6次産業化に係る資金等
租税特別措置等	17	農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金-卸売市場近代化施設）の貸付けを受けて取得した共同利用の機械や装置についての課税標準の特例措置等

（注） 農林水産省の「平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」に基づき、当省が作成した。

また、政府目標（10兆円）に関連付けられている事務事業のうち、予算措置が講じら

れている事務事業についてみると、図表2-②のとおり、平成30年度で23事務事業、予算額は内数予算の事務事業を含めて約400億円(注3)となっている。

(注1) 各府省が「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に基づき作成するものである。

(注2) 農林水産省が作成した平成26年度から30年度までの事前分析表に掲げられた事務事業のうち、関連する指標(測定指標)として政府目標(10兆円)が設定されているものを整理したものである。

(注3) 一般会計の当初予算額の数値である。なお、予算額の内訳が特定できない内数予算の事業についても、全体額を合計額に含めている。

図表 2-② 政府目標(10兆円)に関連付けられ、予算措置がなされている事務事業及び予算額(平成26~30年度)

整理番号	政策手段(事務事業等名)	予算額(百万円)					7分野区分
		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1	6次産業化サポート事業	290	320	369	379	753	共通
2	食料産業・6次産業化交付金	—	—	—	—	(1,678)	共通
3	農山漁村地域ビジネス創出人材育成委託事業	35	34	—	—	—	共通
4	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	270	—	—	—	—	共通
5	6次産業化ネットワーク推進対策事業	2,356	2,331	2,033	2,096	—	加工・直売
6	強い農業づくり交付金	(23,385)	(23,085)	(20,785)	(20,174)	(20,154)	加工・直売
7	クラウド活用型食品トレサビリティ・システム確立対策事業	26	—	—	—	—	加工・直売
8	輸出環境整備推進事業	—	67	293	293	565	輸出
9	海外農業・貿易投資環境調査分析事業	—	—	—	354	719	輸出
10	地理的表示保護制度活用総合推進事業	—	—	174	174	172	輸出
11	日本発食品安全管理規格策定推進事業	—	—	90	100	91	輸出
12	家畜衛生対策事業	1,929	1,726	1,567	1,548	1,548	輸出
13	戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費	60	59	76	68	69	輸出
14	動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業費	—	—	16	12	10	輸出
15	植物品種等海外流出防止総合対策事業	—	—	—	83	95	輸出
16	新たな種類のJAS規格調査委託事業	—	—	—	45	41	輸出
17	食品の品質管理体制強化対策事業	236	205	169	169	137	輸出
18	海外需要創出等支援対策事業	—	—	—	—	3,439	輸出
19	輸出総合サポートプロジェクト	1,002	1,381	1,481	1,601	—	輸出
20	輸出戦略実行事業	152	152	152	141	—	輸出
21	食品産業グローバル展開推進事業(平成27年度まで:食品産業グローバル展開インフラ整備事業)	198	102	104	188	—	輸出
22	輸出に取り組む事業者向け対策事業	700	841	842	812	—	輸出
23	国際農産物等市場構想推進事業	—	62	200	220	—	輸出
24	国際農業協力等委託・補助事業	188	325	297	491	—	輸出
25	食文化発信による海外需給フロンティア開拓加速化事業	—	—	800	665	—	輸出
26	食産業海外展開検証事業	—	—	—	60	—	輸出
27	病院食等に関する調査事業	—	—	—	13	—	輸出
28	中堅・中小食品関連企業海外展開特別対策事業	—	—	—	83	—	輸出
29	東アジアにおける植物品種の保護強化・活用促進事業	32	38	36	—	—	輸出
30	種苗産業海外展開促進事業	18	14	30	—	—	輸出
31	食によるインバウンド対応推進事業	—	—	70	70	52	輸出 都市と農山漁村の交流
32	農山漁村振興交付金	—	—	(8,000)	(10,060)	(10,070)	都市と農山漁村の交流
33	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	(6,540)	(6,150)	—	—	—	都市と農山漁村の交流

整理 番号	政策手段（事務事業等名）	予算額（百万円）					7分野区分
		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
34	医福食農連携推進環境整備事業	435	(375)	—	—	—	医福食農連 携
35	農業 ICT 標準化推進事業	—	—	15	13	9	ICT 活用・ 流通
36	食品流通合理化促進事業	—	—	—	—	335	ICT 活用・ 流通
37	食料産業イノベーション推進事業	—	—	—	—	86	ICT 活用・ 流通
38	農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査事業	—	—	—	—	80	ICT 活用・ 流通
39	食料品アクセス環境改善対策事業	9	9	8	—	—	ICT 活用・ 流通
40	食品サプライチェーン強靱化総合対策事業	—	23	19	—	—	ICT 活用・ 流通
41	持続可能な循環資源活用総合対策事業（平成29年度まで：食品リサイクル促進等総合対策事業）（平成27年度まで：食品ロス削減等総合対策事業）	105	111	77	78	72	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
42	持続可能な循環資源活用総合対策事業（平成29年度まで：農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業）	204	201	103	96	56	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
43	持続可能な循環資源活用総合対策事業（平成29年度まで：農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業）	—	—	60	50	39	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
44	地域バイオマス利活用推進事業	—	—	—	480	—	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
45	地域バイオマス産業化推進事業	1,005	751	700	—	—	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
46	農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査事業（農山漁村マイクログリッド構築支援調査事業）	—	11	—	—	—	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
事務事業数		22	24	28	30	23	
合計		39,175	38,373	38,566	40,616	40,270	

- (注) 1 農林水産省が作成した事前分析表（平成26～30年度）に基づき、関連する指標（測定指標）として政府目標（10兆円）が設定され、かつ、一般会計からの予算措置が講じられている事務事業を整理したものである。
- 2 予算額は、当初予算のみであり補正予算は含まない。また、「—」は、当該年度において、当該事務事業が実施されていないことを示す。
- 3 表中の（ ）付きの数値は、予算額の内訳が特定できない内数予算を示しており、これらの全体の予算額も合計に加えている。
- 4 「7分野区分」欄は、当該事務事業が政府目標（10兆円）の内訳である7分野のうち、どの分野に該当するかを当省が整理したものであり、「共通」とは、当該事務事業の内容が3分野以上にまたがると考えられるものを示す。
- 5 それぞれの事務事業について、当該事務事業の最新の年度において、政府目標（10兆円）に関連付けられている場合には、前年度以前に関連付けられていない場合でも各年度の予算額は計上している。

第3 政策効果の把握の結果

1 農林漁業の6次産業化の推進状況

(要旨)

「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」との政府目標（KPI）の進捗状況について、農林水産省が実施する6次産業化総合調査の結果等に基づき算出された実績をみると、平成25年度の4.7兆円から28年度の6.3兆円へと毎年度増加している。

農林漁業のうち、農業分野における6次産業化に係る事業（以下、単に「6次産業化事業」という。）に取り組む事業者の取組状況、当該取組による効果の発現状況等について、当省のアンケート調査結果に基づき分析したところ、以下のような傾向がみられた。

(1) 6次産業化事業の事業規模別^(注1)にその取組状況をみると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている^(注2)事業者の割合は、6次産業化事業の事業規模が「100万円未満」の階層では42.6%（520/1,221事業者）、それ以外の階層では6割超である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上が増加傾向にある^(注3)事業者の割合は、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど高く、事業規模が「100万円未満」の階層では15.7%（192/1,221事業者）である一方、事業規模が「1,000万円～1億円未満」の階層では56.1%（238/424事業者）、事業規模が「1億円以上」の階層では67.1%（47/70事業者）である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している^(注4)事業者の割合は、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど高く、事業規模が「100万円未満」の階層では29.7%（363/1,221事業者）である一方、事業規模が「100～500万円未満」以上の階層では5割超（事業規模が「1億円以上」の階層では83.0%（44/53事業者））である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある^(注5)事業者の割合は、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど高く、事業規模が「100万円未満」の階層では21.7%（265/1,221事業者）である一方、事業規模が「1,000万円～1億円未満」の階層では52.1%（221/424事業者）、事業規模が「1億円以上」の階層では70.0%（49/70事業者）である。

オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者^(①直近5年間に6次産業化事業による「利益が出ている」こと、②直近5年間に6次産業化事業による売上が「増加傾向」であること、③事業開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」していること、④今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状の規模を維持」であること、いずれも充足する事業者とした。以下同じ。)の割合は、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど高く、「100万円未満」の階層では8.8%（108/1,221事業者）である一方、「1億円以上」の階層では45.7%（32/70事業者）である。

(注1) アンケート調査有効回答者の分布等を踏まえ、6次産業化事業による直近の年間売上高別に「100万円未満」、「100～500万円未満」、「500～1,000万円未満」、「1,000万円～1億円未満」及び「1億円以上」の5区分（階層）とした。

(注2) 「直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている」とは、当省のアンケート調査で、i) 認定総合化事業者、農工商等連携事業者及び非認定事業者においては、最近5年間について、ii) A-FIVE出資事業者においては、会社設立から現在までについて、「毎年利益が出ている」又は「おおむね毎年利益が出ている」と回答した事業者を合計したものである。また、「直近5年間で6次産業化事業による利益が出ていない」とは、前述 i 及び ii の整理区分ごとに「利益が出ない年のほうが多い」又は「まだ利益が出た年はない」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく「直近5年間の6次産業化事業による利益」に関する記載において、特段の注書きがない限り同じ。

(注3) 「直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある」とは、当省のアンケート調査で、i) 認定総合化事業者、農工商等連携事業者及び非認定事業者においては、最近5年間について、ii) A-FIVE出資事業者については、会社設立から現在までについて、「大きく増加」又は「やや増加」と回答した事業者を合計したものである。また、「直近5年間で6次産業化事業による売上高が減少傾向にある」とは、前述 i 及び ii の整理区分ごとに「やや減少」又は「大きく減少」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく「直近5年間の6次産業化事業による売上高」に関する記載において、特段の注書きがない限り同じ。

(注4) 「事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している」とは、当省のアンケート調査で、認定総合化事業者、農工商等連携事業者及び非認定事業者において、6次産業化事業を始めた時と現在を比較して経営全体の年間の利益が「増加した」とする選択肢である「事業開始時に想定していた増加額よりも多い」、「事業開始時に想定していた増加額と同じくらい」、「事業開始時に想定していた増加額よりも少ない」又は「その他（事業開始時の想定が不明な場合など）」と回答した事業者の合計である（A-FIVE出資事業者は、該当の設問がないため除いている。）。以下、アンケート調査結果に基づく事業開始時と比較した「経営全体の年間の利益の状況」に関する記載において、特段の注書きがない限り同じ。

(注5) 「今後、6次産業化事業の拡大意向のある」とは、当省のアンケート調査で、今後の6次産業化事業の取組の方向性について、「拡大していく方向」又は「拡大していく方向だが実現が困難な状況」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく、「今後の取組の方向性について拡大意向である」に関する記載において、特段の注書きがない限り同じ。

(2) 経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別(注)に6次産業化事業の取組状況をみると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、「0～10%未満」の階層では48.7% (237/487事業者)、それ以外の階層では6割超である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、いずれの階層ともおおむね約3割から4割程度である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、「0～10%未満」の階層では40.7% (198/487事業者)、「10～50%未満」以上の階層ではおおむね約5割から6割程度である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、6次産業化事業の売上高の割合が高まるほど低下し、「0～10%未満」の階層では37.2% (181/487事業者) である一方、「90～100%」の階層では23.6% (79/335事業者) である。

オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、「10～50%未満」及び「50～90%未満」の階層では2割超、「0～10%未満」及び「90～100%」の階層では2割未満である。

(注) アンケート調査有効回答者の分布等を踏まえ、「0～10%未満」、「10～50%未満」、「50～90%未満」及び「90～100%」の4区分(階層)とした。

(3) 6次産業化の取組事業数別(注)に6次産業化事業の取組状況をみると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、「単一の事業」及び「4種類以上の事業」に取り組む事業者では約5割、「2種類の事業」及び「3種類の事業」に取り組む事業者では約6割である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では21.2% (348/1,641事業者) である一方、「4種類以上の事業」に取り組む事業者では59.7% (40/67事業者) である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では36.4% (591/1,622事業者) である一方、「3種類の事業」及び「4種類以上の事業」に取り組む事業者では6割超である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では19.1% (314/1,641事業者) である一方、「4種類以上の事業」に取り組む事業者では67.2% (45/67事業者) である。

オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では13.1% (215/1,641事業者) である一方、「4種類以上の事業」に取り組む事業者では37.3% (25/67事業者) である。

(注) アンケート調査有効回答者の分布等を踏まえ、「単一の事業」、「2種類の事業」、「3種類の事業」及び「4種類以上の事業」の4区分とした。

(4) 6次産業化事業に取り組む単一の事業内容(注)別に6次産業化事業の取組状況を比較すると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、「農産物の加工のみ」に取り組む事業者では56.1% (306/545事業者) である一方、「農家民宿のみ」に取り組む事業者では30.0% (45/150事業者) である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、「農産物の加工のみ」に取り組む事業者では27.0% (147/545事業者) である一方、「貸農園・体験農園等のみ」に取り組む事業者では6.5% (8/123事業者) である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、「農家レストランのみ」に取り組む事業者では53.2% (33/62事業者) である一方、「貸農園・体験農園等のみ」に取り組む事業者では24.4% (30/123事業者) である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、「海外への輸出のみ」に取り組む事業者では26.9% (7/26事業者) である一方、「農家民宿のみ」に取り組む事業者では5.3% (8/150事業者) である。

オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、「農産物の加工のみ」に取り組む事業者では17.1% (93/545事業者) である一方、

「貸農園・体験農園等のみ」に取り組む事業者では2.4%（3/123事業者）である。

（注） 当省のアンケート調査では、6次産業化事業の事業内容として「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「貸農園・体験農園等」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」の7分野とした。

(5) 6次産業化に取り組む事業内容の全体別に6次産業化事業の取組状況をみると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、「農産物の加工」及び「消費者に直接販売」に取り組む事業者では6割超である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では35.4%（93/263事業者）である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では55.4%（46/83事業者）である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では17.9%（47/263事業者）である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では67.5%（54/80事業者）である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では36.1%（95/263事業者）である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では65.1%（54/83事業者）である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では14.8%（39/263事業者）である。

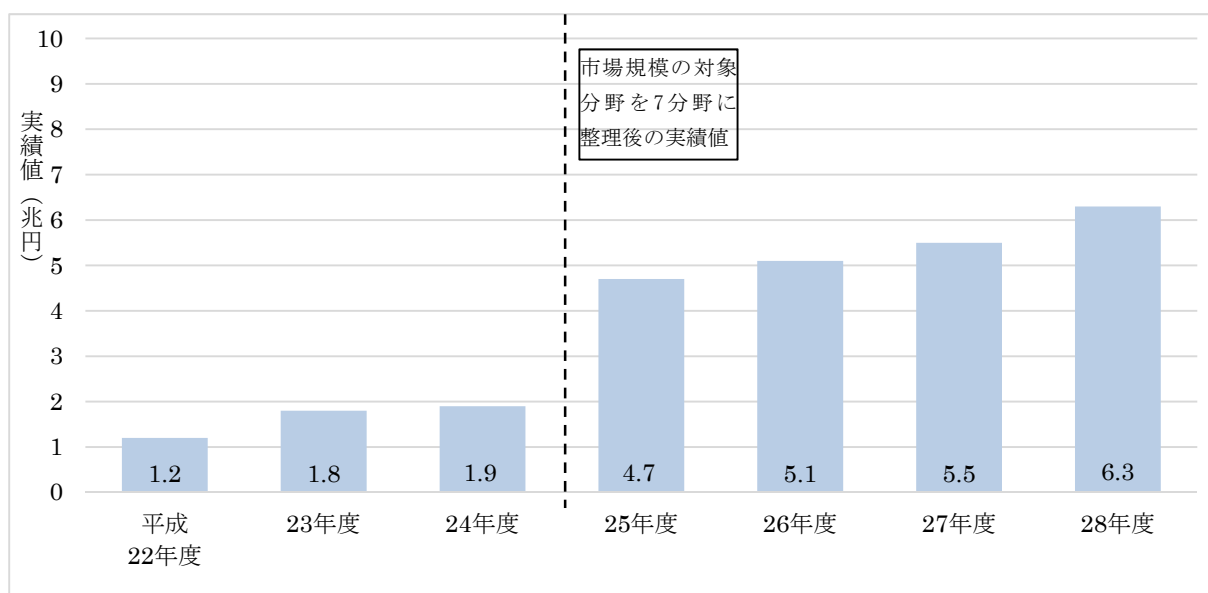
オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では33.7%（28/83事業者）、「農産物の加工」、「消費者に直接販売」及び「農家レストラン」に取り組む事業者では2割超である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では11.8%（31/263事業者）である。

(1) 6次産業化の推進に関する政府目標、進捗状況等

ア 6次産業化の推進に関する政府目標の進捗状況

6次産業化の推進に関する政府目標（KPI）は、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等において「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」と設定されている。当該政府目標（KPI）の進捗状況について、農林水産省が6次産業化総合調査の結果等から算出した6次産業化の市場規模の実績をみると、図表1-(1)-①のとおり、平成22年度の1.2兆円から、25年度（対象分野を変更）に4.7兆円、28年度には6.3兆円に増加している。

図表 1-(1)-① 6次産業化の取組による成果等（政府目標（KPI）の進捗状況）



区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実績値 (兆円)	1.2	1.8	1.9	4.7	5.1	5.5	6.3
指数	—	—	—	(100)	(108.5)	(117.0)	(134.0)

- (注)1 平成22年度から24年度までの数値は、「農業経営等の展望について」（平成27年1月28日食料・農業・農村政策審議会企画部会配布資料）に基づき記載した。なお、当該数値は、農産物の加工、農産物直売所、観光農園、その他農業生産関連事業及び漁業生産関連事業（水産加工・水産物直売所）の年間総販売金額を加えたものであり、また、平成22年度の数値については漁業生産関連事業を含まず、年間総販売金額に地場産率を乗じたものとされている。
- 2 平成25年度以降の数値は、「食料・農業・農村基本計画」を策定するに当たって、今後成長が期待できる6次産業化の分野として整理された「加工・直売」、「輸出」、「都市と農山漁村の交流」、「医福食農連携」、「地産地消」、「ICT活用・流通」及び「バイオマス・再生可能エネルギー」の7分野に係る市場規模の合計となっている。
- 3 ()は、平成25年度の実績値（4.7兆円）を100とした場合の指数を表す。

なお、6次産業化の推進に関する政府目標（KPI）について、農林水産省では、図表1-(1)-②のとおり、『日本再興戦略2016』KPIの進捗、及び施策の実行状況について（平成29年2月農林水産省）において、その進捗状況を「B（進捗途上）」であると判定し、「KPI目標を達成するためには毎年1割程度増加させる必要があることから、今後は更に、一層強力に取り組みを進めていかなければならない」としている。

図表 1-(1)-② 「『日本再興戦略 2016』 KPI の進捗、及び施策の実行状況について」(平成 29 年 2 月農林水産省)

農業分野の K P I 一覧		
○ 現時点での 7 つの進捗は、「A(順調)」1 つ、「B(進捗途上)」5 つ、「N(今後評価)」1 つ。		
整理 No.	K P I	進捗
112	今後10年間（2023年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。	B
113	今後10年間（2023年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する（約9,600円/60kg）。	B
114	今後10年間（2025年まで）で飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年度比 2 倍に向上（担い手の60kg当たりの生産コストを 5 割程度低減（約 7,615円/60kg））させる。	N
115	今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約 4 倍の 5 万法人とする。	B
116	6 次産業の市場規模を2020年に10兆円とする。	B
117	酪農について、2020年までに 6 次産業化の取組件数を500件にする。	B
118	2020年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円とし、2030年に 5 兆円とする。	A
<small>(備考) 「K P I の進捗」の欄は、以下の区分により内閣官房日本経済再生総合事務局において整理。 A：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、K P I が目標達成に向けて進捗しているもの B：A ほど K P I が進捗していないもの N：今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う）</small>		

(注) 1 「未来投資会議構造改革徹底推進会合『ローカルアベノミクスの深化』会合（農業）（第 6 回）」(平成 29 年 2 月 23 日開催)における農林水産省提出資料による。

2 表中の太枠線は当省が付した。

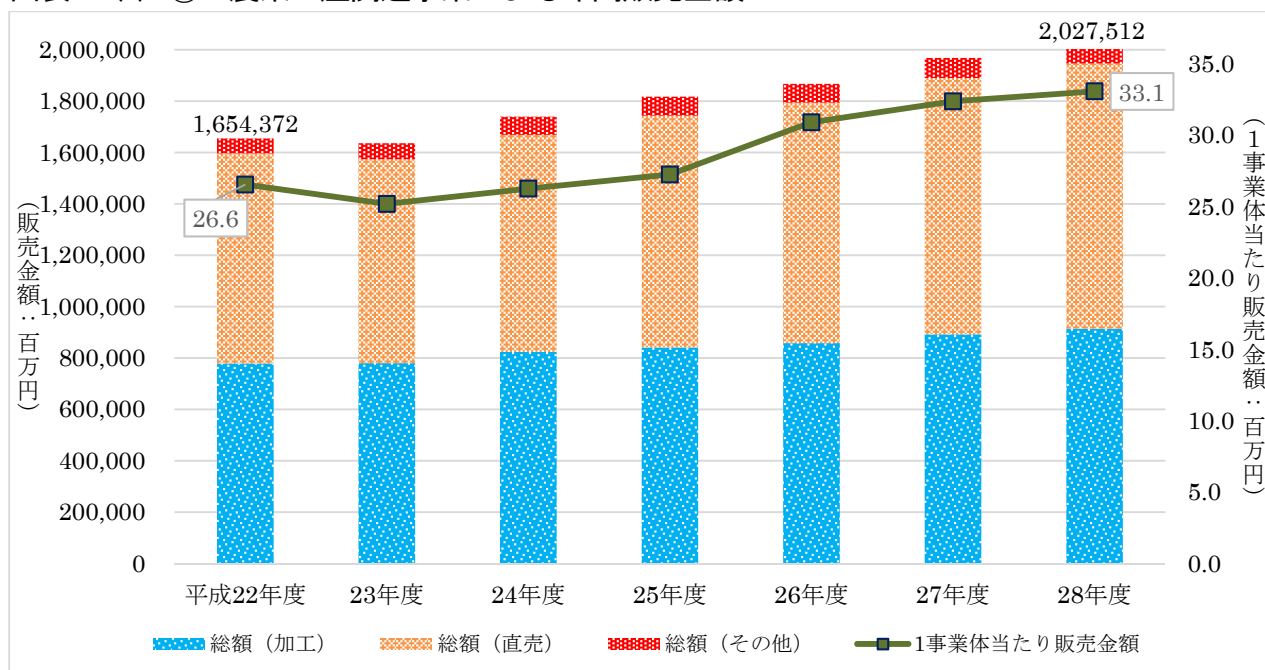
イ 農業の 6 次産業化による販売金額の推移

農林水産省が毎年度実施する「6次産業化総合調査」によると、農業生産関連事業(注)の年間販売金額は、図表1-(1)-③のとおり、調査初年度の平成22年度の約1兆6,544億円から、25年度に約1兆8,175億円、28年度に約2兆275億円へと増加している。

一方、事業体数は、平成22年度以降、増加傾向にあったものの、25年度をピークに減少していることもあり、1事業体当たりの販売金額は、22年度の2,655万円から28年度の3,308万円と増加傾向にある。

(注) 「6次産業化総合調査」においては、農業経営体や農業協同組合等による農産物の加工、農産物直売所及び農家レストラン並びに農業経営体による観光農園及び農家民宿の各事業とされている。ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は該当しない。

図表 1-(1)-③ 農業生産関連事業による年間販売金額



区分	農業生産関連事業の年間販売金額等											
	総額 (百万円)				事業体数 (事業体)				1事業体当たり販売金額 (百万円)			
	合計	加工	直売	その他	合計	加工	直売	その他	合計	加工	直売	その他
平成22年度	1,654,372	778,332	817,586	58,454	62,310	28,180	22,050	12,070	26.6	27.6	37.1	4.8
23年度	1,635,989	780,118	792,734	63,137	64,940	29,850	22,980	12,120	25.2	26.1	34.5	5.2
24年度	1,739,418	823,730	844,818	70,870	66,230	30,390	23,560	12,290	26.3	27.1	35.9	5.8
25年度	1,817,468	840,670	902,555	74,242	66,680	30,590	23,710	12,390	27.3	27.5	38.1	6.0
26年度	1,867,233	857,678	935,630	73,925	60,400	26,660	23,710	10,020	30.9	32.2	39.5	7.4
27年度	1,968,047	892,291	997,394	78,361	60,780	26,990	23,590	10,200	32.4	33.1	42.3	7.7
28年度	2,027,512	914,086	1,032,367	81,059	61,290	27,640	23,440	10,220	33.1	33.1	44.0	7.9

(注) 1 6次産業化総合調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 平成22年度及び23年度の「その他」欄には、農業協同組合等による農家レストランの数値を含まない。

3 四捨五入により、各区分の合計と内訳が必ずしも一致しない場合がある。

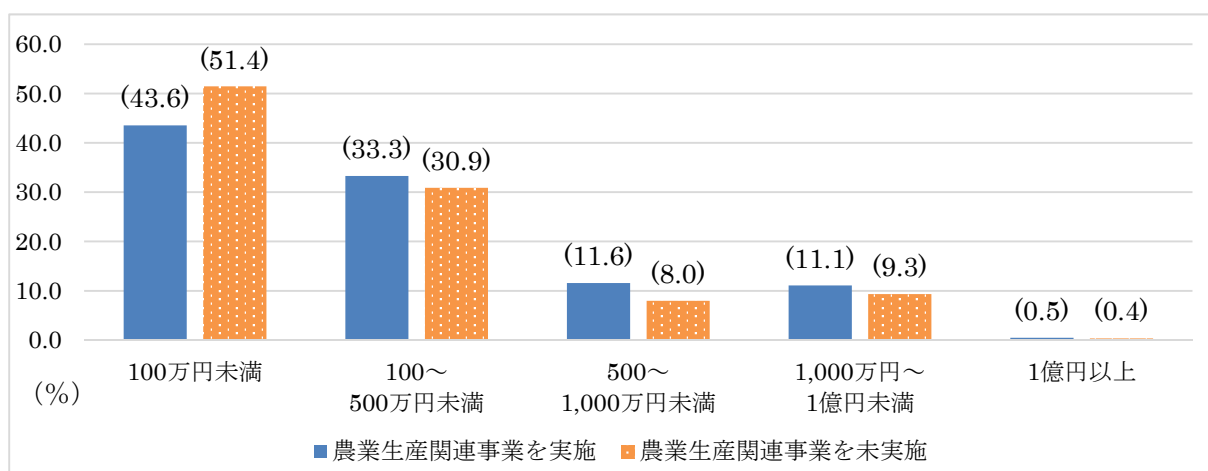
ウ 農業生産関連事業の実施の有無別の農産物販売金額の分布

農林水産省の「2015年農林業センサス」により、調査票情報等により接続した農業経営体(注)について、農業生産関連事業の実施の有無別に農産物販売金額の分布をみると、図表1-(1)-④のとおり、いずれの年の調査においても、「農業生産関連事業を未実施」の農業経営体の過半数は、販売金額が「100万円未満」となっている。また、「100万円未満」より上位の販売金額の分布のいずれにおいても、「農業生産関連事業を未実施」の農業経営体に比べ、「農業生産関連事業を実施」している農業経営体の割合が高くなっている。

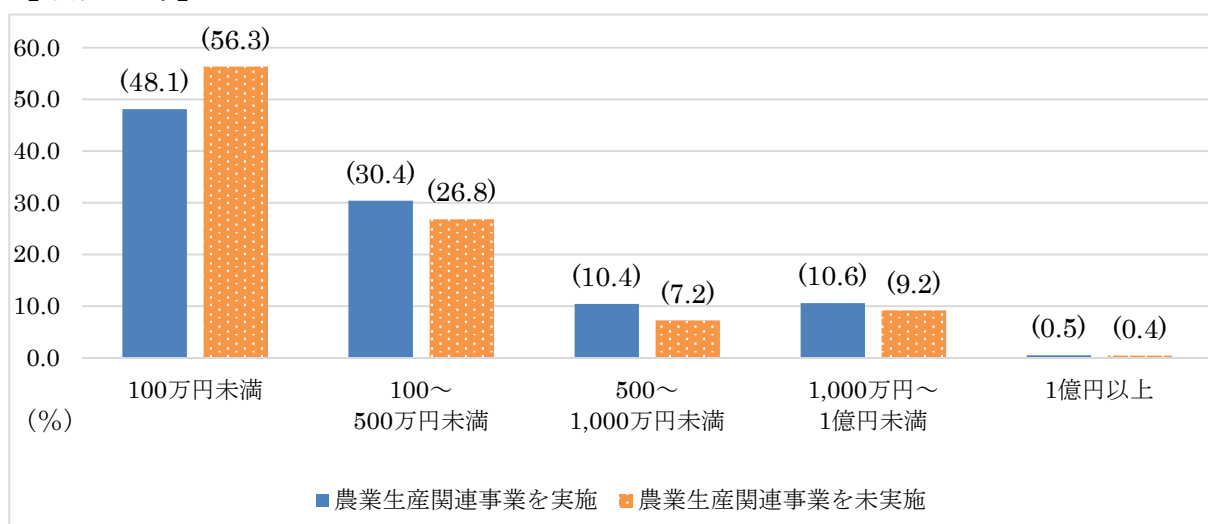
このことは、「農業生産関連事業を実施」している農業経営体の農産物販売金額の分布が、「農業生産関連事業を未実施」の農業経営体よりも上位の階層において大きいことを示すものと考えられる。

(注) 「2010年世界農林業センサス」及び「2015年農林業センサス」において農業経営体に該当した者のうち、両センサスの調査票情報等により、2時点間の比較が可能となっている農業経営体を指す。

図表 1-(1)-④ 農業生産関連事業の実施の有無別の農産物販売金額の分布
【平成 22 年】



【平成 27 年】



(単位：経営体数、%)

農業生産関連事業の実施の有無		農産物販売金額					
		総数	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円～1億円未満	1億円以上
平成22年	実施	227,777 (100)	99,203 (43.6)	75,808 (33.3)	26,396 (11.6)	25,266 (11.1)	1,104 (0.5)
	未実施	984,873 (100)	506,701 (51.4)	304,065 (30.9)	78,497 (8.0)	92,026 (9.3)	3,584 (0.4)
平成27年	実施	235,397 (100)	113,271 (48.1)	71,580 (30.4)	24,508 (10.4)	24,885 (10.6)	1,153 (0.5)
	未実施	951,607 (100)	536,061 (56.3)	255,194 (26.8)	68,831 (7.2)	87,398 (9.2)	4,123 (0.4)

(注)1 「2015年農林業センサス」「2010年世界農林業センサス」及び「2015年農林業センサス」で農業経営体に該当した者のうち、調査票情報等を接続した上で、平成22年から27年の5年間の動態変化を集計した報告書)を基に当省が作成した。なお、農産物販売金額について「販売なし」としている農業経営体は除いている。

2 ()は、各区分の「総数」に占める割合を表す。

3 四捨五入により、各区分の「総数」と内訳が必ずしも一致しない場合がある。

(2) 6次産業化事業の事業規模別の分析

当省では、6次産業化事業の取組状況、当該取組による効果等の発現状況を明らかにするためアンケート調査を実施した。

アンケート調査有効回答者3,256事業者(注1)について、6次産業化事業の事業規模をみると、図表1-(2)-①のとおり、6次産業化事業の事業規模が500万円に満たない事業者が約7割となっている。

(注1) 第1-4中の図表1-⑤で示した有効回答数のうち、「6次産業化に取り組んでいる農業者」である3,256事業者(同図表の①～④の事業者の合計)のことをいう。以下、当該事業者数が表記されている場合同じ。

(注2) 以下、当省のアンケート調査結果に基づく図表に関しては、四捨五入や複数回答等の理由により、i)各アンケート調査有効回答者の総数に対する割合を示している部分について合計が100とならない場合や、ii)各区分の回答事業者数の合計が総数を超過している場合がある。

図表1-(2)-① アンケート調査有効回答者における6次産業化事業の事業規模

(単位：事業者、%)

区分	6次産業化事業の事業規模					
	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円～1億円未満	1億円以上	無回答
事業者数 (割合)	1,221 (37.5)	1,030 (31.6)	303 (9.3)	424 (13.0)	70 (2.1)	208 (6.4)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

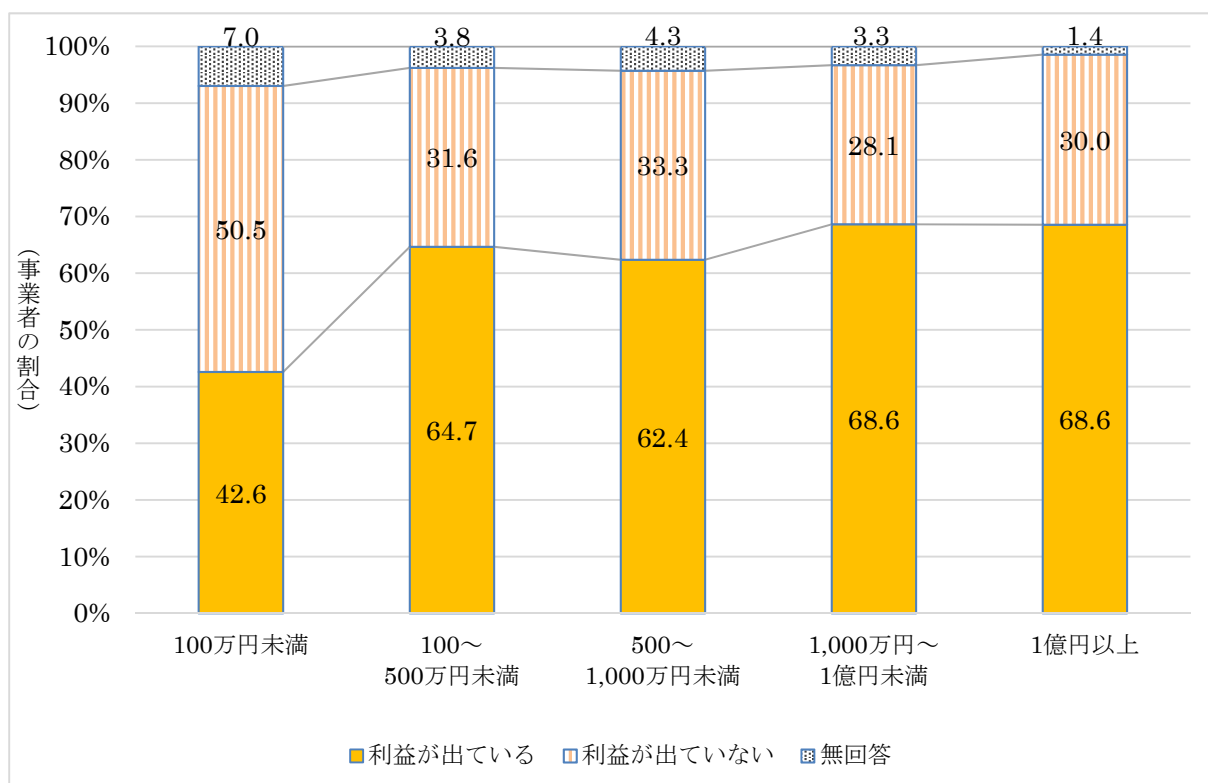
2 ()は、アンケート調査有効回答者3,256事業者を100とした場合の割合を表す。

ア 直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向（6次産業化事業規模別）

アンケート調査有効回答者 3,048 事業者(注)について、6次産業化事業の事業規模別に、直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向をみると、図表1-(2)-②のとおり、「利益が出ている」とする事業者の割合は、事業規模が「100万円未満」の階層では4割超である一方、それ以外の階層では6割超となっている。

(注) アンケート調査有効回答者 3,256 事業者のうち、6次産業化事業の事業規模の設問に対して、無回答であった208事業者を除いたものである。以下、当該事業者数が表記されている場合同じ。

図表1-(2)-② 直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向（6次産業化事業規模別）



(単位：事業者、%)

事業規模	総数	直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向		
		利益が出ている	利益が出ていない	無回答
100万円未満	1,221 (100)	520 (42.6)	616 (50.5)	85 (7.0)
100～500万円未満	1,030 (100)	666 (64.7)	325 (31.6)	39 (3.8)
500～1,000万円未満	303 (100)	189 (62.4)	101 (33.3)	13 (4.3)
1,000万円～1億円未満	424 (100)	291 (68.6)	119 (28.1)	14 (3.3)
1億円以上	70 (100)	48 (68.6)	21 (30.0)	1 (1.4)

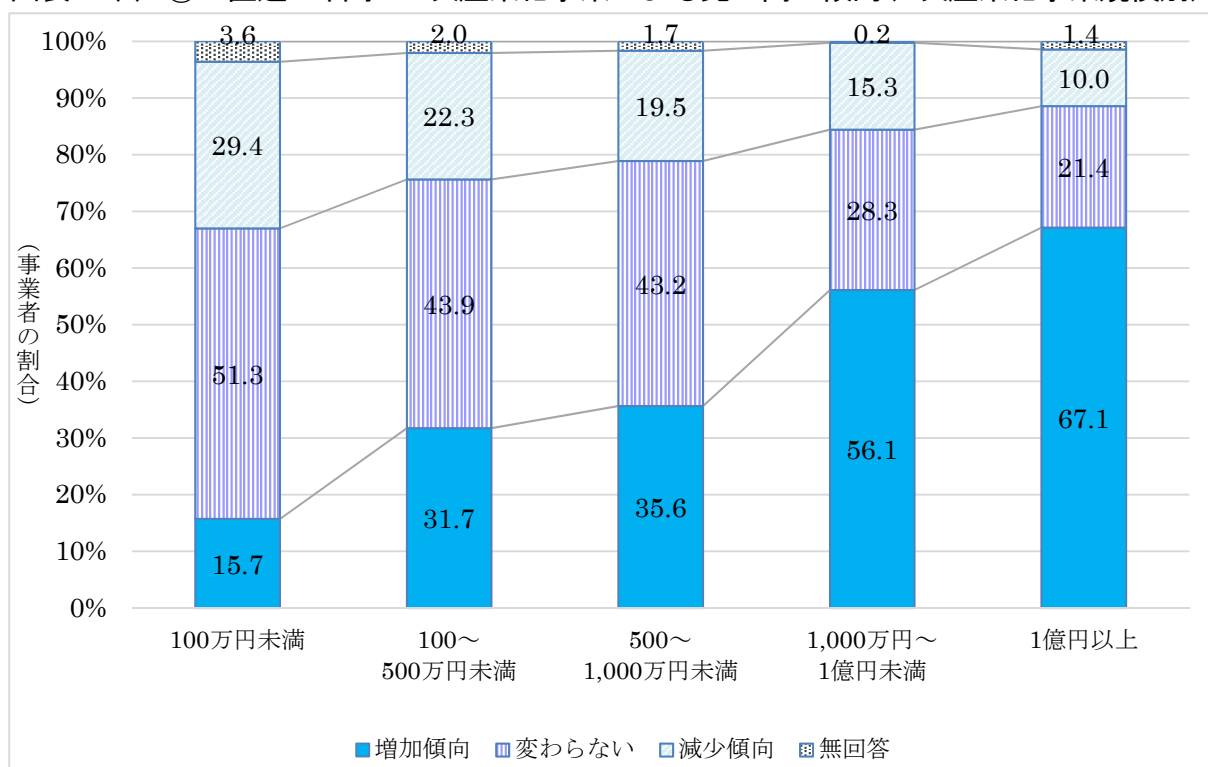
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

イ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（6次産業化事業規模別）

アンケート調査有効回答者3,048事業者について、6次産業化事業の事業規模別に、直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向をみると、図表1-(2)-③のとおり、売上高が「増加傾向」とする事業者の割合は、事業規模が大きくなるほど高く、事業規模が「100万円未満」の階層では2割未満である一方、事業規模が「1,000万円～1億円未満」の階層では5割超、事業規模が「1億円以上」の階層では6割超となっている。

図表1-(2)-③ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（6次産業化事業規模別）



(単位：事業者、%)

事業規模	総数	直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向			
		増加傾向	変わらない	減少傾向	無回答
100万円未満	1,221 (100)	192 (15.7)	626 (51.3)	359 (29.4)	44 (3.6)
100～500万円未満	1,030 (100)	327 (31.7)	452 (43.9)	230 (22.3)	21 (2.0)
500～1,000万円未満	303 (100)	108 (35.6)	131 (43.2)	59 (19.5)	5 (1.7)
1,000万円～1億円未満	424 (100)	238 (56.1)	120 (28.3)	65 (15.3)	1 (0.2)
1億円以上	70 (100)	47 (67.1)	15 (21.4)	7 (10.0)	1 (1.4)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

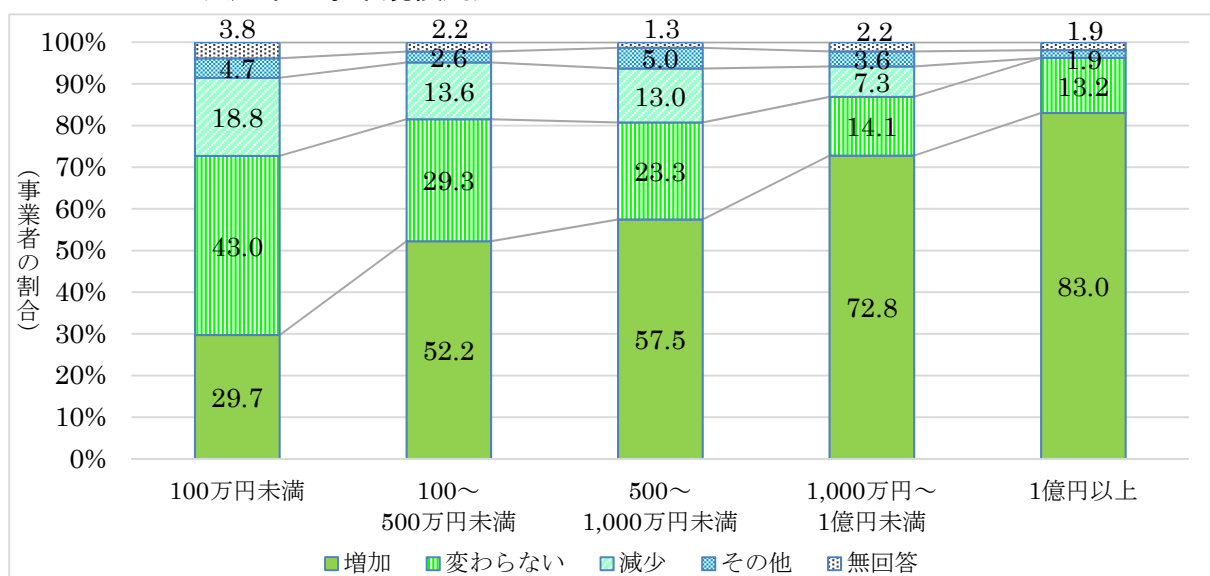
2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

ウ 経営全体の年間の利益の状況（6次産業化事業規模別）

アンケート調査有効回答者 3,015 事業者(注)について、6次産業化事業の事業規模別に経営全体の年間の利益の状況をみると、図表 1-(2)-④のとおり、事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が「増加」したとする事業者の割合は、事業規模が大きくなるほど高く、事業規模が「100万円未満」の階層では3割未満である一方、事業規模が「1,000万円～1億円未満」の階層では7割超、「1億円以上」の階層では8割超となっている。

(注) A-FIVE 出資事業者は6次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が6次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益についての設問はない(調査対象外)。このため、6次産業化事業の事業規模の設問に回答した3,048事業者のうち、当該設問に回答したA-FIVE出資事業者33事業者については、本項目の分析対象から除いたものである。

図表 1-(2)-④ 6次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益の状況（6次産業化事業規模別）



(単位：事業者、%)

事業規模	総数	6次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益				
		増加	変わらない	減少	その他	無回答
100万円未満	1,221 (100)	363 (29.7)	525 (43.0)	229 (18.8)	57 (4.7)	47 (3.8)
100～500万円未満	1,028 (100)	537 (52.2)	301 (29.3)	140 (13.6)	27 (2.6)	23 (2.2)
500～1,000万円未満	301 (100)	173 (57.5)	70 (23.3)	39 (13.0)	15 (5.0)	4 (1.3)
1,000万円～1億円未満	412 (100)	300 (72.8)	58 (14.1)	30 (7.3)	15 (3.6)	9 (2.2)
1億円以上	53 (100)	44 (83.0)	7 (13.2)	0 (0)	1 (1.9)	1 (1.9)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

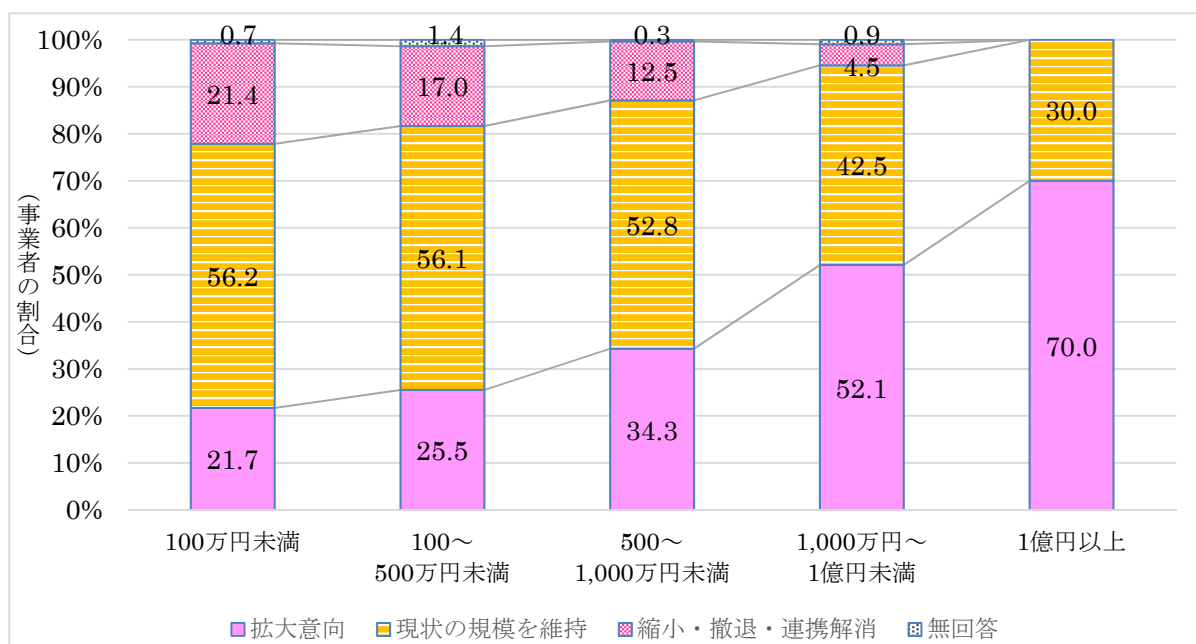
2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 「その他」は、事業開始時の年間の利益が不明で比較ができない等の事業者が該当する。

エ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（6次産業化事業規模別）

アンケート調査有効回答者3,048事業者について、6次産業化事業の事業規模別に、6次産業化事業の今後の取組の方向性をみると、図表1-(2)-⑤のとおり、「拡大意向」とする事業者の割合は、事業規模が大きくなるほど高く、事業規模が「100万円未満」の階層では約2割である一方、事業規模が「1,000万円～1億円未満」の階層では5割超、「1億円以上」の階層では7割となっている。

図表1-(2)-⑤ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（6次産業化事業規模別）



(単位：事業者、%)

事業規模	総数	6次産業化事業の今後の取組の方向性			
		拡大意向	現状の規模を維持	縮小・撤退・連携解消	無回答
100万円未満	1,221 (100)	265 (21.7)	686 (56.2)	261 (21.4)	9 (0.7)
100～500万円未満	1,030 (100)	263 (25.5)	578 (56.1)	175 (17.0)	14 (1.4)
500～1,000万円未満	303 (100)	104 (34.3)	160 (52.8)	38 (12.5)	1 (0.3)
1,000万円～1億円未満	424 (100)	221 (52.1)	180 (42.5)	19 (4.5)	4 (0.9)
1億円以上	70 (100)	49 (70.0)	21 (30.0)	0 (0)	0 (0)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 「縮小・撤退・連携解消」とは、当省のアンケート調査で、i) 認定総合化事業者、A-FIVE出資事業者及び非認定事業者においては、「縮小または連携を解消していく方向」、ii) 農商工等連携事業者においては、「縮小または連携を解消していく方向」又は「すでに連携を解消している」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく「6次産業化事業の今後の取組の方向性」に関する記載において、特段の注書きがない限り同じ。

オ 事業の進捗が順調と考えられる事業者（6次産業化事業規模別）

上記のアからエまでの結果から、6次産業化事業が順調に進捗し、経営上の好循環を形成していると考えられる事業者として、以下の四つの要件（以下、単に「四要件」という。）を充足するものを把握した。

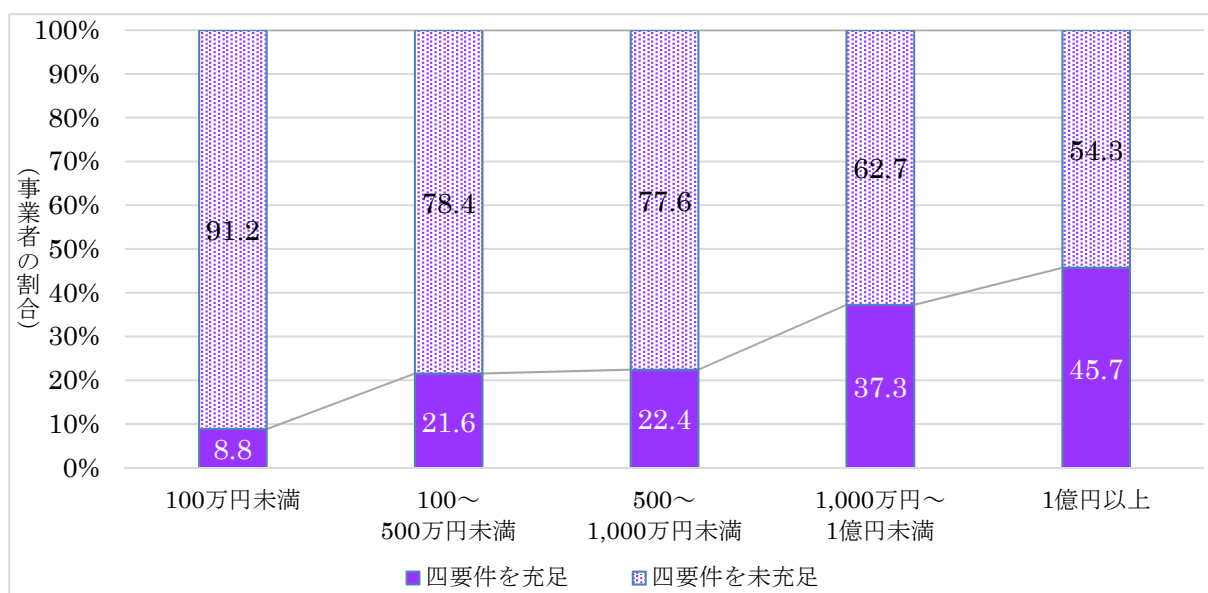
【四要件】

- i) 直近5年間において6次産業化事業による「利益が出ている」こと
- ii) 直近5年間において6次産業化事業による売上高が「増加傾向」であること
- iii) 事業開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」していること
- iv) 今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状の規模を維持」であること

アンケート調査有効回答者 3,048 事業者について、6次産業化事業の事業規模別に四要件の充足状況(注)をみると、図表 1-(2)-⑥のとおり、事業規模が大きくなるほど、四要件をいずれも充足する事業者の割合が高くなっている。

(注) A-FIVE 出資事業者は6次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が6次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益についての設問はない(調査対象外)。このため、A-FIVE 出資事業者については、i、ii及びivの要件を充足する事業者としている。

図表 1-(2)-⑥ 四要件の充足状況（6次産業化事業規模別）



(単位：事業者、%)

事業規模	総数	四要件の充足状況				左記 i～iv の全ての要件を充足する事業者 (注2)
		i) 直近5年間において「利益が出ている」	ii) 直近5年間において売上高が「増加傾向」	iii) 事業開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」	iv) 今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状の規模を維持」	
100万円未満	1,221 (100)	520 (42.6)	192 (15.7)	363 —	951 (77.9)	108 (8.8)
100～500万円未満	1,030 (100)	666 (64.7)	327 (31.7)	537 —	841 (81.7)	222 (21.6)
500～1,000万円未満	303 (100)	189 (62.4)	108 (35.6)	173 —	264 (87.1)	68 (22.4)
1,000万円～1億円未満	424 (100)	291 (68.6)	238 (56.1)	300 —	401 (94.6)	158 (37.3)
1億円以上	70 (100)	48 (68.6)	47 (67.1)	44 —	70 (100)	32 (45.7)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 A-FIVE 出資事業者についてはiiiの要件を調査対象外としているため、i、ii及びivの要件を充足する事業者とした。

3 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。なお、「—」は、iiiについて注2の理由により「総数」が異なることから割合を算出していないことを示す。

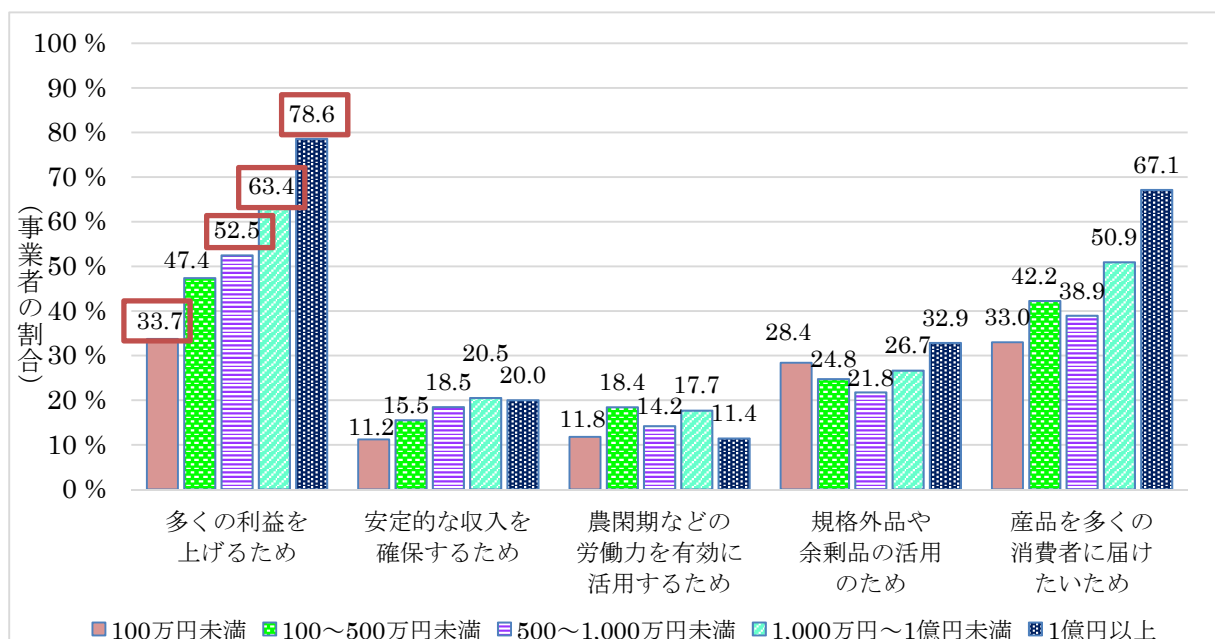
カ 6次産業化事業を開始した目的（6次産業化事業規模別）

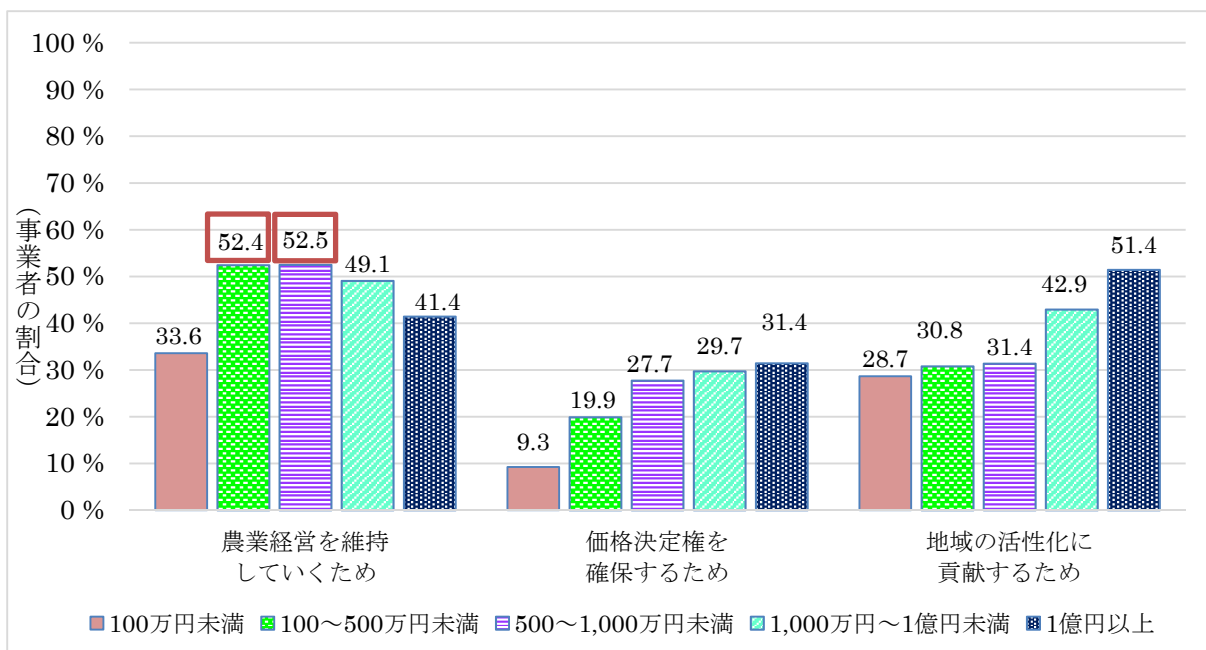
アンケート調査有効回答者3,048事業者について、6次産業化事業の事業規模別に、6次産業化事業を開始した目的(注)をみると、図表1-(2)-⑦のとおり、いずれの階層においても、「多くの利益を上げるため」、「農業経営を維持していくため」、「産品を多くの消費者に届けたいため」、「地域の活性化に貢献するため」といった回答が多くみられた。

中でも、「多くの利益を上げるため」とする事業者の割合は、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど高い傾向にあり、事業規模が「100～500万円未満」の階層以外で最も高くなっている。一方、6次産業化事業の事業規模が比較的小さい「100～500万円未満」の階層では、「農業経営を維持していくため」とする事業者の割合が最も高くなっている（なお、「500～1,000万円未満」の階層では、「多くの利益を上げるため」と「農業経営を維持していくため」の割合が同率である。）。

(注) 農商工等連携事業者のみに設けられた選択肢である、「連携先の持つ技術・ノウハウを習得するため」及び「設備投資を抑えながら事業を拡大するため」は、本項目の分析対象外としている。以下同じ。

図表1-(2)-⑦ 6次産業化事業を開始した主な目的（6次産業化事業規模別）





(単位：事業者、%)

事業規模	総数	6次産業化事業を開始した目的 (複数回答)							
		多くの利益を上げるため	安定的な収入を確保するため	農閑期などの労働力を有効に活用するため	規格外品や余剰品の活用のため	産品を多く消費者に届けたいため	農業経営を維持していくため	価格決定権を確保するため	地域の活性化に貢献するため
100万円未満	1,221 (100)	412 (33.7)	137 (11.2)	144 (11.8)	347 (28.4)	403 (33.0)	410 (33.6)	113 (9.3)	350 (28.7)
100～500万円未満	1,030 (100)	488 (47.4)	160 (15.5)	190 (18.4)	255 (24.8)	435 (42.2)	540 (52.4)	205 (19.9)	317 (30.8)
500～1,000万円未満	303 (100)	159 (52.5)	56 (18.5)	43 (14.2)	66 (21.8)	118 (38.9)	159 (52.5)	84 (27.7)	95 (31.4)
1,000万円～1億円未満	424 (100)	269 (63.4)	87 (20.5)	75 (17.7)	113 (26.7)	216 (50.9)	208 (49.1)	126 (29.7)	182 (42.9)
1億円以上	70 (100)	55 (78.6)	14 (20.0)	8 (11.4)	23 (32.9)	47 (67.1)	29 (41.4)	22 (31.4)	36 (51.4)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 グラフの太枠は、事業規模別に最も割合の高いものを示す。

(3) 経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別の分析

アンケート調査有効回答者 3,222 事業者(注)について、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合をみると、図表 1-(3)-①のとおり、「10～50%未満」とする事業者が2割5分超で、無回答を除き最も高い。

(注) アンケート調査有効回答者 3,256 事業者のうち、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合に係る設問がないA-FIVE 出資事業者 34 事業者を除いたものである。

図表 1-(3)-① アンケート有効回答者における経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合

(単位：事業者、%)

区分	経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合				
	0～10%未満	10～50%未満	50～90%未満	90～100%	無回答
事業者数 (割合)	487 (15.1)	830 (25.8)	524 (16.3)	335 (10.4)	1,046 (32.5)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

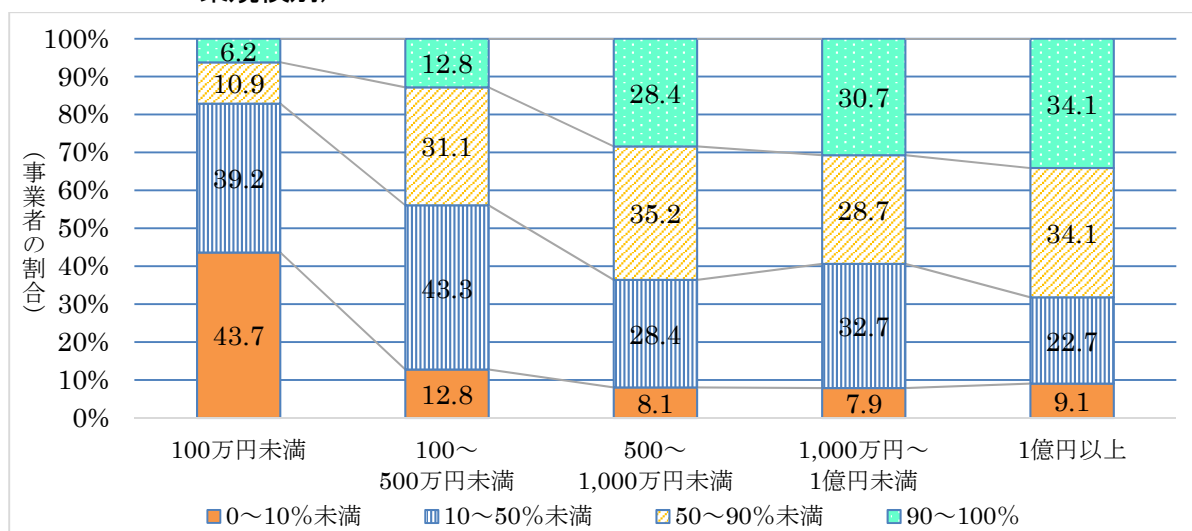
2 () は、アンケート調査有効回答者 3,222 事業者を 100 とした場合の割合を表す。

アンケート調査有効回答者 2,175 事業者(注)について、6次産業化事業の事業規模別に、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合をみると、図表 1-(3)-②のとおり、事業規模が「100万円未満」と比較的小規模の事業者では、その割合が「0～10%未満」及び「10～50%未満」の事業者が合わせて8割超となっている。

一方、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合が高まる傾向がみられる。特に、事業規模が「500～1,000万円未満」以上の階層では、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合が「50～90%未満」及び「90～100%」の事業者が合わせて5割超となっている。このことから、6次産業化事業の事業規模の拡大に伴い、経営の主要な柱が、農業生産事業から6次産業化事業へと転換しつつあるものと考えられる。

(注) 6次産業化事業の事業規模の設問に回答した 3,048 事業者のうち、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合に係る設問がないA-FIVE 出資事業者 33 事業者及び当該設問に無回答の 840 事業者の計 873 事業者を除いたものである。

図表 1-(3)-② 経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合（6 次産業化事業規模別）



(単位：事業者、%)

事業規模	総数	経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合				(参考) 無回答
		0～10%未満	10～50%未満	50～90%未満	90～100%	
100 万円未満	772 (100)	337 (43.7)	303 (39.2)	84 (10.9)	48 (6.2)	449 —
100～500 万円未満	781 (100)	100 (12.8)	338 (43.3)	243 (31.1)	100 (12.8)	247 —
500～1,000 万円未 満	236 (100)	19 (8.1)	67 (28.4)	83 (35.2)	67 (28.4)	65 —
1,000 万円～1 億円 未満	342 (100)	27 (7.9)	112 (32.7)	98 (28.7)	105 (30.7)	70 —
1 億円以上	44 (100)	4 (9.1)	10 (22.7)	15 (34.1)	15 (34.1)	9 —

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 上欄のグラフは、経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合の設問に無回答であった事業者が多数 (840/3,015)であったことから、当該 840 事業者を除いて作成している。

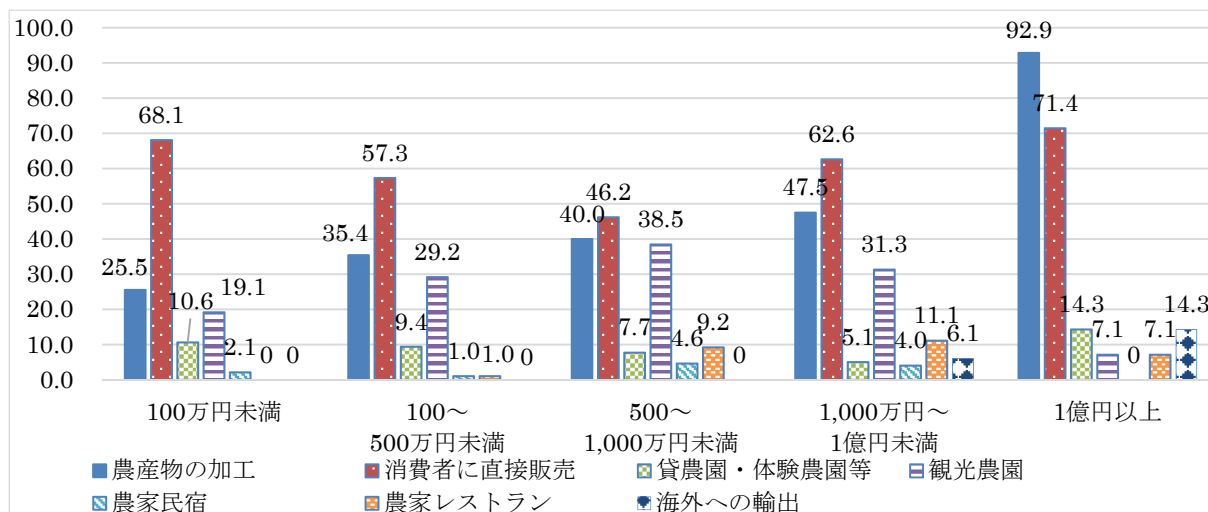
3 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。なお、「—」は、無回答について注 2 の理由により「総数」に含めていないため、割合を算出していないことを示す

なお、6 次産業化事業が経営の主要な柱となっている、経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合が 90%以上の事業者 321 事業者(注)について、取り組む 6 次産業化事業の事業内容 (複数回答) をみると、図表 1-(3)-③のとおり、i) 6 次産業化事業の事業規模が大きくなるほど、「農産物の加工」に取り組む事業者の割合が高まり、事業規模が「1 億円以上」の階層ではその割合が 9 割超となっている、ii) 「消費者に直接販売」に取り組む事業者の割合は、6 次産業化事業の事業規模にかかわらず、約 5 割から約 7 割を占めている、iii) 「海外への輸出」に取り組む事業者は、6 次産業化事業の事業規模が「1,000 万円～1 億円未満」及び「1 億円以上」の階層のみで見られるといった傾向がみられた。

(注) 図表 1-(3)-②において、経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合が 90%以上とする 335 事業

者のうち、農商工等連携事業者 11 事業者については、取り組む 6 次産業化事業と農商工等連携事業に係る 6 次産業化事業とが必ずしも一致しないことから分析対象から除外しているほか、6 次産業化事業の事業内容の設問に対して、無回答の 3 事業者を除いたものである。

図表 1-(3)-③ 経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合が「90～100%」の事業者における取組事業内容



(単位: 事業者, %)

事業規模	総数	6 次産業化事業の事業内容 (複数回答)						
		農産物の加工	消費者に直接販売	貸農園・体験農園等	観光農園	農家民宿	農家レストラン	海外への輸出
100 万円未満	47 (100)	12 (25.5)	32 (68.1)	5 (10.6)	9 (19.1)	1 (2.1)	0 (0)	0 (0)
100～500 万円未満	96 (100)	34 (35.4)	55 (57.3)	9 (9.4)	28 (29.2)	1 (1.0)	1 (1.0)	0 (0)
500～1,000 万円未満	65 (100)	26 (40.0)	30 (46.2)	5 (7.7)	25 (38.5)	3 (4.6)	6 (9.2)	0 (0)
1,000 万円～1 億円未満	99 (100)	47 (47.5)	62 (62.6)	5 (5.1)	31 (31.3)	4 (4.0)	11 (11.1)	6 (6.1)
1 億円以上	14 (100)	13 (92.9)	10 (71.4)	2 (14.3)	1 (7.1)	0 (0)	1 (7.1)	2 (14.3)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

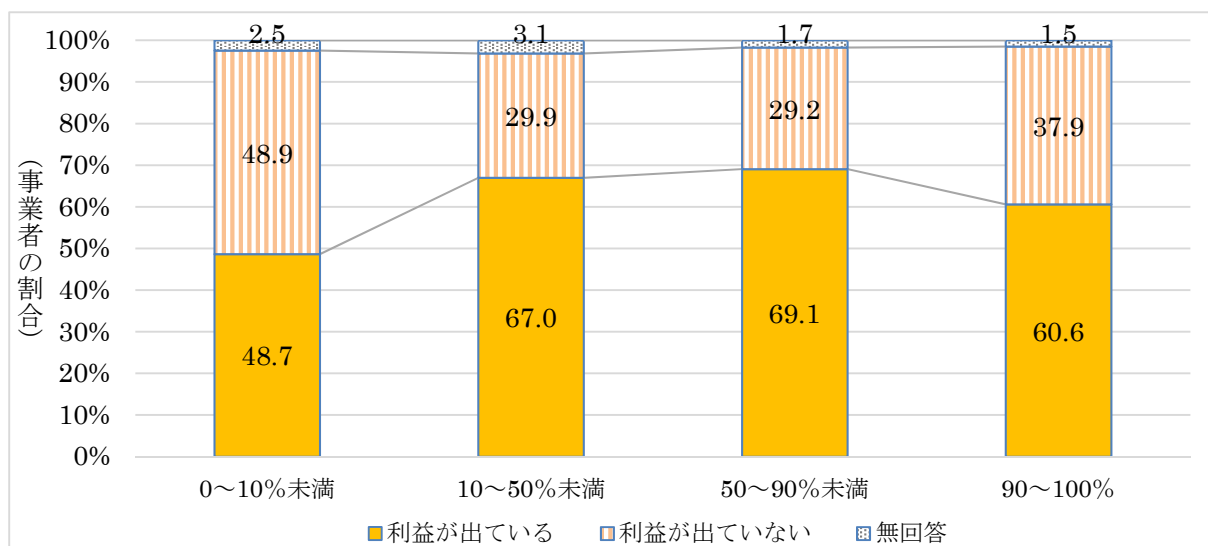
2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

ア 直近 5 年間の 6 次産業化事業による利益発生傾向 (経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合別)

アンケート調査有効回答者 2,176 事業者(注)について、経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合別に、直近 5 年間の 6 次産業化事業による利益発生傾向をみると、図表 1-(3)-④のとおり、「利益が出ている」とする事業者の割合は、6 次産業化事業の売上高の割合が「0～10%未満」の階層では 5 割を下回るのに対し、それ以外の階層では 6 割超となっている。

(注) アンケート調査有効回答者 3,256 事業者のうち、経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合の設問に係る設問がない A-FIVE 出資事業者 34 事業者及び当該設問に無回答の 1,046 事業者の計 1,080 事業者を除いたものである。以下、当該事業者数が表記されている場合同じ。

図表 1-(3)-④ 直近 5 年間の 6 次産業化事業による利益発生傾向 (経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合別)



(単位：事業者、%)

事業の割合	総数	直近 5 年間の 6 次産業化事業による利益発生傾向		
		利益が出ている	利益が出ていない	無回答
0~10%未満	487 (100)	237 (48.7)	238 (48.9)	12 (2.5)
10~50%未満	830 (100)	556 (67.0)	248 (29.9)	26 (3.1)
50~90%未満	524 (100)	362 (69.1)	153 (29.2)	9 (1.7)
90~100%	335 (100)	203 (60.6)	127 (37.9)	5 (1.5)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

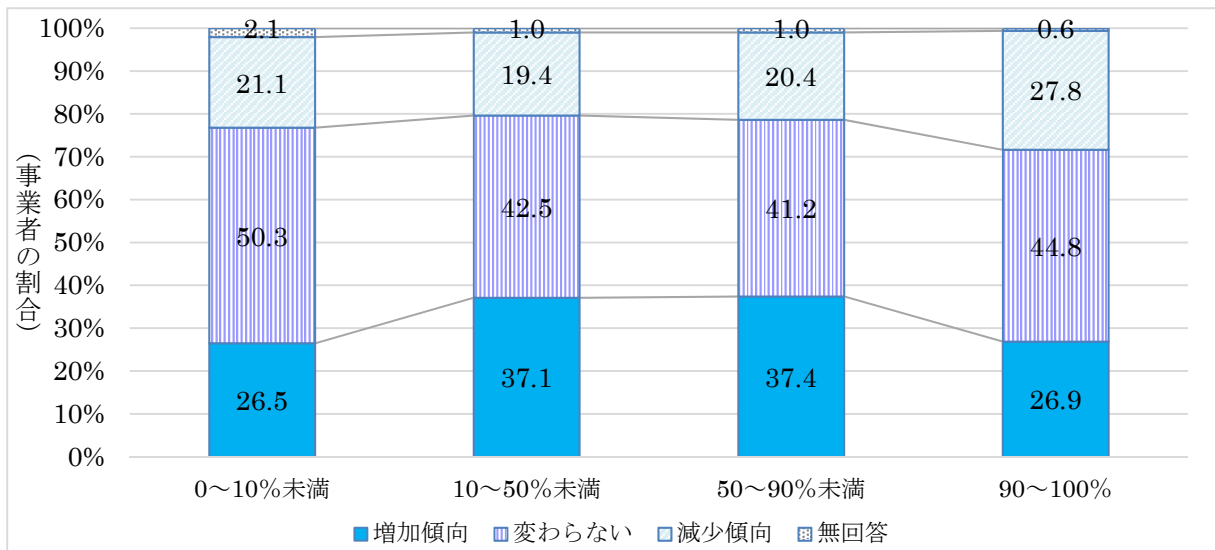
2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 「事業の割合」は、経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合を表す。以下、図表 1-(3)-⑤~⑧において同じ。

イ 直近 5 年間の 6 次産業化事業による売上高の傾向 (経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合別)

アンケート調査有効回答者 2,176 事業者について、経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合別に、直近 5 年間の 6 次産業化事業による売上高の傾向をみると、図表 1-(3)-⑤のとおり、「増加傾向」とする事業者の割合は、「10~50%未満」及び「50~90%未満」の階層では約 4 割、「0~10%未満」及び「90~100%」の階層では約 3 割となっており、階層ごとに大きな差はみられない。なお、「90~100%」の階層においては、売上高が「減少傾向」にある事業者も約 3 割を占めている。

図表 1-(3)-⑤ 直近 5 年間の 6 次産業化事業による売上高の傾向（経営全体の売上高に占める 6 次産業化事業の売上高の割合別）



(単位：事業者、%)

事業の割合	総数	直近 5 年間の 6 次産業化事業による売上高の傾向			
		増加傾向	変わらない	減少傾向	無回答
0~10%未満	487 (100)	129 (26.5)	245 (50.3)	103 (21.1)	10 (2.1)
10~50%未満	830 (100)	308 (37.1)	353 (42.5)	161 (19.4)	8 (1.0)
50~90%未満	524 (100)	196 (37.4)	216 (41.2)	107 (20.4)	5 (1.0)
90~100%	335 (100)	90 (26.9)	150 (44.8)	93 (27.8)	2 (0.6)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

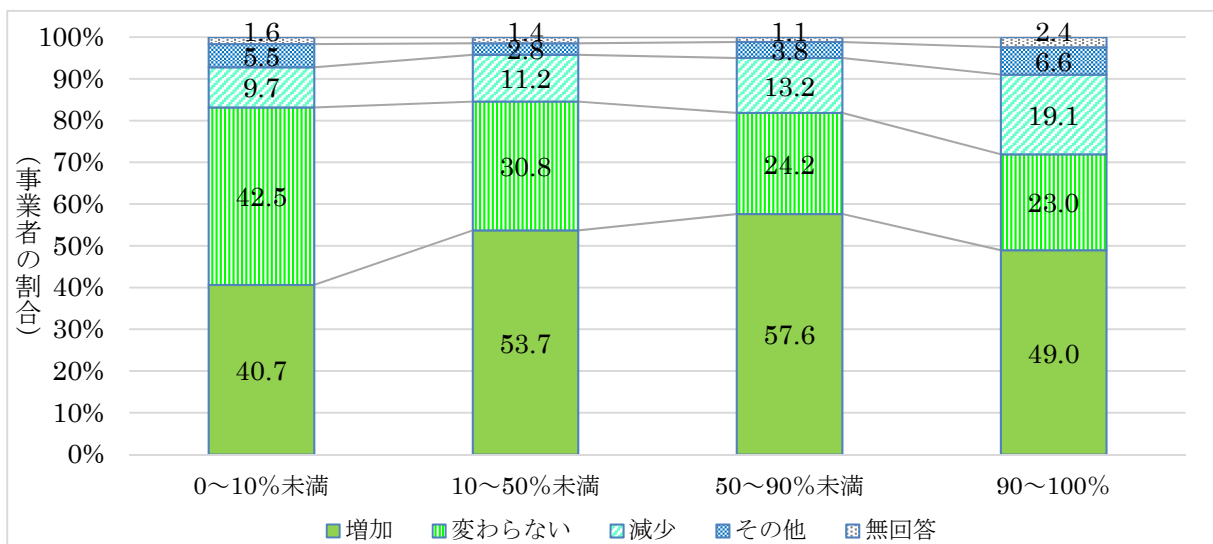
2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

ウ 経営全体の年間の利益の状況（経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別）

アンケート調査有効回答者2,176事業者について、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別に経営全体の年間の利益の状況をみると、図表1-(3)-⑥のとおり、事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が「増加」したとする事業者の割合は、「0～10%未満」の階層では約4割、それ以外の階層ではおおむね5割から6割となっている。

また、事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が「減少」したとする事業者の割合は、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合が高まるほど高くなっており、「90～100%」の階層では約2割に及んでいる。

図表1-(3)-⑥ 6次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益の状況（経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別）



(単位：事業者、%)

事業の割合	総数	6次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益				
		増加	変わらない	減少	その他	無回答
0～10%未満	487 (100)	198 (40.7)	207 (42.5)	47 (9.7)	27 (5.5)	8 (1.6)
10～50%未満	830 (100)	446 (53.7)	256 (30.8)	93 (11.2)	23 (2.8)	12 (1.4)
50～90%未満	524 (100)	302 (57.6)	127 (24.2)	69 (13.2)	20 (3.8)	6 (1.1)
90～100%	335 (100)	164 (49.0)	77 (23.0)	64 (19.1)	22 (6.6)	8 (2.4)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

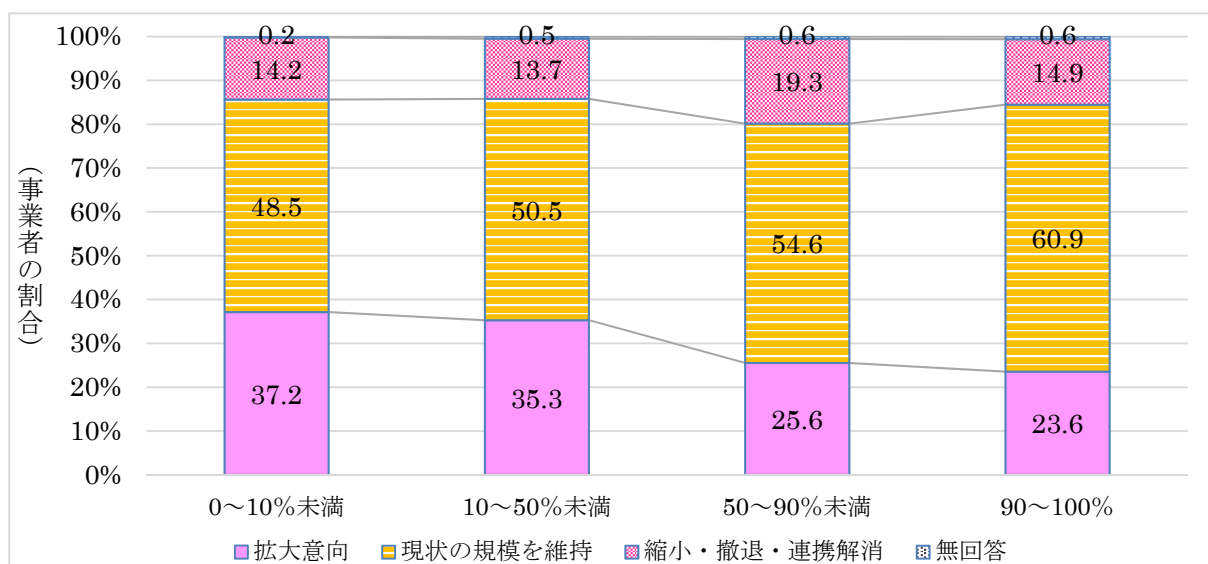
3 「その他」は、事業開始時の年間の利益が不明で比較ができない等の事業者が該当する。

エ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別）

アンケート調査有効回答者2,176事業者について、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別に、6次産業化事業の今後の取組の方向性をみると、図表1-(3)-⑦のとおり、「拡大意向」とする事業者の割合は、「0～10%未満」の階層で約4割と最も高く、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合が高まるほど低下している。

一方、「現状の規模を維持」とする事業者の割合は、「90～100%」の階層で6割超と最も高く、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合が下がるほど低下している。

図表1-(3)-⑦ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別）



(単位：事業者、%)

事業の割合	総数	6次産業化事業の今後の取組の方向性			
		拡大意向	現状の規模を維持	縮小・撤退・連携解消	無回答
0～10%未満	487 (100)	181 (37.2)	236 (48.5)	69 (14.2)	1 (0.2)
10～50%未満	830 (100)	293 (35.3)	419 (50.5)	114 (13.7)	4 (0.5)
50～90%未満	524 (100)	134 (25.6)	286 (54.6)	101 (19.3)	3 (0.6)
90～100%	335 (100)	79 (23.6)	204 (60.9)	50 (14.9)	2 (0.6)

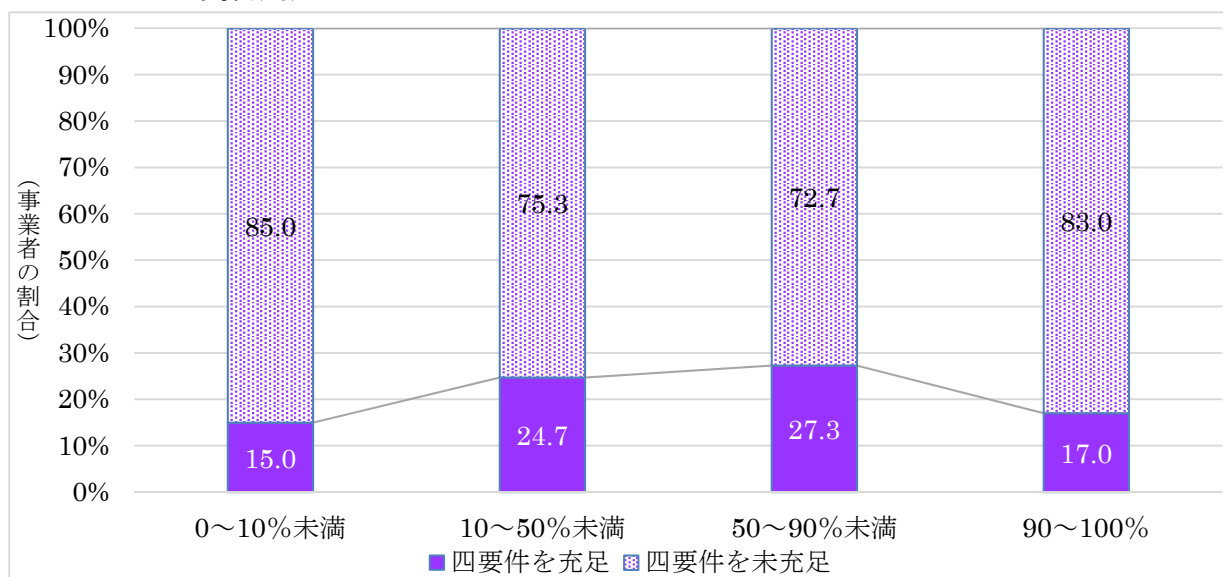
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

オ 事業の進捗が順調と考えられる事業者（経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別）

上記のアからエまでの結果から、アンケート調査有効回答者2,176事業者について、経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別に四要件の充足状況をみると、図表1-(3)-⑧のとおり、四要件を充足する事業者の割合は、「10～50%未満」及び「50～90%未満」の階層では2割超、「0～10%未満」及び「90～100%」の階層では2割未満であり、それほど顕著な傾向はみられない。

図表1-(3)-⑧ 四要件の充足状況（経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別）



(単位：事業者、%)

事業の割合	総数	四要件の充足状況				左記 i～iv の全ての要件を充足する事業者
		i) 直近5年間において「利益が出ている」	ii) 直近5年間において売上高が「増加傾向」	iii) 事業開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」	iv) 今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状の規模を維持」	
0～10%未満	487 (100)	237 (48.7)	129 (26.5)	198 (40.7)	417 (85.6)	73 (15.0)
10～50%未満	830 (100)	556 (67.0)	308 (37.1)	446 (53.7)	712 (85.8)	205 (24.7)
50～90%未満	524 (100)	362 (69.1)	196 (37.4)	302 (57.6)	420 (80.2)	143 (27.3)
90～100%	335 (100)	203 (60.6)	90 (26.9)	164 (49.0)	283 (84.5)	57 (17.0)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

(4) 6次産業化の取組事業数別の分析

アンケート調査有効回答者 3,256 事業者について、その取り組む6次産業化事業の事業数をみると、図表 1-(4)-①のとおり、「単一の事業」とする事業者が過半数で最も多く、取組事業数が増えるほど事業者の割合は低下している。

図表 1-(4)-① アンケート調査有効回答者における 6 次産業化事業の取組事業数

(単位：事業者、%)

区分	6次産業化事業の取組事業数					
	単一の事業	2種類の事業	3種類の事業	4種類以上の事業	行っていない	無回答
事業者数 (割合)	1,721 (52.9)	1,072 (32.9)	203 (6.2)	78 (2.4)	55 (1.7)	127 (3.9)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、アンケート調査有効回答者 3,256 事業者を 100 とした場合の割合を表す。

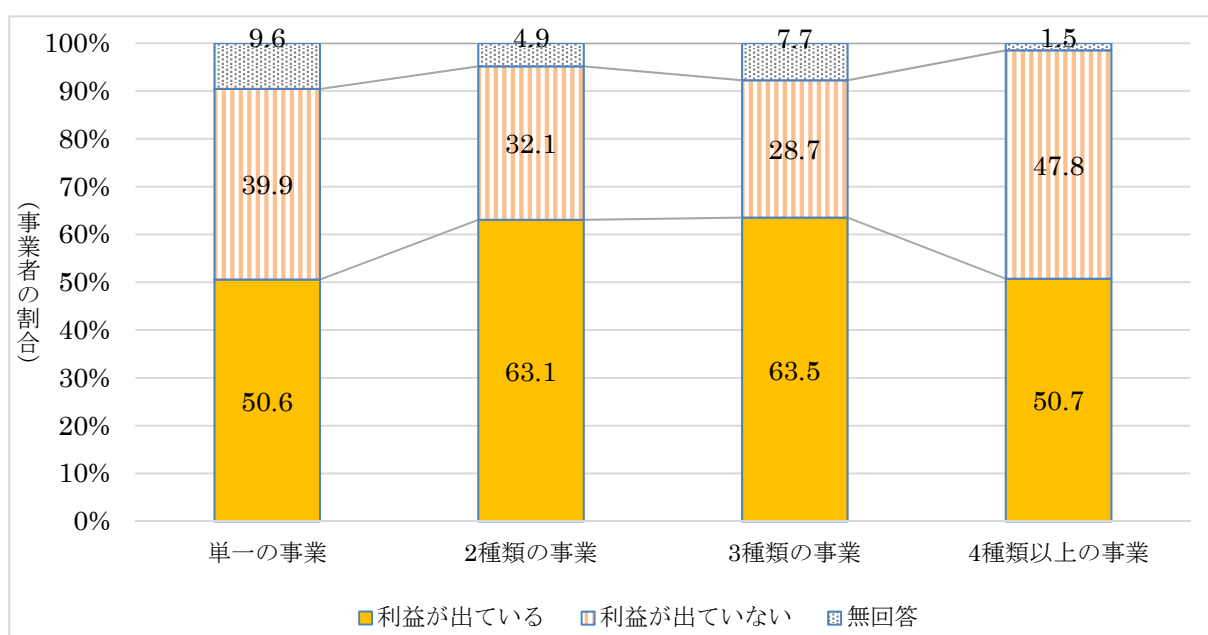
3 「行っていない」とは、農商工等連携事業者において、当該農業者自らは6次産業化事業を行っていないと回答した事業者を指す。

ア 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（取組事業数別）

アンケート調査有効回答者 2,899 事業者(注)について、6次産業化の取組事業数別に、直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向をみると、図表1-(4)-②のとおり、「利益が出ている」とする事業者の割合は、「単一の事業」及び「4種類以上の事業」に取り組む事業者では約5割、「2種類の事業」及び「3種類の事業」に取り組む事業者では約6割となっている。

(注) アンケート調査有効回答者 3,256 事業者のうち、i) 農商工等連携事業者 237 事業者については、取り組む6次産業化事業と農商工等連携事業に係る6次産業化事業とが必ずしも一致しないことから分析対象から除外しているほか、ii) 6次産業化事業の取組事業内容の設問において無回答の120 事業者についても分析対象から除外したものである。以下、当該事業者数が表記されている場合同じ。

図表1-(4)-② 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（取組事業数別）



(単位：事業者、%)

取組事業数	総数	直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向		
		利益が出ている	利益が出ていない	無回答
単一の事業	1,641 (100)	830 (50.6)	654 (39.9)	157 (9.6)
2種類の事業	1,010 (100)	637 (63.1)	324 (32.1)	49 (4.9)
3種類の事業	181 (100)	115 (63.5)	52 (28.7)	14 (7.7)
4種類以上の事業	67 (100)	34 (50.7)	32 (47.8)	1 (1.5)

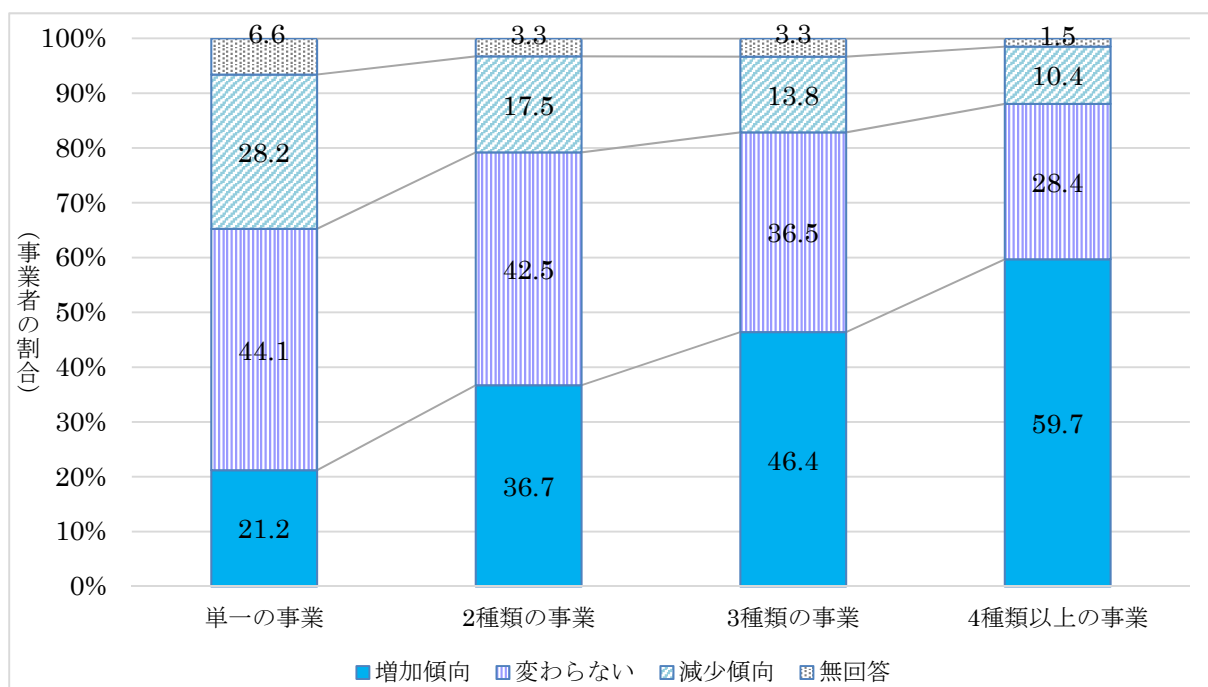
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

イ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（取組事業数別）

アンケート調査有効回答者 2,899 事業者について、6次産業化の取組事業数別に、直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向をみると、図表1-(4)-③のとおり、売上高が「増加傾向」とする事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では約2割である一方、「4種類以上の事業」に取り組む事業者では約6割となっている。

図表1-(4)-③ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（取組事業数別）



(単位：事業者、%)

取組事業数	総数	直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向			
		増加傾向	変わらない	減少傾向	無回答
単一の事業	1,641 (100)	348 (21.2)	723 (44.1)	462 (28.2)	108 (6.6)
2種類の事業	1,010 (100)	371 (36.7)	429 (42.5)	177 (17.5)	33 (3.3)
3種類の事業	181 (100)	84 (46.4)	66 (36.5)	25 (13.8)	6 (3.3)
4種類以上の事業	67 (100)	40 (59.7)	19 (28.4)	7 (10.4)	1 (1.5)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

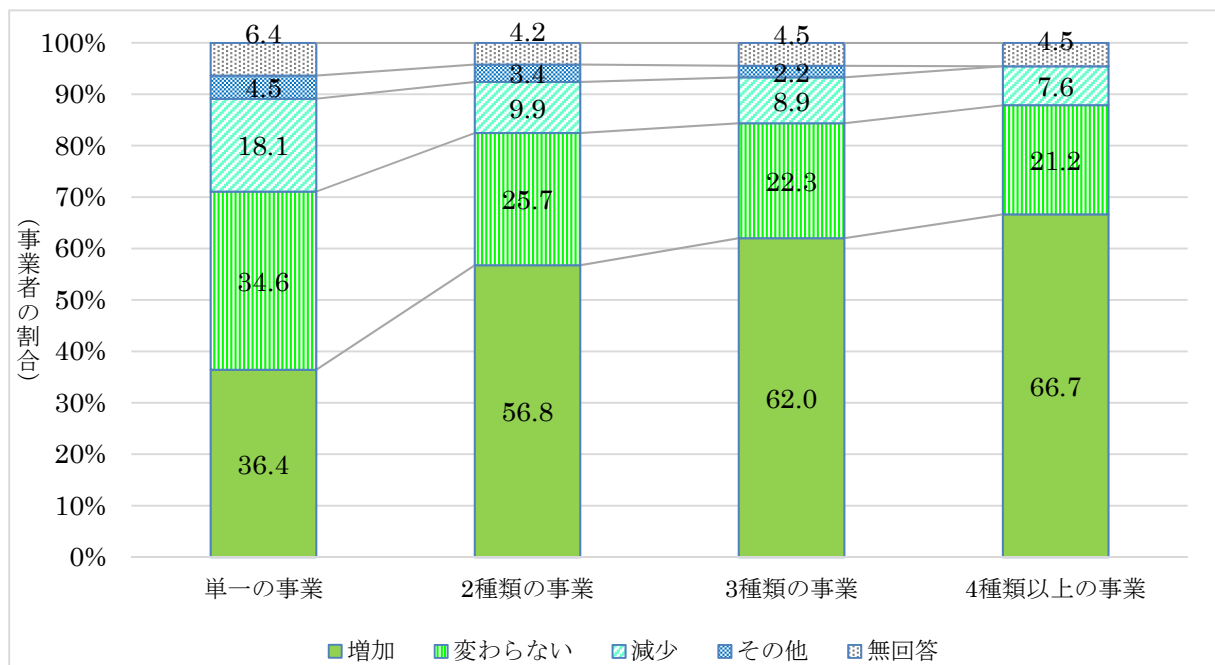
2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

ウ 経営全体の年間の利益の状況（取組事業数別）

アンケート調査有効回答者 2,866 事業者(注)について、6次産業化に取り組む事業数別に経営全体の年間の利益の状況をみると、図表 1-(4)-④のとおり、事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が「増加」したとする事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者で 4 割未満である一方、「3種類の事業」及び「4種類以上の事業」に取り組む事業者では 6 割超となっている。

(注) A-FIVE 出資事業者は 6 次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が 6 次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益の設問はない（調査対象外）。このため、上記 2,899 事業者のうち、6 次産業化事業の取組事業内容の設問に回答している A-FIVE 出資事業者 33 事業者については、本項目の分析対象から除いたものである。以下、当該事業者数が表記されている場合同じ。

図表 1-(4)-④ 6 次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益の状況（取組事業数別）



(単位：事業者、%)

取組事業数	総数	6 次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益				
		増加	変わらない	減少	その他	無回答
単一の事業	1,622 (100)	591 (36.4)	562 (34.6)	293 (18.1)	73 (4.5)	103 (6.4)
2種類の事業	999 (100)	567 (56.8)	257 (25.7)	99 (9.9)	34 (3.4)	42 (4.2)
3種類の事業	179 (100)	111 (62.0)	40 (22.3)	16 (8.9)	4 (2.2)	8 (4.5)
4種類以上の事業	66 (100)	44 (66.7)	14 (21.2)	5 (7.6)	0 (0)	3 (4.5)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

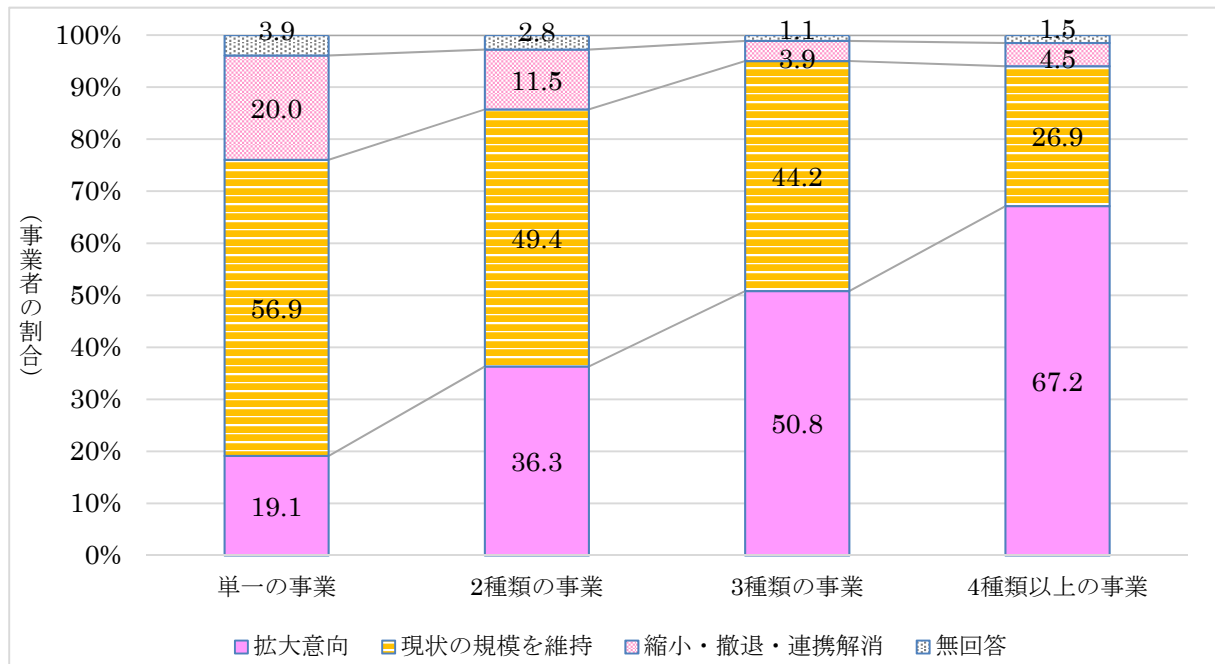
2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 「その他」は、事業開始時の年間の利益が不明で比較ができない等の事業者が該当する。

エ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（取組事業数別）

アンケート調査有効回答者2,899事業者について、6次産業化の取組事業数別に、6次産業化事業の今後の取組の方向性をみると、図表1-(4)-⑤のとおり、「拡大意向」とする事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では2割未満である一方、「4種類以上の事業」に取り組む事業者では6割超となっている。

図表1-(4)-⑤ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（取組事業数別）



(単位：事業者、%)

取組事業数	総数	6次産業化事業の今後の取組の方向性			
		拡大意向	現状の規模を維持	縮小・撤退・連携解消	無回答
単一の事業	1,641 (100)	314 (19.1)	934 (56.9)	329 (20.0)	64 (3.9)
2種類の事業	1,010 (100)	367 (36.3)	499 (49.4)	116 (11.5)	28 (2.8)
3種類の事業	181 (100)	92 (50.8)	80 (44.2)	7 (3.9)	2 (1.1)
4種類以上の事業	67 (100)	45 (67.2)	18 (26.9)	3 (4.5)	1 (1.5)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

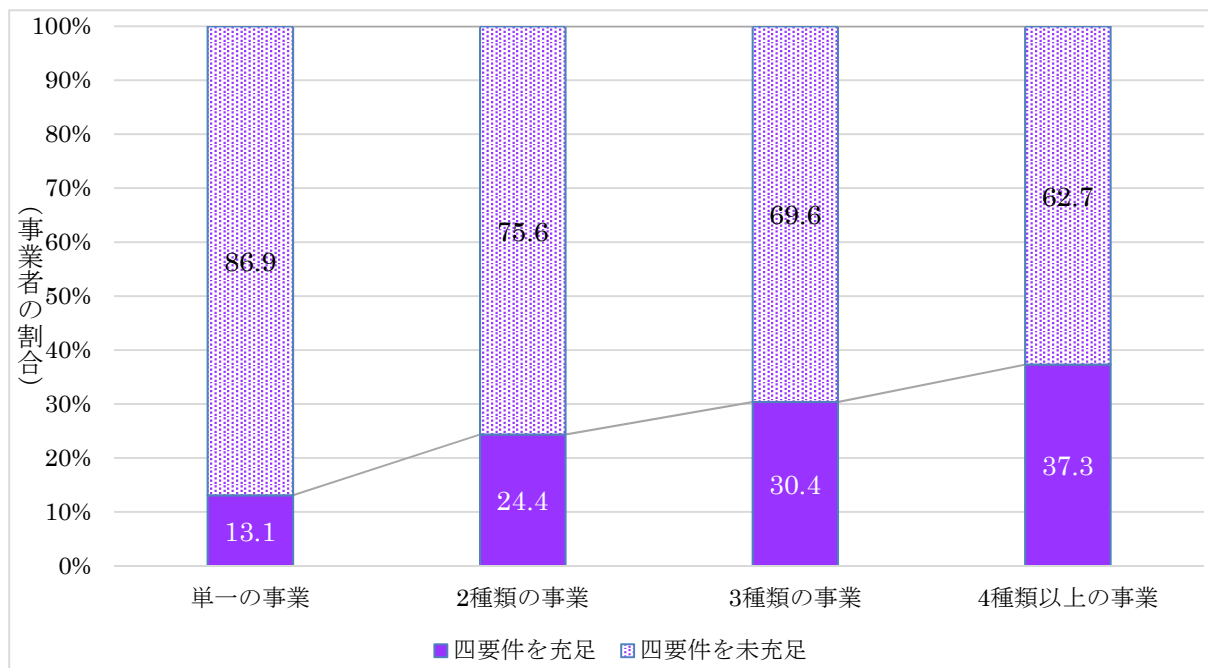
オ 事業の進捗が順調と考えられる事業者（取組事業数別）

上記のアからエまでの結果から、アンケート調査有効回答者2,899事業者について、6次産業化に取り組む事業者数別に四要件の充足状況(注)をみると、図表1-(4)-⑥のとおり、四要件を充足する事業者の割合は、事業の多角化により取組事業数が多くなる

ほど高くなっている。特に、「単一の事業」に取り組む事業者（13.1%）に比べ、「4種類以上の事業」に取り組む事業者（37.3%）では、その割合が約3倍も高くなっているなど、事業の多角化に伴う傾向は顕著になっているといえる。

(注) A-FIVE 出資事業者は6次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が6次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益については設問とはなっていない（調査対象外）。このため、A-FIVE 出資事業者については、i、ii及びivの要件を充足する事業者としている。

図表 1-(4)-⑥ 四要件の充足状況（取組事業数別）



(単位：事業者、%)

取組事業数	総数	四要件の充足状況				左記 i ~ iv の全ての要件を充足する事業者 (注2)
		i) 直近5年間において「利益が出てい	ii) 直近5年間において売上高が「増加傾向	iii) 事業開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加	iv) 今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状の規模を維持」	
単一の事業	1,641 (100)	830 (50.6)	348 (21.2)	591 —	1,248 (76.1)	215 (13.1)
2種類の事業	1,010 (100)	637 (63.1)	371 (36.7)	567 —	866 (85.7)	246 (24.4)
3種類の事業	181 (100)	115 (63.5)	84 (46.4)	111 —	172 (95.0)	55 (30.4)
4種類以上の事業	67 (100)	34 (50.7)	40 (59.7)	44 —	63 (94.0)	25 (37.3)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 A-FIVE 出資事業者についてはiiiの要件を調査対象外としているため、i、ii及びivの要件を充足する事業者とした。

3 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。なお、「—」は、iiiについて注2の理由により「総数」が異なることから割合を算出していないことを示す。

以上のとおり、6次産業化事業の多角化は、事業の進捗が順調と考えられる事業者の増加に一定の効果がみられる結果となった。また、図表1-(4)-⑦のとおり、6次産業化事業の多角化に取り組み、提供する製品、サービス等が増えることで、来客者の購買の選択肢が増え、来客者の増加や客単価の向上といった効果も期待できる。具体的には、農家レストラン目的での来客者が、併せて加工品のジュースやジャムを購入する、あるいは加工品の販売増に伴い原材料たる農産物の生産量が増加するといった効果などが想定される場所であり、事業の多角化が奏功することで、6次産業化事業のみならず農業生産事業を含めた経営全体に対する一定の波及効果等が生じていると考えられる。

図表1-(4)-⑦ 事業の多角化を契機に来店客数が増加した事例（実地調査結果）

（長野県：有限会社ブラウンエッグファーム）

平成13年に直売所を開設し、加工した農産物等の直接販売に取り組み始めた当初は、売上高・来店客数ともに着実に増加していたが、その後は、頭打ちとなっていた。このような状況の中、平成27年から直売所の隣に農家レストランを開業したところ、直売所との相乗効果もあり、開業1年目から1,000万円超の売上げとなった。これに加え、直売所においても、来客数が増加（1日当たり15人程度増加）し、前期比で600万円の売上げの増加につながった。

（注） 当省の調査結果に基づき作成した。

(5) 6次産業化に取り組む単一の事業内容別の分析

6次産業化に取り組む事業内容別の効果を把握するため、前述の図表1-(4)-①において「単一の事業」(注1)に取り組むアンケート調査有効回答者1,721事業者(注2)について、以下のとおり比較分析を行った。

6次産業化事業の内容をみると、図表1-(5)-①のとおり、「農産物の加工のみ」に取り組む事業者及び「消費者に直接販売のみ」に取り組む事業者がいずれも3割超と多数である一方、「農家レストランのみ」や「海外への輸出のみ」に取り組む事業者は僅少にとどまる。

(注1) 6次産業化事業の具体的内容として、「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「貸農園・体験農園等」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」の7分野とした。

(注2) 「単一の事業」に取り組む農商工等連携事業者は取り組む6次産業化事業と農商工等連携事業に係る6次産業化事業とが一致すると考えられることから、「(4)6次産業化の取組事業数別の分析」と異なり分析対象としている。以下、当該事業者数が表記されている場合同じ。

図表1-(5)-① アンケート調査有効回答者が取り組む6次産業化事業の内容(単一の事業)

(単位:事業者、%)

区分	取り組む6次産業化事業の内容						
	農産物の加工のみ	消費者に直接販売のみ	貸農園・体験農園等のみ	観光農園のみ	農家民宿のみ	農家レストランのみ	海外への輸出のみ
事業者数 (割合)	545 (31.7)	616 (35.8)	123 (7.1)	197 (11.4)	150 (8.7)	64 (3.7)	26 (1.5)

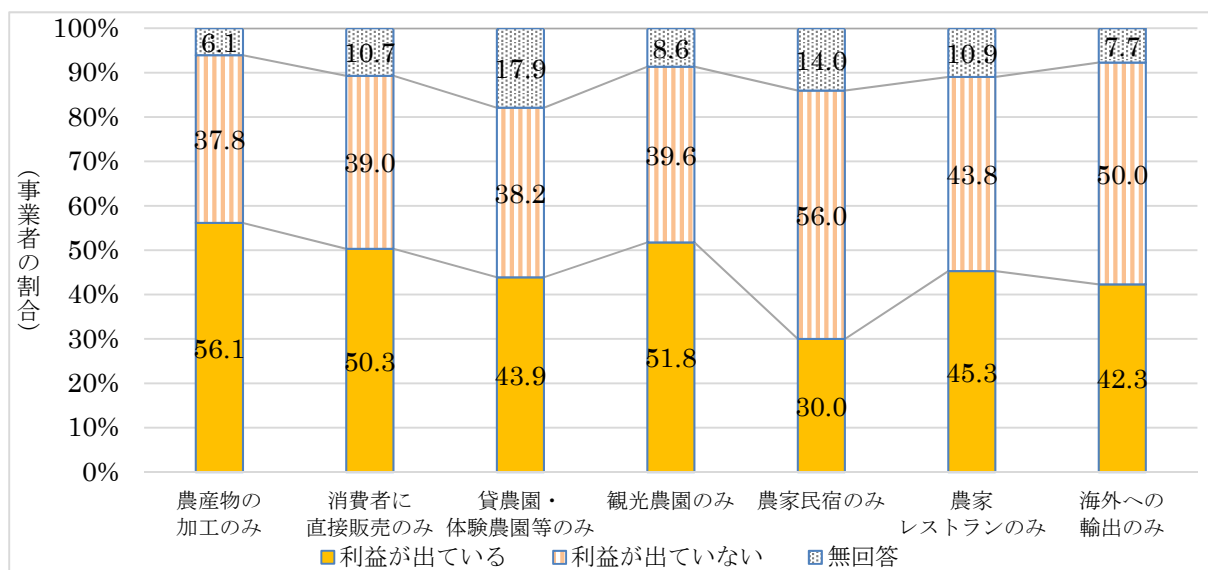
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、アンケート調査有効回答者1,721事業者を100とした場合の割合を表す。

ア 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（単一の事業）

単一の事業に取り組むアンケート調査有効回答者1,721事業者について、取り組む6次産業化事業の内容別に、直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向を比較すると、図表1-(5)-②のとおり、「利益が出ている」とする事業者の割合は、「農産物の加工のみ」、「消費者に直接販売のみ」及び「観光農園のみ」に取り組む事業者では5割超である一方、「農家民宿のみ」に取り組む事業者では3割となっている。

図表1-(5)-② 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（単一の事業）



(単位：事業者、%)

取組事業内容	総数	直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向		
		利益が出ている	利益が出ていない	無回答
農産物の加工のみ	545 (100)	306 (56.1)	206 (37.8)	33 (6.1)
消費者に直接販売のみ	616 (100)	310 (50.3)	240 (39.0)	66 (10.7)
貸農園・体験農園等のみ	123 (100)	54 (43.9)	47 (38.2)	22 (17.9)
観光農園のみ	197 (100)	102 (51.8)	78 (39.6)	17 (8.6)
農家民宿のみ	150 (100)	45 (30.0)	84 (56.0)	21 (14.0)
農家レストランのみ	64 (100)	29 (45.3)	28 (43.8)	7 (10.9)
海外への輸出のみ	26 (100)	11 (42.3)	13 (50.0)	2 (7.7)

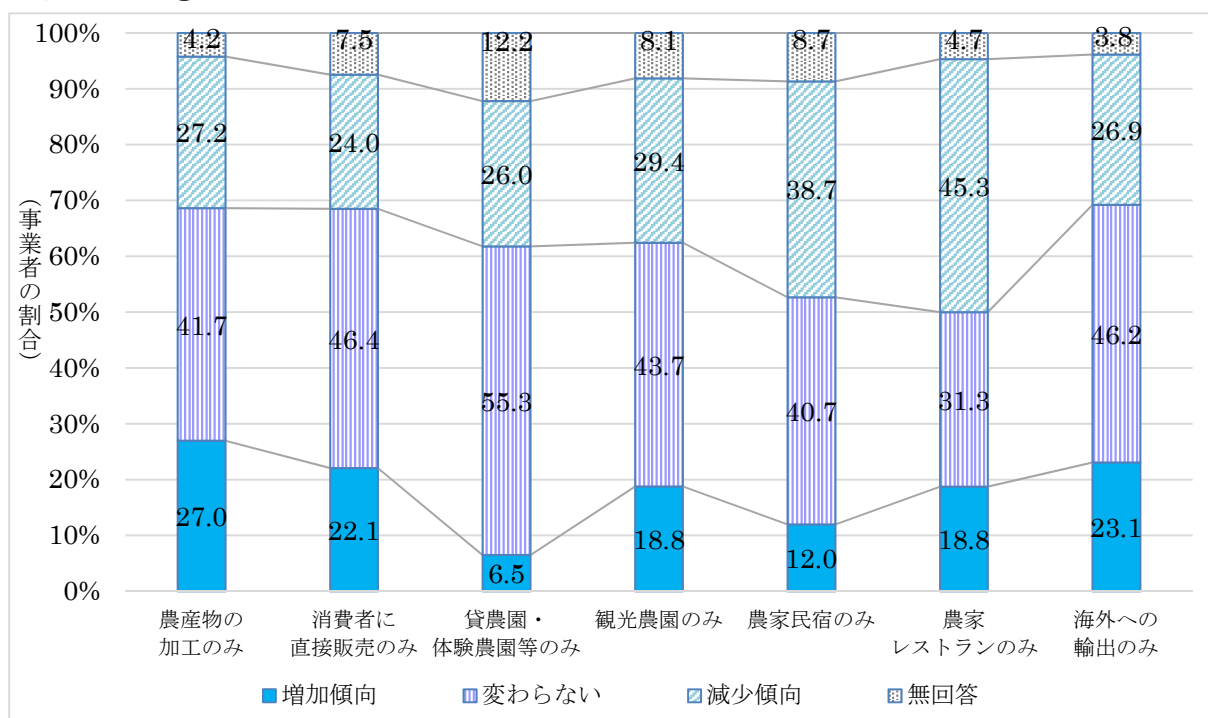
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

イ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（単一の事業）

単一の事業に取り組むアンケート調査有効回答者1,721事業者について、取り組む6次産業化事業の内容別に、直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向を比較すると、図表1-(5)-③のとおり、売上高が「増加傾向」とする事業者の割合は、「農産物の加工のみ」、「消費者に直接販売のみ」及び「海外への輸出のみ」に取り組む事業者では2割超である一方、「貸農園・体験農園等のみ」に取り組む事業者では1割を下回っている。

図表1-(5)-③ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（単一の事業）



(単位：事業者、%)

取組事業内容	総数	直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向			
		増加傾向	変わらない	減少傾向	無回答
農産物の加工のみ	545 (100)	147 (27.0)	227 (41.7)	148 (27.2)	23 (4.2)
消費者に直接販売のみ	616 (100)	136 (22.1)	286 (46.4)	148 (24.0)	46 (7.5)
貸農園・体験農園等のみ	123 (100)	8 (6.5)	68 (55.3)	32 (26.0)	15 (12.2)
観光農園のみ	197 (100)	37 (18.8)	86 (43.7)	58 (29.4)	16 (8.1)
農家民宿のみ	150 (100)	18 (12.0)	61 (40.7)	58 (38.7)	13 (8.7)
農家レストランのみ	64 (100)	12 (18.8)	20 (31.3)	29 (45.3)	3 (4.7)
海外への輸出のみ	26 (100)	6 (23.1)	12 (46.2)	7 (26.9)	1 (3.8)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

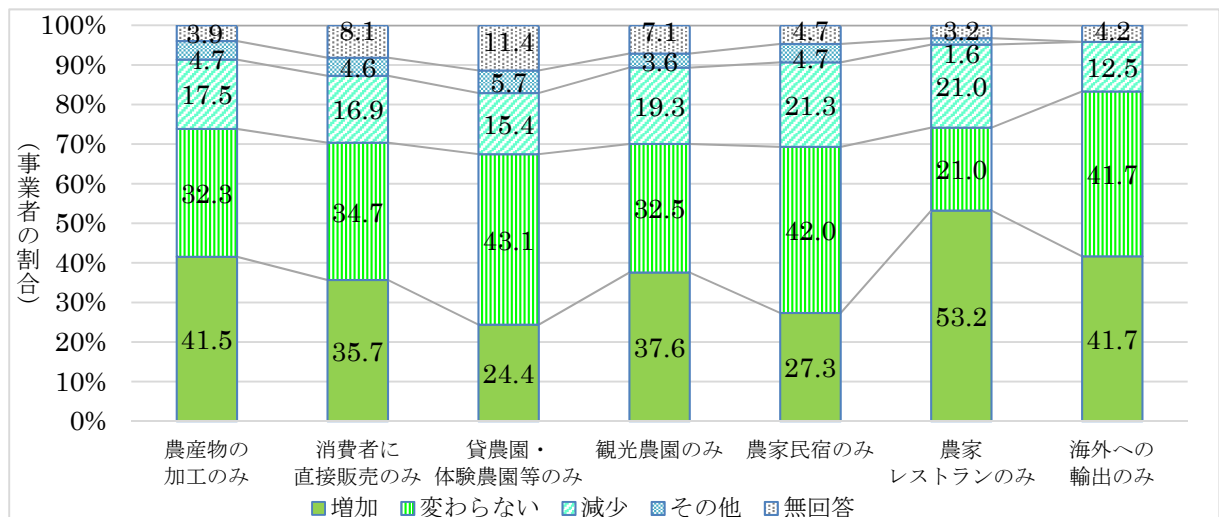
2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

ウ 経営全体の年間の利益の状況（単一の事業）

単一の事業に取り組むアンケート調査有効回答者 1,702 事業者(注)について、取り組む 6 次産業化事業の内容別に経営全体の年間の利益の状況を比較すると、図表 1-(5)-④のとおり、事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が「増加」したとする事業者の割合は、「農家レストランのみ」に取り組む事業者では 5 割超である一方、「貸農園・体験農園等のみ」及び「農家民宿のみ」に取り組む事業者では 3 割を下回っている。

(注) A-FIVE 出資事業者は 6 次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が 6 次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益の設問はない（調査対象外）。このため、上記 1,721 事業者のうち、6 次産業化事業の取組事業内容の設問に対して単一の事業のみに取り組んでいると回答した A-FIVE 出資事業者 19 事業者については、本項目の分析対象から除いたものである。

図表 1-(5)-④ 6 次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益の状況（単一の事業）



(単位：事業者、%)

取組事業内容	総数	6 次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益				
		増加	変わらない	減少	その他	無回答
農産物の加工のみ	532 (100)	221 (41.5)	172 (32.3)	93 (17.5)	25 (4.7)	21 (3.9)
消費者に直接販売のみ	614 (100)	219 (35.7)	213 (34.7)	104 (16.9)	28 (4.6)	50 (8.1)
貸農園・体験農園等のみ	123 (100)	30 (24.4)	53 (43.1)	19 (15.4)	7 (5.7)	14 (11.4)
観光農園のみ	197 (100)	74 (37.6)	64 (32.5)	38 (19.3)	7 (3.6)	14 (7.1)
農家民宿のみ	150 (100)	41 (27.3)	63 (42.0)	32 (21.3)	7 (4.7)	7 (4.7)
農家レストランのみ	62 (100)	33 (53.2)	13 (21.0)	13 (21.0)	1 (1.6)	2 (3.2)
海外への輸出のみ	24 (100)	10 (41.7)	10 (41.7)	3 (12.5)	0 (0)	1 (4.2)

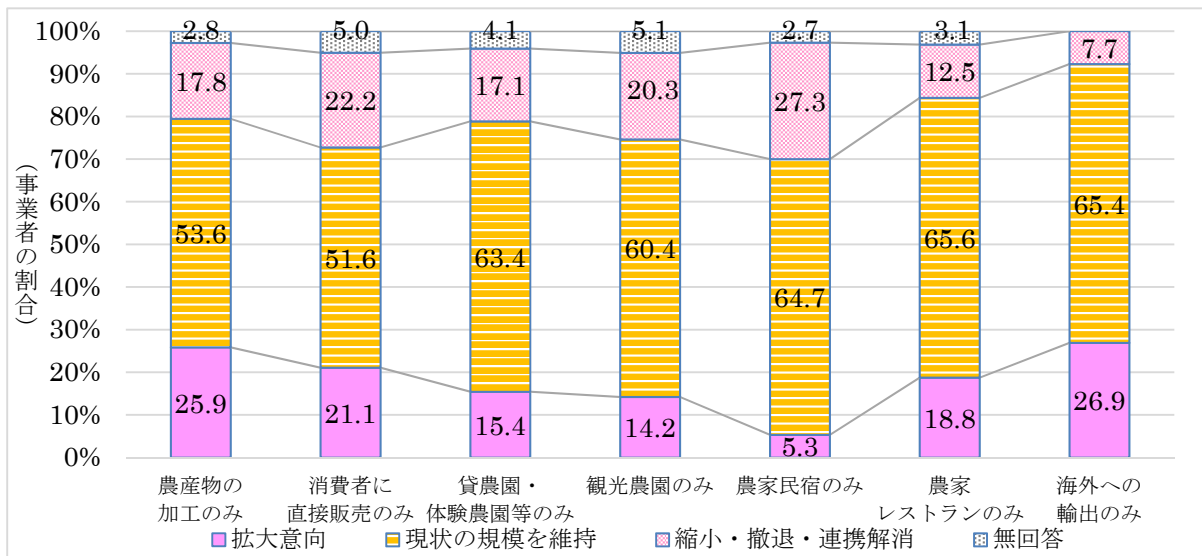
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

- 2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。
 3 「その他」は、事業開始時の年間の利益が不明で比較ができない等の事業者が該当する。

エ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（単一の事業）

単一の事業に取り組むアンケート調査有効回答者1,721事業者について、取り組む6次産業化事業の内容別に、6次産業化事業の今後の取組の方向性を比較すると、図表1-(5)-⑤のとおり、「拡大意向」とする事業者の割合は、「農産物の加工のみ」及び「海外への輸出のみ」に取り組む事業者では2割5分超である一方、「農家民宿のみ」に取り組む事業者では1割を下回っている。

図表1-(5)-⑤ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（単一の事業）



(単位：事業者、%)

取組事業内容	総数	6次産業化事業の今後の取組の方向性			
		拡大意向	現状の規模を維持	縮小・撤退・連携解消	無回答
農産物の加工のみ	545 (100)	141 (25.9)	292 (53.6)	97 (17.8)	15 (2.8)
消費者に直接販売のみ	616 (100)	130 (21.1)	318 (51.6)	137 (22.2)	31 (5.0)
貸農園・体験農園等のみ	123 (100)	19 (15.4)	78 (63.4)	21 (17.1)	5 (4.1)
観光農園のみ	197 (100)	28 (14.2)	119 (60.4)	40 (20.3)	10 (5.1)
農家民宿のみ	150 (100)	8 (5.3)	97 (64.7)	41 (27.3)	4 (2.7)
農家レストランのみ	64 (100)	12 (18.8)	42 (65.6)	8 (12.5)	2 (3.1)
海外への輸出のみ	26 (100)	7 (26.9)	17 (65.4)	2 (7.7)	0 (0)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

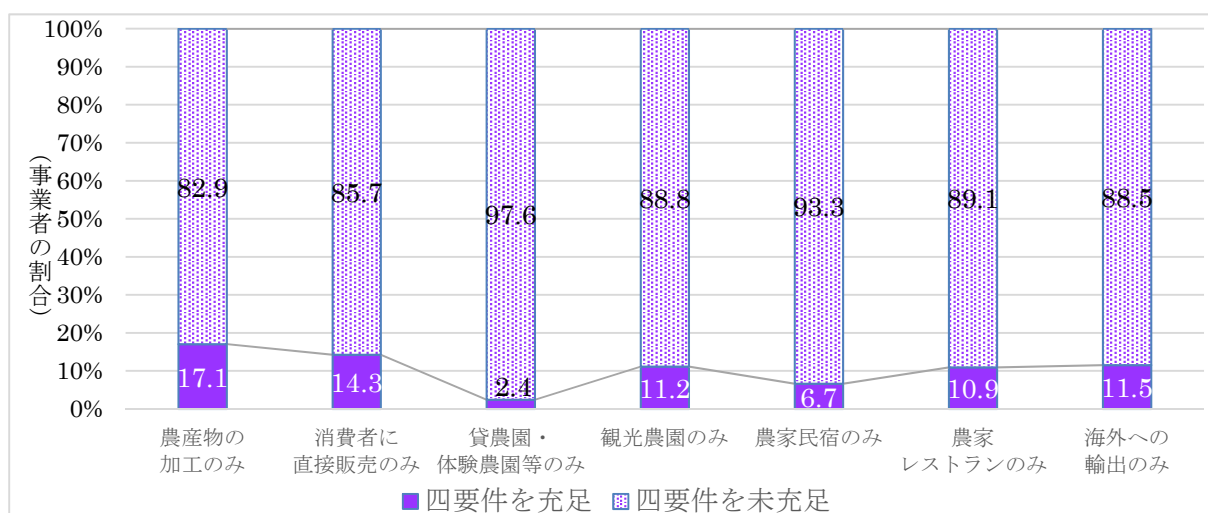
- 2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

オ 事業の進捗が順調と考えられる事業者（単一の事業）

上記のアからエまでの結果から、アンケート調査有効回答者 1,721 事業者について、取り組む 6 次産業化事業の内容別に四要件の充足状況(注)を比較すると、図表 1-(5)-⑥のとおり、四要件を充足する事業者の割合は、「農産物の加工のみ」に取り組む事業者では 1 割 5 分超である一方、「貸農園・体験農園等のみ」に取り組む事業者では 5 分を下回っている。

(注) A-FIVE 出資事業者は 6 次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が 6 次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益については設問とはなっていない(調査対象外)。このため、A-FIVE 出資事業者については、i、ii 及び iv の要件を充足する事業者としている。

図表 1-(5)-⑥ 四要件の充足状況（単一の事業）



(単位：事業者、%)

取組事業内容	総数	四要件の充足状況				左記 i ~ iv の全ての要件を充足する事業者(注2)
		i) 直近 5 年間に於いて「利益が出ている」	ii) 直近 5 年間に於いて売上高が「増加傾向」	iii) 事業開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」	iv) 今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状の規模を維持」	
農産物の加工のみ	545 (100)	306 (56.1)	147 (27.0)	221 —	433 (79.4)	93 (17.1)
消費者に直接販売のみ	616 (100)	310 (50.3)	136 (22.1)	219 —	448 (72.7)	88 (14.3)
貸農園・体験農園等のみ	123 (100)	54 (43.9)	8 (6.5)	30 —	97 (78.9)	3 (2.4)
観光農園のみ	197 (100)	102 (51.8)	37 (18.8)	74 —	147 (74.6)	22 (11.2)
農家民宿のみ	150 (100)	45 (30.0)	18 (12.0)	41 —	105 (70.0)	10 (6.7)
農家レストランのみ	64 (100)	29 (45.3)	12 (18.8)	33 —	54 (84.4)	7 (10.9)
海外への輸出のみ	26 (100)	11 (42.3)	6 (23.1)	10 —	24 (92.3)	3 (11.5)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 A-FIVE 出資事業者についてはiiiの要件を調査対象外としているため、i、ii及びivの要件を充足する事業者とした。

3 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。なお、「-」は、iiiについて注2の理由により「総数」が異なることから割合を算出していないことを示す。

(6) 6次産業化に取り組む事業内容別（事業全体）の分析

アンケート調査有効回答者3,074事業者(注1)について、その取り組む6次産業化事業の全体(注2)をみると、図表1-(6)-①のとおり、「消費者に直接販売」に取り組む事業者が約6割、「農産物の加工」に取り組む事業者が約5割と多数を占める。一方、「農家レストラン」や「海外への輸出」に取り組む事業者は僅少にとどまる。

(注1) アンケート調査有効回答者3,256事業者のうち、取り組む6次産業化事業の事業内容の設定において、「行っていない」と回答した55事業者及び無回答であった127事業者を除いたものである。

(注2) 以下、当省のアンケート調査結果に基づく、事業内容ごとの分析に関しては、「(5) 6次産業化に取り組む単一の事業内容別の分析」と異なり、取り組む事業数にかかわらず、複数回答として当該事業内容を選択した事業者を1事業者としてカウントし、整理・分析を行っている。

図表1-(6)-① アンケート調査有効回答者が取り組む6次産業化事業の内容

(単位：事業者、%)

区分	取り組む6次産業化事業の内容（複数回答）						
	農産物の加工	消費者に直接販売	貸農園・体験農園等	観光農園	農家民宿	農家レストラン	海外への輸出
事業者数 (割合)	1,586 (51.6)	1,868 (60.8)	319 (10.4)	502 (16.3)	266 (8.7)	177 (5.8)	97 (3.2)

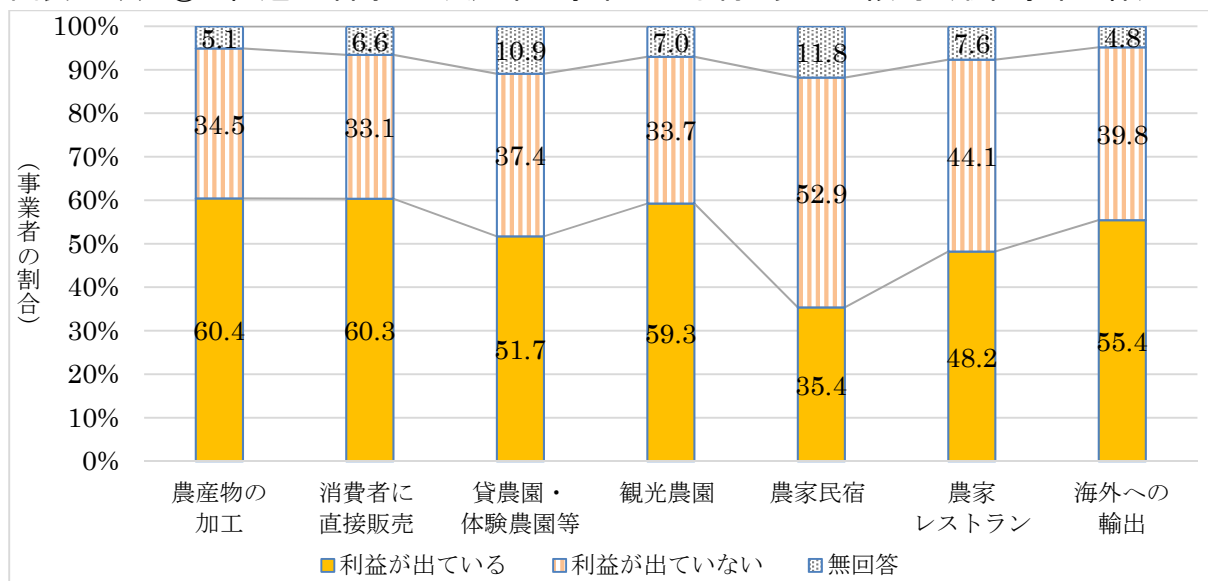
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、アンケート調査有効回答者3,074事業者を100とした場合の割合を表す。

ア 直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向（取組事業全体）

アンケート調査有効回答者2,899事業者について、取り組む6次産業化事業の内容別に、直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向をみると、図表1-(6)-②のとおり、「利益が出ている」とする事業者の割合は、「農産物の加工」及び「消費者に直接販売」に取り組む事業者では6割超である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では4割を下回っている。

図表1-(6)-② 直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向（取組事業全体）



(単位：事業者、%)

取組事業内容	総数	直近5年間の利益発生傾向		
		利益が出ている	利益が出ていない	無回答
農産物の加工	1,476 (100)	892 (60.4)	509 (34.5)	75 (5.1)
消費者に直接販売	1,725 (100)	1,041 (60.3)	571 (33.1)	113 (6.6)
貸農園・体験農園等	294 (100)	152 (51.7)	110 (37.4)	32 (10.9)
観光農園	486 (100)	288 (59.3)	164 (33.7)	34 (7.0)
農家民宿	263 (100)	93 (35.4)	139 (52.9)	31 (11.8)
農家レストラン	170 (100)	82 (48.2)	75 (44.1)	13 (7.6)
海外への輸出	83 (100)	46 (55.4)	33 (39.8)	4 (4.8)

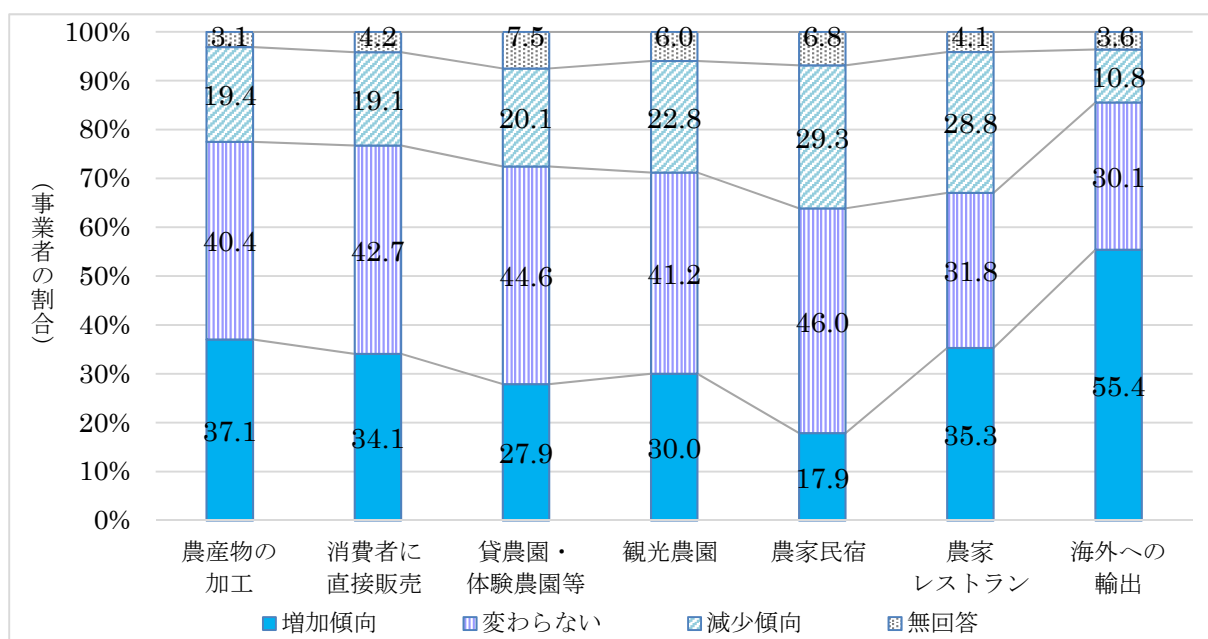
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

イ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（取組事業全体）

アンケート調査有効回答者2,899事業者について、取り組む6次産業化事業の内容別に、直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向をみると、図表1-(6)-③のとおり、売上高が「増加傾向」とする事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では5割超である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では2割を下回っている。

図表1-(6)-③ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（取組事業全体）



(単位：事業者、%)

取組事業内容	総数	直近5年間の売上高の傾向			
		増加傾向	変わらない	減少傾向	無回答
農産物の加工	1,476 (100)	547 (37.1)	597 (40.4)	286 (19.4)	46 (3.1)
消費者に直接販売	1,725 (100)	588 (34.1)	736 (42.7)	329 (19.1)	72 (4.2)
貸農園・体験農園等	294 (100)	82 (27.9)	131 (44.6)	59 (20.1)	22 (7.5)
観光農園	486 (100)	146 (30.0)	200 (41.2)	111 (22.8)	29 (6.0)
農家民宿	263 (100)	47 (17.9)	121 (46.0)	77 (29.3)	18 (6.8)
農家レストラン	170 (100)	60 (35.3)	54 (31.8)	49 (28.8)	7 (4.1)
海外への輸出	83 (100)	46 (55.4)	25 (30.1)	9 (10.8)	3 (3.6)

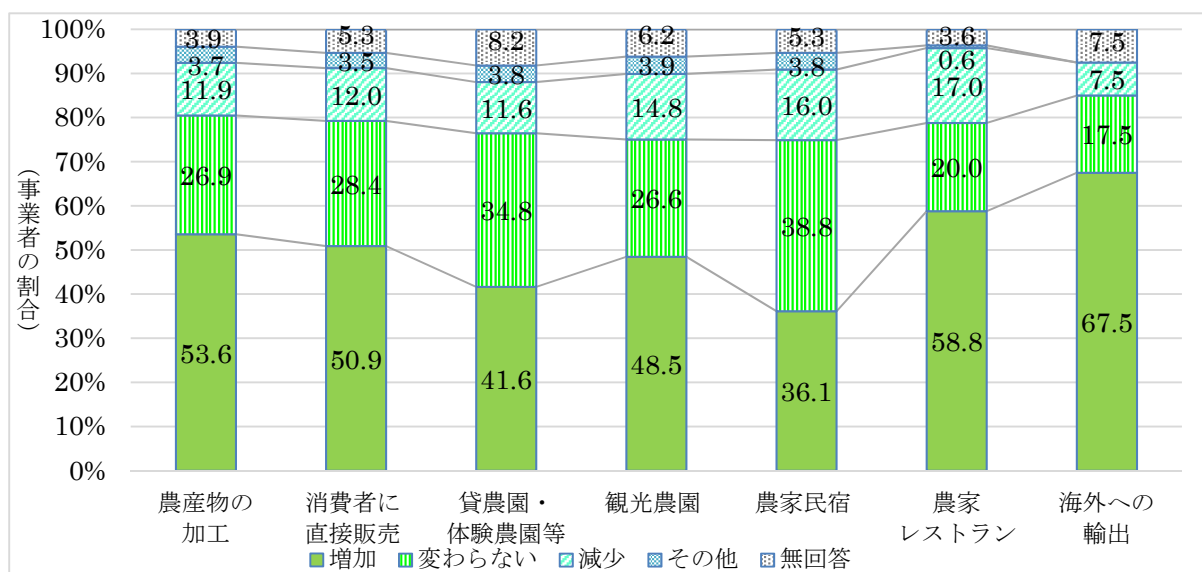
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

ウ 経営全体の年間の利益の状況（取組事業全体）

アンケート調査有効回答者 2,866 事業者について、取り組む 6 次産業化事業の内容別に経営全体の年間の利益の状況をみると、図表 1-(6)-④のとおり、事業開始時に比べ経営全体の年間の利益が「増加」したとする事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では 6 割超である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では 4 割を下回っている。

図表 1-(6)-④ 6 次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益の状況（取組事業全体）



（単位：事業者、％）

取組事業内容	総数	6 次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益				
		増加	変わらない	減少	その他	無回答
農産物の加工	1,450 (100)	777 (53.6)	390 (26.9)	173 (11.9)	53 (3.7)	57 (3.9)
消費者に直接販売	1,710 (100)	870 (50.9)	485 (28.4)	205 (12.0)	59 (3.5)	91 (5.3)
貸農園・体験農園等	293 (100)	122 (41.6)	102 (34.8)	34 (11.6)	11 (3.8)	24 (8.2)
観光農園	485 (100)	235 (48.5)	129 (26.6)	72 (14.8)	19 (3.9)	30 (6.2)
農家民宿	263 (100)	95 (36.1)	102 (38.8)	42 (16.0)	10 (3.8)	14 (5.3)
農家レストラン	165 (100)	97 (58.8)	33 (20.0)	28 (17.0)	1 (0.6)	6 (3.6)
海外への輸出	80 (100)	54 (67.5)	14 (17.5)	6 (7.5)	0 (0)	6 (7.5)

（注）1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

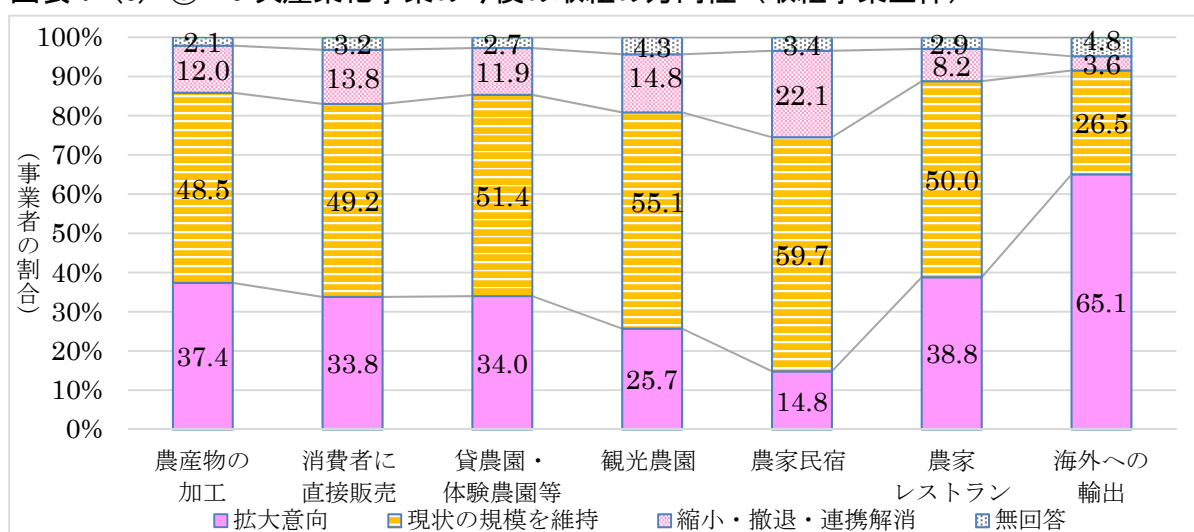
2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 「その他」は、事業開始時の年間の利益が不明で比較ができない等の事業者が該当する。

エ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（取組事業全体）

アンケート調査有効回答者2,899事業者について、取り組む6次産業化事業の内容別に、6次産業化事業の今後の取組の方向性をみると、図表1-(6)-⑤のとおり、「拡大意向」とする事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では6割超である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では1割超となっている。なお、「農家民宿」に取り組む事業者では、「縮小・撤退・連携解消」とする事業者の割合が2割を超えており、「拡大意向」とする事業者の割合よりも高くなっている。

図表1-(6)-⑤ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（取組事業全体）



(単位：事業者、%)

取組事業内容	総数	6次産業化事業の今後の取組の方向性			
		拡大意向	現状の規模を維持	縮小・撤退・連携解消	無回答
農産物の加工	1,476 (100)	552 (37.4)	716 (48.5)	177 (12.0)	31 (2.1)
消費者に直接販売	1,725 (100)	583 (33.8)	849 (49.2)	238 (13.8)	55 (3.2)
貸農園・体験農園等	294 (100)	100 (34.0)	151 (51.4)	35 (11.9)	8 (2.7)
観光農園	486 (100)	125 (25.7)	268 (55.1)	72 (14.8)	21 (4.3)
農家民宿	263 (100)	39 (14.8)	157 (59.7)	58 (22.1)	9 (3.4)
農家レストラン	170 (100)	66 (38.8)	85 (50.0)	14 (8.2)	5 (2.9)
海外への輸出	83 (100)	54 (65.1)	22 (26.5)	3 (3.6)	4 (4.8)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

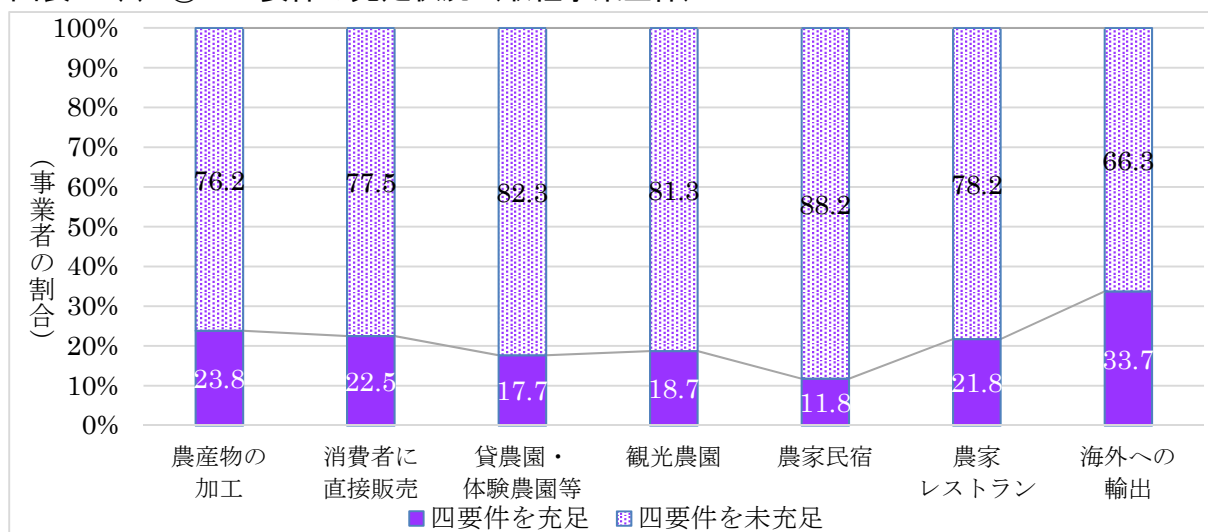
2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

オ 事業の進捗が順調と考えられる事業者（取組事業全体）

上記のアからエまでの結果から、アンケート調査有効回答者 2,899 事業者について、取り組む 6 次産業化事業の内容別に四要件の充足状況(注)をみると、図表 1-(6)-⑥のとおり、四要件を充足する事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では 3 割超と最も高く、「農家民宿」に取り組む事業者では約 1 割にとどまる。

(注) A-FIVE 出資事業者は 6 次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が 6 次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益については設問とはなっていない(調査対象外)。このため、A-FIVE 出資事業者については、i、ii 及びivの要件を充足する事業者としている。

図表 1-(6)-⑥ 四要件の充足状況（取組事業全体）



(単位：事業者、%)

取組事業内容	総数	四要件の充足状況				左記 i ~ iv の全ての要件を充足する事業者(注2)
		i) 直近 5 年間において「利益が出ている」	ii) 直近 5 年間において売上高が「増加傾向」	iii) 事業開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」	iv) 今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状の規模を維持」	
農産物の加工	1,476 (100)	892 (60.4)	547 (37.1)	777 —	1,268 (85.9)	352 (23.8)
消費者に直接販売	1,725 (100)	1,041 (60.3)	588 (34.1)	870 —	1,432 (83.0)	388 (22.5)
貸農園・体験農園等	294 (100)	152 (51.7)	82 (27.9)	122 —	251 (85.4)	52 (17.7)
観光農園	486 (100)	288 (59.3)	146 (30.0)	235 —	393 (80.9)	91 (18.7)
農家民宿	263 (100)	93 (35.4)	47 (17.9)	95 —	196 (74.5)	31 (11.8)
農家レストラン	170 (100)	82 (48.2)	60 (35.3)	97 —	151 (88.8)	37 (21.8)
海外への輸出	83 (100)	46 (55.4)	46 (55.4)	54 —	76 (91.6)	28 (33.7)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 A-FIVE 出資事業者についてはiiiの要件を調査対象外としているため、i、ii 及びivの要件を充足する事業者とした。

3 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。なお、「—」は、iiiについて注 2 の理由により「総数」が異なることから割合を算出していないことを示す。

なお、「海外への輸出のみ」に取り組む事業者における四要件の充足割合（図表 1-(5)-⑥参照）は 11.5%にとどまる一方で、「海外への輸出」に取り組む事業者の全体（図表 1-(6)-⑥参照）では、その割合が 33.7%へと特に大きく増加している。これは、国内における既存の 6 次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者において、「海外への輸出」が今後の事業展開に当たって有望な分野と捉えられた結果、その参入が進んでいる状況にあることを示唆するものと考えられる。

(7) 事業内容の組合せ別の分析

前述(4)から(6)までの結果を踏まえ、取組事業者数が多い「農産物の加工」及び「消費者に直接販売」に取り組む事業者に加え、取組事業全体において四要件を充足している事業者の割合が最も高い「海外への輸出」に取り組む事業者におけるそれらの取組の組合せ(注)ごとに直近 5 年間の利益及び売上高の状況について、以下のとおり分析を行った。

(注) 本項目では、アンケート調査有効回答者 3,256 事業者のうち、単一の事業として、「農産物の加工のみ」、「消費者に直接販売のみ」及び「海外への輸出のみ」に取り組む事業者のほか、主な複数の事業として、「加工+直売」、「加工+輸出」、「直売+輸出」及び「加工+直売+輸出」に取り組む事業者における効果の発現状況について分析を行ったものである。

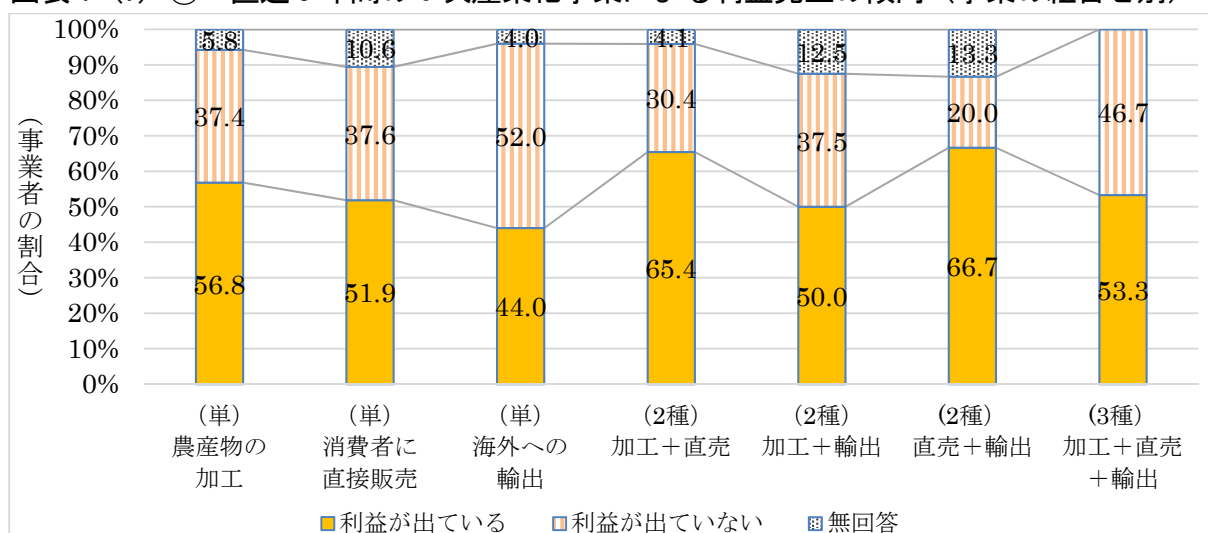
なお、農商工等連携事業者については、複数の事業に取り組んでいる場合、取り組む 6 次産業化事業と農商工等連携事業に係る 6 次産業化事業とが必ずしも一致しないことから分析対象から除外しており、それに伴い比較対象である単一の事業についても、分析対象から除外している。このため、図表 1-(5)-②～⑥で分析対象とした「農産物の加工のみ」、「消費者に直接販売のみ」及び「海外への輸出のみ」の事業者数と「総数」が異なる。

ア 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（事業の組合せ別）

「農産物の加工」、「消費者に直接販売」及び「海外への輸出」の組合せ別に、直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向をみると、図表1-(7)-①のとおり、「利益が出ている」とする事業者の割合は、「海外への輸出のみ」に取り組む事業者では4割超である一方、「農産物の加工+消費者に直接販売」及び「消費者に直接販売+海外への輸出」に取り組む事業者では6割超となっている。

また、「消費者に直接販売」及び「海外への輸出」については、単一の事業として行うよりも、他の事業と組み合わせることで「利益が出ている」とする事業者の割合が高まっていることから、事業の多角化に取り組むことで利益の相乗的な発生効果が期待される。

図表1-(7)-① 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（事業の組合せ別）



(単位：事業者、%)

事業の組合せ	総数	直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向		
		利益が出ている	利益が出ていない	無回答
農産物の加工のみ	521 (100)	296 (56.8)	195 (37.4)	30 (5.8)
消費者に直接販売のみ	567 (100)	294 (51.9)	213 (37.6)	60 (10.6)
海外への輸出のみ	25 (100)	11 (44.0)	13 (52.0)	1 (4.0)
農産物の加工+消費者に直接販売	654 (100)	428 (65.4)	199 (30.4)	27 (4.1)
農産物の加工+海外への輸出	8 (100)	4 (50.0)	3 (37.5)	1 (12.5)
消費者に直接販売+海外への輸出	15 (100)	10 (66.7)	3 (20.0)	2 (13.3)
農産物の加工+消費者に直接販売+海外への輸出	15 (100)	8 (53.3)	7 (46.7)	0 (0)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

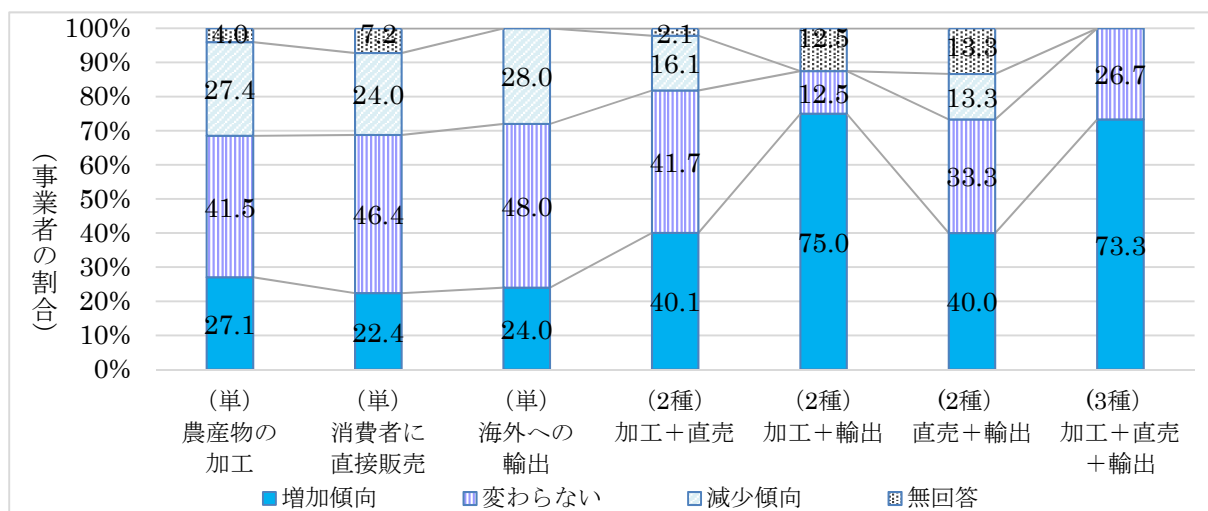
2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

イ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（事業の組合せ別）

「農産物の加工」、「消費者に直接販売」及び「海外への輸出」の組合せ別に、直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向をみると、図表1-(7)-②のとおり、売上高が「増加傾向」とする事業者の割合は、「農産物の加工のみ」、「消費者に直接販売のみ」及び「海外への輸出のみ」に取り組む事業者では3割未満である一方、「農産物の加工+海外への輸出」及び「農産物の加工+消費者に直接販売+海外への輸出」に取り組む事業者では7割超となっている。

なお、売上高については、いずれの事業とも、単一の事業として行うよりも、他の事業と組み合わせることで、売上高が「増加傾向」とする事業者の割合が高くなっている。ただし、このことは、事業の多角化が直接的に売上高の増加を促したという効果を示唆する一方、売上高が増加したとする事業者においては事業の多角化を行えるだけの資金力があつたという要素が作用した結果とも考えられる。

図表1-(7)-② 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（事業の組合せ別）



(単位：事業者、%)

事業の組合せ	総数	直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向			
		増加傾向	変わらない	減少傾向	無回答
農産物の加工のみ	521 (100)	141 (27.1)	216 (41.5)	143 (27.4)	21 (4.0)
消費者に直接販売のみ	567 (100)	127 (22.4)	263 (46.4)	136 (24.0)	41 (7.2)
海外への輸出のみ	25 (100)	6 (24.0)	12 (48.0)	7 (28.0)	0 (0)
農産物の加工+消費者に直接販売	654 (100)	262 (40.1)	273 (41.7)	105 (16.1)	14 (2.1)
農産物の加工+海外への輸出	8 (100)	6 (75.0)	1 (12.5)	0 (0)	1 (12.5)
消費者に直接販売+海外への輸出	15 (100)	6 (40.0)	5 (33.3)	2 (13.3)	2 (13.3)
農産物の加工+消費者に直接販売+海外への輸出	15 (100)	11 (73.3)	4 (26.7)	0 (0)	0 (0)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

また、6次産業化事業のうち、「海外への輸出」については、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）において、国内の食市場が縮小傾向にある中で、アジアを中心に世界の食市場が拡大していることを踏まえ、我が国のおいしくて安全な農林水産物・食品の販路拡大につながる重要な手段であると位置付けられている。「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させるとの目標が掲げられ、その達成に向けて、関係各機関において取組が行われているところである。

図表1-(7)-③ 農林水産業の輸出力強化戦略（抄）

<p>I 農林水産業の輸出力強化に向けて（本戦略の趣旨）</p> <p>我が国では少子高齢化が他の国より速いペースで進行しており、<u>今後国内の食市場は縮小すると見込まれている</u>。一方で世界に目を向ければ、日本と距離が近い<u>アジアを中心とした新興国では経済成長、人口増加が進んでおり、世界全体の食市場は平成21年（2009年）の340兆円から平成32年（2020年）には680兆円まで倍増すると推計されている</u>。</p> <p>（中略）</p> <p><u>今後、海外において食の需要が拡大すると見込まれる中で、輸出は、農林水産物・食品の販路拡大につながる重要な手段である</u>。長い年月の間に培われた高い技術力により、四季がある日本で旬の農林水産物や多様な食品を提供できるということは、我が国の農林水産業・食品産業の強みである。海外のニーズに合った高品質な日本産品をより多く輸出できるよう、バリューチェーンをつなぐことができれば、農林漁業者や食品事業者の所得の向上が期待できる。</p>
--

（注）下線は当省が付した。

図表1-(7)-④ 農林水産業・地域の活力創造プラン（抄）

<p>III 政策の展開方向</p> <p>1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進</p> <p>世界の食市場は、アジアを中心に、今後10年間で340兆円から680兆円に倍増すると見込まれる。「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結びつけるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造する。</p> <p>（中略）</p> <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討</u> ○ 学校給食での国産農林水産物の使用割合を2020年度までに80%に向上 ○ 今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量を5割増加
--

<展開する施策>

- ① 農林水産物・食品の輸出促進
- ② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
- ③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

(注) 下線は当省が付した。

しかし、当省のアンケート調査結果でも明らかになったとおり、6次産業化事業として「海外への輸出」に取り組んでいる事業者においては、6次産業化事業の取組が順調と考えられる事業者の割合が高い一方で、「海外への輸出」に取り組んでいる事業者はまだ少なく、今後の取組拡大の余地は大きいと考えられる。特に、6次産業化事業による加工品は、国産の農林水産物を原材料とした高品質な製品となることが期待され、我が国の農林水産物の競争力強化のためにも、こうした6次産業化事業による「海外への輸出」の取組が重要であるといえる。

なお、「海外への輸出」については、農林水産省及び経済産業省においても、その重要性に鑑みて、積極的な支援を推進しつつある段階であり、こうした取組を通じて6次産業化の市場規模の一層の拡大が実現することが期待される。また、ジェトロにおいても、国産の農林水産物・食品の輸出支援等の一環として、国内外のネットワークを通じた海外マーケティング活動や各種調査等のほか、個別事業者への支援として、事業者からの相談対応や「輸出有望案件支援サービス」等を実施しており、こうした行政による支援（図表1-(7)-⑤～⑦）の有効な活用が望まれる。

図表1-(7)-⑤ 海外への輸出に関する行政機関の支援事例

農林水産省及び経済産業省では、2019年までに農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成するとの政府の目標に向け、「農林水産物・食品輸出促進合同チーム」を創設している。平成30年9月11日に開催された会合において、海外の現地需要に応じたマッチングの強化、電子商取引（EC）を活用した販路開拓の取組強化、輸出支援策ガイドブックの作成等に取り組むことを決定した。

これらの取組を通じて、国内の輸出商社や国内からの輸出に取り組むEC事業者と生産者・製造業者とのマッチングの促進、輸出に関心のある事業者に対する支援策の利用促進などを図るとともに、輸出に向けた連携の取組の優良事例を両省で共有し、更なる優れた取組の実施を引き出すことを目指している。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 1-(7)-⑥ 海外への輸出に関する経済産業局と地方農政局の連携事例

ASEAN 地域のハブとされるシンガポールにおいて、北陸・東海地域の食品等の販路開拓を支援し、流通の創出・拡大による輸出促進を図ることを目的として、中部経済産業局が北陸農政局及び東海農政局と連携し、平成 28 年 10 月に、現地展示会・商談会を開催した。この取組においては、「中部パビリオン」として、中部地域の食品や伝統工芸品の一体的 PR が実施され、108 件の商談に結び付くこととなった。

中部経済産業局では、こうした現地での反応等を踏まえた取組の総括を行い、今後の取組の方向性について検討を進めているほか、アフターフォローに係る取組として、現地バイヤーを日本に招へいし、食品加工工場の視察及び交流会を実施するなどして、今後の輸出促進を図ることとしている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 1-(7)-⑦ 農産物の輸出に係るジェトロの支援

ジェトロは、本部、大阪本部、国内の貿易情報センター47 か所及び海外事務所 74 か所 (54 か国) のネットワーク (平成 31 年 3 月 1 日現在) を通じて、海外ビジネス情報の提供、中堅・中小企業等の海外展開支援などに取り組んでおり、その一環として、24 年 1 月から、「農林水産物・食品輸出促進本部」を立ち上げ、日本産の農林水産物・食品の輸出支援強化に取り組んでいる。

事業者が、海外への輸出に取り組むに当たっては、輸出先国の制度や規制、市場動向などを知り、それに適切に対応していく必要がある。ジェトロでは、こうした海外市場動向の調査や情報提供のほか、海外への輸出を考える農林漁業者に対する無料相談窓口として、ジェトロの国内拠点に、「農林水産物・食品輸出相談窓口」を設置して事業者からの相談に応じており、平成 29 年度の農林水産物・食品の輸出相談は 12,800 件となっている。

このほか、ジェトロでは、優れた技術力やオンリーワン商品などを有する事業者に対し、事前審査の上で、各分野の専門家が、製品や会社の状況に合った販売戦略の策定を支援するほか、海外市場動向調査、商談の立会い等から契約締結に至るまで、期間を定めて継続的に支援する「輸出有望案件支援サービス」を行っており、平成 29 年度には 143 事業者に対して同サービスによる支援を行っている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

2 6次産業化に取り組む事業者における課題等

(要旨)

当省のアンケート調査結果に基づき、6次産業化事業に取り組む事業者が直面した課題等について分析したところ、以下のような傾向がみられた。

- (1) 6次産業化事業に取り組む事業者が事業開始時又は開始後に直面した課題(注)について、6次産業化事業の事業規模別にみると、事業規模の大小を問わず、事業開始時においては「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの習得・向上等」及び「販路の開拓・集客」が、事業開始後においては「技術・ノウハウの習得・向上等」、「労働力の確保」及び「販路の開拓・集客」が、それぞれ上位を占めている。また、それらの課題については、事業規模が大きくなるほど直面したとする事業者の割合が高くなる傾向がみられた。

(注) アンケート調査対象者に対し、基本的に12項目の課題についての選択肢を提示し、6次産業化事業を開始する際又は開始後から現在に至るまでに直面した課題をそれぞれ最大3つまで挙げてもらう方法により把握したものである。なお、直面した課題のうち、「農産物の供給体制の維持・拡充」については、A-FIVE出資事業者に対する選択肢とはなっておらず(調査対象外)、「農産物の量・品質の確保」については、認定総合化事業者及び非認定事業者に対する選択肢とはなっていない(調査対象外)。また、「その他の課題」については、課題の具体的な内容が判然としないため、分析対象から除いている。

- (2) 6次産業化事業に取り組む事業者における直面した課題への対応方法をみると、事業開始時においては11課題中9課題で、事業開始後においては11課題中10課題で、「自ら対応」とする事業者が最も多い。

また、事業開始後においては、事業開始時に比べ、行政機関や民間機関による資金及び助言の支援を活用した事業者の割合はその多くで低下している一方、「自ら対応」及び「連携先の事業者に相談等」とする事業者の割合はその多くで上昇している。同様に、「対応できなかった」とする事業者の割合も事業開始後に上昇している。

- (3) 6次産業化事業に取り組む事業者が、今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援(注)については、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「販路の開拓や集客に対する支援」及び「補助金などの支援に関する情報提供」の割合が比較的高い。

また、こうした支援ニーズについて、6次産業化事業への今後の取組の方向性別にみると、「現状の規模を維持」及び「縮小・撤退・連携解消」とする事業者に比べ、今後の取組の方向性を「拡大意向」とする事業者で特に高い傾向がみられた。

(注) アンケート調査対象者に対して、6次産業化事業を行っていく上で充実又は改善を図ってほしい行政機関等の支援や情報について問うたものである。

(1) 6次産業化に取り組む事業者における課題

アンケート調査有効回答者3,256事業者における、「直面した課題」について分析したところ、以下のとおりとなっている。

ア 直面した課題（6次産業化事業規模別）

アンケート調査有効回答者3,048事業者における事業開始時又は開始後に直面した課題について、6次産業化事業の事業規模別にみると、図表2-(1)-①のとおり、事業開始時においては、事業規模にかかわらず、「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの習得・向上等」及び「販路の開拓・集客」が上位3課題となっており、また、それらの課題に直面したとする事業者の割合については、事業規模が大きくなるほど高くなる傾向がみられた。

図表 2-(1)-① 事業開始時に直面した課題（6次産業化事業規模別）

（単位：事業者、％）

事業規模	総数	事業開始時に直面した課題（複数回答）											特に課題はなかった	無回答
		施設・機械の整備・調達	技術・ノウハウの習得・向上等	販路の開拓・集客	事業計画の作成	労働力の確保	商品・サービスの企画・開発	資金調達（施設・機械の整備以外）	農産物の供給体制の維持・拡充	連携先事業者とのマッチング	経営管理・組織運営	農産物の量・品質の確保		
100万円未満	1,221 (100)	294 (24.1)	288 (23.6)	273 (22.4)	157 (12.9)	109 (8.9)	97 (7.9)	60 (4.9)	97 (7.9)	48 (3.9)	21 (1.7)	17 (1.4)	192 (15.7)	282 (23.1)
100～500万円未満	1,030 (100)	377 (36.6)	291 (28.3)	311 (30.2)	149 (14.5)	141 (13.7)	96 (9.3)	83 (8.1)	90 (8.7)	31 (3.0)	29 (2.8)	7 (0.7)	89 (8.6)	200 (19.4)
500～1,000万円未満	303 (100)	118 (38.9)	79 (26.1)	86 (28.4)	60 (19.8)	55 (18.2)	35 (11.6)	28 (9.2)	28 (9.2)	11 (3.6)	12 (4.0)	6 (2.0)	18 (5.9)	52 (17.2)
1,000万円～1億円未満	424 (100)	171 (40.3)	160 (37.7)	118 (27.8)	116 (27.4)	82 (19.3)	57 (13.4)	89 (21.0)	41 (9.7)	23 (5.4)	27 (6.4)	4 (0.9)	17 (4.0)	44 (10.4)
1億円以上	70 (100)	29 (41.4)	30 (42.9)	25 (35.7)	23 (32.9)	21 (30.0)	7 (10.0)	19 (27.1)	2 (2.9)	4 (5.7)	4 (5.7)	2 (2.9)	3 (4.3)	5 (7.1)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分における上位3課題を表す。

また、事業開始後においては、図表2-(1)-②のとおり、事業規模にかかわらず、「販路の開拓・集客」を課題とする事業者が最も多く、「労働力の確保」及び「技術・ノウハウの習得・向上等」を挙げる回答も多くみられた。

なお、「100万円未満」の事業者においては、「特に課題はなかった」とする回答の割合も高くなっている。

図表 2-(1)-② 事業開始後に直面した課題（6次産業化事業規模別）

(単位：事業者、%)

事業規模	総数	事業開始後に直面した課題（複数回答）											特に課題はなかった	無回答
		施設・機械の整備・調達	技術・ノウハウの習得・向上等	販路の開拓・集客	事業計画の作成	労働力の確保	商品・サービスの企画・開発	資金調達（施設・機械の整備以外）	農産物の供給体制の維持・拡充	連携先事業者とのマッチング	経営管理・組織運営	農産物の量・品質の確保		
100万円未満	1,221 (100)	110 (9.0)	149 (12.2)	303 (24.8)	27 (2.2)	129 (10.6)	113 (9.3)	53 (4.3)	170 (13.9)	55 (4.5)	51 (4.2)	16 (1.3)	196 (16.1)	363 (29.7)
100～500万円未満	1,030 (100)	146 (14.2)	176 (17.1)	304 (29.5)	29 (2.8)	182 (17.7)	134 (13.0)	85 (8.3)	144 (14.0)	75 (7.3)	66 (6.4)	13 (1.3)	92 (8.9)	275 (26.7)
500～1,000万円未満	303 (100)	43 (14.2)	61 (20.1)	83 (27.4)	6 (2.0)	54 (17.8)	36 (11.9)	26 (8.6)	49 (16.2)	18 (5.9)	31 (10.2)	5 (1.7)	19 (6.3)	82 (27.1)
1,000万円～1億円未満	424 (100)	78 (18.4)	82 (19.3)	178 (42.0)	13 (3.1)	134 (31.6)	79 (18.6)	76 (17.9)	80 (18.9)	28 (5.9)	54 (12.7)	17 (4.0)	11 (2.6)	54 (12.7)
1億円以上	70 (100)	9 (12.9)	17 (24.3)	24 (34.3)	3 (4.3)	24 (34.3)	19 (27.1)	17 (24.3)	13 (18.6)	5 (7.1)	18 (25.7)	7 (10.0)	1 (1.4)	9 (12.9)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分における上位3課題を表す。

4 二重線枠は、「特に課題はなかった」とする割合が、上位3課題のいずれかより高い場合に付した。

イ 直面した課題（取組事業内容別）

アンケート調査有効回答者 2,899 事業者における事業開始時又は開始後に直面した課題について、6 次産業化に取り組む事業内容別にみると、図表 2-(1)-③のとおり、事業開始時においては、全ての事業内容で「施設・機械の整備・調達」が上位を占めており、「技術・ノウハウの習得・向上等」や「販路の開拓・集客」を挙げる回答も多くみられた。

図表 2-(1)-③ 事業開始時に直面した課題（取組事業内容別）

（単位：事業者、％）

取組事業内容	総数	事業開始時に直面した課題（複数回答）											特に課題はなかった	無回答
		施設・機械の整備・調達	技術・ノウハウの習得・向上等	販路の開拓・集客	事業計画の作成	労働力の確保	商品・サービスの企画・開発	資金調達（施設・機械の整備以外）	農産物の供給体制の維持・拡充	連携先事業者とのマッチング	経営管理・組織の運営	農産物の量・品質の確保		
農産物の加工	1,476 (100)	592 (40.1)	486 (32.9)	396 (26.8)	280 (19.0)	192 (13.0)	182 (12.3)	171 (11.6)	110 (7.5)	49 (3.3)	39 (2.6)	2 (0.1)	112 (7.6)	258 (17.5)
消費者に直接販売	1,725 (100)	567 (32.9)	494 (28.6)	538 (31.2)	276 (16.0)	222 (12.9)	191 (11.1)	175 (10.1)	154 (8.9)	63 (3.7)	48 (2.8)	1 (0.1)	176 (10.2)	318 (18.4)
貸農園・体験農園等	294 (100)	75 (25.5)	72 (24.5)	61 (20.7)	64 (21.8)	36 (12.2)	21 (7.1)	20 (6.8)	21 (7.1)	12 (4.1)	12 (4.1)	0 (0.0)	38 (12.9)	59 (20.1)
観光農園	486 (100)	150 (30.9)	149 (30.7)	145 (29.8)	59 (12.1)	100 (20.6)	30 (6.2)	45 (9.3)	31 (6.4)	19 (3.9)	11 (2.3)	0 (0)	30 (6.2)	115 (23.7)
農家民宿	263 (100)	56 (21.3)	54 (20.5)	45 (17.1)	38 (14.4)	21 (8.0)	12 (4.6)	13 (4.9)	14 (5.3)	11 (4.2)	10 (3.8)	0 (0)	41 (15.6)	74 (28.1)
農家レストラン	170 (100)	67 (39.4)	64 (37.6)	47 (27.6)	45 (26.5)	32 (18.8)	21 (12.4)	28 (16.5)	13 (7.6)	5 (2.9)	9 (5.3)	0 (0)	14 (8.2)	16 (9.4)
海外への輸出	83 (100)	25 (30.1)	14 (16.9)	30 (36.1)	15 (18.1)	10 (12.0)	12 (14.5)	18 (21.7)	10 (12.0)	7 (8.4)	4 (4.8)	1 (1.2)	7 (8.4)	12 (14.5)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分における上位 3 課題を表す。

また、事業開始後においては、図表2-(1)-④のとおり、全ての事業内容で「販路の開拓・集客」が上位を占めており、「技術・ノウハウの習得・向上等」、「労働力の確保」、「商品・サービスの企画・開発」とする回答も多くみられた。

なお、「貸農園・体験農園等」及び「農家民宿」に取り組む事業者においては、「特に課題はなかった」とする回答の割合も高くなっている。

図表 2-(1)-④ 事業開始後に直面した課題（取組事業内容別）

（単位：事業者、％）

取組事業内容	総数	事業開始後に直面した課題（複数回答）											特に課題はなかった	無回答
		施設・機械の整備・調達	技術・ノウハウの習得・向上等	販路の開拓・集客	事業計画の作成	労働力の確保	商品・サービスの企画・開発	資金調達（施設・機械の整備以外）	農産物の供給体制の維持・拡充	連携先事業者とのマッチング	経営管理・組織運営	農産物の量・品質の確保		
農産物の加工	1,476 (100)	193 (13.1)	274 (18.6)	493 (33.4)	40 (2.7)	252 (17.1)	262 (17.8)	146 (9.9)	225 (15.2)	96 (6.5)	119 (8.1)	12 (0.8)	119 (8.1)	356 (24.1)
消費者に直接販売	1,725 (100)	230 (13.3)	292 (16.9)	577 (33.4)	43 (2.5)	296 (17.2)	239 (13.9)	154 (8.9)	288 (16.7)	110 (6.4)	125 (7.2)	3 (0.2)	164 (9.5)	416 (24.1)
貸農園・体験農園等	294 (100)	30 (10.2)	30 (10.2)	73 (24.8)	8 (2.7)	39 (13.3)	32 (10.9)	24 (8.2)	29 (9.9)	18 (6.1)	31 (10.5)	0 (0)	44 (15.0)	91 (31.0)
観光農園	486 (100)	62 (12.8)	86 (17.7)	167 (34.4)	7 (1.4)	102 (21.0)	51 (10.5)	38 (7.8)	79 (16.3)	33 (6.8)	31 (6.4)	0 (0)	22 (4.5)	141 (29.0)
農家民宿	263 (100)	21 (8.0)	28 (10.6)	59 (22.4)	12 (4.6)	29 (11.0)	23 (8.7)	16 (6.1)	19 (7.2)	8 (3.0)	16 (6.1)	0 (0)	35 (13.3)	92 (35.0)
農家レストラン	170 (100)	16 (9.4)	19 (11.2)	58 (34.1)	2 (1.2)	45 (26.5)	43 (25.3)	23 (13.5)	22 (12.9)	10 (5.9)	25 (14.7)	0 (0)	9 (5.3)	36 (21.2)
海外への輸出	83 (100)	9 (10.8)	15 (18.1)	26 (31.3)	3 (3.6)	17 (20.5)	16 (19.3)	14 (16.9)	14 (16.9)	6 (7.2)	10 (12.0)	2 (2.4)	4 (4.8)	15 (18.1)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分における上位3課題を表す。

4 二重線枠は、「特に課題はなかった」とする割合が、上位3課題のいずれかより高い場合に付した。

(2) 6次産業化に取り組む事業者における課題への対応方法

ア 行政機関等による支援の活用状況

6次産業化事業の事業開始時又は開始後に直面した課題に対しては、行政機関や民間機関により技術的助言、補助金、融資といった様々な支援が実施されていることから、当省では、アンケート調査により各事業者における直面した課題に対する各種支援の活用状況を把握し、その分析を行った。

アンケート調査有効回答者2,193事業者(注1)における、事業開始時に直面した課題に対しては、図表2-(2)-①のとおり、11課題のうち9課題で「自ら対応」とした事業者の割合が最も高く、中でも、「労働力の確保」では、その割合が5割を超えている。なお、「事業計画の作成」では行政機関の支援(助言)を活用している割合が、「資金調達(施設・機械の整備以外)」では民間機関の支援(助言)を活用している割合が、それぞれ最も高くなっている。

アンケート調査有効回答者1,981事業者(注2)における、事業開始後に直面した課題に対しては、図表2-(2)-②のとおり、11課題のうち10課題で「自ら対応」とした事業者の割合が最も高く、「事業計画の作成」のみ、行政機関の支援(助言)を活用している割合が最も高くなっている。

また、事業開始時と開始後における課題への対応方法を比較したところ、行政機関の支援(助言)を活用した事業者の割合は、11課題中8課題で事業開始時に比べ事業開始後に低下しているほか、行政機関の支援(資金)を活用した事業者の割合は11課題中9課題で、民間機関の支援(助言)を活用した事業者の割合は11課題中10課題で、民間機関の支援(資金)を活用した事業者の割合は11課題中7課題で、事業開始時に比べ事業開始後にそれぞれ低下している。

一方で、「自ら対応」とした事業者の割合は11課題中10課題で、「連携先の事業者に相談等」とした事業者の割合は11課題中9課題で、事業開始時に比べ事業開始後にそれぞれ上昇している。

これらの結果を踏まえると、事業開始時又は開始後を問わず、事業者は直面した課題に対しては、行政機関や民間機関などの様々な支援を活用することなく、連携先からの助言による対応や自ら対応することが多数を占めている。また、その傾向は事業開始時よりも事業開始後により顕著になっている。

さらに、直面する課題に対し、「対応できなかった」とする事業者の割合についても、11課題中9課題で事業開始時に比べ事業開始後に上昇しており、行政機関や民間機関による支援が十分に活用されないまま、適切に対応できなくなる事業者が増加していると考えられる。

(注1) アンケート調査有効回答者3,256事業者のうち、事業開始時に直面した課題の設問に対して、「特に課題はなかった」と回答した、又は無回答であった1,063事業者を除いたものである。

(注2) アンケート調査有効回答者3,256事業者のうち、事業開始後に直面した課題の設問に対して、「特に課題はなかった」と回答した、又は無回答であった1,275事業者を除いたものである。

図表 2-(2)-① 直面した課題への対応方法（事業開始時）

（単位：事業者、％）

課題の内容	事業開始時に直面した課題への対応方法（複数回答）									対応できなかった	無回答
	課題として挙げた事業者数	行政機関の支援活用		民間機関の支援活用		研修会・セミナー等に参加	自ら対応	連携先の事業者に相談等	その他		
		助言	資金	助言	資金						
施設・機械の整備・調達	1,004	160 (15.9)	186 (18.5)	225 (22.4)	58 (5.8)	30 (3.0)	303 (30.2)	40 (4.0)	61 (6.1)	11 (1.1)	42 (4.2)
技術・ノウハウの習得・向上等	867	180 (20.8)	40 (4.6)	97 (11.2)	11 (1.3)	164 (18.9)	226 (26.1)	64 (7.4)	122 (14.1)	11 (1.3)	58 (6.7)
販路の開拓・集客	828	71 (8.6)	40 (4.8)	66 (8.0)	8 (1.0)	118 (14.3)	351 (42.4)	73 (8.8)	115 (13.9)	10 (1.2)	88 (10.6)
事業計画の作成	521	305 (58.5)	14 (2.7)	68 (13.1)	4 (0.8)	27 (5.2)	103 (19.8)	14 (2.7)	17 (3.3)	3 (0.6)	13 (2.5)
労働力の確保	415	17 (4.1)	17 (4.1)	21 (5.1)	6 (1.4)	16 (3.9)	214 (51.6)	13 (3.1)	71 (17.1)	25 (6.0)	41 (9.9)
商品・サービスの企画・開発	296	69 (23.3)	14 (4.7)	22 (7.4)	2 (0.7)	45 (15.2)	88 (29.7)	42 (14.2)	39 (13.2)	4 (1.4)	21 (7.1)
資金調達（施設・機械の整備以外）	284	13 (4.6)	50 (17.6)	70 (24.6)	66 (23.2)	7 (2.5)	59 (20.8)	6 (2.1)	16 (5.6)	7 (2.5)	32 (11.3)
農産物の供給体制の維持・拡充(注4)	261	15 (5.7)	19 (7.3)	15 (5.7)	6 (2.3)	20 (7.7)	103 (39.5)	28 (10.7)	38 (14.6)	6 (2.3)	43 (16.5)
連携先の事業者とのマッチング	126	22 (17.5)	3 (2.4)	10 (7.9)	2 (1.6)	23 (18.3)	27 (21.4)	23 (18.3)	11 (8.7)	5 (4.0)	19 (15.1)
経営管理・組織運営	96	14 (14.6)	3 (3.1)	11 (11.5)	0 (0)	14 (14.6)	21 (21.9)	8 (8.3)	14 (14.6)	2 (2.1)	21 (21.9)
農産物の量・品質の確保(注5)	39	5 (12.8)	1 (2.6)	2 (5.1)	0 (0)	0 (0)	15 (38.5)	9 (23.1)	4 (10.3)	3 (7.7)	4 (10.3)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各課題について課題として挙げた事業者数を 100 とした場合の割合を表す。

3 本課題は、A-FIVE 出資事業者 34 事業者は含まない（調査対象外）。

4 本課題は、認定総合化事業者 324 事業者及び非認定事業者 2,661 事業者は含まない（調査対象外）。

5 表中の対応方法の集計区分は次のとおりである。

i) 行政機関の支援活用

「助言」⇒行政機関の職員や専門家（アドバイザー）に相談するなどして対応したもの

「資金」⇒行政機関等の補助金など公的資金を活用して対応したもの

ii) 民間機関の支援活用

「助言」⇒金融機関・サブファンド・A-FIVE・農協・商工会等に相談するなどして対応したもの

「資金」⇒金融機関の融資など民間資金を活用して対応したもの

6 太枠網掛は、対応方法のうち最も活用割合の高いものを表す。

図表 2-(2)-② 直面した課題への対応方法（事業開始後）

(単位：事業者、%)

課題の内容	事業開始後に直面した課題への対応方法（複数回答）									対応できなかった	無回答
	課題として挙げた事業者数	行政機関の支援活用		民間機関の支援活用		研修会・セミナー等に参加	自ら対応	連携先の事業者に相談等	その他		
		助言	資金	助言	資金						
施設・機械の整備・調達	390	39 (10.0)	92 (23.6)	89 (22.8)	20 (5.1)	13 (3.3)	130 (33.3)	16 (4.1)	30 (7.7)	13 (3.3)	15 (3.8)
技術・ノウハウの習得・向上等	495	102 (20.6)	15 (3.0)	42 (8.5)	4 (0.8)	90 (18.2)	148 (29.9)	44 (8.9)	86 (17.4)	12 (2.4)	24 (4.8)
販路の開拓・集客	908	102 (11.2)	36 (4.0)	69 (7.6)	7 (0.8)	137 (15.1)	379 (41.7)	91 (10.0)	130 (14.3)	27 (3.0)	64 (7.0)
事業計画の作成	78	29 (37.2)	2 (2.6)	6 (7.7)	1 (1.3)	6 (7.7)	20 (25.6)	6 (7.7)	5 (6.4)	3 (3.8)	7 (9.0)
労働力の確保	528	30 (5.7)	10 (1.9)	21 (4.0)	4 (0.8)	9 (1.7)	304 (57.6)	20 (3.8)	88 (16.7)	41 (7.8)	26 (4.9)
商品・サービスの企画・開発	386	79 (20.5)	14 (3.6)	27 (7.0)	3 (0.8)	78 (20.2)	118 (30.6)	52 (13.5)	38 (9.8)	13 (3.4)	29 (7.5)
資金調達（施設・機械の整備以外）	263	9 (3.4)	40 (15.2)	54 (20.5)	55 (20.9)	9 (3.4)	59 (22.4)	9 (3.4)	25 (9.5)	19 (7.2)	21 (8.0)
農産物の供給体制の維持・拡充(注4)	464	28 (6.0)	14 (3.0)	25 (5.4)	4 (0.9)	20 (4.3)	219 (47.2)	49 (10.6)	76 (16.4)	21 (4.5)	46 (9.9)
連携先の事業者とのマッチング	184	19 (10.3)	7 (3.8)	11 (6.0)	0 (0)	20 (10.9)	45 (24.5)	45 (24.5)	26 (14.1)	6 (3.3)	23 (12.5)
経営管理・組織運営	221	29 (13.1)	6 (2.7)	25 (11.3)	4 (1.8)	22 (10.0)	61 (27.6)	21 (9.5)	46 (20.8)	14 (6.3)	23 (10.4)
農産物の量・品質の確保(注5)	60	4 (6.7)	1 (1.7)	3 (5.0)	0 (0)	0 (0)	26 (43.3)	17 (28.3)	4 (6.7)	4 (6.7)	6 (10.0)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各課題について課題として挙げた事業者数を 100 とした場合の割合を表す。

3 本課題は、A-FIVE 出資事業者 34 事業者は含まない（調査対象外）。

4 本課題は、認定総合化事業者 324 事業者及び非認定事業者 2,661 事業者は含まない（調査対象外）。

5 表中の対応方法の集計区分は次のとおりである。

i) 行政機関の支援活用

「助言」⇒行政機関の職員や専門家（アドバイザー）に相談するなどして対応したもの

「資金」⇒行政機関等の補助金など公的資金を活用して対応したもの

ii) 民間機関の支援活用

「助言」⇒金融機関・サブファンド・A-FIVE・農協・商工会等に相談するなどして対応したもの

「資金」⇒金融機関の融資など民間資金を活用して対応したもの

6 太枠網掛は、対応方法のうち最も活用割合の高いものを表す。

イ 事業者における具体的取組（実地調査結果）

当省の実地調査結果によれば、6次産業化事業者の中には、事業開始時又は開始後に直面した課題に対して、行政機関等による支援の活用や自ら課題に対応するなど以下のような取組によりその解消を図っている事例がみられた（図表2-(2)-③～⑦）。

なお、直面した課題に対応できなかった理由について、図表2-(2)-⑧のとおり、「労働力の確保」に関して、農産物の間引きや選果も含めて任せられる者を求めており、単に人数が揃えばよいというわけではないといった意見や、「農産物の量・品質の確保」に関して、6次産業化の事業に使用する農産物の規格や数量は、気象条件等により日々変化し、工業製品のように計画的かつ安定的に供給することが難しいといった意見なども示されており、行政機関等による支援の活用が課題の解消に直ちに結び付くとは限らないということに留意する必要がある。

図表2-(2)-③ 各種課題への対応方法（販路の開拓・集客）

<p>◆ 事業者自ら提案型の営業を行っている例 (石川県：旬わくわく手づくりファーム川北)</p> <p>同社では、JR西日本管内の駅、列車内等での販売を担当する事業者には訪問営業を行った。当初は知名度がなく、なかなか良い感触が得られなかったが、何回か訪問営業を続けるうちに担当者とやりとりできるようになった。</p> <p>当時、北陸新幹線延伸も決まっていた中で、同事業者に対して、「観光客に対して、地元の特産品を使った地産地消のビールを提供したい。」という企画を提案したところ、先方の思惑と合致し、商品化からJR金沢駅等での販売に至った。</p> <p>その結果、当該商品は、当初は販売開始から5年後に10万本を販売する予定であったが、販売開始1年で10万本を販売するに至った。</p>
<p>◆ 地域金融機関が開催したマッチングイベントを活用した例 (島根県：株MJ ビーフ)</p> <p>サブファンドによる出資を受けている事業者に対し、サブファンドへの出資元である地域金融機関が、その融資等の取引先である企業とのマッチングイベントを数度にわたり開催してくれたため、当該イベントへの参加によって、多数の販路の開拓が図られた。</p> <p>その結果、売上高の増加につながり、事業者にとっても出資元であるサブファンドにとっても、メリットある取組となった。</p>
<p>◆ 知人の提案をきっかけに海外への輸出を行っている例 (福井県：株エコファームみかた)</p> <p>同社では、製造する梅酒の国内需要の増加が見込めないという課題を抱えていたが、平成28年頃、知人のソムリエから中国への輸出の提案があったことから輸出の取組の検討を開始した。</p> <p>取組に当たって、東京で開催された展示会で知り合ったバイヤーに、北京の事業者を紹介してもらった。それがきっかけで、代表自ら北京に海外視察を行い、平成29年</p>

度から本格的に輸出を開始した。同時に輸出向け商品の開発に着手し、平成 30 年 2 月、総合化事業計画の認定を受けるとともに、農林水産省の補助事業を活用し、海外でジャパニーズウイスキーが支持されていることから樽仕込みで熟成させた梅酒を製造するためのオーク樽や輸出用の容器の瓶の金型等を導入予定である。

◆ 行政の支援を活用し海外への輸出を行っている例

(石川県：(有)わくわく手づくりファーム川北)

同社では、国内の人口減少や若者のビール離れの進行等により国内需要の増加が見込めないという課題を抱えていた。そこで、代表が海外輸出について取引先の銀行に相談したところ、海外市場調査を手がける会社（以下、本事例において「調査会社」という。）を紹介された。調査会社に対して、平成26年度に県の補助事業を活用して、商圏となり得る国・地域はどこか市場調査を依頼したところ、東南アジアでの輸出の拠点として、シンガポールへ輸出してはどうかとの提案があった。

また、シンガポールへの輸出に当たっては、調査会社から現地で日本製品の展示・販売を行う会社の活用を勧められ、平成27年度に、同社が運営する日本製品のアンテナショップに出品することとなった。

また、従前から国内販売戦略について連携・協力している地元の大学に対して、新たに北米での販売に向けた市場調査を依頼したところ、北米にて日本食を取り扱う商社（以下、本事例において「日本食取扱商社」という。）を紹介され、交渉を開始した。北米展開への販売戦略についても同大学の協力を得て策定し、高級和食レストランをメインターゲットとすることとして、高級感のあるデザインに加え、従来輸出していた小瓶（330ml）では相互にお酌ができないため、中瓶サイズ（500ml）での販売を企画中である。平成27年度、県の補助事業を活用し、市場調査を行い、英語版商品ラベル・ホームページ・パンフレット等を作成し、29年度から日本食取扱商社を通じ、北米での輸出を開始することとなった。

これらの輸出の取組の結果、輸出開始初年度（平成27年度）の輸出量は1,2210であったが、翌年度には8,6920に拡大しており、輸出による売上高・利益のいずれも増加傾向である。

◆ ジェトロの支援を活用し輸出の課題に対応した例

(島根県：(有)木村有機農園)

グルテンフリー、低GI (Glycemic Index) 等の特徴がある米粉を活用した農産品を展示会に出展したところ、国内輸出商社のバイヤーから打診があり、海外への輸出に取り組むこととなった。

海外への輸出に当たっては、当社が直接海外に輸出するわけではなく、国内輸出商社を通じて輸出することから、契約交渉に当たって言語の問題等で特に困ったことはなかったものの、輸出先となる各国の規制・規格（包装材、脱酸素剤等）に適合するよう対応する必要があった。その対応方法について、都道府県の機関に相談したところジェトロを紹介してもらい、さらに、ジェトロから紹介を受けた専門家のアドバイスにより、規制・規格に適合するよう対応することができた。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 2-(2)-④ 各種課題への対応方法（技術・ノウハウの習得・向上等）

◆ 産学官連携により得られたノウハウを活用している例

(石川県：(有)わくわく手づくりファーム川北)

同社では、これまでビールに不向きと言われた原料を使用した機能性ビールを開発するため、県の補助事業を活用し、産学官連携の取組を実施した。産学官連携の取組では、i) 県農林総合事務所から専門家の派遣を受け、同専門家と一緒に麦芽製造会社を見学、ii) 地元大学の協力の下、含有成分を数値化、iii) 県の工業試験場へ麦芽乾燥の温度による成分分析の依頼等を行い、新たな麦芽の開発に成功した。

◆ 民間大手企業との連携により得られたノウハウを活用している例

(愛知県：(有)鍋八農産)

同社では、従来は、自社米を活用したおにぎり販売店において、おにぎりを作り置きしていたが、売り切ることができず食品ロスが発生するという課題を抱えていた。

米の生産管理の ICT 化を行う共同研究のプロジェクトを実施していた大手企業から、おにぎりの生産工程について助言をもらい、在庫を持たず注文があつてから作る「受注生産方式」に変更したところ、食品ロスの低減が図られ、経費の削減が達成できた。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 2-(2)-⑤ 各種課題への対応方法（施設・機械の整備・調達）

◆ 施設・機械の調達に係るコストの抑制をしている例

(石川県：(有)わくわく手づくりファーム川北)

同社では、麦芽乾燥の受託事業者との受託契約終了を機に、自社で麦芽乾燥を行うこととした。しかし、麦芽乾燥機械の導入には空調管理できる建屋も含めて1億円は要するとのことで、当時、そこまで多額の設備投資を行えないという課題を抱えていた。

設備投資額を抑えるため、地元の椎茸農家が使用していた椎茸の乾燥機を借り受け、3年間、研究を重ねたところ、この乾燥機に改良を加えれば、麦芽乾燥機械として利用可能であることが判明したため、当該乾燥機械を業者に発注した。

その結果、麦芽乾燥機械本体及び空調・保温工事の費用を約400万円に抑えることができ、農林水産省の補助金を活用して導入した。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 2-(2)-⑥ 各種課題への対応方法（労働力の確保）

◆ 引きこもり状態にあった者を労働力として活用している例

(埼玉県：(有)モリシゲ物産)

同社では、一般の求職者が求める賃金での雇用が難しく、雇用の確保が困難な状況にあった。そこで、私立のひきこもり支援施設からの提案を契機として、ひきこもり状態にあった者を比較的安価な賃金で雇用することとなった。

同者の職場定着に当たっては、本人にとって過度な負担とならないよう、i)当初はアルバイトからスタートし、その後正社員化し、週3日程度勤務であったものを本人との話し合いを重ねつつ段階的に勤務日を増やす、ii)複数の作業を一度に担わせるの

ではなく、一つの作業を繰り返し作業させるようにし、徐々に作業の種類を増やす、
iii)生産・加工だけではなく、徐々に社内プロジェクトへの参加や展示会・商談会での
営業も担当させるようにした。

その結果、当該ひきこもり状態にあった者は、今は、フルタイムの正社員として働
いており、商品展示会等においても、自社商品を一人で説明できる等の成長がみられ、
会社から高く評価されている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 2-(2)-⑦ 各種課題への対応方法（商品・サービスの企画・開発）

◆ 他社商品を研究した結果、自農園ならではの独自カラーをアピールできる商品を開
発した例

(栃木県：丸福農園)

新商品の開発のため、東京の小売店を回るなどして他社商品を研究した結果、加工
を専門とする中小企業と加工に凝った商品で勝負することは得策ではなく、加工技術
以外の側面で独自のカラーをアピールできる商品を開発する必要があるという考え
に至った。

従前から自信のあった自社農産物（トマト）自体の品質の良さを前面に押し出した
“無添加・無香料”のトマトジュースを開発した。また、トマトジュースの開発に当
たっては、“無添加・無香料”でおいしいトマトジュースを作るため、ジュースに合う
トマトの品種の配合（3品種配合）を自ら研究し、オリジナルブレンドを完成させ、
主力商品として販売している。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 2-(2)-⑧ 対応できなかった課題の要因（実地調査対象事業者）

【労働力の確保】

(長野県：J&Jアップル草間)

よりよい農産物を生産し、出荷するためには、単に人数が揃えばよいというわけでは
なく、果樹の剪定や選果等を安心して任せられる程度の理解や経験のある人材を求めて
いるが、かかる人材の確保が難しい。

【農産物の量・品質の確保】

(滋賀県：農業生産法人浅小井農園(株))

原材料となる農産物の規格や生産量は、気象条件等により日々変化するため、工業製
品のように計画的かつ安定的に供給することが難しく、一定の量・品質を確保し続ける
ことは困難である。

また、農産物の加工に使用する原材料については、間引きした際に生じる成熟前のも
のや規格外のものを使用しており、連携先の事業者から増産を要望されているが、そも
そもこうした規格外品は、日々の天候や気温等の気象条件により発生量が変化すること
から、あらかじめ生産見通しを立てることが困難である。また、農業者としても、利益
をより増やすため、規格外品を少しでも減らすべく日々栽培方法の改善に努めており、
安定調達は難しい。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

ウ 「販路の開拓・集客」に対する行政機関等による支援の取組例

「販路の開拓・集客」の課題に関して、図表 2-(2)-⑨及び⑩のとおり、i) 地方公共団体が中心となって市場調査を行い、販路開拓の支援を行っている例や、ii) 高速バス路線を活用した貨客混載により、地域の農産物を東京都内に輸送・販売している例など、行政機関や民間事業者がそれぞれの実情に応じ工夫した取組を行っている例がみられた。

図表 2-(2)-⑨ 市が中心となって、6次産業化の取組による商品についての市場調査を行った上で、販路開拓の支援を行っている例（福岡県糸島市）

事業名	糸島市マーケティングモデル推進事業																		
事業の対象者	<p>糸島市は、同市内の食品関連事業者、農林水産事業者、流通・販売事業者等の交流・連携により地域経済の活性化を図ることを目的として、平成28年7月から「糸島市食品産業クラスター協議会」（以下「クラスター協議会」という。）を設置（平成30年12月時点の会員事業者数は40者）している。</p> <p>本事業は、これらクラスター協議会の会員事業者を対象として実施しているものである。</p>																		
事業の目的等	<p>糸島市産の農林水産物を活用した6次産業化商品の認知度向上と、クラスター協議会の会員事業者の開発した新商品の販路拡大などを目的として、平成29年度（28年度は試行的に実施）から開始した。</p>																		
事業の概要	<p>本事業の概要は以下のとおりである。</p> <p>① クラスター協議会の会員事業者が開発した6次産業化商品についての募集を行い、応募のあった6次産業化商品のうち、マーケティング推進チーム（注）及びクラスター協議会幹事会において10商品程度を選定</p> <p>② 選定した6次産業化商品について、糸島市、福岡市及び福岡都市圏の地方公共団体の管内の男女500人を対象として、次のような当該商品に係る購買・消費行動などに関する市場リサーチを実施（市場リサーチは、市から委託を受けた者が実施）</p> <table border="1" data-bbox="437 1149 927 1451"> <tr><td>認知</td><td>当該糸島商品を知っているか</td></tr> <tr><td>関心</td><td>商品に興味があるか</td></tr> <tr><td>意向</td><td>商品を買いたいか</td></tr> <tr><td>理由</td><td>買いたくない理由</td></tr> <tr><td>購入経験</td><td>商品を買ったことがあるか</td></tr> <tr><td>リピート</td><td>商品をまた買いたいか</td></tr> <tr><td>金額設定</td><td>いくらなら買うか</td></tr> <tr><td>購買変更</td><td>購入先を変えてもよいか</td></tr> <tr><td>変更理由</td><td>何が勝れば購入先を変えるか</td></tr> </table> <p>③ ②の市場リサーチ結果に基づき、特に有望と考えられる6次産業化商品一つをマーケティング推進チームで選定した上で、当該商品について同チームが中心となり、市場に受け入れられる商品へとデザイン、加工法、食べ方提案などをブラッシュアップ</p> <p>④ ブラッシュアップした商品について、マーケティング推進チームが販路開拓や広告・宣伝を実施</p> <p>⑤ また、②の選定した6次産業化商品の市場調査結果については、応募した会員事業者にフィードバックし、今後の当該会員事業者の事業活動に活用</p> <p>（注）糸島市（市場調査）、博多女子高等学校（販路開拓）、株式会社アジア・マーケット（広告・宣伝）、クラスター協議会（製品開発）で構成。カッコ内は、基本的な役割分担。</p> <p>なお、市場リサーチ費用、宣伝・広告費用は市が、商品開発費は選定された事業者が負担し、商品の知的財産権及び売上高は提案した会員事業者に帰属する。</p>	認知	当該糸島商品を知っているか	関心	商品に興味があるか	意向	商品を買いたいか	理由	買いたくない理由	購入経験	商品を買ったことがあるか	リピート	商品をまた買いたいか	金額設定	いくらなら買うか	購買変更	購入先を変えてもよいか	変更理由	何が勝れば購入先を変えるか
認知	当該糸島商品を知っているか																		
関心	商品に興味があるか																		
意向	商品を買いたいか																		
理由	買いたくない理由																		
購入経験	商品を買ったことがあるか																		
リピート	商品をまた買いたいか																		
金額設定	いくらなら買うか																		
購買変更	購入先を変えてもよいか																		
変更理由	何が勝れば購入先を変えるか																		

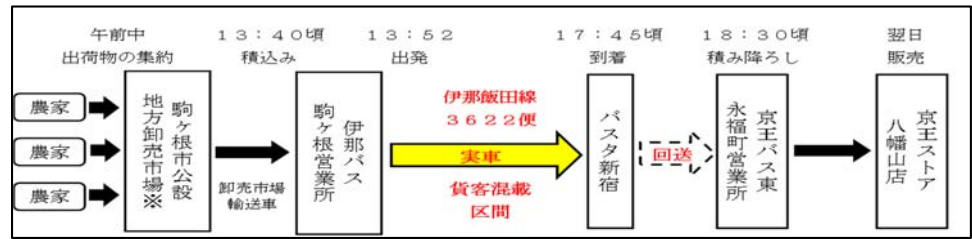
	<p>図表 事業の流れ(概要図)</p> <pre> graph LR A[会員事業者から6次産業化商品の提案募集] --> B[市場リサーチを行う6次産業化商品の選定] B --> C[選定した商品の市場リサーチの実施] C --> D[市場リサーチ結果に基づき1商品を選定] D --> E[当該1商品の更なるブラッシュアップ] E --> F[ブラッシュアップした商品の販路開拓、宣伝・広告] D --> G[選定された商品以外の市場リサーチ結果は、提案事業者へフィードバック] </pre>
事業の効果	<p>本事業の実施により、次のような効果が発現している。</p> <p>① 平成29年度の市場リサーチ結果に基づき選定され、ブラッシュアップされた商品（ふともずく）については、27年度の売上高と比較して29年度は約6倍に増加している。また、平成30年度の市場リサーチ結果に基づき選定され、ブラッシュアップされた商品（真鯛だし）についても、かなりの受注量があり、当初想定から2倍以上の売上高が見込まれている。</p> <p>② 選定された商品以外の市場リサーチ結果についても、提案事業者において活用されており、今後の事業活動に役立つとの評価を得ている。また、市内の事業者の市場リサーチに対する意識の変化がみられ、本事業への参画を希望する事業者が増加している。</p>
事業に係る地方公共団体の説明	<p>糸島市では、同市の小規模な事業者は、優れたアイデアや技術力を持ちながら、商品を販売する際のターゲットとすべき購買層、消費者における購買行動やニーズ、市場情報など、マーケティングに係る知識・ノウハウに乏しいという課題を抱えている状況にあり、かかる課題を解決するために本事業を開始した。本事業により提供された市場リサーチ結果については、販路開拓時における価格設定や販売方法、広告戦略等を検討するための基礎資料として、会員事業者が活用することが期待されるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 2-(2)-⑩ 「貨客混載」により地域の農産物等の販路を東京都内に拡大している例

<p>関係する機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 京王電鉄株式会社 ● 岐阜県高山市 ● 長野県駒ヶ根市
<p>事業開始に至る背景・経緯等</p>	<p>① 京王電鉄株式会社（以下「京王電鉄」という。）では、近年増加しているインバウンド（訪日外国人旅行）等への適切な情報・サービスの提供及び観光案内等を通じた新宿地区における公共貢献並びに、京王電鉄グループが運営する高速バス(注1)の活用促進を図るため、平成28年7月から、新宿駅構内に観光案内所「中部地方インフォメーションプラザ in 京王新宿」（以下、単に「観光案内所」という。）を開設している。観光案内所では、岐阜県、長野県及び山梨県内の市町村を中心とした10以上の地方公共団体が出展し、それぞれの地域の観光情報を発信している。</p> <p>② 本事業は、京王電鉄において、①の観光案内所の取組に加え、更に既存の高速バス路線を活用して i) 地域の活性化、 ii) 地域の知名度の向上、 iii) 新たな観光需要の掘り起こし等を図ることができないかを検討した結果、貨客混載により地域の農産物を東京都内に輸送し、販売する事業として開始された。</p> <p>③ 具体的には、京王電鉄と、観光案内所に出展し地域の農産物の首都圏への販路拡大を目指していた岐阜県高山市又は長野県駒ヶ根市との間の検討・調整を経て、地域で生産されている新鮮な農産物を貨客混載により東京都内へ輸送し、これを京王電鉄グループの小売店舗（京王ストア、京王百貨店等）で販売する事業として開始(注2)された。</p> <p>(注1) 東京都内と中部地方の各都市とを結ぶ路線が多い。</p> <p>(注2) 平成30年10月時点で、以下の2路線で本事業が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年9月から高速バス路線「飛騨高山線」（新宿区～高山市間）で開始 ② 平成30年6月から高速バス路線「伊那飯田線」（新宿区～駒ヶ根市間）で開始
<p>事業の概要</p>	<p>本事業は、京王電鉄の高速バス路線（飛騨高山線及び伊那飯田線）において、東京都新宿区方面行き的高速バスのトランクを活用し、岐阜県高山市産及び長野県駒ヶ根市産の農産物を貨客混載により輸送し、京王電鉄グループである株式会社京王ストアの店舗及び株式会社京王百貨店の店舗で販売する事業であり、その概要は以下のとおりである。</p> <p>① 貨客混載による運搬行程</p> <p>本事業における運搬行程は、図1及び図2のとおりである。</p> <p>図1 飛騨高山線における運搬行程</p> <p>(注) 1 京王電鉄の報道資料を抜粋したものである。 2 ※「特選館あじか」とは、高山市内において指定管理者制度で運営されている農産物直売所である。</p>

図2 伊那飯田線における運搬行程



(注) 1 京王電鉄の報道資料を抜粋したものである。
 2 ※「駒ヶ根市公設地方卸売市場」とは、駒ヶ根市が運営する公設・公営の地方卸売市場である。

② 輸送回数・輸送量

飛騨高山線は週4回、伊那飯田線は週2回、それぞれの路線で輸送されており、1回(1便)当たりの輸送量は、おおむね60リットル用保冷コンテナで3~6個(60kg~120kg。季節によって変動あり。)となっている。

③ 販売回数

株式会社京王ストアの店舗及び株式会社京王百貨店の運営する店舗でそれぞれ週2回販売されている。

④ 特徴的な内容

- i) 農業者が収穫した農産物を店頭で並ぶ前日に東京都内に輸送し、翌日には店頭で販売しており、農業者の収穫から店頭での販売までの迅速化(新鮮な野菜の消費者への提供)を実現している。
- ii) 次のとおり、京王電鉄グループの各社が輸送から販路までの間を一体となって取り組むことにより、国等からの財政的な支援なしで、本事業の持続性・継続性を実現している。
 - ア 各地域から東京都内への輸送：京王バス
 - イ 都内での野菜の積み降ろし後の各店舗への輸送(注)：京王運輸
 - ウ 販売：京王ストア及び京王百貨店

(注) この部分は、「ラストワンマイル」(物流における最終拠点からエンドユーザーまでの配送サービスのことをいう。本事業の場合には、「野菜を高速バスから積み降ろし、当該野菜を各販売店舗に輸送するまで」の部分を用いる。)といわれ、貨客混載を活用した事業では、i) どこで積み降ろしを行い、ii) 誰がエンドユーザーまで運ぶかという点でネックとなる場合がある。この点について、本事業では、i) は京王バスの営業所内で行い、ii) はグループ会社の京王運輸が担当することで対応している。

事業による効果等

本事業による効果等は、以下のとおりである。

① 地域の農業者

- i) 新鮮な野菜を当日朝に東京都へ出荷し、翌日には都内で販売され、消費者に喜ばれることは、農業者にとって、モチベーションのアップにつながっている(農業者の生産や出荷に対する励みとなっている。)
- ii) 東京都内に出荷するので、質の良いものを生産しようという者や自分も東京都に出荷したいという者が増加し、今後、作付面積や生産量の増加が見込まれる。

(注) 上記は当省が農業者に直接確認したものでなく、関係機関へのヒアリングを通じて

得た農業者の反応について取りまとめたものである。

② 地方公共団体

【岐阜県高山市】

現時点で本事業による高山市への観光客の増加等の具体的な効果までは分からないが、東京都内での飛騨高山産野菜の認知度が高まってきていると感じている。

【長野県駒ヶ根市】

現時点で本事業による駒ヶ根市への観光客の増加等の具体的な効果までは分からないが、東京都内での駒ヶ根市産野菜の品質の良さの理解に役立っているものと感じている。

③ 京王電鉄

- i) 京王電鉄として、地域の活性化（地域の知名度の向上、観光需要の掘り起こし）に貢献している。
- ii) 京王ストア等の系列店舗の魅力の向上や、他との差別化が図られる。
- iii) 高速バスの生産性向上につながっている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

(3) 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援

ア 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（6次産業化事業規模別）

アンケート調査有効回答者 3,048 事業者が、今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援について、6次産業化事業の事業規模別にみると、図表 2-(3)-①のとおり、事業規模にかかわらず、「施設・機械の整備・調達に対する支援」及び「補助金などの支援に関する情報提供」が上位を占めており、6次産業化事業の事業規模が大きくなるにつれて、その割合が高くなる傾向にある。また、「販路の開拓や集客に対する支援」も多くみられ、これについては、6次産業化事業の事業規模を問わず、それぞれ 3 割程度の事業者が挙げている。

なお、今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援について、「特にない」とする事業者の割合は、事業規模が「100 万円未満」の事業者ではその割合が 3 割に及んでいるが、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど低くなる傾向にある。

図表 2-(3)-① 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（6次産業化事業規模別）

(単位：事業者、%)

事業規模	総数	今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（複数回答）									特にな い	無回答
		施設・機 械の整 備・調 達に 対す る支 援	技術・ノ ウハウ の習得 等に対 する支 援	労働力 の確保 に対す る支 援	販路の開 拓や集 客に対 する支 援	連携事 業者と のマッ チング の機会 の提供	経営管 理・組 織運 営に 対す る支 援	補助金 などの 支援に 関する 情報提 供	相談を 受ける 機関等 の充実	その他		
100万円未満	1,221 (100)	332 (27.2)	253 (20.7)	114 (9.3)	333 (27.3)	127 (10.4)	51 (4.2)	282 (23.1)	171 (14.0)	30 (2.5)	378 (31.0)	132 (10.8)
100～500万 円未満	1,030 (100)	356 (34.6)	238 (23.1)	158 (15.3)	331 (32.1)	98 (9.5)	56 (5.4)	313 (30.4)	162 (15.7)	34 (3.3)	225 (21.8)	108 (10.5)
500～1,000 万円未満	303 (100)	114 (37.6)	67 (22.1)	60 (19.8)	89 (29.4)	35 (11.6)	19 (6.3)	98 (32.3)	42 (13.9)	12 (4.0)	77 (25.4)	19 (6.3)
1,000万円～ 1億円未満	424 (100)	216 (50.9)	102 (24.1)	117 (27.6)	137 (32.3)	53 (12.5)	40 (9.4)	195 (46.0)	64 (15.1)	9 (2.1)	46 (10.8)	29 (6.8)
1億円以上	70 (100)	31 (44.3)	14 (20.0)	21 (30.0)	20 (28.6)	15 (21.4)	9 (12.9)	35 (50.0)	12 (17.1)	3 (4.3)	5 (7.1)	5 (7.1)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分における上位 3 支援項目を表す。

4 二重線枠は、「特にない」とする割合が、上位 3 支援項目のいずれかより高い場合に付した。

イ 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（取組事業内容別）

アンケート調査有効回答者 2,899 事業者が、今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援について、6次産業化に取り組む事業内容別にみると、図表 2-(3)-②のとおり、事業内容にかかわらず、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「販路の開拓や集客に対する支援」及び「補助金などの支援に関する情報提供」が上位を占めている。

図表 2-(3)-② 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（取組事業内容別）

（単位：事業者、％）

取組事業内容	総数	今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（複数回答）									特にな い	無回答
		施設・機 械の整 備・調 達に 対す る支 援	技術・ノ ウハウ の習得 等に 対す る支 援	労働力 の確保 に対 する 支 援	販路の 開拓や 集客に 対す る支 援	連携事 業者と のマッ チング の機 会の 提供	経営管 理・組 織運 営に 対す る支 援	補助金 などの 支援に 関する 情報 提供	相談を 受けて くれる 機関等 の充実	その他		
農産物の 加工	1,476 (100)	574 (38.9)	371 (25.1)	222 (15.0)	496 (33.6)	180 (12.2)	95 (6.4)	469 (31.8)	237 (16.1)	39 (2.6)	305 (20.7)	149 (10.1)
消費者に 直接販売	1,725 (100)	630 (36.5)	419 (24.3)	281 (16.3)	552 (32.0)	202 (11.7)	110 (6.4)	563 (32.6)	291 (16.9)	50 (2.9)	372 (21.6)	182 (10.6)
貸農園・体 験農園等	294 (100)	88 (29.9)	56 (19.0)	40 (13.6)	85 (28.9)	33 (11.2)	19 (6.5)	85 (28.9)	44 (15.0)	15 (5.1)	68 (23.1)	35 (11.9)
観光農園	486 (100)	181 (37.2)	140 (28.8)	103 (21.2)	157 (32.3)	45 (9.3)	22 (4.5)	160 (32.9)	77 (15.8)	14 (2.9)	87 (17.9)	54 (11.1)
農家民宿	263 (100)	63 (24.0)	32 (12.2)	26 (9.9)	70 (26.6)	30 (11.4)	12 (4.6)	68 (25.9)	36 (13.7)	13 (4.9)	71 (27.0)	37 (14.1)
農家レス トラン	170 (100)	55 (32.4)	35 (20.6)	28 (16.5)	57 (33.5)	28 (16.5)	19 (11.2)	54 (31.8)	27 (15.9)	5 (2.9)	35 (20.6)	14 (8.2)
海外への 輸出	83 (100)	32 (38.6)	12 (14.5)	17 (20.5)	31 (37.3)	15 (18.1)	7 (8.4)	42 (50.6)	15 (18.1)	3 (3.6)	8 (9.6)	7 (8.4)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分における上位 3 支援項目を表す。

4 二重線枠は、「特にない」とする割合が、上位 3 支援項目のいずれかより高い場合に付した。

ウ 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（6次産業化事業の今後の取組の方向性別）

アンケート調査有効回答者3,115事業者(注)が、今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援について、6次産業化事業の今後の取組の方向性別にみると、図表2-(3)-③のとおり、今後の取組の方向性にかかわらず、「施設・機械の整備・調達に対する支援」及び「販路の開拓や集客に対する支援」が上位を占めている。

なお、「拡大意向」とする事業者では、「現状の規模を維持」及び「縮小・撤退・連携解消」とする事業者に比べ、全ての項目で回答割合が高い一方、「特にない」とする割合は大きく下回っている。このことから、6次産業化事業の拡大意向がある事業者にとって、行政機関等による支援ニーズは特に大きいと考えられる。

(注) アンケート調査有効回答者3,256事業者のうち、6次産業化事業の今後の取組の方向性の設問に対して、無回答であった141事業者を除いたものである。

図表2-(3)-③ 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（6次産業化事業の今後の取組の方向性別）

(単位：事業者、%)

今後の取組の方向性	総数	今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（複数回答）									特にない	無回答
		施設・機械の整備・調達に対する支援	技術・ノウハウの習得に対する支援	労働力の確保に対する支援	販路の開拓や集客に対する支援	連携事業者とのマッチングの提供	経営管理・組織運営に対する支援	補助金などの支援に関する情報提供	相談を受ける機関等の充実	その他		
拡大意向	913 (100)	479 (52.5)	261 (28.6)	218 (23.9)	382 (41.8)	170 (18.6)	85 (9.3)	434 (47.5)	212 (23.2)	38 (4.2)	75 (8.2)	47 (5.1)
現状の規模を維持	1,670 (100)	485 (29.0)	343 (20.5)	199 (11.9)	436 (26.1)	131 (7.8)	74 (4.4)	419 (25.1)	192 (11.5)	36 (2.2)	471 (28.2)	182 (10.9)
縮小・撤退・連携解消	532 (100)	95 (17.9)	78 (14.7)	60 (11.3)	98 (18.4)	33 (6.2)	19 (3.6)	77 (14.5)	51 (9.6)	15 (2.8)	203 (38.2)	93 (17.5)

- (注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。
 3 太枠網掛は、各区分における上位3支援項目を表す。
 4 二重線枠は、「特にない」とする割合が、上位3支援項目のいずれかより高い場合に付した。

3 6次産業化事業から撤退した事業者及び実施したことがない事業者の状況 (要旨)

当省において、i) 過去に6次産業化事業に取り組んでいたものの撤退した事業者（以下「撤退者」という。）における撤退理由等、ii) これまで6次産業化に取り組んだことのない事業者（以下「未参入者」という。）における今後の取組意向等について、当省のアンケート調査結果に基づき分析を行ったところ、以下のような傾向がみられた。

(1) 撤退者

ア 撤退者が、過去に取り組んでいた6次産業化事業の事業内容をみると、現在取組中の事業者も多い「農産物の加工」及び「消費者に直接販売」が約4割を占めている。また、過去に取り組んでいた事業数については、「単一の事業」とする事業者が90.5%（133/147事業者）である。

イ 撤退者が、6次産業化事業から撤退した理由(注)をみると、「高齢化・病気等」とする事業者が44.2%（72/163事業者）と最も高く、次いで、「事業として成立しなかった」とする事業者が22.7%（37/163事業者）である。

ウ 撤退者が直面した課題については、事業開始時には「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの習得・向上等」及び「労働力の確保」が上位を占めており、事業開始後には、「労働力の確保」、「販路の開拓・集客」及び「農産物の供給体制の維持・拡充」が上位を占めている。

(注) 6次産業化事業から撤退した理由について、自由記述により回答を求め、当該回答について当省で整理・分類したものである。

(2) 未参入者

ア 6次産業化事業の取組意向のある未参入者は14.5%（169/1,165事業者）となっており、農産物の直近の年間売上高が「1,000万円～1億円未満」の事業者においてその割合が最も高くなっている。

イ 6次産業化事業の取組意向のある未参入者のうち、具体的な行動を始めている未参入者は12.4%（21/169事業者）にとどまり、具体的な行動に至っていない未参入者は81.1%（137/169事業者）と大半を占めている。

こうした6次産業化事業への取組意向があるものの具体的な行動に至っていない未参入者における主な理由(注)をみると、「資金不足」、「技術・ノウハウの不足」、「事業化に不安」などが上位を占めている。

ウ 6次産業化事業の取組意向はあるものの具体的な行動に至っていない未参入者が求める行政機関等による支援の内容としては、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「販路の開拓や集客に対する支援」、「補助金などの支援に関する情報提供」などが上位を占めている。

(注) 具体的な行動に至っていない理由について、自由記述により回答を求め、当該回答について当省で整理・分類したものである。

(1) 撤退者の6次産業化事業において直面した課題、撤退の理由等

当省のアンケート調査においては、撤退者が899事業者みられた。

アンケート調査結果に基づき、これらの撤退者が直面した課題、撤退理由等について、以下のとおり分析を行った。

ア 取組事業数及び取組事業内容

撤退前に取り組んでいた6次産業化事業の事業内容の設問に対して、撤退者899事業者のうち147事業者から回答が得られた。

この147事業者における撤退前に取り組んでいた6次産業化事業の事業内容をみると、図表3-(1)-①のとおり、「農産物の加工」及び「消費者に直接販売」がそれぞれ約4割と高い割合を占めているものの、これらは前述の図表1-(6)-①のとおり、現在取組中の事業者にも多い事業内容であり、特段の偏りはみられない。

同様に取組事業数についてみると、図表3-(1)-②のとおり、「単一の事業」に取り組んでいた撤退者が9割超と大半を占めており、複数の事業に取り組んでいた撤退者は少ない。

図表3-(1)-① 撤退者が取り組んでいた6次産業化事業の事業内容

(単位：事業者、%)

区分	取組を行っていた6次産業化事業の内容（複数回答）						
	農産物の加工	消費者に直接販売	貸農園・体験農園等	観光農園	農家民宿	農家レストラン	海外への輸出
撤退者数 (割合)	57 (38.8)	53 (36.1)	8 (5.4)	17 (11.6)	18 (12.2)	6 (4.1)	5 (3.4)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、回答のあった撤退者147事業者に占める割合を表す。

図表3-(1)-② 撤退者が取り組んでいた6次産業化事業の事業数

(単位：事業者、%)

区分	単一の事業	2種類の事業	3種類の事業	4種類以上の事業
撤退者数 (割合)	133 (90.5)	11 (7.5)	3 (2.0)	0 (0)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、回答のあった撤退者147事業者に占める割合を表す。

イ 6次産業化事業の撤退理由

6次産業化事業から撤退した理由の設問に対して、撤退者899事業者のうち163事業者から回答が得られた。

この163事業者における撤退理由をみると、図表3-(1)-③のとおり、「高齢化・病気等」が4割超と最も高く、次いで、採算性の悪化や事業による負担増大などを要因とした「事業として成立しなかった」となっている。

図表3-(1)-③ 撤退者の撤退理由

(単位：事業者、%)

区分	撤退理由（複数回答）									
	高齢化・病気等	事業として成立しなかった	後継者不足・農業の廃業	労働力不足	原材料供給体制の維持困難	多忙・農業生産に集中	災害等	連携相手との関係	資金不足	その他
撤退者数 (割合)	72 (44.2)	37 (22.7)	17 (10.4)	16 (9.8)	14 (8.6)	13 (8.0)	6 (3.7)	4 (2.5)	3 (1.8)	17 (10.4)

(注)1 当省のアンケート調査結果（自由記述）に基づき作成した。

2 () は、回答のあった撤退者163事業者に占める割合を表す。

このうち、「事業として成立しなかった」の内容の詳細についてみると、図表3-(1)-④のとおり、売上げの低迷や経費の増大等により「採算が取れなかった」とするものが約8割と大半を占めているが、6次産業化事業の取組に当たって、梱包・発送の手間やトラブル対応等により、「事業による負担が大きい」とするものや、「販路が確保できなかった」とするものなどもみられた。

図表3-(1)-④ 「事業として成立しなかった」とする内容

(単位：事業者、%)

区分	「事業として成立しなかった」の内容（複数回答）				
	採算が取れなかった	事業による負担が大きい	販路が確保できなかった	商品化できなかった	品質の維持が困難
撤退者数 (割合)	29 (78.4)	5 (13.5)	3 (8.1)	2 (5.4)	1 (2.7)

(注)1 当省のアンケート調査結果（自由記述）に基づき作成した。

2 () は、図表3-(1)-③において「事業として成立しなかった」と回答した37事業者に占める割合を表す。

ウ 撤退者が直面した課題

i) 事業開始時に直面した課題

6次産業化事業の事業開始時に直面した課題の設問に対して、撤退者899事業者のうち204事業者から回答が得られた。

この204事業者が事業開始時に直面した課題をみると、図表3-(1)-⑤のとおり、「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの習得・向上等」及び「労働力の確保」が上位を占めている。

図表 3-(1)-⑤ 撤退者が事業開始時に直面した課題

(単位：事業者、%)

区分	事業開始時に直面した課題（複数回答）										特に課題 はなかつた
	事業計画の作成	施設・機械の整備・調達	労働力の確保	農産物の供給体制の維持・拡充	連携先事業者とのマッチング	資金調達（施設・機械の整備以外）	経営管理・組織運営	技術・ノウハウの習得・向上等	商品・サービスの企画・開発	販路の開拓・集客	
撤退者数 (割合)	34 (16.7)	75 (36.8)	62 (30.4)	20 (9.8)	8 (3.9)	28 (13.7)	9 (4.4)	65 (31.9)	13 (6.4)	56 (27.5)	26 (12.8)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、回答のあった撤退者204事業者に占める割合を表す。

3 太枠網掛は、上位3課題を表す。

ii) 事業開始後に直面した課題

6 次産業化事業の事業開始後に直面した課題の設問に対して、撤退者 899 事業者のうち 139 事業者から回答が得られた。

この 139 事業者が、事業開始後に直面した課題をみると、図表 3-(1)-⑥のとおり、「労働力の確保」、「販路の開拓・集客」及び「農産物の供給体制の維持・拡充」が上位を占めている。

図表 3-(1)-⑥ 撤退者が事業開始後に直面した課題

(単位：事業者、%)

区分	事業開始後に直面した課題（複数回答）										特に課題はなかった
	事業計画の作成	施設・機械の整備・調達	労働力の確保	農産物の供給体制の維持・拡充	連携先の事業者とのマッチング	資金調達（施設・機械の整備以外）	経営管理・組織運営	技術・ノウハウの習得・向上等	商品・サービスの企画・開発	販路の開拓・集客	
撤退者数 (割合)	9 (6.5)	12 (8.6)	41 (29.5)	25 (18.0)	12 (8.6)	21 (15.1)	14 (10.1)	15 (10.8)	9 (6.5)	35 (25.2)	27 (19.4)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、回答のあった撤退者 139 事業者に占める割合を表す。

3 太枠網掛は、上位 3 課題を表す。

以上のとおり、撤退者においては、事業開始時及び開始後のいずれにおいても、「労働力の確保」に関する課題に直面している割合が高くなっているといえる。

(2) 未参入者の 6 次産業化事業の取組意向等

当省のアンケート調査においては、未参入者が 1,200 事業者みられた。

アンケート調査結果に基づき、これらの未参入者における今後の 6 次産業化事業への取組意向、行政機関等に期待する支援等について、以下のとおり分析を行った。

ア 未参入者の今後の 6 次産業化事業への取組意向

今後の 6 次産業化事業への取組意向の設問に対して、未参入者 1,200 事業者のうち 1,165 事業者から回答が得られた。

この 1,165 事業者における今後の 6 次産業化事業の取組意向をみると、図表 3-(2)-①のとおり、「意向がある」は 169 事業者(14.5%)、「意向がない」は 996 事業者 (85.5%) となっている。

また、6 次産業化事業の取組意向がある 169 事業者について、直近の農産物の年間売上高別にみると、取組意向がある未参入者の割合は、「1,000 万円～1 億円未満」で最も高くなっている。

図表 3-(2)-① 未参入者の今後の取組意向

(単位：事業者、%)

区分	意向がある	直近の農産物の年間売上高						意向がない
		100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円～1億円未満	1億円以上	無回答	
		未参入者数 (割合)	169 (14.5)	25 (2.1)	32 (2.7)	27 (2.3)	62 (5.3)	

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、回答のあった未参入者 1,165 事業者に占める割合を表す。

イ 取組意向のある未参入者が取り組みたいとする 6 次産業化事業の内容

上記アにおいて、6 次産業化事業の取組意向があるとする 169 事業者が実際に取り組みたいとする 6 次産業化事業の内容をみると、図表 3-(2)-②のとおり、「消費者に直接販売」が 7 割超と最も高く、「観光農園」や「農家民宿」は僅少にとどまっている。

図表 3-(2)-② 未参入者が取り組みたいとする 6 次産業化事業の内容

(単位：事業者、%)

区分	取り組みたいとする 6 次産業化事業の内容 (複数回答)						
	農産物の加工	消費者に直接販売	貸農園・体験農園等	観光農園	農家民宿	農家レストラン	海外への輸出
未参入者数 (割合)	86 (50.9)	121 (71.6)	27 (16.0)	9 (5.3)	10 (5.9)	28 (16.6)	20 (11.8)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、6 次産業化事業への取組意向のある未参入者 169 事業者に占める割合を表す。

ウ 6次産業化事業の取組開始への隘路

6次産業化事業の取組意向があるとする169事業者について、6次産業化事業の実施に向けて、具体的な行動に至っているかどうかをみたところ、図表3-(2)-③のとおり、「具体的な行動を始めている」とする未参入者は21事業者(12.4%)となっている。一方、「具体的な行動には至っていない」とする未参入者は137事業者(81.1%)となっており、将来的な6次産業化事業の取組には関心があるものの具体的な行動に至っていない未参入者が多数となっている。

図表3-(2)-③ 6次産業化事業の取組意向がある未参入者の具体的な行動の有無

(単位：事業者、%)

区分	6次産業化事業の取組意向がある未参入者			
	具体的な行動を始めている	具体的な行動には至っていない	無回答	
未参入者数 (割合)	169 (100)	21 (12.4)	137 (81.1)	11 (6.5)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、6次産業化事業の取組意向がある未参入者169事業者に占める割合を表す。

また、6次産業化事業の将来的な取組意向はあるものの、具体的な行動には至っていないとする未参入者137事業者のうち、その理由について、100事業者から回答が得られた。

この100事業者が具体的な行動に至っていない理由をみると、図表3-(2)-④のとおり、施設・設備の新設や人件費の確保等といった「資金不足(施設等の整備を含む)」、加工等の技術の不足や事業開始に当たってのやり方が分からないといった「技術・ノウハウの不足」、集客できる自信がない、収益を見込める事業計画が立てられないといった「事業化に不安」などが多くみられた。

図表3-(2)-④ 具体的な行動に至っていない理由

(単位：事業者、%)

区分	6次産業化事業の開始に向けて具体的な行動に至っていない理由(複数回答)									
	資金不足(施設等の整備を含む)	技術・ノウハウの不足	事業化に不安	時間が取れない	労働力の不足	組織体制を整備中	農産物の供給体制に不安	高齢化・後継者不足	連携先のマッチング	その他
未参入者数 (割合)	25 (25.0)	24 (24.0)	23 (23.0)	22 (22.0)	16 (16.0)	10 (10.0)	6 (6.0)	5 (5.0)	2 (2.0)	10 (10.0)

(注)1 当省のアンケート調査結果(自由記述)に基づき作成した。

2 () は、6次産業化事業への取組意向があり、かつ具体的な行動に至っていない理由を回答した未参入者100事業者に占める割合を表す。

エ 6次産業化事業に取り組むに当たって行政機関等に期待する支援

6次産業化事業への取組意向があるものの具体的な行動に至っていない未参入者137事業者が、今後、6次産業化事業に取り組むに当たり、行政機関等に期待する支援の内容をみると、図表3-(2)-⑤のとおり、「施設や機械の整備・調達に対する支援」、「販路の開拓や集客に対する支援」及び「補助金などの支援に関する情報提供」が上位を占めている。上位の項目は、既に6次産業化事業に取り組んでいる事業者と同様の傾向であるもののその割合は全ての項目でより高くなっていることから、未参入者の支援ニーズがより高くなっていることがうかがえる。

図表 3-(2)-⑤ 具体的な行動に至っていない未参入者が今後、6次産業化事業に取り組むに当たって行政機関等に期待する支援

(単位：事業者、%)

区分	総数	行政機関等に期待する支援（複数回答）									特にな い	無回答
		施設・ 機械の 整備・ 調達に 対する 支援	技術・ ノウハ ウの習 得等に 対する 支援	労働力 の確保 に対す る支援	販路の 開拓や 集客に 対する 支援	連携事 業者と のマッ チング の機会 の提供	経営管 理・組 織運営 に対す る支援	補助金 などの 支援に 関する 情報提 供	相談を 受けて くれる 機関等 の充実	その他		
未参入者数 (割合)	137 (100)	77 (56.2)	67 (48.9)	36 (26.3)	74 (54.0)	36 (26.3)	21 (15.3)	74 (54.0)	60 (43.8)	5 (3.6)	4 (2.9)	6 (4.4)
既取組事業者数 (割合)	3,256 (100)	1,070 (32.9)	691 (21.2)	480 (14.7)	925 (28.4)	339 (10.4)	178 (5.5)	941 (28.9)	461 (14.2)	91 (2.8)	759 (23.3)	430 (13.2)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」に占める割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分の上位3支援項目を表す。

4 「既取組事業者数」の数値は、図表4-(1)-⑫の各区分の数値を合計したものである。

国、都道府県、市町村を始めとする関係各機関においては、新たに6次産業化事業を開始しようとする事業者に対して、技術面、資金面等の様々な支援が既に行われているところであるが、当省のアンケート調査結果をみる限り、必ずしもかかる支援の内容が事業者十分に認識されていないという可能性がある。中には、「成功例が少ない」、「やり方が分からない」として、6次産業化事業への取組を躊躇する意見も示されている。

今後、6次産業化事業への新規参入を促進するためには、こうした懸念をいかにして解消していくかを念頭に置いた情報提供の在り方が求められる。

【参考】

中小機構が、中小企業者向けに整備する J-Net21（中小企業ビジネス支援サイト）において公開する「業種別開業ガイド」では、「サービス業」、「飲食業」、「小売業」といった業種に応じた 200 以上の職種について開業準備手引き書が掲載されている。（<http://j-net21.smrj.go.jp/establish/guide/>）

これには、起業に当たって必要な手続・留意点等のほか、図表 3-(2)-⑥及び⑦のとおり、一部の職種では必要資金例やビジネスプラン策定例（モデル収支例）などのシミュレーション結果が目安として示されている。

図表 3-(2)-⑥ 必要資金例（店舗面積 30 坪の洋菓子製造販売店の開業の場合）

項目		初期投資額（千円）
設備工事費・什器備品費等	内外装工事費	4,000
	厨房設備工事費（物件取得費を除く。）	1,000
	機械設備費（空調設備、レジなど）	1,000
	什器・備品費	1,000
	付帯設備工事費、その他	250
	その他	500
	小計	7,750
開業費	広告宣伝費	300
	アルバイト募集費	150
	開業前人件費	500
	開業前賃借料	300
	その他	550
	小計	1,800
合計		9,550

(注)1 「業種別開業ガイド」（J-Net21）による。

2 表中の数値は、出店状況等により異なるため、最低必要資金を保証するものではない。

図表 3-(2)-⑦ ビジネスプラン策定例（店舗面積 30 坪の洋菓子製造販売店を開業する場合）

① 売上計画例

年間営業日数	： 300 日
客数／日	： 120 人
平均客単価	： 1,200 円
年商	： 4,320 万円（毎年度 3.0%増）
平均日商	： 144,000 円
従業員	： 社員 2 名、アルバイト 2 名

② 損益計算（シミュレーション）

（単位：千円）

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
売上高	43,200	44,496	45,831	47,206	48,622
製造原価	25,056	25,808	26,582	27,379	28,201
売上総利益	18,144	18,688	19,249	19,826	20,421
営業費	15,348	13,642	13,841	14,046	14,256
営業利益	2,796	5,046	5,408	5,780	6,165
営業利益率	6.5%	11.3%	11.8%	12.2%	12.7%

（注）1 「業種別開業ガイド」（J-Net21）による。また、各年度の数値については、同ガイドの記載に基づく一定の増加率等が勘案されている。

2 「製造原価」には、材料費、人件費、水道光熱費及びその他を含む。

3 「営業費」には、人件費、地代家賃、販売促進費等を含む。

4 表中の数値は、出店状況等により異なるため、売上げ及び利益を保証するものではない。

4 6次産業化の取組に対する法律に基づく制度的な支援の状況

(1) 6次産業化に係る各種法律に基づく制度的支援

(要旨)

ア 6次産業化事業の取組状況等（制度的支援別）

6次産業化の取組を推進するため、六次産業化・地産地消法、A-FIVE法及び農商工等連携促進法を始めとした各種の法律による制度的な支援措置が講じられている。

今回、六次産業化・地産地消法、A-FIVE法及び農商工等連携促進法の制度的な支援措置を活用する事業者における6次産業化事業の取組状況、当該取組による効果の発現状況等について、当省のアンケート調査結果に基づき分析を行ったところ、以下のような傾向がみられた。

① 直近5年間で6次産業化事業(注)による利益が出ている事業者の割合は、認定総合化事業者では58.6% (190/324事業者)である一方、A-FIVE出資事業者では29.4% (10/34事業者)、農商工等連携事業者（以下、本項目においては、農商工等連携事業に取り組む農業者に限る。）では38.8% (92/237事業者)である。

(注) 農商工等連携事業者においては、農商工等連携事業を指す。以下同じ。

② 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者では6割超である。一方、農商工等連携事業者では29.1% (69/237事業者)である。

③ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、認定総合化事業者では69.4% (225/324事業者)である一方、農商工等連携事業者では43.5% (103/237事業者)である(注)。

(注) A-FIVE出資事業者は、6次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が6次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益については設問とはなっていない(調査対象外)。

④ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者では約7割である一方、農商工等連携事業者では34.6% (82/237事業者)である。

⑤ 上記①から④までの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、認定総合化事業者では37.3% (121/324事業者)である一方、A-FIVE出資事業者及び農商工等連携事業者では2割未満である。

イ 6次産業化事業に取り組む事業者における課題（制度的支援別）

事業開始時又は開始後に直面した課題については、活用する制度的支援の種類にかかわらず、事業開始時においては、「事業計画の作成」、「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの習得・向上等」及び「販路の開拓・集客」を課題とする事業者が上位を占めている。また、事業開始後においては、「販路の開拓・集客」を課題とする事業者が上位を占めている。

ウ 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（制度的支援別）

今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援については、活用する制度的支援の種類にかかわらず、「販路の開拓や集客に対する支援」及び「補助金などの支援に関する情報提供」が上位を占めているほか、「施設・機械の整備・調達に対する支援」とする回答も多くなっている。

ア 6次産業化事業の取組状況等（制度的支援別）

当省のアンケート調査結果に基づき、農業の6次産業化事業に取り組む、i) 認定総合化事業者 324 事業者、ii) A-FIVE 出資事業者 34 事業者、iii) 農商工等連携事業者 237 事業者、及びiv) 非認定事業者 2,661 事業者の合計 3,256 事業者を対象に、取組による効果の発現状況について分析した。

(7) アンケート調査有効回答者の属性等

a 取組事業内容（制度的支援別）

アンケート調査有効回答者 3,256 事業者が取り組む6次産業化事業の内容を、活用する制度的支援の別にみると、図表 4-(1)-①のとおり、認定総合化事業者及びA-FIVE 出資事業者では、「農産物の加工」に取り組む事業者が最も多く、農商工等連携事業者及び非認定事業者では、「消費者に直接販売」に取り組む事業者が最も多い。

(注) 農商工等連携事業者においては、取組事業内容は農商工等連携事業に係るものに限らない。

図表 4-(1)-① アンケート調査有効回答者が取り組む6次産業化事業の内容（制度的支援別）

(単位：事業者、%)

区分	総数	取り組む6次産業化事業の内容(複数回答)								
		農産物の加工	消費者に直接販売	貸農園・体験農園等	観光農園	農家民宿	農家レストラン	海外への輸出	行っていない	無回答
認定総合化事業者	324 (100)	280 (86.4)	243 (75.0)	40 (12.3)	46 (14.2)	8 (2.5)	44 (13.6)	34 (10.5)	-	3 (0.9)
A-FIVE 出資事業者	34 (100)	26 (76.5)	15 (44.1)	1 (2.9)	1 (2.9)	0 (0)	5 (14.7)	3 (8.8)	-	1 (2.9)
農商工等連携事業者	237 (100)	110 (46.4)	143 (60.3)	25 (10.5)	16 (6.8)	3 (1.3)	7 (3.0)	14 (5.9)	55 (23.2)	7 (3.0)
非認定事業者	2,661 (100)	1,170 (44.0)	1,467 (55.1)	253 (9.5)	439 (16.5)	255 (9.6)	121 (4.5)	46 (1.7)	-	116 (4.4)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

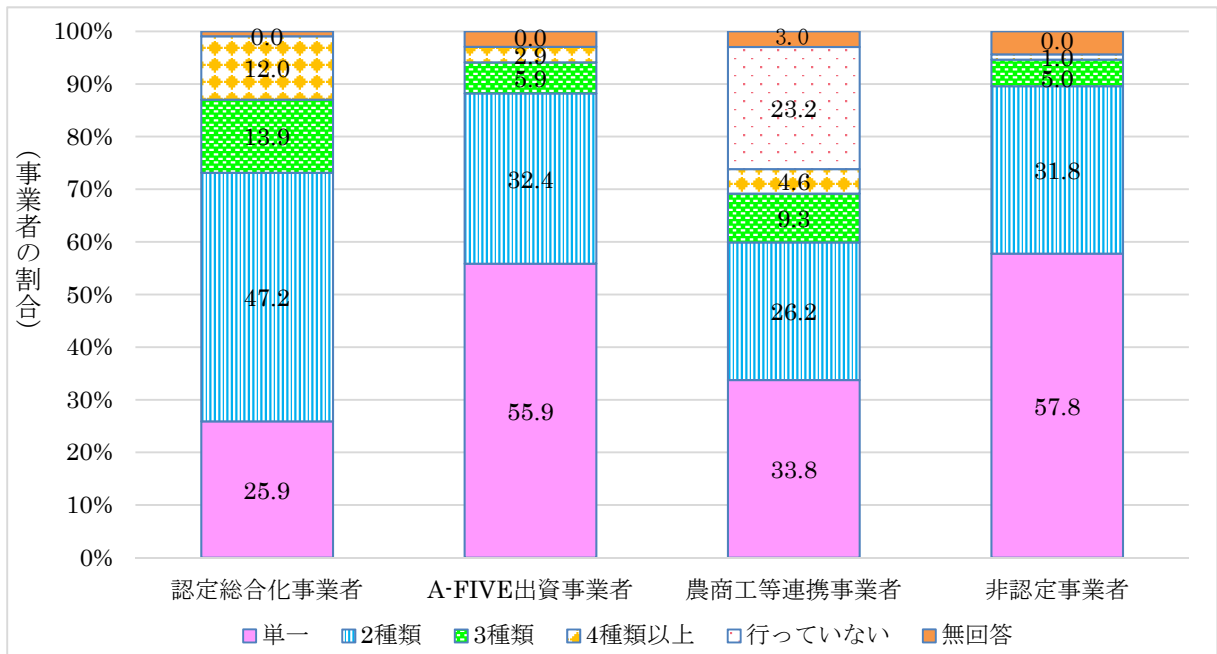
2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。なお、「-」は、農商工等連携事業者以外に対するアンケート調査において当該選択肢が無かったものである。

b 取組事業数

アンケート調査有効回答者 3,256 事業者における 6 次産業化事業の取組事業数を、活用する制度的支援の別にみると、図表 4-(1)-②のとおり、A-FIVE 出資事業者及び非認定事業者では、単一の事業に取り組む事業者が多く、認定総合化事業者及び農商工等連携事業者では複数の事業に取り組む事業者が多い。中でも、認定総合化事業者では、複数の事業に取り組む事業者が 7 割超と、事業の多角化が進展している。

(注) 農商工等連携事業者においては、取組事業数は農商工等連携事業に関係するものに限らない。

図表 4-(1)-② アンケート調査有効回答者の取組事業数（制度的支援別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	単一の事業	複数の事業	複数の事業			行っていない	無回答
				2種類	3種類	4種類以上		
認定総合化事業者	324 (100)	84 (25.9)	237 (73.1)	153 (47.2)	45 (13.9)	39 (12.0)	-	3 (0.9)
A-FIVE 出資事業者	34 (100)	19 (55.9)	14 (41.2)	11 (32.4)	2 (5.9)	1 (2.9)	-	1 (2.9)
農商工等連携事業者	237 (100)	80 (33.8)	95 (40.1)	62 (26.2)	22 (9.3)	11 (4.6)	55 (23.2)	7 (3.0)
非認定事業者	2,661 (100)	1,538 (57.8)	1,007 (37.8)	846 (31.8)	134 (5.0)	27 (1.0)	-	116 (4.4)

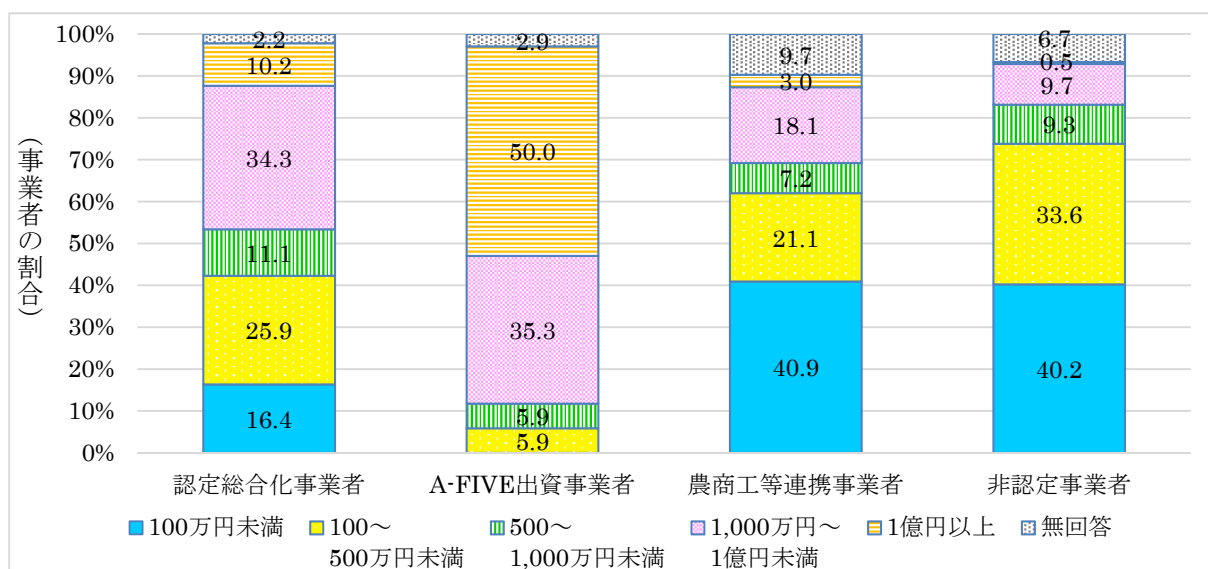
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。なお、「-」は、農商工等連携事業者以外に対するアンケート調査において当該選択肢が無かったものである。

c 6次産業化事業の事業規模

アンケート調査有効回答者3,256事業者における6次産業化事業の事業規模を、活用する制度的支援の別にみると、図表4-(1)-③のとおり、A-FIVE 出資事業者では、「1億円以上」とする事業者が5割と事業規模が比較的大きい一方で、農商工等連携事業者では、「100万円未満」とする事業者が約4割となっている。

図表4-(1)-③ アンケート調査有効回答者の6次産業化事業の事業規模（制度的支援別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	6次産業化事業の事業規模					
		100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円～1億円未満	1億円以上	無回答
認定総合化事業者	324 (100)	53 (16.4)	84 (25.9)	36 (11.1)	111 (34.3)	33 (10.2)	7 (2.2)
A-FIVE出資事業者	34 (100)	0 (0)	2 (5.9)	2 (5.9)	12 (35.3)	17 (50.0)	1 (2.9)
農商工等連携事業者	237 (100)	97 (40.9)	50 (21.1)	17 (7.2)	43 (18.1)	7 (3.0)	23 (9.7)
非認定事業者	2,661 (100)	1,071 (40.2)	894 (33.6)	248 (9.3)	258 (9.7)	13 (0.5)	177 (6.7)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

d アンケート調査有効回答者が6次産業化事業を開始した目的

アンケート調査有効回答者 3,256 事業者が6次産業化事業を開始した目的を、活用する制度的支援の別にみると、図表4-(1)-④のとおり、いずれも「産品を多くの消費者に届けたいため」が上位を占めている。また、「多くの利益を上げるため」や「地域の活性化に貢献するため」とする意見も多い。

一方、個別の傾向をみると、認定総合化事業者では、「多くの利益を上げるため」等のほか、「規格外品や余剰品の活用のため」とする事業者が多く、規格外品等を有効活用して多くの利益を上げることを目的としている事業者が多い傾向にある。また、農商工等連携事業者では、「多くの利益を上げるため」が他の区分より少ない一方で、「安定的な収入を確保するため」とする事業者が最も多く、農商工等連携事業による安定した納入先の確保を志向する目的がうかがえる。

図表4-(1)-④ アンケート調査有効回答者が6次産業化事業を開始した目的（制度的支援別）

（単位：事業者、％）

区分	総数	6次産業化事業を開始した目的(複数回答)									無回答
		多くの利益を上げるため	安定的な収入を確保するため	農閑期などの労働力を有効に活用するため	規格外品や余剰品の活用のため	産品を多くの消費者に届けたいため	農業経営を維持していくため	価格決定権を確保するため	地域の活性化に貢献するため	その他	
認定総合化事業者	324 (100)	259 (79.9)	72 (22.2)	75 (23.1)	149 (46.0)	180 (55.6)	132 (40.7)	92 (28.4)	156 (48.1)	12 (3.7)	4 (1.2)
A-FIVE 出資事業者	34 (100)	21 (61.8)	3 (8.8)	0 (0)	10 (29.4)	20 (58.8)	10 (29.4)	7 (20.6)	23 (67.6)	2 (5.9)	1 (2.9)
農商工等 連携事業者	237 (100)	79 (33.3)	106 (44.7)	—	67 (28.3)	93 (39.2)	73 (30.8)	21 (8.9)	96 (40.5)	6 (2.5)	14 (5.9)
非認定事業者	2,661 (100)	1,051 (39.5)	287 (10.8)	388 (14.6)	591 (22.2)	953 (35.8)	1,171 (44.0)	441 (16.6)	733 (27.5)	173 (6.5)	194 (7.3)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 「—」は、農商工等連携事業者に対するアンケート調査において当該選択肢が無かったものである。

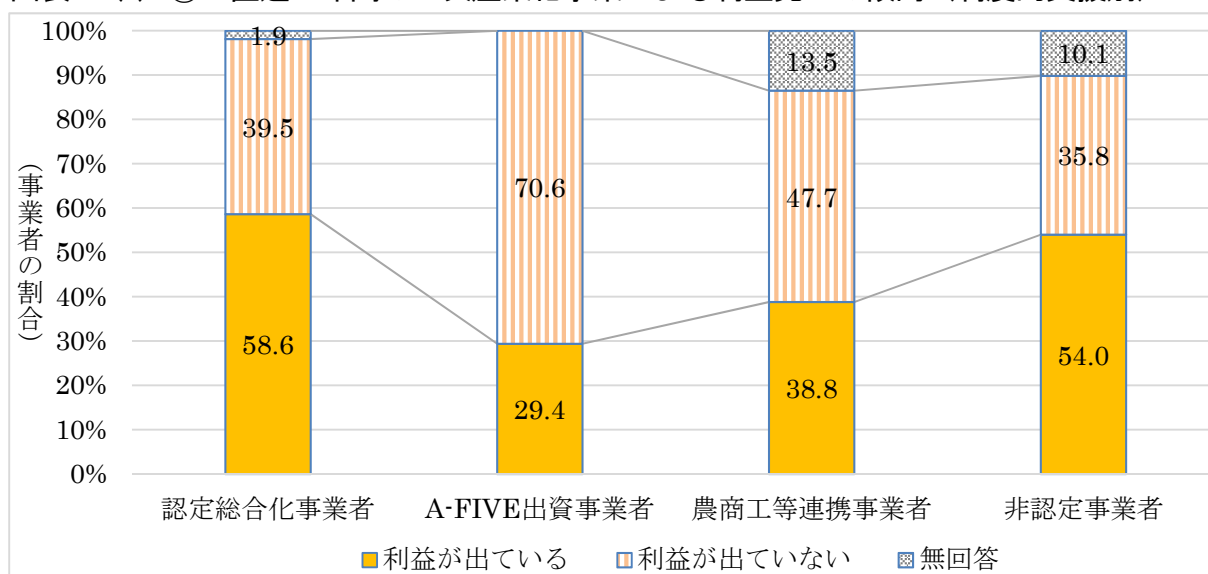
4 太線網掛は、各区分の上位3位までの回答を表す。

(イ) アンケート調査有効回答者における取組による効果の発現状況等

a 直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向（制度的支援別）

アンケート調査有効回答者3,256事業者について、活用する制度的支援の別に、直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向をみると、図表4-(1)-⑤のとおり、「利益が出ている」とする事業者の割合は、認定総合化事業者では約6割である一方、A-FIVE出資事業者では約3割、農商工等連携事業者では約4割にとどまっている。

図表4-(1)-⑤ 直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向（制度的支援別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	直近5年間の6次産業化事業による利益発生の傾向		
		利益が出ている	利益が出ていない	無回答
認定総合化事業者	324 (100)	190 (58.6)	128 (39.5)	6 (1.9)
A-FIVE出資事業者	34 (100)	10 (29.4)	24 (70.6)	0 (0)
農商工等連携事業者	237 (100)	92 (38.8)	113 (47.7)	32 (13.5)
非認定事業者	2,661 (100)	1,438 (54.0)	953 (35.8)	270 (10.1)

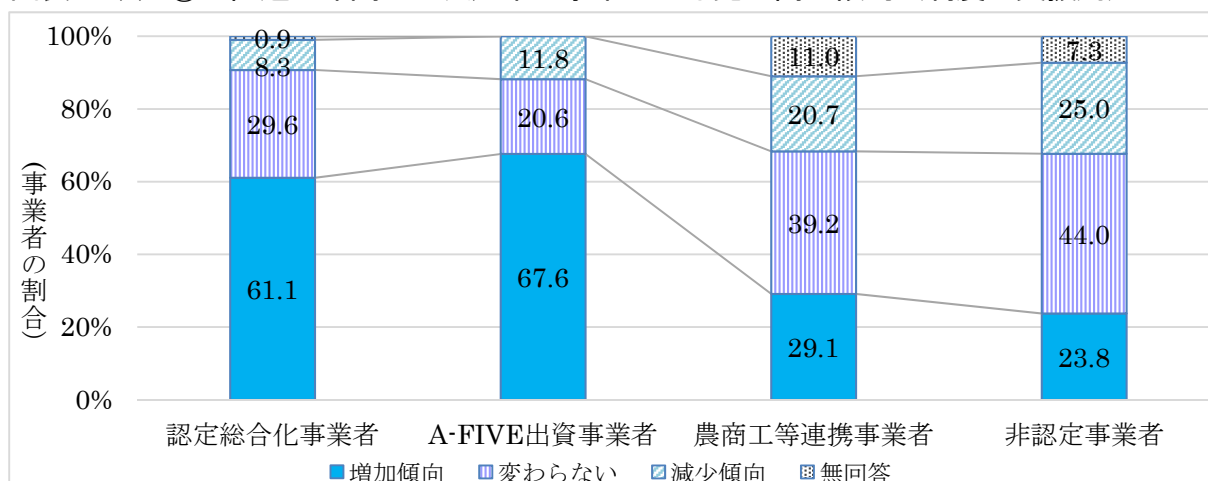
(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

b 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（制度的支援別）

アンケート調査有効回答者3,256事業者について、活用する制度的支援の別に、直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向をみると、図表4-(1)-⑥のとおり、「増加傾向」とする事業者の割合は、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者ではそれぞれ6割超であるのに対し、農商工等連携事業者では約3割となっている。

図表4-(1)-⑥ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（制度的支援別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向			
		増加傾向	変わらない	減少傾向	無回答
認定総合化事業者	324 (100)	198 (61.1)	96 (29.6)	27 (8.3)	3 (0.9)
A-FIVE出資事業者	34 (100)	23 (67.6)	7 (20.6)	4 (11.8)	0 (0)
農商工等連携事業者	237 (100)	69 (29.1)	93 (39.2)	49 (20.7)	26 (11.0)
非認定事業者	2,661 (100)	632 (23.8)	1,170 (44.0)	666 (25.0)	193 (7.3)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

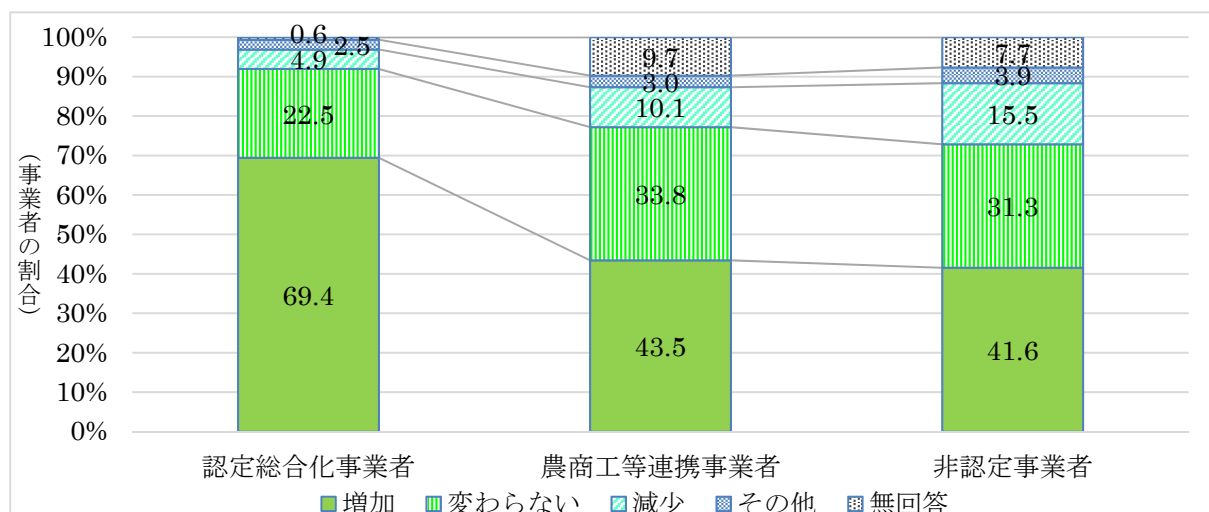
2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

ｃ 経営全体の年間の利益の状況（制度的支援別）

アンケート調査有効回答者 3,222 事業者(注)について、活用する制度的支援の別に、経営全体の年間の利益の状況をみると、図表 4-(1)-⑦のとおり、6次産業化事業の事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が「増加」したとする事業者の割合は、認定総合化事業者では約7割である一方、農商工等連携事業者では約4割となっている。

(注) A-FIVE 出資事業者は6次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が6次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益の設問はない(調査対象外)。このため、アンケート調査有効回答者 3,256 事業者のうち、A-FIVE 出資事業者 34 事業者については、本項目の分析対象から除いたものである。

図表 4-(1)-⑦ 6次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益の状況（制度的支援別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	6次産業化事業の事業開始時と比較した経営全体の年間の利益				
		増加	変わらない	減少	その他	無回答
認定総合化事業者	324 (100)	225 (69.4)	73 (22.5)	16 (4.9)	8 (2.5)	2 (0.6)
A-FIVE 出資事業者	—	—	—	—	—	—
農商工等連携事業者	237 (100)	103 (43.5)	80 (33.8)	24 (10.1)	7 (3.0)	23 (9.7)
非認定事業者	2,661 (100)	1,106 (41.6)	833 (31.3)	413 (15.5)	105 (3.9)	204 (7.7)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 「その他」は、事業開始時の年間の利益が不明で比較ができない等の事業者が該当する。

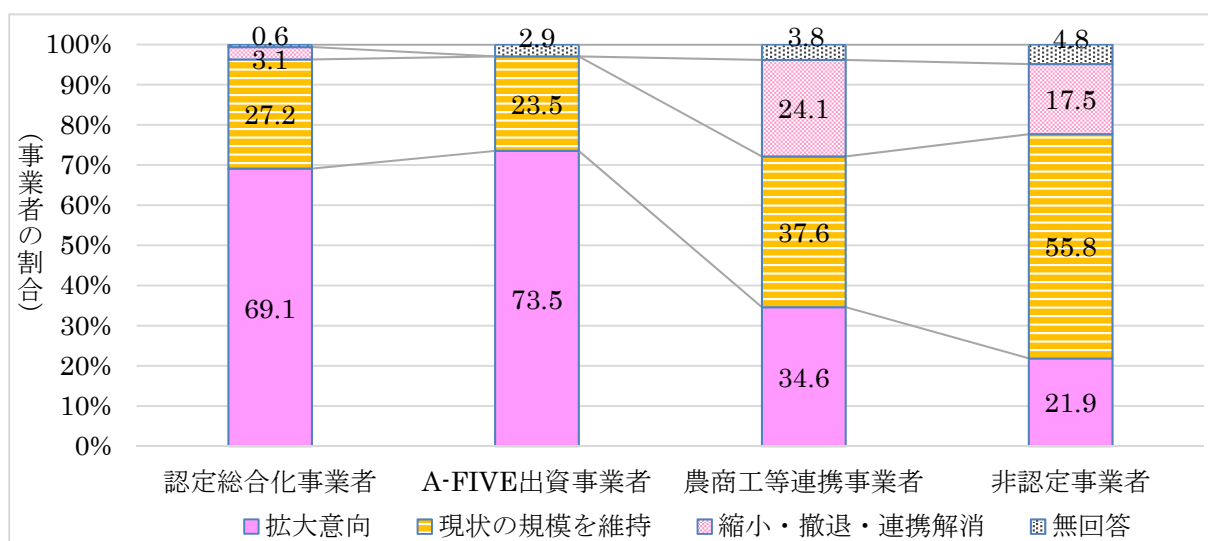
4 A-FIVE 出資事業者については、本設問の調査対象外としているため、「—」と表記している。

d 6次産業化事業の今後の取組の方向性（制度的支援別）

アンケート調査有効回答者 3,256 事業者について、活用する制度的支援の別に、6次産業化事業の今後の取組の方向性をみると、図表 4-(1)-⑧のとおり、「拡大意向」の事業者の割合は、認定総合化事業者及びA-FIVE 出資事業者では約 7 割である一方、農商工等連携事業者では約 3 割 5 分にとどまっている。

また、認定総合化事業者及びA-FIVE 出資事業者では、「縮小・撤退・連携解消」の意向がある事業者は少数にとどまるのに対し、農商工等連携事業者ではその約 4 事業者に 1 事業者が「縮小・撤退・連携解消」の意向があるとしている。

図表 4-(1)-⑧ 6次産業化事業の今後の取組の方向性（制度的支援別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	6次産業化事業の今後の取組の方向性			
		拡大意向	現状の規模を維持	縮小・撤退・連携解消	無回答
認定総合化事業者	324 (100)	224 (69.1)	88 (27.2)	10 (3.1)	2 (0.6)
A-FIVE 出資事業者	34 (100)	25 (73.5)	8 (23.5)	0 (0)	1 (2.9)
農商工等連携事業者	237 (100)	82 (34.6)	89 (37.6)	57 (24.1)	9 (3.8)
非認定事業者	2,661 (100)	582 (21.9)	1,485 (55.8)	465 (17.5)	129 (4.8)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

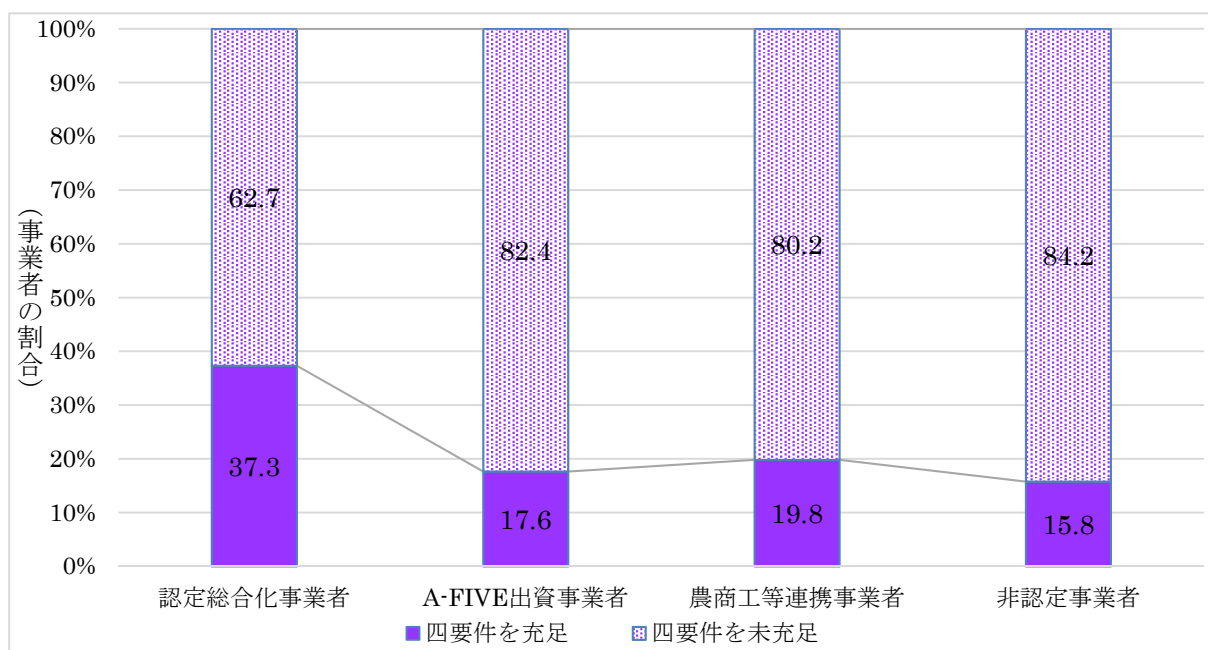
2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

e 事業の進捗が順調と考えられる事業者(制度的支援別)

前述の a から d までの結果に基づき、活用する制度的支援の別に、アンケート調査有効回答者 3,256 事業者(注)について、四要件を充足する事業者の割合をみると、図表 4-(1)-⑨のとおり、認定総合化事業者では約 4 割であるのに対し、A-FIVE 出資事業者及び農商工等連携事業者では、いずれも 2 割を下回っている。

(注) A-FIVE 出資事業者は 6 次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が 6 次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益については設問とはなっていない(調査対象外)。このため、A-FIVE 出資事業者については、i、ii 及び iv の要件を充足する事業者としている。

図表 4-(1)-⑨ 四要件の充足状況(制度的支援別)



(単位：事業者、%)

区分	総数	四要件の充足状況				左記 i ~ iv の全ての要件を満たす事業者(注2)
		i) 直近5年間において「利益が出ている」	ii) 直近5年間において売上高が「増加傾向」	iii) 事業開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」	iv) 今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状の規模を維持」	
認定総合化事業者	324 (100)	190 (58.6)	198 (61.1)	225 (69.4)	312 (96.3)	121 (37.3)
A-FIVE出資事業者	34 (100)	10 (29.4)	23 (67.6)	—	33 (97.1)	6 (17.6)
農商工等連携事業者	237 (100)	92 (38.8)	69 (29.1)	103 (43.5)	171 (72.2)	47 (19.8)
非認定事業者	2,661 (100)	1,438 (54.0)	632 (23.8)	1,106 (41.6)	2,067 (77.7)	420 (15.8)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 A-FIVE 出資事業者についてはiiiの要件を調査対象外としているため、i、ii及びivの要件を充足する事業者として処理しており、図表中は「—」と表記している。

3 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

イ 6次産業化事業に取り組む事業者における課題（制度的支援別）

アンケート調査有効回答者 3,256 事業者における事業開始時又は開始後に直面した課題について、活用する制度的支援の別にみると、図表 4-(1)-⑩のとおり、いずれも事業開始時においては、「事業計画の作成」、「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの習得・向上等」及び「販路の開拓・集客」を課題とする事業者が上位を占めている。また、事業開始後においては、図表 4-(1)-⑪のとおり、「販路の開拓・集客」を課題とする事業者が上位を占めている。

図表 4-(1)-⑩ 事業開始時に直面した課題（制度的支援別）

(単位：事業者、%)

区分	総数	事業開始時に直面した課題（複数回答）											特に課題はなかった
		事業計画の作成	施設・機械の整備・調達	労働力の確保	農産物の供給体制の維持・拡充	連携先の事業者とのマッチング	資金調達（施設・機械の整備以外）	経営管理・組織運営	技術・ノウハウの習得・向上等	商品・サービスの企画・開発	販路の開拓・集客	農産物の量・品質の確保	
認定総合化事業者	324 (100)	120 (37.0)	131 (40.4)	54 (16.7)	24 (7.4)	19 (5.9)	71 (21.9)	14 (4.3)	124 (38.3)	72 (22.2)	117 (36.1)	—	7 (2.2)
A-FIVE出資事業者	34 (100)	19 (55.9)	9 (26.5)	8 (23.5)	—	5 (14.7)	10 (29.4)	4 (11.8)	11 (32.4)	7 (20.6)	10 (29.4)	3 (8.8)	2 (5.9)
農商工等連携事業者	237 (100)	71 (30.0)	51 (21.5)	32 (13.5)	35 (14.8)	25 (10.5)	15 (6.3)	10 (4.2)	49 (20.7)	26 (11.0)	51 (21.5)	36 (15.2)	17 (7.2)
非認定事業者	2,661 (100)	311 (11.7)	813 (30.6)	321 (12.1)	202 (7.6)	77 (2.9)	188 (7.1)	68 (2.6)	683 (25.7)	191 (7.2)	650 (24.4)	—	301 (11.3)

(注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 「—」は、アンケート調査において、当該事業者に対する選択肢が無かったものである。

4 太枠網掛は、各区分における上位 3 課題を表す。

図表 4-(1)-⑪ 事業開始後に直面した課題（制度的支援別）

(単位：事業者、%)

区分	総数	事業開始後に直面した課題（複数回答）											特に課題はなかった
		事業計画の作成	施設・機械の整備・調達	労働力の確保	農産物の供給体制の維持・拡充	連携先の事業者とのマッチング	資金調達（施設・機械の整備以外）	経営管理・組織運営	技術・ノウハウの習得・向上等	商品・サービスの企画・開発	販路の開拓・集客	農産物の量・品質の確保	
認定総合化事業者	324 (100)	17 (5.2)	50 (15.4)	81 (25.0)	57 (17.6)	33 (10.2)	54 (16.7)	52 (16.0)	73 (22.5)	101 (31.2)	160 (49.4)	—	4 (1.2)
A-FIVE出資事業者	34 (100)	1 (2.9)	3 (8.8)	10 (29.4)	—	2 (5.9)	12 (35.3)	8 (23.5)	10 (29.4)	6 (17.6)	16 (47.1)	13 (38.2)	0 (0)
農商工等連携事業者	237 (100)	7 (3.0)	28 (11.8)	39 (16.5)	46 (19.4)	14 (5.9)	23 (9.7)	17 (7.2)	29 (12.2)	23 (9.7)	60 (25.3)	47 (19.8)	25 (10.5)
非認定事業者	2,661 (100)	53 (2.0)	309 (11.6)	398 (15.0)	361 (13.6)	135 (5.1)	174 (6.5)	144 (5.4)	383 (14.4)	256 (9.6)	672 (25.3)	—	298 (11.2)

(注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 「—」は、アンケート調査において、当該事業者に対する選択肢が無かったものである。

4 太枠網掛は、各区分における上位 3 課題を表す。

ウ 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（制度的支援別）

アンケート調査有効回答者 3,256 事業者が、今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援について、制度的支援の別にみると、図表 4-(1)-⑫のとおり、いずれも「販路の開拓や集客に対する支援」及び「補助金などの支援に関する情報提供」が上位を占めているほか、「施設・機械の整備・調達に対する支援」とする回答も多くみられた。

図表 4-(1)-⑫ 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（制度的支援別）

（単位：事業者、％）

区分	総数	今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援（複数回答）									特にな い	無回答
		施設・機 械の整 備・調 達に 対する 支援	技術・ノ ウハウ の習得 等に 対する 支援	労働力の 確保に 対する 支援	販路の開 拓や集 客に 対する 支援	連携事業 者とのマ ッチング の機会 の提供	経営管 理・組織 運営に 対する 支援	補助金な どの支 援に 関する 情報 提供	相談を 受けて くれる 機関等 の充実	その他		
認定総合化 事業者	324 (100)	156 (48.1)	89 (27.5)	81 (25.0)	150 (46.3)	61 (18.8)	31 (9.6)	159 (49.1)	65 (20.1)	17 (5.2)	27 (8.3)	12 (3.7)
A-FIVE出資 事業者	34 (100)	7 (20.6)	7 (20.6)	3 (8.8)	13 (38.2)	10 (29.4)	7 (20.6)	13 (38.2)	4 (11.8)	0 (0)	2 (5.9)	2 (5.9)
農工商等 連携事業者	237 (100)	78 (32.9)	47 (19.8)	47 (19.8)	63 (26.6)	38 (16.0)	14 (5.9)	78 (32.9)	40 (16.9)	7 (3.0)	48 (20.3)	23 (9.7)
非認定事業 者	2,661 (100)	829 (31.2)	548 (20.6)	349 (13.1)	699 (26.3)	230 (8.6)	126 (4.7)	691 (26.0)	352 (13.2)	67 (2.5)	682 (25.6)	393 (14.8)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分における上位3支援項目を表す。

(2) 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の状況

(要旨)

ア 総合化事業計画の認定要件等

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月14日農林水産省告示第607号。以下「総合化基本方針」という。)では、総合化事業計画の認定要件の一つとして、農林漁業経営の改善に係る以下の2指標をいずれも満たすことが掲げられている。

- ① 総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計(以下「総合化事業の売上高」という。)が、当該事業の実施により、実施期間開始時点と比較して、実施期間終了時点までに、計画期間が5年間の場合は5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上増加すること。
- ② 総合化事業の実施により、農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体の所得(以下「経営全体の所得」という。)が、実施期間の開始時点から終了時点までの間に向上しており、かつ、実施期間終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っていること。

認定総合化事業者は、農地法(昭和27年法律第229号)の特例(農地転用の手続の簡素化)や、農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)の特例(償還期限及び据置期間の延長)など、六次産業化・地産地消法に基づく特例措置を活用することができるほか、総合化事業の実施に必要な施設の整備等を補助の対象とする農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(うち整備事業)」(注)等を活用することができる。また、地方農政局等(北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部を含む。以下同じ。)は、毎年度、認定総合化事業者の総合化事業の実施状況等を把握して、助言等による支援を実施している。

(注) 平成30年度からは、「食料産業・6次産業化交付金(うち加工・直売施設整備事業)」となっている。

イ 総合化事業計画の認定件数、特例措置の活用状況等

総合化事業計画の認定件数の推移をみると、制度が開始された平成23年度以降、29年度末までに2,349件が認定されている。これを単年度ごとにみると、平成23年度には709件であったが29年度には122件にとどまるなど減少傾向にある。

六次産業化・地産地消法に基づく各種法律の特例措置の活用状況をみると、平成29年度末までの活用件数は累計120件であり、29年度末までの総合化事業計画の認定件数2,349件の5.1%となっている。また、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(うち整備事業)」の活用状況(当該交付金の前身となる補助金等を含む。)をみると、平成29年度末までの活用件数は累計で486件となっている。

ウ 総合化事業の効果の発現状況の把握結果

農林水産省が認定総合化事業者に対して実施するフォローアップ調査の結果を活用し、分析可能な800事業者（以下「分析対象事業者」という。）（注1）の「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」の i）2指標の状況、ii）2指標の達成状況、iii）総合化事業の開始時点の同事業の売上高の規模（以下「総合化事業の規模」という。）別（注2）の分析をしたところ、以下のとおりとなっている。

（注1） 分析対象事業者は、農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、平成28年度末（平成29年3月）までに計画期間が終了した全ての認定総合化事業者1,001事業者のうち、総合化事業の売上高並びに経営全体の売上高、経営費及び所得が総合化事業計画の申請時から計画期間最終年度まで把握できる者であり、かつ、i）経営全体の売上高及び経営費が同一の数値となっている者、及びii）総合化事業の売上高の増加率が計算できない、開始時点の当該売上高が0円の者を除いた800事業者（「農業」（737事業者）、「林業」（14事業者）、「漁業・水産業」（49事業者））を抽出したものである。なお、認定年月と目標年月に基づき算出された期間を総合化事業の実施期間とみなし、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の数値については、申請時を総合化事業計画の開始時点、計画期間の最終年度を総合化事業計画の終了時点とみなした。

（注2） 当省のアンケート調査結果における階層区分と同様に、総合化事業の規模別の階層区分は、「100万円未満」、「100～500万円未満」、「500～1,000万円未満」、「1,000万円～1億円未満」及び「1億円以上」の5区分とした。

① 各指標の分析対象事業者の合計額に関して、総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率をみると、次のとおりである。

i）総合化事業の売上高については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（32.3%）は、農業及び漁業に係る6次産業化に取り組む事業者全体の年間販売金額（農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の合計）の増加率（17.3%）（平成24年度から28年度までの5年間）よりも高くなっている（注1）。

ii）経営全体の所得については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（46.5%）は、農業者全体の所得（生産農業所得）の増加率（27.1%）（平成24年度から28年度までの5年間）よりも高くなっている（注2）。

（注1） 分析対象事業者の総合化事業の売上高の合計額と、6次産業化の取組に係る全体の年間販売金額と比較するため、農林水産省の「6次産業化総合調査」を活用し、農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の年間販売金額の合計額を基に算出したものである。

（注2） 分析対象事業者の経営全体の所得と比較可能な、6次産業化の取組に係る所得の状況を把握した既存統計調査等がないため、農林水産省の生産農業所得統計により算出したものである。

② 2指標の達成状況についてみると、次のとおりである。

i）総合化事業の売上高の指標を達成している事業者は71.4%（571/800事業者）となっている。また、総合化事業の売上高について、総合化事業計画の開始時点から終了時点の増加率の中央値（注1）は39.4%であり、総合化基本方針に定められている増加率3～5%を超えている。

ii) 経営全体の所得の指標を達成している事業者は38.1% (305/800事業者) となっており、総合化事業の売上高の指標と比較して達成に苦慮している状況がうかがえる。また、経営全体の所得について、総合化事業計画の開始時点に比べ終了時点で増加している者の割合は48.1% (385/800事業者)、終了時点で黒字の者(注2)の割合は、55.3% (442/800事業者) となっている。

iii) いずれの指標も達成している事業者は29.9% (239/800事業者) となっている。

(注1) 分析対象事業者ごとに総合化事業の規模にばらつきがあるため、中央値により分析を行うこととした。

(注2) 経営全体の所得について、総合化事業計画の終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っている者を黒字の者とした。

③ 各指標について、総合化事業の規模別に分析したところ、次のとおりである。

i) 総合化事業の売上高の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が小さい事業者ほど達成している者の割合が高くなっており、「100万円未満」の階層では79.3% (92/116事業者) と達成している者の割合が最も高く、「1億円以上」の階層では、65.7% (65/99事業者) と最も低くなっている。また、総合化事業計画の開始時点から終了時点の増加率の中央値は、総合化事業の規模が小さいほど高く、特に「100万円未満」の階層では269.2%と、顕著に高くなっている。

ii) 経営全体の所得の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が大きい事業者ほど達成している者の割合が高くなる傾向がみられ、「1億円以上」の階層では、48.5% (48/99事業者) と最も高く、「100万円未満」の階層では27.6% (32/116事業者) と最も低くなっている。また、経営全体の所得が総合化事業計画の開始時点に比べ終了時点で増加している者の割合は、「100万円未満」の階層では37.9% (44/116事業者) であるのに対し、「1億円以上」の階層では57.6% (57/99事業者) であり、「1億円以上」階層の方が割合が高くなっている。さらに、黒字の者の割合は、「1億円以上」の階層では66.7% (66/99事業者) と最も高く、「100万円未満」の階層では、38.8% (45/116事業者) と各階層の中で最も低くなっている。

iii) いずれの指標とも達成している者は、総合化事業の規模が大きい事業者ほど割合が高くなる傾向がみられ、「1億円以上」の階層では、36.4% (36/99事業者) と最も高く、「100万円未満」の階層では22.4% (26/116事業者) と最も低くなっている。これは、総合化事業の規模が小さい事業者において、経営全体の所得の指標を達成することが困難となっていることに起因するものと考えられる。

ア 総合化事業計画の認定要件等

(7) 総合化事業計画の認定要件

総合化基本方針では、総合化事業計画の認定要件として、以下の事項が定められている。

- ① 農林漁業者等が行う事業であること。
- ② 農林漁業経営の改善に係る次の2指標をいずれも満たすこと。
 - i) 総合化事業の売上高が、当該事業の実施により、実施期間開始時点と比較して、実施期間終了時点までに、計画期間が5年間の場合は5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上増加すること。
 - ii) 総合化事業の実施により、経営全体の所得が、実施期間の開始時点から終了時点までの間に向上しており、かつ、実施期間終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っていること。
- ③ 次に掲げる措置のいずれかを行うものであること。
 - i) 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
 - ii) 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
 - iii) i) 又は ii) に掲げる措置を行うために必要な生産の方式の改善
- ④ 計画期間が5年以内であること（3～5年が望ましい。）。

(4) 総合化事業計画の認定により受けられる支援措置

総合化事業計画の認定を受けることで、農地法の特例（農地転用の手続の簡素化）や、農業改良資金融通法の特例（償還期限及び据置期間の延長）など、六次産業化・地産地消法に基づく特例措置を活用することができるほか、総合化事業の実施に必要な施設の整備等を補助の対象とする農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）」（注）、A-FIVEによる出資等を活用することができる。

（注）平成30年度からは、「食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売施設整備事業）」となっている。

(7) 総合化事業計画の認定等に係る都道府県及び市町村の関与

法令、各種通知等に基づく、総合化事業計画の認定等に係る都道府県及び市町村の関与は、以下のとおりである。

- ① 六次産業化・地産地消法第5条第9項の規定に基づき、農林水産大臣は総合化事業計画の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとされている。
- ② 総合化基本方針では、地方農政局等が中心となり、都道府県、市町村、SC等の参画を得て、総合化事業計画の認定を受けようとする者に対する支援や、認定総合化事業者に対し、経営の改善及び事業の更なる展開を行うために必要なアドバイスを行うこととされている。

- ③ 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」（平成 26 年 6 月 20 日付け 26 食産第 1301 号。以下「事務処理要領」という。）では、
- i) 地方農政局等は、農林漁業者から総合化事業計画の案の提出があったときは、都道府県又は都道府県 SC (注) に対して、当該案を送付して、事前に十分な連絡調整を行う
 - ii) 総合化事業計画の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の長を含む。）に通知する
 - iii) 地方農政局等は、SC、都道府県と連携し、認定総合化事業者に対するフォローアップを行う
- こととされている。

(注) 都道府県段階に設置された SC をいう。詳細は、後述 5(2) 参照。

イ 総合化事業計画の認定件数の推移

総合化事業計画の認定件数をみると、制度が開始された平成23年度から29年度末までに2,349件が認定されている（A-FIVE出資事業者の件数を含む。）。これを年度別の件数の推移でみると、図表4-(2)-①のとおり、平成23年度の709件をピークに28年度には71件の認定となるなど、減少傾向となっている。

図表 4-(2)-① 総合化事業計画の認定件数の推移

(単位：件)

区分	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数（累計）	709	1,321	1,811	2,061	2,156	2,227	2,349
件数（年度ごと）	709	612	490	250	95	71	122

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 A-FIVE 出資事業者の件数を含む。

3 認定を取り消した件数を除く。

この理由について、実地調査した 9 地方農政局等からは、i) 制度開始当初は、新たな認定制度であることから取り組みたい事業者が多く、認定申請も多かったが、近年は認定申請が落ち着いていること、ii) 認定総合化事業者が申請できる交付金の交付率が減少したこと (注) 等により、年度当たりの認定件数が減少していると考えられるとの意見が示されている。

また、実地調査した 25 都道府県及び 25 都道府県 SC からは、6 次産業化の施策や事業に関して、総合化事業計画の認定を要件とする交付金の交付率の低下により、認定を受けるメリットが減じている等の意見が示されている。

こうした状況の中で、地方農政局等では、認定総合化事業者の事例集の作成や、会議、セミナー、個別相談会等を開催し、管内の農林漁業者に対して周知・啓発

することにより、案件の発掘に努めているとしている。

(注) 6次産業化ネットワーク活動交付金(うち整備事業)について、平成26年度は事業費の1/2以内の交付率であったが、27年度では事業費の3/10以内(上限額1億円)の交付率となっている。

ウ 総合化事業計画の認定により受けられる支援措置の活用状況

(ア) 六次産業化・地産地消法に基づく特例措置等の活用状況

認定総合化事業者における、六次産業化・地産地消法に基づく特例措置の活用状況をみると、図表4-(2)-②のとおり、平成29年度末時点の活用件数は累計120件であり、29年度末までの総合化事業計画件数2,349件(注)の5.1%となっている。

(注) A-FIVE 出資事業者の件数を含み、認定取消件数を除く。

図表4-(2)-② 主な支援措置の活用状況

(単位：件、百万円)

区分		平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
六次産業化・地産地消法に 基づく特例措置	①	件数 金額	20 692	19 680	16 376	12 307	16 515	8 488	12 550
	②	件数 金額	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	③	件数 金額	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	④	件数	1	1	2	0	0	0	0
	⑤	件数	0	0	0	0	0	0	0
	⑥	件数	3	1	2	1	0	0	0
	⑦	件数 金額	0 0	0 0	0 0	1 54	0 0	1 45	0 0
	⑧	件数	0	1	3	0	0	0	0
累計(件数)		24	46	69	83	99	108	120	
【参考】 その他	⑨	件数 金額	1 14	0 0	2 24	1 5	3 111	4 2,599	2 1,297

(注)1 農林水産省資料に基づき、当省が作成した。

2 本表の①～⑨の特例措置は以下のとおり。

- ① 六次産業化・地産地消法第9条に基づく農業改良資金融通法の特例(償還期限及び据置期間の延長)
- ② 六次産業化・地産地消法第10条に基づく林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)の特例(償還期限及び据置期間の延長)
- ③ 六次産業化・地産地消法第11条に基づく沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)の特例(償還期限及び据置期間の延長)
- ④ 六次産業化・地産地消法第12条に基づく農地法の特例(農地転用に係る手続の簡素化)
- ⑤ 六次産業化・地産地消法第13条に基づく酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の特例(草地の形質変更に係る手続の簡素化)
- ⑥ 六次産業化・地産地消法第14条に基づく都市計画法(昭和43年法律第100号)の特例(市街地区域内で開発行為を行う場合の審査手続の簡素化)
- ⑦ 六次産業化・地産地消法第15条に基づく食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)の特例(金額は保証額)(事業に必要な資金の借入れに係る債務保証)

- ⑧ 六次産業化・地産地消法第 16 条に基づく野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）の特例（指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付）
 - ⑨ 日本政策金融公庫の融資制度である農林漁業施設資金
- 3 A-FIVE 出資事業者の件数を含む。

(イ) 総合化事業計画の認定を要件とした補助金等の活用状況

総合化事業計画の認定を受けることで、総合化事業の実施に必要な施設の整備等が補助の対象とされる「6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）」(注)の申請を行うことができる。認定総合化事業者における当該交付金の活用状況（当該交付金の前身となる補助金等を含む。）をみると、図表 4-(2)-③のとおり、平成 29 年度末時点の活用件数は累計で 486 件となっている。

(注) 平成 30 年度からは、「食料産業・6 次産業化交付金（うち加工・直売施設整備事業）」となっている。

図表 4-(2)-③ 総合化事業計画の認定を要件とした補助金等の活用状況

(単位：件、百万円)

区分		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度	28 年度	29 年度
					当初	補正			
①	件数	235	—	—	—	—	—	—	—
	金額	4,426	—	—	—	—	—	—	—
②	件数	—	65	—	—	—	—	—	—
	金額	—	914	—	—	—	—	—	—
③	件数	—	26	—	—	—	—	—	—
	金額	—	2,915	—	—	—	—	—	—
④	件数	—	—	18	—	—	—	—	—
	金額	—	—	588	—	—	—	—	—
⑤	件数	—	—	—	5	—	—	—	—
	金額	—	—	—	162	—	—	—	—
⑥	件数	—	—	44	11	32	14	17	19
	金額	—	—	2,593	1,133	1,029	291	664	770
累計	件数	235	326	388	404	436	450	467	486
	金額	4,426	8,255	11,436	12,731	13,760	14,051	14,715	15,485

- (注) 1 農林水産省資料に基づき、当省が作成した。
 2 「—」は、当該年度（平成 26 年度は当初又は補正）に措置されていなかったことを示す。
 3 本表の①～⑥の事業の名称は以下のとおり。
 ① 6 次産業化推進整備事業（基金事業）
 ② 6 次産業化推進整備事業
 ③ 6 次産業化推進事業（基金事業）
 ④ 6 次産業化整備支援事業
 ⑤ 6 次産業化ネットワーク活動整備事業
 ⑥ 6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）
 4 A-FIVE 出資事業者の件数を含む。
 5 ①及び③の基金事業の交付実績については、基金造成年度（平成 23 年度又は 24 年度）に計上している。

エ 農林水産省のフォローアップの実施状況

国は、六次産業化・地産地消法第 20 条の規定に基づき、認定総合化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとされ、また、事務処理要領では、総合化事業計画の実施状況を把握するため、認定総合化事業者から提出された実施状況報告書に基づき、認定総合化事業者に対してヒアリングを実施し、総合化事業の進捗状況等の分析及び評価を行い、都道府県及び SC と連携して、必要なフォローアップを確実に実施することとされている。これらを受け、農林水産省食料産業局は、地方農政局等に対し、「六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定者フォローアップの手引き」（平成 27 年 6 月農林水産省食料産業局産業連携課。以下「手引き」という。）及び「認定事業者の進捗と今後の展開に応じたアドバイスの実施について」（平成 27 年 9 月 8 日付け農林水産省食料産業局産業連携課）を示している。

これらに基づき、地方農政局等においては、毎年度、認定総合化事業者における総合化事業の売上高や経営全体の所得などの経営状況、総合化事業計画の進捗状況、総合化事業実施の課題等を実施状況報告書及び認定総合化事業者に対するヒアリングにより把握し、指導及び助言や 6 次産業化プランナー（以下「プランナー」という。）などの専門家の派遣による支援を実施している。さらに、地方農政局等が把握した情報を農林水産省食料産業局が取りまとめ、「六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査」として概要を公表している。

実地調査した地方農政局等では、各地の実情を踏まえ、様々な取組を実施しており、i) 事務処理要領及び手引きに記載されているスケジュールでは適時の支援ができないとして、認定総合化事業者からの実施状況報告書の提出を受ける前にヒアリングを実施している例（北海道農政事務所及び東北農政局）や、ii) 3 か月に 1 回程度、電話やメールで総合化事業計画の進捗状況を確認している例（北海道農政事務所）、iii) 地方農政局等、都道府県及び都道府県 SC が一緒に認定総合化事業者を訪問し、現状と課題及び今後の対応について情報共有している例（北陸農政局及び中国四国農政局）など、工夫してフォローアップをしている例もみられた。

なお、以上のフォローアップに対して、実地調査した認定総合化事業者 32 事業者のうち、2 事業者からは、フォローアップを通じて、事業の在り方を顧みることができる等の意見が示されている。

オ 総合化事業の効果の発現状況の把握結果

農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、分析対象事業者の「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」について i) 2 指標の状況、ii) 2 指標の達成状況、iii) 総合化事業の規模別の分析等により総合化事業の効果の発現状況を把握した結果は、以下のとおりである。

(7) 総合化事業の実施による2指標の状況（分析対象事業者全体の合計額）

a 総合化事業の売上高

分析対象事業者全体における総合化事業の売上高の合計額は、図表4-(2)-④のとおり、総合化事業計画の開始時点847億円から終了時点1,121億円と274億円増加しており、増加率は32.3%となっている。

また、これを平成24年度から28年度までの5年間の農業及び漁業の6次産業化の取組に係る全体の年間販売金額（農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の合計）と比較すると、図表4-(2)-⑤のとおり、同販売金額の増加率は17.3%となっており、分析対象事業者の総合化事業の売上高の増加率の方が高くなっている。

図表4-(2)-④ 分析対象事業者全体の総合化事業の売上高の合計額の増加率

(単位：億円、%)

区分	開始時点	終了時点	増加額	増加率
総合化事業の売上高	847	1,121	274	32.3

(注) 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

図表4-(2)-⑤ 農業及び漁業の6次産業化の取組に係る全体の年間販売金額の増加率（平成24年度、28年度）

(単位：億円、%)

区分	平成24年度	28年度	増加額	増加率
農業及び漁業の6次産業化の取組に係る全体の年間販売金額	19,248	22,575	3,327	17.3

(注)1 6次産業化総合調査に基づき、当省が作成した。

2 農業生産関連事業については、輸出の値は含まない。

3 漁業生産関連事業のうち、平成24年度は漁家民宿及び漁家レストランの値は含まない。

b 経営全体の所得

分析対象事業者における経営全体の所得の合計額は、図表 4-(2)-⑥のとおり、総合化事業計画の開始時点 43 億円から終了時点 63 億円と 20 億円増加しており、増加率は 46.5%となっている。

また、これを平成 24 年から 28 年までの 5 年間の農業者全体の所得（生産農業所得）と比較すると、図表 4-(2)-⑦のとおり、同所得の増加率は 27.1%となっており、分析対象事業者の経営全体の所得の増加率の方が高くなっている。

図表 4-(2)-⑥ 分析対象事業者の経営全体の所得の増加率

(単位：億円、%)

指標	開始時点	終了時点	増加額	増加率
経営全体の所得	43	63	20	46.5

(注) 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

図表 4-(2)-⑦ 生産農業所得の増加率（平成 24 年、28 年）

(単位：億円、%)

区分	平成 24 年	28 年	増加額	増加率
生産農業所得	29,541	37,558	8,017	27.1

(注) 生産農業所得統計に基づき、当省が作成した。

(イ) 2 指標の達成状況等

分析対象事業者における総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況についてみると、次のとおりである。

a 総合化事業の売上高

総合化事業の売上高の指標を達成している分析対象事業者は、図表 4-(2)-⑧のとおり、71.4% (571/800 事業者) となっている。

また、分析対象事業者における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの総合化事業の売上高の増減については、増加している者の割合は 74.1% (593/800 事業者)、減少している者の割合は 25.8% (206/800 事業者) となっている (注)。

なお、分析対象事業者における総合化事業の売上高の増加率の中央値は 39.4%であり、総合化基本方針に定められている増加率 3~5%を超えている。

(注) 増減なしの者 1 事業者あり。

図表 4-(2)-⑧ 総合化事業の売上高の指標の達成状況

(単位：事業者、%)

指標名	区分	総数	達成	未達成
総合化事業の売上高	事業者 (割合)	800 (100)	571 (71.4)	229 (28.6)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

b 経営全体の所得

経営全体の所得の指標を達成している分析対象事業者は、図表 4-(2)-⑧のとおり、38.1% (305/800 事業者) となっており、総合化事業の売上高の指標と比較して、経営全体の所得の指標の達成に苦慮している状況がうかがえる。

また、分析対象事業者における総合化事業計画の開始時点から終了時点の経営全体の所得の増減については、増加している者の割合は 48.1% (385/800 事業者) (注 1)、減少している者の割合は 51.9% (415/800 事業者) となっている。

なお、分析対象事業者における総合化事業計画の終了時点の経営全体の所得の状況は、黒字の者の割合は 55.3% (442/800 事業者) (注 2)、赤字の者の割合は 44.8% (358/800 事業者) となっている。

これらに関連し、実地調査した認定総合化事業者 32 事業者のうち、直近 5 年間の 6 次産業化の利益が出ていないとしている 10 事業者では、その理由として、i) 新規事業立ち上げに伴う初期投資の費用や、人件費の増加といった経費面の事情、ii) 農産物を生産して加工品にするまでに時間がかかるといった事情、iii) 農産物の市場価格の上昇や天候不順などによる事情を挙げている。

(注 1) 増加している者には、総合化事業計画の開始時点、終了時点いずれも赤字となっている者 80 事業者を含む。

(注 2) 黒字の者には、総合化事業計画の終了時点で黒字となっているものの、経営全体の所得が増加していない者 137 事業者を含む。

図表 4-(2)-⑨ 経営全体の所得の指標の達成状況

(単位：事業者、%)

指標名	区分	総数	達成	未達成
経営全体の所得	事業者 (割合)	800 (100)	305 (38.1)	495 (61.9)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

c 両指標の達成状況

いずれの指標も達成している事業者は、図表 4-(2)-⑩のとおり、29.9% (239/800 事業者) となっている。

図表 4-(2)-⑩ 2 指標の達成状況

(単位：事業者、%)

区分	区分	総数	いずれも達成	左記以外
2 指標	事業者	800	239	561
	(割合)	(100)	(29.9)	(70.1)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 「左記以外」とは、総合化事業の売上高若しくは経営全体の所得又はその両方の指標を達成していない者である。

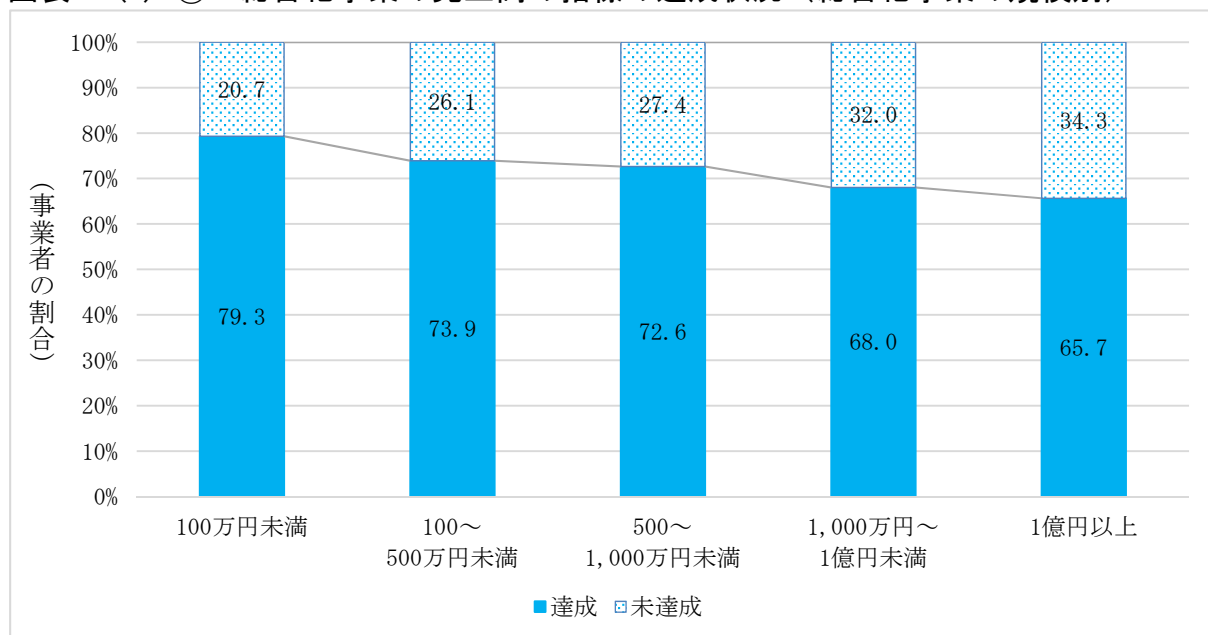
(ウ) 2 指標に係る総合化事業の規模別の分析

a 総合化事業の売上高

(a) 指標の達成状況

総合化事業の規模別に、総合化事業の売上高の指標の達成状況をみると、図表 4-(2)-⑪のとおり、総合化事業の規模が小さい事業者ほど達成している者の割合が高くなっており、「100 万円未満」の階層では 79.3% (92/116 事業者) と達成している者の割合が最も高く、「1 億円以上」の階層では、65.7% (65/99 事業者) と最も低くなっている。

図表 4-(2)-⑪ 総合化事業の売上高の指標の達成状況 (総合化事業の規模別)



(単位：事業者、%)

区分	総数	達成	未達成
100 万円未満	116 (100)	92 (79.3)	24 (20.7)
100～500 万円未満	188 (100)	139 (73.9)	49 (26.1)
500～1,000 万円未満	106 (100)	77 (72.6)	29 (27.4)
1,000 万円～1 億円未満	291 (100)	198 (68.0)	93 (32.0)
1 億円以上	99 (100)	65 (65.7)	34 (34.3)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

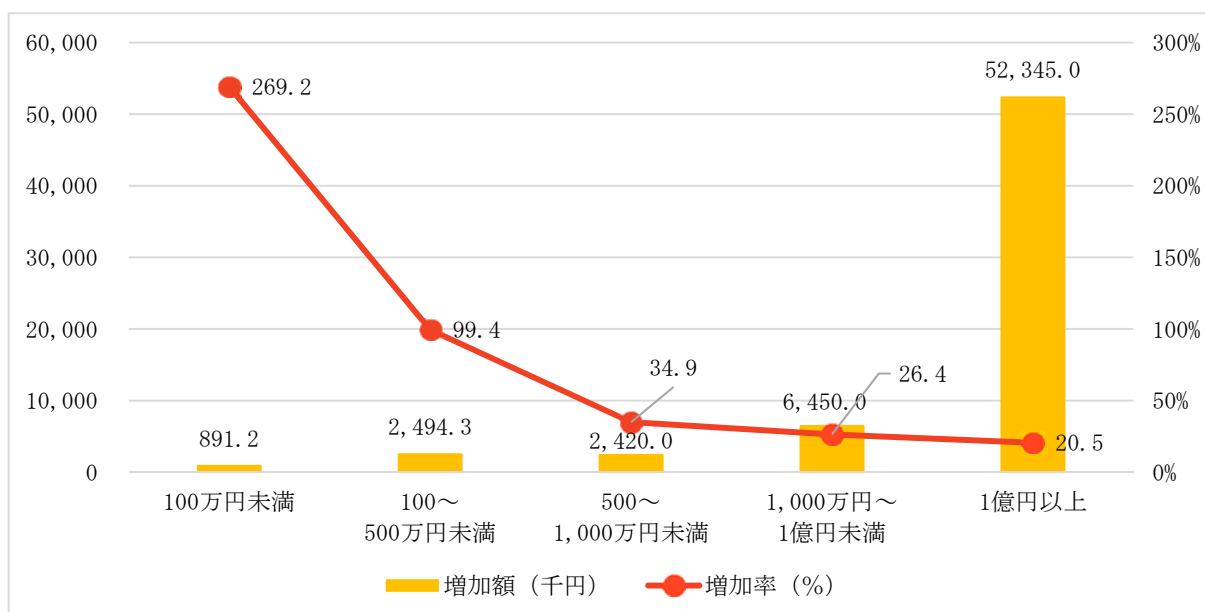
2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

(b) 増加率の中央値

総合化事業の規模別に、総合化事業計画の開始時点と終了時点の総合化事業の売上高の増加率の中央値をみると、図表 4-(2)-⑫のとおり、増加率の中央値は、総合化事業の規模が小さいほど大きく、特に「100 万円未満」の階層では 269.2%と、顕著に大きくなっている。

図表 4-(2)-⑫ 総合化事業の売上高の増加率等の中央値の状況

(単位：千円)



(単位：事業者、千円、%)

区分	総数	開始時点	終了時点	増加額	増加率
100 万円未満	116	400.0	1,371.7	891.2	269.2
100～500 万円未満	188	2,467.5	5,357.8	2,494.3	99.4
500～1,000 万円未満	106	6,967.5	10,275.0	2,420.0	34.9
1,000 万円～1 億円未満	291	27,915.0	35,007.8	6,450.0	26.4
1 億円以上	99	256,639.0	314,183.3	52,345.0	20.5

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

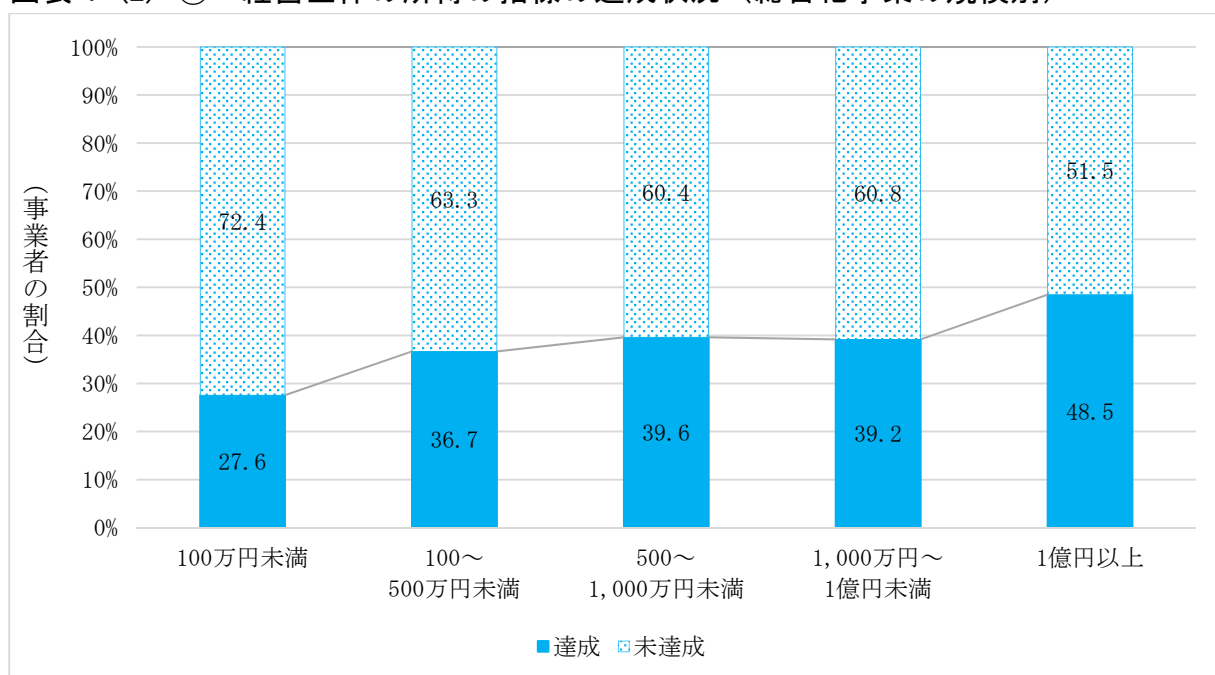
2 「開始時点」、「終了時点」、「増加額」及び「増加率」の各中央値については個別の分析対象事業者のデータから算出したものであるため、「開始時点」、「終了時点」の差分とはならない。

b 経営全体の所得

(a) 指標の達成状況

総合化事業の規模別に、経営全体の所得の指標の達成状況をみると、図表 4-(2)-⑬のとおり、総合化事業の規模が大きい事業者ほど達成している者の割合が高くなる傾向がみられた。「1 億円以上」の階層では、48.5%（48/99 事業者）と最も高く、「100 万円未満」の階層では 27.6%（32/116 事業者）と最も低くなっている。

図表 4-(2)-⑬ 経営全体の所得の指標の達成状況（総合化事業の規模別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	達成	未達成
100 万円未満	116 (100)	32 (27.6)	84 (72.4)
100～500 万円未満	188 (100)	69 (36.7)	119 (63.3)
500～1,000 万円未満	106 (100)	42 (39.6)	64 (60.4)
1,000 万円～1 億円未満	291 (100)	114 (39.2)	177 (60.8)
1 億円以上	99 (100)	48 (48.5)	51 (51.5)

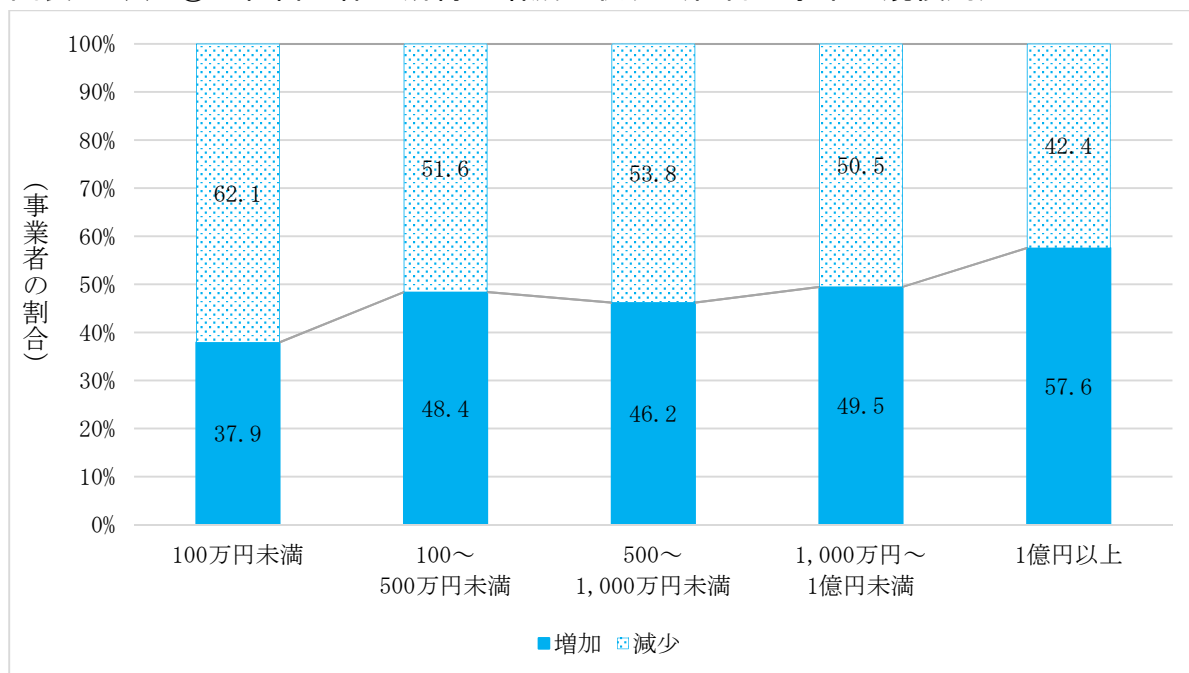
(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

(b) 開始時点から終了時点までの増減の状況

総合化事業の規模別に総合化事業計画の開始時点と終了時点との経営全体の所得の増減の状況をみると、図表 4-(2)-⑭のとおり、増加している者の割合は、「100 万円未満」の階層では 37.9% (44/116 事業者) と最も低くなっている。一方、「1 億円以上」の階層では 57.6% (57/99 事業者) と最も高くなっている。

図表 4-(2)-⑭ 経営全体の所得の増減の状況 (総合化事業の規模別)



(単位：事業者、%)

区分	総数	増加	減少
100 万円未満	116 (100)	44 (37.9)	72 (62.1)
100～500 万円未満	188 (100)	91 (48.4)	97 (51.6)
500～1,000 万円未満	106 (100)	49 (46.2)	57 (53.8)
1,000 万円～1 億円未満	291 (100)	144 (49.5)	147 (50.5)
1 億円以上	99 (100)	57 (57.6)	42 (42.4)

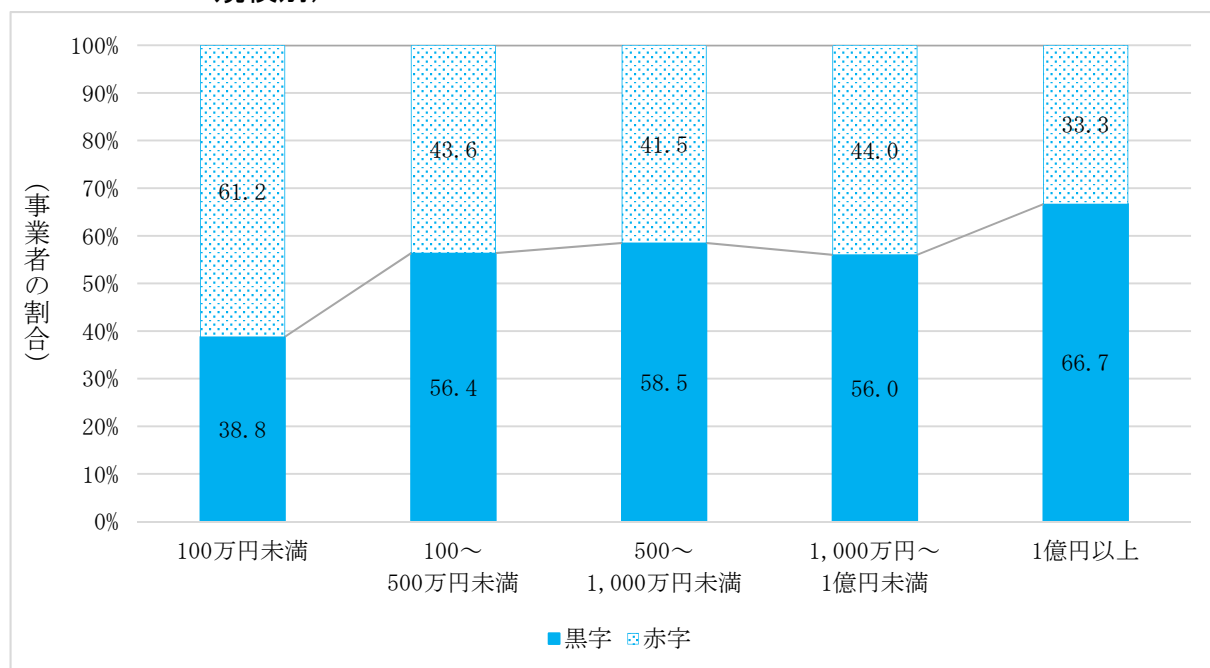
(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

(c) 終了時点の経営全体の所得の状況

総合化事業の規模別に総合化事業計画の終了時点の経営全体の所得の状況をみると、図表4-(2)-⑮のとおり、黒字の者の割合は、「1億円以上」の階層では66.7%（66/99事業者）と最も高くなっている。一方、「100万円未満」の階層では、38.8%（45/116事業者）と各階層の中で最も低い。

図表 4-(2)-⑮ 総合化事業計画の終了時点の経営全体の所得の状況（総合化事業の規模別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	黒字	赤字
100万円未満	116 (100)	45 (38.8)	71 (61.2)
100～500万円未満	188 (100)	106 (56.4)	82 (43.6)
500～1,000万円未満	106 (100)	62 (58.5)	44 (41.5)
1,000万円～1億円未満	291 (100)	163 (56.0)	128 (44.0)
1億円以上	99 (100)	66 (66.7)	33 (33.3)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

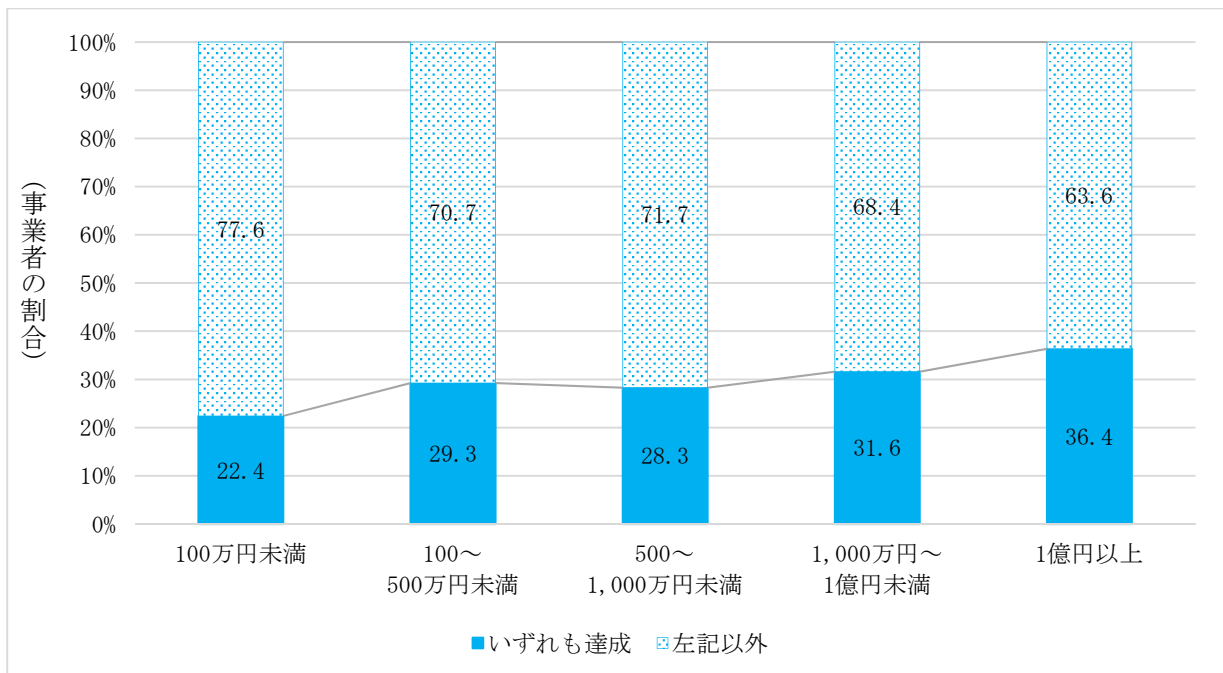
2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

c 両指標の達成状況

総合化事業の規模別に、両指標の達成状況をみると、図表 4-(2)-⑯のとおり、総合化事業の規模が大きい事業者ほど達成している者の割合が高くなる傾向がみられた。「1 億円以上」の階層では、36.4% (36/99 事業者) と最も高く、「100 万円未満」の階層では 22.4% (26/116 事業者) と最も低くなっている。

これは、総合化事業の規模が小さい事業者において、経営全体の所得の指標を達成することが困難となっていることに起因するものと考えられる。

図表 4-(2)-⑯ 両指標の達成状況（総合化事業の規模別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	いずれも達成	左記以外
100 万円未満	116 (100)	26 (22.4)	90 (77.6)
100～500 万円未満	188 (100)	55 (29.3)	133 (70.7)
500～1,000 万円未満	106 (100)	30 (28.3)	76 (71.7)
1,000 万円～1 億円未満	291 (100)	92 (31.6)	199 (68.4)
1 億円以上	99 (100)	36 (36.4)	63 (63.6)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 「左記以外」とは、総合化事業の売上高若しくは経営全体の所得の指標又はその両方の指標を達成していない者である。

(3) A-FIVE 法に基づく出資案件等の状況 (要旨)

ア A-FIVE の支援対象等

A-FIVE の支援対象は、六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定を受けた、i) 農林漁業者を主たる出資者として、加工・流通等のノウハウ等を有するパートナー企業が資本参画した6次産業化を行う合弁事業体、又はii) 農林漁業を行う法人であって、自ら6次産業化の取組を行う者（以下、これらの者を総称して「支援対象事業者」という。）等(注)となっている。

(注) A-FIVE の行う支援としては、6次産業化の取組に対する支援のほか、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業再編等の取組に対する支援や、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品流通事業者等の食品流通の合理化の取組に対する支援もある。

イ 出資件数及び出資額の状況

農林漁業成長産業化ファンド制度に基づく A-FIVE 及びサブファンドによる出資の状況は、平成29年度末時点で総出資件数127件、総出資額約114億円となっており、年度ごとの状況は、以下のとおりである。

- ① 出資件数は平成26年度の44件をピークに、29年度末では18件となるなど減少傾向にある。
- ② 出資額は平成27年度の37.12億円をピークに、28年度は10.3億円に低下したが、29年度は31.89億円に増加している。

A-FIVE では、第1期中期経営計画（計画期間：平成26～28年度）で出資目標を300億円と設定しているが、その目標の進捗状況を見ると、出資実績は約49億円(注1)と目標の16.2%の状況にとどまる。また、実地調査した18サブファンドにおいても、平成28年度時点で、出資件数等の目標を任意で設定していた13サブファンドのうち10サブファンドで当該目標が達成できておらず(注2)、出資案件組成に苦慮している状況がうかがえる。

(注1) 平成28年度末時点で、A-FIVE の総出資額は48.66億円（直接出資15.010億円、間接出資33.645億円（小数点第4位を四捨五入））である。

(注2) 目標設定期間（サブファンド設立から平成28年度まで）の合計で、実績が設定した目標を超えている場合、目標達成と判断した。

ウ 出資案件組成の拡大に向けた取組の状況

(7) 出資案件組成を進める上での課題

実地調査した18サブファンドにおける出資案件組成上の課題に関する意見についてみると、「出資による支援に向く事業案件の発掘」（14サブファンド）が最も多く、次いで、「A-FIVE から求められる事務の負担」（9サブファンド）となっている。このうち、「出資による支援に向く事業案件の発掘」については、以下のような意見が示されている。

- ① 地域の農林漁業者の事業基盤が十分であるとはいえず、事業構想があっ

ても出資規模に見合わないことが多い。

- ② 地域の農林漁業者等の事業規模が小さいため、A-FIVE から求められるIRR（内部収益率）（注1）を実現できない事業者が多く、出資に向く案件がない。

また、「A-FIVE から求められる事務の負担」については、以下のような意見が示されている。

- ① A-FIVE から求められる書類（出資同意（注2）までに必要な書類、出資後の月次モニタリング報告（注3）等）への対応が煩雑で、無限責任組合員（注4）（以下「GP」という。）や農林漁業者等の負担が大きい。
- ② 出資案件の増加に伴うサブファンド側の月次モニタリング報告に係る事務の負担の増加が出資案件組成を阻害している。

（注1） 投資が生み出すキャッシュフローの現在価値である正味現在価値がゼロとなるような割引率のことである。

（注2） サブファンドが支援対象事業者に出資するに当たって、サブファンドは当該出資が A-FIVE 法の趣旨等に適合しているか確認するため、A-FIVE から事前の同意を得る必要がある。

（注3） A-FIVE が、A-FIVE 出資事業者に対し、その経営状況を把握するためにサブファンドを通じて求める、月次、四半期及び年次ごとの財務諸表、予算と実績に関する報告書、取締役会議事録等の報告をいう。

（注4） 無限責任組合員とは、サブファンドの業務執行を行う運営事業者である。

（イ） 案件組成審査に関するサブファンド等の意見

案件組成審査では、A-FIVE が出資に同意することとされ、A-FIVE では同意に当たっての審査の一環として、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準」（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号。以下「支援基準」という。）との適合性、事業の政策性、事業の採算性などの事項（注1）を確認するため、サブファンドに資料提出等を求めている。この確認について、実地調査した18サブファンドからは、以下のような意見が示されている。

- ① 出資予定先の近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められるといった対応が困難な確認事項がある。
- ② 同確認に対応するためサブファンドが行う資料提出等に係る負担が過多であり、審査が長期化している。
- ③ 出資同意を行う A-FIVE が実質的な出資決定権限を有しているため GP による主体的な出資決定が困難である。

A-FIVE では、②の審査の長期化の理由について、出資を受けようとする農林漁業者が作成した事業計画の内容が不十分であったこと、関係法令に基づく各種調整に時間を要したこと等を挙げている。また、③については、後述（ウ）の案件組成審査の一部委任（注2）等を行っているとしている（注3）。

（注1） A-FIVE は出資の同意・不同意を決定するに当たって、農林漁業者等が作成した事業計画等について i）適合性（支援基準との適合性など）、ii）事業性（事業計画の妥当性など）、iii）公正性（ファンド出資額の適正性など）、iv）政策性（政策的意義の有無など）の4視点から検証を行

う。

(注 2) 出資同意に係る A-FIVE の検証作業をサブファンドに一部委任し、サブファンドによる主体的な案件組成審査を促すことである。

(注 3) なお、A-FIVE では①の意見については、事実関係の確認が困難であるとしている。

(ウ) 案件組成審査の一部委任に関するサブファンド等の意見

A-FIVE では、出資拡大に向けた取組として、サブファンドに対して案件組成審査の一部委任を行っている。A-FIVE は、制度開始当初、サブファンドに 6 次産業化の取組に対する出資支援の知見等が必ずしも十分でなかったことから、これらサブファンドに対して、出資候補となる農林漁業者への営業の同行や、サブファンドミーティング(注 1)を通じた案件組成審査に係る検証のポイントを紹介するなどの案件組成のノウハウの共有化等を図るほか、案件組成審査の視点である出資先の事業性審査等(注 2)に当たっても審査の補助となる情報の提供や助言等の必要な協力を行ってきたとしている。一方、サブファンドにこれらの知見が備わってきている状況を踏まえ、現在、各サブファンドの出資実績等を勘案し、案件組成審査の一部をサブファンドに委任する取組を進めているとしている。

これらの取組に関して、実地調査を行った 18 サブファンドのうち 5 サブファンドが案件組成の一部委任を希望している。

一方、既に一部委任が行われているサブファンドからは、実態としては、従来 A-FIVE が作成していた書類を作成することに終始し、サブファンドの事務負担が増加しただけであるといった意見も示されている。

(注 1) A-FIVE 及び各サブファンドが一堂に会し、関係法令・支援基準の改正に係る説明や各サブファンドの取組の紹介等を行うものである。

(注 2) サブファンドでは、農林漁業者等が作成した事業計画について i) 適合性、ii) 事業性、iii) 公正性、iv) 政策性の 4 視点から案件組成審査を行う。

(I) 月次モニタリング報告に係る事務負担の状況

a A-FIVE 出資事業者及びサブファンドにおける事務負担の状況

実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者及び 18 サブファンドにおける、月次モニタリング報告に係る事務負担の状況等は、以下のとおりである。

① 実地調査した A-FIVE 出資事業者のうち、負担感なしと回答したのは 8 事業者であり、負担感ありと回答したのは 7 事業者であった。

負担感なしと回答した事業者からは、i) 月次モニタリング報告は経営状況を客観的に分析できることから有益と考えている、ii) 月 1 回程度で特に大きな負担はない等の意見が示されている。また、負担感ありと回答した事業者からは、i) 月次モニタリング報告の作成が事務的かつ経済的な負担となっている、ii) 現在の経営状況は順調で、A-FIVE が常時監視をしておく状況にない等の意見が示されている。

② 実地調査した 18 サブファンドにおける月次モニタリング報告に係る事務の負担について、負担の軽減の必要ありと回答したのは 13 サブファンドであり、負担の軽減の必要なしと回答したのは 3 サブファンドであった。

負担の軽減の必要ありと回答した 13 サブファンドの中には、月次モニタリング報告に係る事務が負担となっており、出資案件組成を阻害しているとの意見を示したサブファンドもある。また、9 サブファンドからは、A-FIVE 出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じて、提出書類の一部省略等の弾力的な運用を求める意見も示されており、8 サブファンドからは、提出資料の省略・簡素化の意見が示され、このうち複数のサブファンドからは、月次モニタリング報告で提出を求める資料の中には、i) 他の資料で確認できる資料が含まれている、ii) 出資先の状況を勘案すれば、現在の頻度で求める必要はないとの意見が示されている。一方、負担の軽減の必要なしと回答した 3 サブファンドからは、ファンドを管理・運営する GP が出資先の収支や資金繰りの状況を把握しておくのは当然の業務であり、月次モニタリング報告はその把握結果を A-FIVE に情報提供しているにすぎず、負担の軽減の必要はない等の意見が示されている。

b A-FIVE の意見

A-FIVE では、現在報告を求めている月次モニタリング報告の内容は、有限責任組合員（以下「LP」という。）として出資先の経営状況を確認する上で最低限必要となるものを求めているとしている。本来、出資先の経営状況のチェックは GP が行う業務であるが、その習熟度に応じて、A-FIVE がモニタリングの支援・サポートをする場合もあるとしている。

また、サブファンドから把握した提出不要等ではないかとしている具体的な資料の必要性に関しては、例えば、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」については、サブファンドでは他の資料で確認ができるため提出不要と主張しているが、当該資料は資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求すべきものであるとしている。同時に、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表（予算と実績）」や「予算と実績の差異に関する報告書」については、将来的に A-FIVE 出資事業者の経営基盤が強化されれば報告頻度の緩和の余地等は当然考えられるとしているものや、サブファンドの意見も踏まえ既に簡素化しているものもあるとしている。

c A-FIVE に係る収益性の確保等に関する指摘

A-FIVE については、財務省の財政制度等審議会(注1)から、これまで出資

した案件について、平成 27 年度決算から減損処理(注2)が生じており、その金額・割合ともに増加傾向であることが指摘され、収益性の確保が重要であるとの観点から、モニタリングの在り方を検証し、モニタリング時における業況判定・経営支援をより適切に行えるよう改善すること等が求められている。

(注1) 財務省に設置され、財務大臣の諮問に応じて財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項等を調査審議する審議会である。

(注2) 企業が保有する株式等の時価又は実質価額が、大幅に下落した場合などに損失を計上することをいう。

エ A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況の把握結果

i) 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づき A-FIVE が設定している、A-FIVE 出資事業者に対する個別案件の KPI (以下「個別案件の KPI」という。)の進捗状況、ii) 当省のアンケート調査結果等により A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況をみると、以下のとおりである。

- ① 個別案件の KPI の進捗状況によると、売上高及び雇用が拡大している A-FIVE 出資事業者は平成 28 年度末の時点で、毎年度 9 割を超えている。
- ② 当省のアンケート調査結果によると、利益が出ている A-FIVE 出資事業者は 3 割未満となっている。なお、これに関して、実地調査した A-FIVE 出資事業者では、利益が出ていない理由として初期投資及びその回収に伴う負担が赤字の要因であり、今後、赤字解消が見込まれるなどの意見が示されている。

ア A-FIVE の支援対象等

A-FIVE は、A-FIVE 法第 21 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた、i) 農林漁業者を主たる出資者として、加工・流通等のノウハウ等を有するパートナー企業が資本参画した 6 次産業化を行う合弁事業体、又は ii) 農林漁業を行う法人であって、自ら 6 次産業化の取組を行う者に対する出資を行っているほか、A-FIVE 法第 21 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、サブファンド及び 6 次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者 (以下「販路開拓等支援事業者」という。)に対する出資等を行っている。

なお、農林水産省は、A-FIVE 法第 22 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、A-FIVE 及びサブファンドが支援対象及び支援内容を決定するに当たって従うべき基準として、支援基準を策定している。支援基準は、A-FIVE 及びサブファンドによる出資を一層促進させるため、平成 29 年 5 月までに、以下のとおり 3 度の改正が行われている。

- ① サブファンドが支援対象事業者に対して有する議決権については、支援対象事業者の総議決権の2分の1以下であることが原則であるが、一定の要件(注)

を満たした場合には、2分の1を超えることができるよう措置（平成26年10月10日農林水産省告示第1400号）

（注） i）事業の規模等からみて農林漁業者が出資を行うことが困難であること、ii）高い収益性が見込まれること、iii）農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出に資することの3点を満たすことをいう。

- ② 販路開拓等支援事業者を新たに出資対象に追加（平成28年5月16日農林水産省告示第1197号）
- ③ 農林漁業を行う法人が自ら6次産業化の取組を行っても農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合には、当該法人も出資対象として含むよう措置（平成29年5月31日農林水産省告示第914号）

イ サブファンドの設立状況

農林漁業成長産業化ファンドは、民間の資金やノウハウをいかしつつ、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行う観点から、地域の金融機関を含む民間企業等が出資するサブファンドに対して A-FIVE が出資し、当該サブファンドが支援対象事業者に出資するという間接出資方式を中心としている（注1）。また、サブファンドが支援対象事業者に出資するに当たっては、当該出資が A-FIVE 法の趣旨及び支援基準に適合しているか確認するため、A-FIVE から事前の同意を得る必要がある。

サブファンドは、LP と GP の出資により設立される投資事業有限責任組合であり、その運営は GP が行っている。A-FIVE は、LP として、原則的に当該サブファンドの出資約束金額総額（注2）の2分の1を出資し、GP 及び A-FIVE を除く LP が残りの2分の1を出資している。サブファンドへの出資金の払込みは、キャピタルコール方式（注3）となっている。

サブファンドの設立数の推移をみると、図表 4-(3)-①のとおり、平成29年度末時点で47サブファンド、設立総額（注4）は685.00億円（うち A-FIVE 出資分342.50億円）となっており、おおむね全国の支援対象事業者への出資が可能となっている。一方、支援対象事業者への出資の見込みがないなどの理由により、既に6サブファンド（設立総額65.02億円、出資実績なし）が解散している。

（注1） A-FIVE は、販売先が広域にわたる場合や、雇用などの事業効果が広範に及ぶ場合などは、直接出資を行うことも可能としている。

（注2） 出資額の上限額であり、GP 及び LP は出資約束金額を上限に出資金の払込みを行う。

（注3） キャピタルコール方式とは、サブファンドが必要とする資金について、GP が、都度各組員に出資を要求し、各組員は、これに応じて、出資金の払込みを行う方式のことである。GP からの払込要求は、サブファンドの存続期間（最大15年）内において、各組員の各出資約束金額を超えない範囲で行われる。

（注4） サブファンドの出資約束金額の合計をいう。

図表4-(3)-① サブファンド設立数の推移

(単位：サブファンド、億円)

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
設立総数	19	41	52	51	48	47
設立数	19	22	11	1	0	0
解散数	0	0	0	2	3	1
設立総額	460.20	666.02	748.02	730.02	695.00	685.00

(注)1 A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。

2 設立総額は、小数点第3位を四捨五入した。

ウ 直接出資及び間接出資の状況

(7) 出資案件全体の状況

支援対象事業者への出資件数（A-FIVEの直接出資及びサブファンドによる間接出資の合計）の推移をみると、図表4-(3)-②のとおり、平成26年度の44件をピークに29年度は18件となっており、減少傾向にある。

また、出資額は平成27年度の37.12億円をピークに、28年度は10.30億円で低下したが、29年度は31.89億円で増加している。

図表4-(3)-② 出資件数及び出資額の推移

(単位：件、億円)

区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
当該年度出資件数	8	44	36	21	18
総出資件数	8	52	88	109	127
当該年度出資額	3.94	30.95	37.12	10.30	31.89
総出資額	3.94	34.89	72.00	82.30	114.19

(注)1 A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。

2 出資額には、資本金劣後ローンによる融資額は含まない。

3 出資額は、小数点第3位を四捨五入した。

(イ) A-FIVEによる直接出資の件数及び出資額の状況

A-FIVEによる直接出資の件数及び出資額をみると、図表4-(3)-③のとおり総出資件数は6件（A-FIVEとサブファンドとの共同出資1件、販路開拓等支援事業者への出資1件を含む。）、総出資額は34.83億円となっている。

図表4-(3)-③ A-FIVEによる直接出資の件数及び出資額の推移

(単位：件、億円)

区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
当該年度出資件数	0	0	2(1)	0	4(1)
総出資件数	0	0	2(1)	2(1)	6(2)
当該年度出資額	0	0	15.01	0	19.82
総出資額	0	0	15.01	15.01	34.83

(注)1 A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。

2 出資額には、資本金劣後ローンによる融資額は含まない。

3 出資額は、小数点第3位を四捨五入した。

4 () は、A-FIVEとサブファンドとの共同出資件数及び販路開拓等支援事業者への出資件数を表し、内数である。

(ウ) サブファンドによる間接出資の件数及び出資額の状況

サブファンドによる間接出資の件数及び出資額をみると、図表4-(3)-④のとおり、出資件数は平成26年度の44件をピークに減少傾向にある。また、出資額も平成26年度の30.95億円をピークに減少傾向にある。

これまでの総出資件数は122件（A-FIVEとサブファンドとの共同出資1件を含む。）、総出資額は79.36億円（うちLPであるA-FIVE出資分は39.68億円）となっている。

図表4-(3)-④ サブファンドによる出資件数及び出資額

(単位：件、億円)

区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
当該年度出資件数	8	44	35(1)	21	14
総出資件数	8	52	87(1)	108(1)	122(1)
当該年度出資額	3.94	30.95	22.11	10.30	12.07
総出資額	3.94	34.89	56.99	67.29	79.36
うちA-FIVE出資額	1.97	17.44	28.50	33.64	39.68

(注)1 A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。

2 出資額には、資本金劣後ローンによる融資額は含まない。

3 出資額は、小数点第3位を四捨五入した。

4 () は、内数としてA-FIVEとサブファンドとの共同出資1件を表す。

(イ) A-FIVE 及びサブファンドの出資目標に対する実績

a A-FIVE の出資目標に対する実績

A-FIVEが策定した第1期中期経営計画（計画期間：平成26～28年度）では、「本計画期間中の可能な限り早期に、現在、当社に出資されている約300億円に対応した出資の実現を目指す」ことを事業目標としていたが、28年度末時点でのA-FIVE出資額は48.66億円(注1)と出資目標額の16.2%となっている。

A-FIVEでは、第1期中期経営計画の事業目標が未達となった要因について、第2期中期経営計画（計画期間：平成29～31年度）において、i) 農林漁業の現場や資金ニーズ等に精通した関係機関との連携や2次・3次の事業者・業界団体等へのアプローチが不十分であったこと、ii) サブファンドに対する個別具体的な出資案件組成支援に必ずしも取り組みきれなかったこと、iii) サブファンドにおいて、出資案件の増加に伴いハンズオン支援(注2)への負担が増大し、業務全体の中で新規案件発掘への取組の優先度が下がったことなどを挙げている。

また、A-FIVEでは、この出資実績を踏まえ、「A-FIVEの運営経費を賄いつつ産投(注3)へのリターンを確保するためには、最低でも、総額で約659億円（A-FIVE出資分）の出資実行が必要」であり、「平成37年度までを投資期間として、年間80億円（平均）程度の出資を行い、総額で約659億円の出資を目指す」こととしている(注4)。

- (注1) 直接出資 15.010 億円、間接出資 33.645 億円を合計後、小数点第3位を四捨五入した。
- (注2) サブファンドは、ハンズオン支援として、A-FIVE 出資事業者の状況に応じて、販路開拓等の課題に対する支援、役員の派遣等を実施している。
- (注3) 財政投融資の手法の一つである産業投資のことである。
- (注4) 平成30年12月3日開催「第11回官民ファンドの活用促進に関する関係閣僚会議幹事会」資料の「官民ファンドの収益構造（試算）について」による。また、出資目標には、6次産業化以外に、事業再編等の取組に対する支援及び食品流通事業者等の食品流通の合理化の取組に対する支援を含む。

b サブファンドの出資目標に対する実績

(a) 出資約束金額に対する出資実績

平成29年度末時点における全47サブファンドの出資約束金額に対する出資実績をみると、図表4-(3)-⑤のとおり、最も高い2サブファンドでも40%以上50%未満であり、21サブファンドで10%未満、1サブファンドは出資実績がない状況となっている。

図表 4-(3)-⑤ 47 サブファンドの出資約束金額に対する出資実績（平成 29 年度末時点）

(単位：サブファンド)

出資約束金額に対する出資実績割合	出資実績なし	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満
サブファンド数	1	21	13	6	4	2

(注) A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。

(b) 実地調査した 18 サブファンドにおける実績

サブファンドにおける出資目標の設定は任意であるが、実地調査した18サブファンドでは、図表4-(3)-⑥のとおり、13サブファンドが出資目標を設定しており、その内訳は、i) 出資件数のみを目標として設定しているものが8サブファンド(44.4%)、ii) 出資額のみを目標として設定しているもの1がサブファンド(5.6%)、iii) 出資件数及び出資額を目標として設定しているものが4サブファンド(22.2%)となっている。

また、これら目標の達成状況(注)をみると、図表4-(3)-⑥のとおり、平成28年度末時点で、i) 出資件数の目標を設定している8サブファンドのうち達成しているものは、2サブファンド(25.0%)、ii) 出資額の目標を設定している1サブファンドでは、目標を未達成、iii) 両方の目標を設定している4サブファンドのうち、出資額のみ達成しているものは、1サブファンド(25.0%)となっている。

以上のとおり、目標を設定しているものの達成できていないサブファンドが10サブファンド(76.9%)みられ、目標どおりに出資案件組成が進捗していない状況がうかがえる。これに関して、実地調査した18サブファンドにおける出資案件組成を進める上での課題に関する意見をみると、後述のとおり、「出資による支援に向く事業案件の発掘」(14サブファン

ド)が最も多く、次いで、「A-FIVEから求められる事務の負担」(9サブファンド)、「農林漁業者とパートナー企業とのマッチング」(5サブファンド)となっている。

(注) 目標設定期間(サブファンド設立から平成28年度まで)の合計で、実績が設定した目標を超えている場合、目標達成と判断した。

図表4-(3)-⑥ 実地調査した18サブファンドの目標設定・達成状況

(単位:サブファンド、%)

区分	目標設定					目標未設定
	出資件数	出資額	両方			
サブファンド数 (設定割合)	8 (44.4)	1 (5.6)	4 (22.2)			5 (27.8)
目標達成数 (達成割合)	2 (25.0)	0 (0)	出資件数	出資額	両方	
			0 (0)	1 (25.0)	0 (0)	

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

- 2 設定割合は、実地調査した18サブファンドに対して、目標を設定したサブファンドの割合を示す。
- 3 達成割合は、設定した各目標に対して、目標を達成したサブファンドの割合を示す。

エ 出資案件組成及びA-FIVE 出資事業者への支援の状況

(7) A-FIVE による取組状況

A-FIVE では、第1期中期経営計画期間中は、「地域・テーマ毎に設立されたサブファンドを通じた間接出資の手法をとることにより、農林漁業者の所得の確保・地域における雇用の創出等を目指した出資を行う」との方針の下、出資案件組成やA-FIVE 出資事業者への支援に関して、以下の取組を行ったとしている。

- ① 地域における人材(注1)の育成促進として、経営支援委員会(注2)への参加、各サブファンドやA-FIVE 出資事業者への直接訪問、電話会議等を通じて随時(月1回以上)アドバイスをを行うとともに(注3)、サブファンドミーティングを年1、2回程度開催し、情報共有、意見交換等を実施
- ② 出資案件組成に係る支援として、出資案件未組成のサブファンドを重点として、サブファンドミーティングにおいて、関係法令や支援基準の改正に係る説明、A-FIVE 出資事業者を交えたパネルディスカッション、出資案件組成が進んでいるサブファンドによるプレゼンテーションを通じ、出資案件組成のノウハウを共有。これに加え、出資案件未組成のサブファンドを対象に、勉強会を開催し、案件発掘から出資実行までの流れ、案件精査のポイントなどについて具体的に事例を挙げて説明するなどの支援を実施
- ③ 出資後のフォローアップとして、A-FIVE 出資事業者は、月次、四半期ごと及び年度ごとに財務諸表、予算と実績に関する報告書、取締役会議事録等のサブファンドへの報告が義務付けられており、A-FIVE は当該報告資料をサブファンドに徴求することにより、継続的に当該A-FIVE 出資事業者の経営状況を把握。また、四半期ごとに、全A-FIVE 出資事業者を対象に、事

業計画の達成度、収益性、安全性等の観点から、業況判定（5段階）（注4）を実施し、業況に応じて経営支援を実施

なお、第2期中期経営計画の今後の業務方針では、「地域における6次産業化の取組を支援するため、地域密着型の案件に対して、引き続きサブファンドを通じた間接出資を推進するとともに、最近の政策的要請に応え、輸出等の大型案件にも直接出資により積極的に取り組む」としている。

- (注1) 主にA-FIVE出資事業者の経営者、GPの担当者をいう。
 (注2) 支援対象の決定、経営支援、投資の回収等の重要な判断をする場合において、GPのA-FIVE法や支援基準に沿った適切な意思決定のサポートを行うため、サブファンド内にアドバイザー機能として設置される委員会である。A-FIVEを含むLPが指名した者が委員として選出される。
 (注3) A-FIVE職員によるサブファンド等に対する月1回以上のアドバイスの実施は、A-FIVEのファンド全体のKPI（地域における人材育成）として設定されており、平成26年度においては、達成状況は69%であったが、27年度は92%、28年度は100%となっている。
 (注4) 業況判定(5段階)の区分は、以下のとおりである。
 区分Ⅰ：おおむね事業計画どおりに進捗している状態
 区分Ⅱ：事業計画の未達が認められているものの、短期的な回復が見込まれる状態
 区分Ⅲ：事業計画の未達が認められているものの、中期的な回復が見込まれる状態
 区分Ⅳ：事業再生を要し、これが可能と見込まれる状態
 区分Ⅴ：事業再生が困難な倒産状態

(イ) サブファンドによる取組状況

a 出資案件組成のための出資ニーズの把握状況

実地調査した18サブファンドでは、いずれも6次産業化の取組に係る農林漁業者の出資ニーズの把握を行っており、最も頻度が高いニーズ把握の方法は、図表4-(3)-⑦のとおり、13サブファンドが「LPである金融機関のネットワークを活用した情報収集」としている。

また、その理由について、i)本来サブファンド運営を担うGPにおいて、人員的な体制が十分に確保されていないため(注)、ii)LPである地域金融機関等が構築している地域でのネットワークを活用した情報収集が効果的であるためなどとしている。

(注) 実地調査した18サブファンドのGPにおける担当者の平均人数は約3.2人で、最も少ないサブファンドは1人(3サブファンド)であった。また、18サブファンド中12サブファンドにおいて、GPの担当者がA-FIVE以外の他のファンドの運営業務を兼務していた。

図表4-(3)-⑦ 6次産業化の取組に関する農林漁業者の出資ニーズ把握の状況

(単位：サブファンド)

区分	LPである金融機関のネットワークを活用した情報収集	サブファンド担当者の営業	農林漁業者からの相談	行政機関からの情報提供	その他
最も頻度が高い	13	1	2	0	2
2番目に頻度が高い	3	6	4	2	0
3番目に頻度が高い	1	4	4	2	1
計	17	11	10	4	3

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。なお、実地調査した18サブファンドから、出資ニーズの把握の方法のうち上位3方法について把握し、その結果に基づき作成したものである。

2 「その他」として、「都道府県SCとの連携」、「金融機関の系統ネットワークを活用」、「コンサルティング会社からの情報提供」との回答があった。

また、i) LP である金融機関と取引関係のない農林漁業者のニーズは把握しきれていない、ii) LP である金融機関と取引のある農林漁業者を中心にニーズ把握に努めているが、取組が不十分で案件発掘につながっていないといった意見も示されている中で、図表 4-(3)-⑧のとおり、地方農政局等や都道府県 SC 等と連携し、6 次産業化の取組に関する農林漁業者の出資支援ニーズを把握し、出資案件組成につなげているサブファンドもみられた。

図表 4-(3)-⑧ 都道府県 SC の情報も活用し出資案件組成を進めている例

北洋 6 次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合は、LP である北洋銀行からの紹介案件を中心に、出資案件組成をしていたが、GP である公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが北海道 SC 業務を受託していることをいかし、出資案件組成を図っている。

具体的には、月に 1 回、北洋 6 次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合及び北海道 SC 担当者による情報連絡会議を開催し、SC の活動状況やサブファンドの出資状況を報告するとともに、プランナーが把握した資金ニーズが見込まれる個別案件についての情報提供を受けている。この情報連絡会議を通じて、2 件の出資候補先が把握された（その後、出資候補先が出資を受けることを取りやめたため、出資案件組成には至らなかった。）。

また、平成 30 年度からは、情報連絡会議に加え、2 か月に 1 回、北海道農政事務所、北海道庁農政部局、北海道 SC 及び北洋 6 次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合の 4 者で、6 次産業化サポートセンター連絡会議を開催し、情報連絡会議と同様に各機関の活動状況の報告に加え、各機関が保有する 6 次産業化を行う事業者の資金ニーズについての情報提供を受けている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

b 出資後の経営支援の状況

実地調査した 18 サブファンドにおける出資後の経営支援の状況をみると、調査時点（平成 29 年 6～9 月）で出資実績のある 17 サブファンド全てで A-FIVE 出資事業者に対する経営支援が実施されていた。

経営支援の方法としては、i) 専門家（各種アドバイザー等）の派遣、ii) 販路開拓等の営業活動の実施、iii) A-FIVE 出資事業者への訪問等によるヒアリング、iv) 取締役会（株主総会）への参加及び必要に応じた指導・助言の実施等となっている。

また、図表 4-(3)-⑨のとおり、サブファンドの中には、販売見込先への帯同訪問や LP による商談会の開催等の経営支援により、A-FIVE 出資事業者の販路開拓を図っている例がみられた。

図表 4-(3)-⑨ サブファンドの経営支援により販路開拓を図っている例

きたぎん六次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合では、営業経験が浅い A-FIVE 出資事業者の営業担当のスキルアップを支援するため、GP 又は LP の担当者が営業活動に帯同する場合がある。

また、商談会等に出展する場合、例えば、A4 ランク相当の牛肉の場合、高価であるが脂肪分が濃厚であり味わいが強く、輸入牛肉の大きなステーキのような食べ方には向かない。そこで、和食で刺身のトロを少量食べるような料理方法を提案するなど、商品の魅力を効果的に伝えられる手法を助言している。

農林水産業投資事業有限責任組合では、LP である農林中央金庫（JA グループ）が主催する商談会に、A-FIVE 出資事業者の参加を呼び掛け、販路開拓支援を行っている。

当該商談会をきっかけに、売上げの上位に入る販売先を見つけることができた A-FIVE 出資事業者がおり、農林水産業投資事業有限責任組合からの出資を受けることにより、当該商談会に参加できるようになったことは、他の支援にはない強みであるとする事業者もいる。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

オ 出資案件組成の拡大に向けた取組の状況

(7) 出資案件組成を進める上での課題

実地調査した 18 サブファンドにおける出資案件組成を進める上での課題に関する意見についてみると、図表 4-(3)-⑩のとおり、i) 最大の課題として「出資による支援に向く事業案件の発掘」を挙げるサブファンドが最も多く、ii) 次いで「A-FIVE から求められる事務の負担」となっている。

これらの課題の具体的な内容をみると、

- i) 「出資による支援に向く事業案件の発掘」については、地域の農林漁業者の事業基盤が十分であるとはいえず、事業構想があっても出資規模に見合わないことが多い、地域の農林漁業者等の事業規模が小さいため、A-FIVE から求められる IRR を実現できない事業者が多く、出資に向く案件がない、
- ii) 「A-FIVE から求められる事務の負担」については、A-FIVE から求められる書類（出資同意までに必要な書類、出資後の月次モニタリング報告等）への対応が煩雑で、GP や農林漁業者等の負担が大きい、出資案件の増加に伴うサブファンド側の月次モニタリング報告に係る事務の負担の増加が出資案件組成を阻害している

等となっている。

このうち、「出資による支援に向く事業案件の発掘」について、A-FIVE では、出資案件の事業規模について、金額の下限を設けているわけではないものの、数百万円規模の事業を行う場合、出資を受けるに当たって法人設立にかかる費用が発生する等の理由により、融資による支援を選択した方が、事業者にとって負担が少ない場合が多いのではないかとしている。

図表 4-(3)-⑩ 出資案件組成を進める上での主な課題に関する意見の状況

(単位：サブファンド)

課題の内容	出資による支援に向く事業案件の発掘	A-FIVE から求められる事務の負担	農林漁業者とパートナー企業とのマッチング	6次産業化に関する出資支援ニーズの把握	サブファンドの体制、担当者のスキル	その他	無回答
最大の課題	8	3	1	1	0	5	0
2番目に大きな課題	3	5	2	2	2	3	1
3番目に大きな課題	3	1	2	0	2	3	7
計	14	9	5	3	4	11	8

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。なお、実地調査した 18 サブファンドから、出資案件組成を進める上での課題のうち上位 3 課題について把握し、その結果に基づき作成したものである。

2 「その他」の回答には、「農林漁業者とパートナー企業で出資割合の折り合いがつかない」、「行政機関の担当者や農林漁業者の出資に対する理解が不十分」といった回答があった。

また、A-FIVE では、このような出資案件組成を進める上での課題に対応するため、図表 4-(3)-⑩のとおり、第 2 期中期経営計画に基づき、以下の取組を実施している。

- ① 案件の精査をより効率的に実施するため、i) 月 1 回の経営支援委員会の開催の義務付けの廃止、ii) 月次モニタリング報告について、A-FIVE 出資事業者の役員会への提出資料をもって A-FIVE への報告があったものとみなすルールの変更等の運用改善
- ② 出資拡大に向けた取組として、サブファンドの出資案件組成の体制や取組状況、過去の実績等を踏まえて、一部のサブファンドに対して、案件組成審査の一部委任や案件精査の簡略化

なお、案件組成審査の一部委任とは、A-FIVE では、出資の同意・不同意を決定するに当たり、i) 適合性（支援基準との適合性など）、ii) 事業性（事業計画の妥当性など）、iii) 公正性（ファンド出資額の適正性など）、iv) 政策性（政策的意義の有無など）の 4 視点から検証を行うこととしているところ、この検証作業の一部委任を行うことである。また、案件精査の簡略化とは、A-FIVE 担当者による出資候補先の現地訪問や経営者との面談といった作業を省略し、これをサブファンドに移管することである。

図表 4-(3)-⑪ 第 2 期中期経営計画（抄）

<p>II これまでの主な取組</p> <p>4 制度見直し及び運用改善の状況</p> <p>(2) 地方銀行、関係団体等からは、従来、当機構による案件精査の緩和、提出書類の縮減、出資同意要件を明確化等に提言がなされた。</p> <p>当機構としては、これらを踏まえ、案件精査をより効率的なものとするため以下の運用改善等を実施してきたところである。</p> <p>① 出資案件の検討開始時点から当機構が帯同営業等を実施することで、初期段階から必要な調整を実施</p>

- ② 月 1 回の経営支援委員会の開催の義務付けを廃止
- ③ 投融資検討会の開催頻度を増加（必要に応じて週 2 回開催）
- ④ 投融資検討会における精査過程を簡素化（サブファンド側の習熟度や案件内容に応じ審査回数を 2 回から 1 回に短縮）
- ⑤ 業務フロー表を作成し、サブファンドに提供
- ⑥ 毎月のモニタリングについては、6 次産業化事業体の役員会への提出資料をもって当機構への報告があったものとみなすようルールを変更
- ⑦ 補助金の併用案件については、事前に申請スケジュールを確認し、それに沿った形で案件精査の段取りを調整
- ⑧ サブファンド別に担当者を置き、原則月 1 回以上の指導・助言を実施するなど、投資業務に不慣れなサブファンドをサポート

III 今後の業務運営方針

2 出資拡大に向けた具体的なアクション・プラン

(2) 6 次産業化支援業務への取組

② サブファンドへの支援

ア サブファンドの案件の拡大

- ・ 各サブファンドごとの状況（案件組成の取組体制、課題等）を調査・分析し、その結果を踏まえ、当機構の経営支援の配分についてもメリハリをつけて必要な改善方針を検討・策定する。

また、調査・分析等の結果をもとにサブファンドが営業活動への取組を強化できるよう、新たな支援手法の導入、報酬体系の変更、案件組成審査の一部委任等について検討する。

- ・ 案件組成が進捗し、習熟度が上がってきているサブファンドについては、案件精査の簡略化等を図るなど案件の組成を促す。

(注)1 A-FIVE の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

(イ) 案件組成審査に係るサブファンドの状況

a 案件組成審査に関するサブファンド等の意見

案件組成審査においては、A-FIVE が出資に同意することとされており、その同意に当たっての審査の一環として、支援基準との適合性、事業の政策性、事業の採算性などの事項を確認するため、サブファンドに資料提出等を求めている。

この確認について、実地調査した 18 サブファンドからは、図表 4-(3)-⑫のとおり、i) 出資予定先の近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められるといった対応が困難な確認事項がある、ii) 資料提出等に係る負担が過多であることに起因して A-FIVE の審査が長期間にわたっている、iii) 出資同意を行う A-FIVE が実質的な出資決定権限を有しているため GP による主体的な出資決定が困難であるといった意見が示されている。

また、実地調査した 18 サブファンドのうち 4 サブファンドで、事業計画の作成補助や出資同意に関する A-FIVE からの確認事項への対応等のため、出資決定に至るまでに、最長 1 年を要したとの意見が示されており、審査

期間の長期化が出資案件組成の阻害要因となっていることがうかがえる。

A-FIVE では、このことに関して、出資決定に至るまでの審査期間は最短3 か月程度としているが(注)、実際には、1 か月半程度で審査を終えるような案件もあるとしている。また、上記のような案件組成審査に時間を要した理由として、出資を受けようとする農林漁業者が作成した事業計画の内容が不十分であったこと、関係法令に基づく各種調整に時間を要したこと等を挙げている。また、上記iii) については、案件組成審査の一部委任及び案件精査の簡略化を行っているとしている。

(注) A-FIVE ホームページ「Q&A (Q5. 出資に至るまでにどのくらいの期間がかかりますか?)」中に掲載(<http://www.a-five-j.co.jp/info/qa.html>)

図表 4-(3)-⑫ 出資決定に関して GP の機動性・主体性が損なわれているとの意見

事業計画等を作成する段階で、申請を行う出資候補先に財務リテラシーがない場合が多く、申請資料の用意・作成作業をサブファンドとしてもフォローしていく必要がある。また、A-FIVE から投資を実行するに当たって確認事項があり、これに対しては GP・LP の間での協議やその他関係者へのヒアリングを通して解決を図っているが、およそ数か月かかることもあった。

このため、案件によっては、出資案件組成から、出資決定までに1年程度を要することもあった。事業計画等作成や公平性・政策性等の A-FIVE から指定された審査の観点の確認がスムーズに解決すれば、より早く進むと想定される。

A-FIVE の出資同意に関する審査に1~3 か月程度の期間を要しており、今後、案件組成審査に期間を要することにより、出資候補の設備投資時期が決まっているなど、出資までの期限が定められているものが想定されることから、出資案件を逃がしてしまうおそれがある。案件によっては、審査期間を短縮するなど、柔軟な対応を求める。

A-FIVE が、出資の同意・不同意を決定するに当たっての審査基準に適合性・事業性・公正性・政策性があるが、このうち特に適合性及び政策性については、個別案件ごとに A-FIVE 法の趣旨に反していないか、A-FIVE に確認し指示を仰ぐ必要があるため、出資の同意を得るのに時間を要する。

このため、サブファンドにとっても農林漁業者にとっても、農林漁業成長産業化ファンドは利用しにくいものとなっている(合弁事業体まで設立したにもかかわらず、審査に時間がかかり、結果として出資を受けられない場合のリスクもあり、農林漁業者にとって利用しづらい仕組みとなっている)。

出資決定の同意に当たり、出資予定先の販売目標の確実性について、A-FIVE から近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められた。これは、「売れる証拠を出せ」と言われているようなもので非常に困難な要請であった。事業の販売計画が確実かどうかは、商圈分析、販売ノウハウ、仕入れルートの確実性、人的資産、知名度等を勘案して判断するものと考えられる。しかし、近隣同業者の実績値等を求められても、新規6次産業化事例そのものが少ない上に、必要な情報の中には守秘義務が課されているものもあることから、そのような情報は取得が困難であった。

「投資事業有限責任組合契約」では、「案件組成審査は GP で行い、A-FIVE 含む LP は組成判

断に意見陳述を行い、GP はこれを尊重する」とされている(注)。しかし、A-FIVE は、IRR7% を出資案件に求めていることもあり、実際は事業性審査において A-FIVE から出された意見に対応できない限りは、出資に同意しようとし、ない運用がされていることから、A-FIVE は LP であるにもかかわらず、実質的な出資決定権限を有している。そのため、GP による主体的な出資決定ができない状況を招いている。

また、出資に対する A-FIVE の同意を得る過程で、A-FIVE から事業計画等に関する様々な質問や資料の提出依頼が、例えば 1 か月の間に 10 回以上など、五月雨式で行われることが多く、対応する GP や出資候補先にとって負担が大きくなっている。

(注) 投資事業有限責任組合法に基づき、A-FIVE を含む各組員の間で交わされる投資事業有限責任組合契約には、LP は支援対象事業者への出資契約等サブファンドを代表する権限を一切有しないことや GP は経営支援委員会の意見陳述等を尊重するが、これらの意見等に拘束されないことが規定されている。

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 下線は当省が付した。

b 案件組成審査の一部委任に関するサブファンド等の意見

前述(ア)のとおり、A-FIVE では、出資拡大に向けた取組として、案件組成審査の一部委任や案件精査の簡略化を図っている。

A-FIVE は、制度開始当初、サブファンドに 6 次産業化の取組に対する出資支援の知見等が必ずしも十分ではなかったことから、これらサブファンドに対して、出資候補となる農林漁業者への営業の同行や、サブファンドミーティングを通じた案件組成審査に係る検証のポイントを紹介するなどの案件組成のノウハウの共有化等を図るほか、案件組成審査の視点である出資先の事業性審査等に当たっても審査の補助となる情報の提供や助言等の必要な協力を行ってきたとしている。一方、サブファンドにおいても、これらの知見が備わってきている状況を踏まえ、各サブファンドの出資実績等を勘案し、案件組成審査の一部委任を行っているとしており、出資同意に係る審査を行うに当たって必要となる「精査の結果報告書」の作成等についてもサブファンドに主体的にこれを行わせることとしたものとしている。また、A-FIVE としては、案件組成審査の一部委任が進むことにより、サブファンドにおいて案件組成審査等に係るノウハウが蓄積され、サブファンドにおける審査の円滑化、サブファンドによる出資拡大が図られるものとしている。

これらの取組に関して、実地調査した 18 サブファンドのうち 5 サブファンドが案件組成審査の一部委任を希望している。

一方、実地調査した 18 サブファンドのうち委任を受けた 4 サブファンドにおける委任状況をみると、3 サブファンドからは、図表 4-(3)-⑬のとおり、従来 A-FIVE が作成していた書類を作成することに終始し、サブファンドの事務負担が増加しただけであるといった意見も示されている。

図表 4-(3)-⑬ 案件組成審査の一部委任がなされたサブファンドの意見

A-FIVE から、従前 A-FIVE が作成していた案件組成審査資料である「精査の結果報告書」をサブファンド主体で作成するように指示があり対応した。

農林漁業者は、申請資料を作成することは難しく、サブファンドが大部分を作成支援している状況である。その上で 40 ページ近くになる「精査の結果報告書」を作り上げることは、GP で案件組成審査の申請書類と審査書類を作ることであり、非常に負担感が大きかった。

A-FIVE 担当者からは、同報告書をサブファンドが作成することによって、サブファンド (GP) の意向が強くなるのではないかと説明があった。しかし、同報告書の作成時に、A-FIVE による修正指示が非常に多くあり、出資可否の決定権限が付与されたわけではなく、案件組成審査が迅速に進んだわけでもなく、結果として、書類作成の事務負担が増えただけであった。

(注) 当該サブファンドは、事務負担が増すだけであることから、当省の調査に対して、案件組成審査の一部委任を希望しないと回答している。

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 下線は当省が付した。

c 他の官民ファンドとの比較

中小機構では、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づき、民間金融機関などととともに、中小企業の起業や新事業展開・事業再生を支援する投資事業有限責任組合（以下「中小機構ファンド」という。）に対する出資を行っている。

中小機構が運営する官民ファンドは、中小機構ファンドを通じた間接支援の支援スキームを採っている。中小機構ファンドの運営は、民間の投資会社がGPとなって行っており、投資案件の選定・採択は、GPが開催する投資委員会(注)にて実施する。具体的には、投資委員会の委員（投資会社の社内委員及び社外委員（弁護士、公認会計士など））によって決定され、中小機構はオブザーバーとして出席し、投資案件の選定・採択が投資事業有限責任組合契約に基づき適切に行われているかという観点で意見陳述を行うのみであり、投資の可否を決定する権限は有しない。

実地調査した18サブファンドの中には、GPが中小機構ファンドのGPを務めているものもあり、当該GPからは、図表4-(3)-⑭のとおり、案件組成審査に関して、農林漁業成長産業化ファンドと中小機構ファンドの出資とを比較した場合、中小機構ファンドの方が主体的な出資決定が可能であるため、出資決定までに至る期間が農林漁業成長産業化ファンドより短いとの意見が示されている。

(注) 投資の決定、投資の回収の決定、その他重要事項について決定する。

図表 4-(3)-⑭ 中小機構ファンドと比較して、案件組成審査の機動性・主体性が損なわれていると訴えるサブファンドの意見

案件組成審査に関して、農林漁業成長産業化ファンドと中小機構ファンドを比較すると、出資決定の機動性は、中小機構ファンドの方が圧倒的に早い。農林漁業成長産業化ファンドの場合、出資に当たって A-FIVE の同意を必要とするため、実質的な投資の決定権限は A-FIVE が持つが、中小機構ファンドにおいては、中小機構はオブザーバーとして参加し、意見を述べるものの、投資の可否に対して決定権限を持たない。このため、中小機構ファンドは出資候補先から出資の相談を受けてから出資決定まで、早ければ 2 か月程度で出資決定に至ることもあったが、農林漁業成長産業化ファンドの場合は、出資決定まで半年から 1 年ほど要することもあった。

また、農林漁業成長産業化ファンドは、A-FIVE は各審査の観点（適合性・事業性・公正性・政策性）を総合的に考慮して出資の可否を伝えるので事業者に最終的な出資の可否を伝えるまで長期間を要する。このため、農林漁業者から相談を受けても、案件として取り組めるかどうかを迅速に判断できないことが多い。出資を希望する農林漁業者への投資可否の返答にも時間がかかることは GP としての懸念事項である。

また、中小機構ファンドは経営計画・資金計画に基づき出資を判断するが、農林漁業成長産業化ファンドの場合、農林漁業者が作成した事業計画等を基に各審査の観点の判断も加えた「精査の結果報告書」を作成するので、作業量が膨大である。

- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
2 下線は当省が付した。

なお、農林漁業成長産業化ファンドと中小機構ファンドの出資件数を参考までに比較すると(注)、図表 4-(3)-⑮のとおり、中小機構ファンドは農林漁業成長産業化ファンドの出資件数を大きく上回っている状況がうかがえる。

(注) 中小機構ファンドは、i) 起業支援ファンド、ii) 中小企業成長支援ファンド、iii) 中小企業再生ファンドの 3 種類のファンドを運営しているが、成長が見込まれる新事業展開を支援する中小企業成長支援ファンドを比較対象とした。

図表 4-(3)-⑮ 中小機構ファンドとの 1 サブファンド当たりの年間出資件数の比較
(単位：件)

区分	官民ファンド名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
1 サブファンド当たりの出資件数	農林漁業成長産業化ファンド	0.20	0.85	0.69	0.44	0.30
	中小機構ファンド	3.70	4.25	3.70	3.26	2.95

- (注)1 農林漁業成長産業化ファンド欄は、A-FIVE 資料に基づき作成した。
2 中小機構ファンド欄は、中小機構の公表資料及びヒアリングに基づき作成した。
3 各年度の数値は、各年度のサブファンドによる出資件数(農林漁業成長産業化ファンドにおいては、A-FIVE とサブファンドとの共同出資を含む。)を当該年度に存続するサブファンド数で除した。
4 中小機構ファンドでは、サブファンドという名称を使用していないが、便宜上サブファンドとした。
5 出資件数は、小数点第3位を四捨五入した。

(ウ) 月次モニタリング報告に係る事務負担の状況

a A-FIVE 出資事業者における事務負担の状況

実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者における月次モニタリング報告の負担感をみると、図表 4-(3)-⑯のとおり、負担感なしとする 8 事業者からは、i) 月次モニタリング報告は経営状況を客観的に分析できることから有益と考えている、ii) 月 1 回程度で特に大きな負担はない等の意見が示されている。

一方、負担感ありとする 7 事業者からは、i) 月次モニタリング報告が事務的かつ経済的な負担となっている、ii) 現在の経営状況は順調で、A-FIVE が常時監視をしておく状況にない等の意見が示されており、このうち 3 事業者から提出頻度の改善を求める意見が示された（残り 1 事業者からは特段の意見は示されなかった。）。

図表 4-(3)-⑯ 実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者における月次モニタリング報告の負担に関する意見

区分	負担感なし	負担感あり
A-FIVE 出資事業者数	8	7
主な理由	<ul style="list-style-type: none"> 投資契約書に盛り込まれている事項であり、支援を受けることにより当然に生じる負担であることから、過度な負担という認識はない。 サブファンドに対する月次モニタリング報告の頻度は、月に 1 回であり、当該報告を行うことは、特に大きな負担ではない。 月に 1 度、月次モニタリング報告を兼ねた取締役会を開催しているが、開催頻度は適当と考えており、経営状況を客観的に分析できることから有益と考えている。 基本的にモニタリング報告は月次で行うが、それに加え、付加的に週次でも報告し、サブファンドから助言を受けており、同報告について、特に負担となるものではない。 出資を行っている株主としては当然必要な程度ではないかと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 月次モニタリング報告が、事務的かつ経済的な負担（資料作成に係る税理士費用）になっている。現在の経営状況は順調で、A-FIVE が常時監視しておく状況にはないと考えられ、現行の月次モニタリング報告を少なくとも、四半期スパンでの報告に変更する等、その報告頻度を少なくし、負担を減らしてほしい。 i) 毎月開催の役員会の議事録の作成や売上高を把握するのに時間がかかる、ii) 本来業務と平行しての事務作業であり、負担感がある。ただし、収支状況を常にチェックする必要性を感じており、毎月の書類作成は必要と感じている。 モニタリング報告に係る作成、報告の作業については、顧問税理士に任せており、直接作業を行っていない。報告後に GP にも報告資料の修正等を行ってもらっていると聞いているが、毎月の報告となるので、普通の農家などでは対応が難しいと考える。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

b サブファンドにおける事務負担の状況

月次モニタリング報告について A-FIVE 出資事業者から資料を提出されたサブファンドは、A-FIVE 出資事業者へのヒアリングや、計画と実績の乖離の原因分析等を行い、A-FIVE に報告する事務を担っている。

実地調査した 18 サブファンドにおける月次モニタリング報告に係る事務の負担感をみると、図表 4-(3)-⑰のとおり、13 サブファンドで月次モニタリング報告に関する書類作成の負担を軽減した方が良いとの意見が示されている。また、i) 出資案件増加に伴い、GP の月次モニタリング報告に係る事務の負担が、出資案件を増やしていく上での阻害要因となりかねない状況、ii) 農林漁業者等が出資を受けた後のモニタリング報告等の事務負担を理由に出資を受けることに萎縮しているとの意見が示されている。

一方、3 サブファンドからは、ファンドを管理・運営する GP が出資先の収支や資金繰りの状況を把握しておくことは当然の業務であり、月次モニタリング報告はその把握結果を LP である A-FIVE にも情報提供しているにすぎないため、負担を軽減した方が良いと考える事項は特にないといた意見が示されている。(残り 2 サブファンドからは特段の意見は示されなかった。)

図表 4-(3)-⑰ 実地調査した 18 サブファンドにおける月次モニタリング報告に係る事務の負担に関する意見

区分	負担の軽減の必要あり	負担の軽減の必要なし
サブファンド数	13	3
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 当ファンドでは、複数の出資を実行しているが、GP においてモニタリング報告に係る事務に、3～5 人日を要し、現行の体制では、抱えられる案件数に限度が生じ、案件を増やしていく上での障害の一つになりかねない状況となっている。 農林漁業成長産業化ファンドは、出資手続や出資後の経営内容に対する提出資料等の要求が多いため、相談段階で萎縮する農林漁業者等が多いのが現状である。 A-FIVE 出資事業者の事務負担軽減により事業に集中してもらうため、事業者からの提出書類は、政策金融公庫ファンド(後述)と同様程度で良いのではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権のある普通株式を保有して経営に参画するという農林漁業成長産業化ファンドの特性上、月次モニタリング報告等に軽減の余地はないと考える。 農林漁業成長産業化ファンドの負担を軽減した方が良いと考える事項は特にない。A-FIVE からは、出資案件組成時や出資後の助言も得ており、特段、不都合はない。 ファンドを管理・運営する GP が出資先の収支や資金繰りの状況を把握しておくことは当然の業務であり、同報告はその把握結果を LP である A-FIVE にも情報提供しているにすぎないため、負担を軽減した方が良いと考える事項は特にない。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

また、負担軽減を求める13サブファンドからは、i) 負担軽減のために月次モニタリング報告に係る報告頻度を少なくしてほしい(9サブファンド)、ii) 提出資料を省略・簡素化してほしい(8サブファンド)などの意見が示されている。このうち、9サブファンドからA-FIVE出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じて弾力的な運用をしてほしいとの意見が示されている。また、提出資料の省略・簡素化の意見を示した8サブファンドのうち、複数のサブファンドから、図表4-(3)-⑱のとおり、i) 他の資料で確認できる資料が含まれている、ii) 出資先の状況を勘案すれば、現在の頻度で求める必要はないとの理由から、具体的に提出不要等にしてほしい資料が示されている。なお、現行(平成30年1月時点)の月次モニタリング報告の報告資料及び徴求頻度等は図表4-(3)-⑲のとおりである。

図表 4-(3)-⑱ サブファンドによる月次モニタリング報告の提出資料に関する意見

<p>月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)は1か月以内の提出となっているが、会計士の処理や取締役会の開催を考慮し、当月末より2か月以内の提出へと期限延長を検討してほしい。</p>
<p>月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)については、実務上、経理事務の専任者を置いていない農林漁業者が多く、1か月以内のデータ整理は困難であり、2~3か月遅れて提出することが多い実態にあることから、月次から四半期ごとに変更すべきと考える。</p> <p>各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)を用いての残高確認については、月次資金繰表(予算と実績)の確認で十分と思われるため、不要とすべきと考える。</p> <p>取締役会議事録及び株主総会議事録並びに全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表は、決算報告時に把握すれば十分と思われるため、これらの資料の提出は決算時のみとすべきと考える。</p>
<p>各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)及び全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表については、いずれも月次の合計残高試算表及び決算報告時に確認されていることであり、徴求不要と考える。</p>
<p>月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)、予算と実績の差異に関する報告書及び各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)については、黒字出資先であるならば、報告頻度を3か月に1度程度とすることとして、簡素化を図ってもよいのではないかと考える。</p> <p>また、月次の取締役会議事録については、実際の取締役会は定例議題で、議事録は簡素なものとなることが多い。これを毎月提出することは煩雑なので、出資先の業績によって、複数月まとめて提出することとしてもよいのではないかと考える。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 4-(3)-⑱ 月次モニタリング報告の報告資料、徴求頻度等

開示情報/報告内容	徴求頻度/提出期限
月次の合計残高試算表及び月次資金繰表（予算と実績）	当月末より1月以内
予算と実績の差異に関する報告書	
各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）	サブファンドが請求した日より1か月以内(注2)
全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表(注2)	
年度決算に関する事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、税務申告書、株主資本等変動計算書	各期末より3月以内
取締役会議事録及び株主総会議事録、並びにこれらに準じる出資先の経営に関する重要な会議体の議事録の写し	開催から1月以内
登記事項に変更があった場合の最新の現在事項証明書	法務局への申請から1月以内

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

- 2 当該資料については、後述のとおり、当初は、「四半期毎の全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表」を四半期毎に徴求していたが、平成28年5月に徴求頻度及び報告資料を本表のとおり変更している。
- 3 報告資料、徴求頻度等は平成30年1月時点のものである。

c A-FIVE の意見

A-FIVE では、A-FIVE 出資事業者が確実に利益を確保し、今後とも継続的に事業を継続していくことを目的とするハンズオン支援を実施する上で、その基礎となるモニタリングの適切な実施は重要であるとしており、職員46名（平成30年1月時点（取締役及び監査役を含む。））のうち、9名の職員がモニタリング業務に従事している。

A-FIVE では、月次モニタリング報告に関して、現在報告を求めている内容は、LP として出資先の経営状況を確認する上で最低限必要となるものを求めているとしている。本来、出資先の経営状況のチェックはGP が行う業務であるが、その習熟度等に応じて、A-FIVE がモニタリングの支援・サポートをする場合もあるとしている。

また、月次モニタリング報告の頻度を減らした場合、A-FIVE が把握していない期間に、重大な経営に関する事象が起きた場合の責任の所在が問題となるが、現状は必ずしも全てのGP が出資先の経営状況をチェックしている体制となっていないとしている。

さらに、当省が実地調査したサブファンドから把握した提出不要等ではないかとしている具体的な資料（図表 4-(3)-⑱）の必要性については、図表 4-(3)-⑳のとおりとしており、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」等は、サブファンドでは他の資料で確認できるため提出不要と主張しているが、当該資料は資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求するべきものであるとしている。

一方、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表（予算と実績）」及び「予

算と実績の差異に関する報告書」については、将来的に A-FIVE 出資事業者の経営基盤が強化されれば、報告頻度の緩和の余地等は当然考えられるとしており、「全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表」は、サブファンドの意見も踏まえ既に簡素化しているものもあるとしている。

図表 4-(3)-⑳ サブファンドから負担軽減の意見があった月次モニタリング報告資料に対する A-FIVE の意見

① 月次の合計残高試算表及び月次資金繰表（予算と実績）及び予算と実績の差異に関する報告書

A-FIVE 出資事業者は、制度上、新会社を設立した事業者がほとんどで、事業経営に不慣れな農業者が主体となっているケースが多い。そのため、出資を受けることにより内部管理体制を構築し、企業の管理体制・内部統制を盤石にするよう、助言・指導することも A-FIVE の役割であると認識している。そうした観点から、収支や予算と実績の差異、資金繰りの状況を関連付けて把握し、それらを基にした A-FIVE 出資事業者が経営判断を行うことを求めていくことは、外部に株式保有者を伴った形での企業経営の根幹であり、これらの資料作成については月次で作成すべきものであるという認識である。

なお、将来的にそうした企業の管理体制・内部統制が整備され、A-FIVE 出資事業者自らが月次で取り組み、経営が安定化しており十分な利益が確認できる場合には、当該資料の徴求頻度の緩和は当然考えられるところである。

② 各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）及び全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表

各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）は、資金管理の原点となるものであり、原則として毎月徴求している。

全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表は、資金調達・資金繰り状況を把握するため徴求しているものである。また、A-FIVE 出資事業者の借入金については、月次の合計残高試算表に記載されているところであるが、総額のみ記載であり、借入を行っている全ての金融機関の状況を把握する必要がある場合には提出を求めているところであり、サブファンドは、出資者として、A-FIVE 出資事業者における他の金融機関を含めた借入の状況を把握しておくべきと考える。また、徴求頻度については、サブファンドからの意見を踏まえ、平成 28 年 5 月から「四半期末より 1 か月以内」から「サブファンドが請求した日より 1 か月以内」に徴求頻度を緩和している。

各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）と全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表を基に、各月末の実際の預金残高の状況等を確認・突合することにより、経営状況等を確認している。

③ 取締役会議事録

①と同様に、企業の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催し、その議事録を作成し、保管することは企業の管理体制・内部統制の基本であると考えている。

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 下線は当省が付した。

d A-FIVEに係る収益性の確保等に関する指摘

A-FIVEを含む官民ファンドについては、平成30年11月9日に開かれた財務省の財政制度等審議会（財政投融资分科会）において、A-FIVEを含む官民ファンドの収益構造を踏まえた対応の在り方等について審議されており、その中で、A-FIVEについては、これまで出資した案件について、27年度決算から減損処理が生じており、その金額・割合ともに増加傾向であることが指摘され、収益性の確保が重要であるとの観点から、モニタリングの在り方について検証し、モニタリング時における業況判定・経営支援をより適切に行えるよう改善すること等を求められている。

e 他の出資スキームとの比較（参考）

当省では、実地調査したサブファンドからの意見を端緒に、参考として、以下の2つのファンドについて、農林漁業成長産業化ファンドと比較を行った。

① 他の官民ファンドとの比較

前述の中小機構ファンドにおいては、各ファンドの個別の出資先に対する出資後のフォローアップはGPが対応しており、中小機構が実施するフォローアップはGPに対して実施している。また、具体的には、i) GPから半期ごとに送付される各ファンドの財務諸表等（貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書）を受領すること、ii) GPから投資先企業の概要、投資額、投資先企業に対するハンズオン支援の内容等に関し、報告・通知を受けることとなっている。

上記に加え、中小機構は投資委員会へのオブザーバー参加、出資先ファンドの事業報告書(注1)及び投資報告書(注2)の受領並びに組合員集会(注3)への出席を通じて直接的なフォローアップを実施している。

(注1) 投資先事業者等の事業年度ごとの収支、雇用及びその他経営状況を示す資料並びに金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第42条の7第1項に規定する運用報告書

(注2) GPが投資を行った当該投資先企業の概要、投資額等を記載した資料

(注3) サブファンドの運用状況、投資先事業者等の事業概況、ハンズオン支援の状況等について報告する。中小機構はLPとしてGPに対しそれらにつき意見を述べる。

② 農業法人に出資を行うファンドとの比較

株式会社日本政策金融公庫では、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）に基づき、農業法人の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農業法人投資育成事業）を行う投資主体（以下「政策金融公庫ファンド」という。）に対する出資を行っている。民間金融機関等は、株式会社又は投資事業有限責任組合を設立して、農業法人投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、株式会社日本政策金融公庫の出資を受け農業法人への出

資が可能となっており、農林漁業成長産業化ファンドと出資対象が一部重複している状況にある。

実地調査した 18 サブファンドの中には、LP である地域金融機関等が政策金融公庫ファンドにも出資しているサブファンドもある。これらのサブファンドからは、図表 4-(3)-㉑のとおり、月次モニタリング報告に係る事務の負担に関して、農林漁業成長産業化ファンドと政策金融公庫ファンドの出資とを比較した場合、前者の方が報告事項が多いため、A-FIVE 出資事業者及びサブファンドにおける負担が大きく(注)、当該負担の大きさが、出資案件組成の阻害要因となっているとの意見が示されている。

(注) 農林漁業成長産業化ファンドでは、サブファンドと A-FIVE 出資事業者の間で交わされる「投資契約書」のひな形を A-FIVE が示すことにより、月次モニタリング報告の報告資料が一律化されている。一方、政策金融公庫ファンドにおいては、サブファンドの GP が出資先の状況に応じて、月次モニタリング報告資料を定めており、株式会社日本政策金融公庫は、LP として徴求が必要と考える資料について、意見を出すことにとどまるとしている。

なお、当省が政策金融公庫ファンドに対して出資している地域金融機関等を LP に持つサブファンド等に対して、政策金融公庫ファンドと農林漁業成長産業化ファンドの月次モニタリング報告資料の違いを確認したところ、複数のサブファンドにおいて、以下のような差異がみられた。

- ① 徴求しない資料
 - i) 「予算と実績の差異に関する報告書」
 - ii) 「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」
- ② 徴求頻度が異なる資料（農林漁業成長産業化ファンドでは定期的に徴求しているが、政策金融公庫ファンドにおいては、必要に応じて GP が徴求するもの。）
 - i) 「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表（予算と実績）」
 - ii) 「取締役会議事録及び株主総会議事録、並びにこれらに準じる出資先の経営に関する重要な会議体の議事録の写し」

図表 4-(3)-㉑ 政策金融公庫ファンドと比較して、月次モニタリング報告の負担感を訴えるサブファンドの意見

農林漁業成長産業化ファンドによる出資の場合、i) A-FIVE 出資事業者からサブファンドへの月次モニタリング報告、ii) 当該報告を受けたサブファンドから A-FIVE への報告が義務付けられているが、それらの内容は月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)、予算と実績の差異に関する報告書、各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）、取締役会議事録等と多岐にわたっている。A-FIVE 出資事業者の中には、報告書類の作成がうまくできず、サブファンドが毎月、作成指導を行う必要があるなど、A-FIVE 出資事業者、サブファンド双方にとって負担感が大きくなっている。

A-FIVE 出資事業者からサブファンドへの報告事項は、サブファンドから A-FIVE への必須報告事項が多様となっていることから、通常の出資の場合に比べ、報告事項が多くなりがちな状況となっている。このため、A-FIVE 出資事業者の経営状況を把握するために真に必要な事項を精査する必要がある。

一方、政策金融公庫ファンドによる出資の場合、出資先から政策金融公庫ファンドへの報告事項は、農林漁業成長産業化ファンドと比べると少なく、政策金融公庫ファンド出資先に係る負担は、農林漁業成長産業化ファンド出資先に係る負担と比較して著しく軽いものとなっている。

このように、事務手続に係る負担の大きさが、出資を難しくしている要因の一つであると考

えられる。

月次モニタリング報告について、政策金融公庫ファンドと比較して、農林漁業成長産業化ファンドは提出資料が多く煩雑であり負担感が大きい。月次モニタリング報告については、A-FIVE 出資事業者から資料等を取り寄せる事務管理の負担軽減のために、3 か月に 1 回にする必要がある。

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 下線は当省が付した。

カ A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況の把握結果

A-FIVE では、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、個別の出資案件及び農林漁業成長産業化ファンド全体について、運用目標や政策目的の達成状況について事後検証可能な指標（KPI）を設定し、これらの進捗状況等を把握している。この KPI の進捗状況、当省のアンケート調査結果及び当省の実地調査結果により、A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況をみると、以下のとおりである。

(7) 売上高及び雇用の達成状況

今回、A-FIVE 法の目的に照らし、A-FIVE 出資事業者の売上高及び農山漁村の雇用拡大に対する効果の発現状況に着目し、個別案件の KPI(注 1)として設定されている「A-FIVE 出資事業者の売上高増加」及び「A-FIVE 出資事業者の雇用拡大」に関する KPI の進捗状況を確認したところ、次のとおりである。

- ① A-FIVE 出資事業者の売上高増加状況について、増加割合（「売上げが事業計画どおり、あるいは上回って増加」及び「事業計画どおりではないが、増加」の計）をみると図表 4-(3)-㉔のとおり、全ての年度で 90%以上となっている。よって、評価対象事業者(注 2)の多くは売上高が増加傾向にあるといえる。
- ② A-FIVE 出資事業者の雇用拡大状況について、増加割合（「雇用が事業計画どおり、あるいは上回って増加」及び「事業計画どおりではないが、増加」の計）をみると、図表 4-(3)-㉕のとおり、平成 26 年度が 100% (28/28 事業者)であったのに対し、28 年度は 92.4% (85/92 事業者)と微減している。しかし、評価対象事業者の多くは雇用者数が増加傾向にあるといえる。

(注 1) 個別案件の KPI は、収益性に係る KPI として、個別事業者の投資倍率、政策性に係る KPI として、i) 事業者の売上高増加、ii) 事業者の雇用拡大、iii) 原材料における国産使用比率、iv) 出資実行による投資誘発効果を設定している。

(注 2) 各評価年度（4 月～翌 3 月末）に決算を行った A-FIVE 出資事業者をいう。

図表 4-(3)-⑳ A-FIVE における KPI の達成状況の推移 (A-FIVE 出資事業者の売上高増加)

(単位：事業者、%)

区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度
評価対象事業者	28	65	92
売上高が事業計画どおり、あるいは上回って増加	17 (60.7)	35 (53.8)	44 (47.8)
売上高が事業計画どおりではないが、増加	10 (35.7)	27 (41.5)	41 (44.6)
現状維持	1 (3.6)	2 (3.1)	1 (1.1)
減少	0 (0)	1 (1.5)	6 (6.5)

(注)1 A-FIVE の資料に基づき、当省が作成した。

- 2 () は、評価対象事業者に占める割合を示す。
- 3 四捨五入により、各区分の合計と内訳が必ずしも一致しない場合がある。

図表 4-(3)-㉑ A-FIVE における KPI の達成状況の推移 (A-FIVE 出資事業者の雇用拡大)

(単位：事業者、%)

区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度
評価対象事業者	28	65	92
雇用が事業計画どおり、あるいは上回って増加	20 (71.4)	46 (70.8)	61 (66.3)
事業計画どおりではないが、増加	8 (28.6)	15 (23.1)	24 (26.1)
現状維持	0 (0)	3 (4.6)	3 (3.3)
減少	0 (0)	1 (1.5)	4 (4.3)

(注)1 A-FIVE の資料に基づき、当省が作成した。

- 2 () は、評価対象事業者に占める割合を示す。

(イ) 利益の状況

図表 4-(1)-⑤のとおり、当省のアンケート調査結果では、A-FIVE 出資事業者の直近 5 年間の利益の傾向は 70.6% (24/34 事業者) で利益が出ていないとしている。

また、実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者についても、図表 4-(3)-⑳のとおり、11 事業者 (68.8%) で利益が出ておらず、アンケート調査結果とおおむね符合した状況となっている。

図表 4-(3)-㉔ 実地調査した A-FIVE 出資事業者の合併事業体設立当初から現在までの6次産業化事業の利益発生の状況

(単位：事業者、%)

区分	総数	利益が出ている	利益が出ていない	無回答
事業者数 (割合)	16 (100)	3 (18.8)	11 (68.8)	2 (12.5)

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 四捨五入により、各区分の合計と内訳が必ずしも一致しない場合がある。

直近5年間で6次産業化事業による「利益が出ていない」とするA-FIVE出資事業者11事業者における、その理由をみると、以下のとおりである(複数回答)。

- ① 「天候不順・原料不足等による生産の遅れ」とするもの(4事業者)
- ② 「競合店との競合や販路開拓が想定どおりにいかないこと等による売上高不足」とするもの(3事業者)
- ③ 「製造・販売コストが想定よりかさんだため」とするもの(3事業者)
- ④ 「設備投資等の初期費用が回収できていないため」とするもの(3事業者)
- ⑤ 「事業計画を大幅に変更したため」とするもの(1事業者)

このようにA-FIVE出資事業者が、利益が出ていない理由は様々であるが、調査時点においては、いずれのA-FIVE出資事業者も会社設立から5年以内であり(注)、図表4-(3)-㉕のとおり、初期投資及びその回収に伴う負担が赤字の主な要因であることから、今後、赤字解消が見込まれる等の意見が示されている。

(注) 調査時点における会社設立からの年数は、当省のアンケート調査の対象としたA-FIVE出資事業者は最長4年、平均2.4年、当省の実地調査の対象としたA-FIVE出資事業者は最長4年、平均2.5年である。

図表4-(3)-㉕ 利益が出ていない理由(実地調査結果)

現在は初期投資段階であり、総合化事業計画や出資決定前の損益計画においても、営業利益や当期純利益の発生は5期目(平成32年9月期)以降、累積繰越損失の解消は7期目(34年9月期)以降を見込んでいる。
現在事業開始から2年半であり、設備投資、減価償却等の初期投資費用の回収が未了のため、まだ利益は出ていない。計画上の回収期間は3年間を予定している。
事業計画上は1年目から黒字になるものとして計画を立てる。一方、新規事業を行う場合、当初数年はどうしても赤字になるものであるが、3年目の平成28年度から営業収益が黒字になっている。その意味で、事業計画からみると、計画どおりではないものの、通常の企業の経営感覚からいえば、順調に推移していると考えている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

(4) 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の状況

(要旨)

ア 農商工等連携事業の認定要件等

「農商工等連携事業の促進に関する基本方針」(平成20年8月20日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号。以下「農商工等連携基本方針」という。)では、農商工等連携事業計画の認定要件の一つとして、農林漁業者及び中小企業者の経営改善に係る以下の2指標(以下「経営指標」という。)をいずれも満たすことが掲げられている。

① 農林漁業者

i) 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)(注1)

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上の向上がなされること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上の向上がなされること。

ii) 農商工等連携事業計画に係る農林水産物の売上高(注2)

当該農商工等連携事業計画における農林水産物の売上高が、計画開始時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上増加すること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上増加すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物・家畜等を導入する場合は、事業として成り立つ売上高となること。

② 中小企業者

i) 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)(注1)

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上の向上がなされること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上の向上がなされること。

ii) 総売上高(注2)

当該事業者の総売上高について、計画開始時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上増加すること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上増加すること。

(注1) 以下、農林漁業者及び中小企業者の指標「付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)」を総称して、「付加価値額指標」という。

(注2) 以下、農林漁業者の指標「農商工等連携事業計画に係る農林水産物の売上高」及び中小企業者の指標「総売上高」を総称して、「総売上高指標」という。

農商工等連携事業者は、農商工等連携事業計画の認定を受けることで、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)の特例や農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)の特例など農商工等連携促進法に基づく特例措置を活用するこ

とができるほか、平成 29 年度時点では、農林水産省所管の「6 次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）」及び経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」(注) を活用することができる。

(注) 支援対象は、農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者のうち中小企業者のみであり、平成 30 年度においては、「ふるさと名物応援事業補助金(農商工等連携事業)」となっている。

イ 農商工等連携事業計画の認定件数の推移等

農商工等連携事業計画の認定件数をみると、制度が開始された平成 20 年度以降、29 年度末までに 773 件が認定されている。これを単年度ごとにみると、平成 20 年度には 177 件であったが 29 年度には 41 件にとどまるなど減少傾向にある。

農商工等連携促進法に基づく各種の特例措置の活用状況をみると、平成 29 年度末までの活用件数は 60 件となっている。また、農林水産省所管の「6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）」(注)及び経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」(注)の活用状況をみると、平成 29 年度末までの活用件数は合計で 1,397 件となっている。

(注) これらの前身となる補助金等を含む。

ウ 農商工等連携事業者への支援等の実施状況

農商工等連携基本方針では、農商工等連携事業計画の認定要件として経営指標が設定されているが、現状では、農林水産省及び経済産業省のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない。

なお、中小機構地域本部を中心に、農商工等連携事業計画の案件形成のための支援として相談対応及びブラッシュアップ支援が、認定後に係る支援としてフォローアップ支援が実施されている。中小機構では、当該フォローアップ支援を通じて、i) 四半期に 1 回、農商工等連携事業者のうち代表者（大半が中小企業者）の農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・サービスの売上高等の情報、ii) 年度末に 1 回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の全体の総売上高（総売上高指標に当たるもの）を把握するとともに、これら情報を経済産業省と共有している。一方、当該情報は農林水産省には共有されていない。

また、実地調査した地方農政局等からは、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に関し、十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足しているという意見が示されている。

これについて、農林水産省及び経済産業省では、中小機構が把握している農商工等連携事業に係る代表者の新商品・新サービスの売上高が順調に推移することを確認することで、経営指標も連動し順調に推移するものと考えられるとしている。しかし、実地調査結果では農業者及び中小企業者における直近 5 年間の農商工等連携事業の売上高若しくは利益又はその両方の推移の傾向に違いがあることを踏まえると、新商品・新サービスの売上高が順調に推移していることのみを

もって、農商工等連携事業者の経営指標の達成状況を評価することは必ずしも適当ではないと考えられる。

エ 個々の農商工等連携事業者の取組状況等

当省のアンケート調査結果では、農商工等連携事業に取り組む農業者における、今後の農商工等連携事業の方向性等について、「縮小・撤退・連携解消」(注1)としている事業者が24.1% (57/237 事業者) となっている。このうち、その理由(注2)を回答している事業者の44.7% (21/47 事業者) が、連携先の中小企業者との問題を「縮小・撤退・連携解消」の理由であるとしている。

また、当省の実地調査においても、連携先との信頼関係に疑問を持ち、今後連携を解消する予定であるとする農業者がみられる一方、i) 連携先の中小企業者と定期的に情報交換等を行うなど、良好な関係を築いた上で農商工等連携事業を実施しているとする農業者や、ii) 中小機構等による連携先の農業者との意思疎通のサポートを得つつ、農業者と良好な関係を維持しつつ事業を実施しているとする中小企業者もみられた。

なお、実地調査した19 連携体(注3)では、農商工等連携事業計画の共同申請者となっている農業者12 事業者(実地調査で把握できなかった農業者及び中小企業者と農業者が同一である連携体を除く。以下「共同申請者である農業者」という。)のうち10 事業者から、「農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、一緒に対応策を検討し、助言・アドバイスを受けることができる」などの理由により、連携先の中小企業者と専門機関の専門家等との3 者以上の打合せ等を行うことが望ましいとの意見も示されている。

(注1) 「縮小・撤退・連携解消」とは、当省のアンケート調査で、農商工等連携事業者については、「縮小または連携を解消していく方向」又は「すでに連携を解消している」と回答した事業者を合計したものである。

(注2) 「縮小・撤退・連携解消」の理由について、自由記述により回答を求め、当該回答について当省で整理・分類したものである。

(注3) 連携体とは、農商工等連携事業の実施のために有機的に連携する農林漁業者及び中小企業者のことを指す。

オ 農商工等連携事業の効果の発現状況の把握結果

当省のアンケート調査結果により、農商工等連携事業に取り組む農業者における経営指標の達成状況をみると、以下のとおりである。

- ① 当省のアンケート調査結果によれば、経営指標の達成状況は約2割(15.4%)となっている。
- ② また、平成26年度に農林水産省が農商工等連携事業者のうち農林漁業者に対して実施した調査(以下「平成26年度農林水産省調査」という。)及び25年度に経済産業省が全農商工等連携事業者に対して実施した「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律における施策の活用状況

及び効果に関する調査」(以下「平成 25 年度経済産業省調査」という。)においても、経営指標の達成状況は同様の傾向となっている(注)。

(注) これらの調査は、農商工等連携促進法附則第 3 条の規定に基づき、法施行後 5 年のタイミングを捉えて実施されたものであり、定期的に全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を把握しているものではない。

ア 農商工等連携事業計画の認定要件等

(7) 農商工等連携事業計画の認定要件

農商工等連携基本方針では、農商工等連携事業計画の認定を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要であるとされている。

- ① 農林漁業者と中小企業者(農林漁業以外の事業を行う中小企業者に限る。)とが有機的に連携して実施する事業であること。
- ② 農林漁業者及び中小企業者のそれぞれの経営資源を有効に活用したものであること。
- ③ 新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること。
- ④ 農林漁業者及び中小企業者において、次の経営指標をいずれも満たすこと。

《農林漁業者》

i) 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上の向上がなされること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上の向上がなされること。

ii) 農商工等連携事業計画に係る農林水産物の売上高

当該農商工等連携事業計画における農林水産物の売上高が、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上増加すること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上増加すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物・家畜等を導入する場合は、事業として成り立つ売上高となること。

《中小企業者》

i) 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上の向上がなされること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上の向上がなされること。

ii) 総売上高

当該事業者の総売上高について、計画開始時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上増加すること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上増加すること。

⑤ 計画期間が5年以内であること（3～5年が望ましい）。

なお、連携体が主務大臣へ農商工等連携事業計画の申請をする際には、「農商工等連携事業計画の認定等に関する命令」（平成20年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第2条第1項の規定に基づき、当該農商工等連携事業計画の代表者を定めることとされており、また、当該省令が定める認定申請様式において、代表者ではない事業者を共同申請者とするものとされている。

(イ) 農商工等連携事業計画の認定により受けられる支援措置

農商工等連携事業計画の認定を受けることで、中小企業信用保険法の特例や農業改良資金通法の特例など、農商工等連携促進法に基づく特例措置を活用することができるほか、平成29年度時点では、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）」及び経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」を活用することができる。

(ウ) 農商工等連携事業計画の認定に関する地方公共団体の関与

農商工等連携促進法、農商工等連携基本方針等に基づく、農商工等連携事業計画の認定等に係る都道府県及び市町村の関与は、以下のとおりとなっている。

① 農商工等連携促進法第16条第1項では、「国、地方公共団体及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業又は農林漁業に関する団体と連携しつつ、農商工等連携事業の促進を図るため、中小企業者と農林漁業者との交流又は連携の推進、研修、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする」とされている。

② ①を受け、農商工等連携基本方針では、「国は、農商工等連携事業の推進を促進するため、都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の関係機関と幅広く連携して、(中略) 農商工等連携事業の取組の拡大を促進すべく、認定農商工等連携事業等に関する幅広い情報提供等に努めるものとする」とされている。

③ 「農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について」（平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通達）では、国

は、i) 農商工等連携事業者が所在する都道府県関係部署への認定された農商工等連携事業計画の概要の提供、ii) 農商工等連携事業者に対する支援策の実施状況等に係る都道府県関係部署との情報共有、iii) 農商工等連携事業者が、補助金申請を行った場合における関係都道府県への情報提供及び意見聴取、iv) 補助金事業の公募に先立ち、公募要領等に関する情報共有を行うこととされている。

イ 農商工等連携事業計画の認定件数の推移

農商工等連携事業計画の認定件数の推移をみると、図表 4-(4)-①のとおり、制度が開始された平成 20 年度以降、29 年度末までに 773 件が認定されている。近年の傾向をみると、制度開始当初の平成 20 年度には 177 件が認定されているが、29 年度は 41 件の認定にとどまるなど、単年度ごとの認定件数は、減少傾向にある。

図表 4-(4)-① 農商工等連携事業計画の認定件数の推移

(単位：件)

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数 (累計)	177	361	425	482	540	607	653	685	732	773
件数 (年度ごと)	177	184	64	57	58	67	46	32	47	41

(注)1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

2 認定を取り消した件数を除く。

農商工等連携事業計画の認定件数が減少傾向にある理由について、実地調査した経済産業局等（内閣府沖縄総合事務局経済産業部を含む。以下同じ。）では、

- i) 制度に関する認知度が低いこと
- ii) 制度を活用しても農林漁業者側のメリットが小さいこと
- iii) 申請時・採択後の手続が煩雑であり、認定要件が厳しいこと
- iv) 管轄する地域には小規模零細な中小企業者、農林漁業者が多く、中小企業者と連携して新たな事業に取り組むことができる者は限られていること
- v) 中小企業者と農林漁業者とでは、経営感覚や事業スピードに相違があることや、農林漁業者はこれまで農業協同組合や漁業協同組合と主に取引しており、中小企業者と直接取引の経験が浅いことから、連携体を構築することが難しい場合があること

等を挙げている。

ウ 農商工等連携事業計画の認定により受けられる支援措置の活用状況

(ア) 農商工等連携促進法に基づく特例措置の活用状況

農商工等連携促進法に基づく特例措置の活用状況をみると、図表 4-(4)-②のとおり、農商工等連携事業者が平成 20 年度以降に特例措置を活用した件数は累計で 60 件であり、29 年度末までの農商工等連携事業計画の認定件数 773 件の 7.8%となっている。

図表 4-(4)-② 主な支援措置の活用状況（農商工等連携促進法に基づく特例措置）

(単位：件、百万円)

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
①	件数	4	15	7	2	1	5	3	0	0
	金額	40	352	181	26	68	69	102	0	0
②	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	件数	0	0	5	7	3	0	1	4	2
	金額	0	0	144	490	168	0	65	324	49
⑤	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累計	件数	4	19	31	40	44	49	53	57	59
	金額	40	392	717	1,233	1,469	1,538	1,705	2,029	2,078

(注)1 経済産業省及び株式会社日本政策金融公庫の資料に基づき、当省が作成した。

2 本表の①～⑥の特例措置は以下のとおりである。なお、平成 29 年度末までに廃止されている特例措置は除いている。

- ① 農商工等連携促進法第 8 条の規定に基づく中小企業信用保険法の特例（保証限度額の拡大、補填率の引上げ、保険料率の引下げ）
- ② 農商工等連携促進法第 10 条の規定に基づく食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例（事業に必要な資金の借入れに係る債務保証）
- ③ 農商工等連携促進法第 11 条の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）の特例（債務保証）
- ④ 農商工等連携促進法第 12 条の規定に基づく農業改良資金通法の特例（支援対象に中小企業者を追加（農林漁業者が実施する農業改良措置等を支援する取組の場合のみ）、償還期間等の延長）
- ⑤ 農商工等連携促進法第 13 条の規定に基づく林業・木材産業改善資金助成法の特例（支援対象に中小企業者を追加（農林漁業者が実施する農業改良措置等を支援する取組の場合のみ）、償還期間等の延長）
- ⑥ 農商工等連携促進法第 14 条の規定に基づく沿岸漁業改善資金助成法の特例（支援対象に中小企業者を追加（農林漁業者が実施する農業改良措置等を支援する取組の場合のみ）、償還期間等の延長）

(イ) 農工商等連携事業計画の認定により受けられる補助金等の活用状況

a 農林水産省所管の補助金等

農工商等連携事業者は、平成 29 年度までは農林水産省所管の「6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）」の活用が、30 年度からは「食料産業・6 次産業化交付金（うち加工・直売施設整備事業）」の活用が、それぞれ可能となっている。これら交付金の前身に当たる補助金等も含めた交付実績は、図表 4-(4)-③のとおり、平成 23 年度から 29 年度までの間で 37 件約 10 億円である。

図表 4-(4)-③ 6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）等の交付実績（農工商等連携事業者のみの実績）

（単位：件、百万円）

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度	28 年度	29 年度
				当初	補正			
①	件数	15	—	—	—	—	—	—
	金額	339	—	—	—	—	—	—
②	件数	—	2	—	—	—	—	—
	金額	—	2	—	—	—	—	—
③	件数	—	2	—	—	—	—	—
	金額	—	263	—	—	—	—	—
④	件数	—	—	0	—	—	—	—
	金額	—	—	0	—	—	—	—
⑤	件数	—	—	—	1	—	—	—
	金額	—	—	—	9	—	—	—
⑥	件数	—	—	6	2	3	1	2
	金額	—	—	217	9	73	17	18
累計	件数	15	19	25	28	31	32	34
	金額	339	604	821	839	912	929	947

(注)1 農林水産省資料に基づき、当省が作成した。なお、「当初」、「補正」の区分がない年度については、当初予算のみ措置されたことを示す。

2 「—」は、当該年度（平成 26 年度は当初又は補正）に措置されていなかったことを示す。

3 本表の①～⑥の事業の名称は以下のとおりである。

- ① 6 次産業化推進整備事業（基金事業）
- ② 6 次産業化推進整備事業
- ③ 6 次産業化推進事業（基金事業）
- ④ 6 次産業化整備支援事業
- ⑤ 6 次産業化ネットワーク活動整備事業
- ⑥ 6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）

4 ①及び③の基金事業の交付実績については、基金造成年度（平成 23 年度又は 24 年度）に計上している。

b 経済産業省所管の補助金等

農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者のうち中小企業者は、平成 29 年度時点で経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」を活用することができる。当該補助金の前身に当たる補助金等も含めた交付実績は、図表 4-(4)-④のとおり、平成 20 年度から 29 年度までの間で 1,360 件約 38 億円となっている。

一方、経済産業省所管の補助金等において、農商工等連携事業計画の認定が要件となっている農林漁業者に対する補助金等はない。

図表 4-(4)-④ 「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」等の交付実績（農商工等連携事業者のみの実績）

（単位：件、百万円）

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
①	件数	63	—	—	—	—	—	—	—	—
	金額	230	—	—	—	—	—	—	—	—
②	件数	—	201	293	170	140	—	—	—	—
	金額	—	825	877	523	324	—	—	—	—
③	件数	—	—	—	—	—	109	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	214	—	—	—
④	件数	—	—	—	—	—	—	104	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—	215	—	—
⑤	件数	—	—	—	—	—	—	35	181	10
	金額	—	—	—	—	—	—	69	392	13
累 計	件数	63	264	557	727	867	976	1,115	1,296	1,306
	金額	230	1,055	1,932	2,455	2,779	2,993	3,277	3,669	3,682

(注)1 経済産業省資料に基づき、当省が作成した。なお、各年度における「件数」及び「金額」の数値は、「補正予算」が措置されている年度（平成 22、26 及び 27 年度）においては、「当初予算」及び「補正予算」の合計であり、その他の年度においては「当初予算」のみのものである。

2 「—」は、当該年度に措置されていなかったことを示す。

3 本表の①～⑤の事業名は以下のとおり。

- ① 新連携対策補助金（うち農商工等連携対策支援事業）
- ② 新事業活動促進支援事業（うち農商工等連携対策支援事業）
- ③ 新事業活動・農商工連携等促進支援事業（うち農商工等連携対策支援事業）
- ④ 中小企業・小規模事業者連携促進支援事業（うち農商工等連携対策支援事業）
- ⑤ ふるさと名物応援事業（うち低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）

エ 農商工等連携事業計画に係る支援等の実施状況

農商工等連携事業計画の認定要件の一部である経営指標の進捗状況については、現状では、農林水産省及び経済産業省のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない。

なお、中小機構地域本部において、毎年度協力の得られた代表者の総売上高指標について把握しているほか、中小機構地域本部を中心に、農商工等連携事業計画の案件形成に係る支援として相談対応及びブラッシュアップ支援が、認定後の支援としてフォローアップ支援が実施されている。

(7) 関係機関における経営指標の進捗状況の把握状況

農林水産省及び経済産業省は、平成 26 年度農林水産省調査及び平成 25 年度経済産業省調査において、後述カ(イ)のとおり、それぞれ経営指標の達成状況を把握している。しかし、これらの調査は、農商工等連携促進法附則第 3 条の規定(注 1)に基づき、法施行後 5 年のタイミングを捉えて実施されたものであり、定期的に全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を把握しているものではない。また、農林水産省及び経済産業省は、農商工等連携促進法第 18 条第 1 項の規定(注 2)に基づく実施状況の報告を求めた実績はない。

なお、経営指標の進捗状況の把握については、中小機構地域本部において毎年度協力の得られた代表者の総売上高指標について把握しているものの、現状では、農林水産省、経済産業省及び中小機構のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない(注 3)。特に農商工等連携事業者の代表者の大半が中小企業者であることから、農林漁業者に係る現状の把握が十分に行われていないものと考えられる。

これについて、農林水産省及び経済産業省では、中小機構地域本部が把握している農商工等連携事業に係る代表者の新商品・新サービスの売上高が順調に推移することを確認することで、経営指標も連動し順調に推移するものと考えられるとしている。

しかし、実地調査した 19 連携体のうち直近 5 年間の農商工等連携事業の売上高及び利益の傾向について把握できた 18 連携体では、図表 4-(4)-⑤のとおり、72.2% (13/18 連携体) において、農業者及び中小企業者における直近 5 年間の農商工等連携事業の売上高若しくは利益又はその両方の傾向に違いがみられることを踏まえると、中小機構地域本部が把握している新商品・新サービスの売上高が順調に推移していることのみをもって、農商工等連携事業に取り組むそれぞれの事業者の経営指標の推移を評価することは、必ずしも適切ではないと考えられる。

(注 1) 農商工等連携促進法附則第 3 条では、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。

(注 2) 農商工等連携促進法第 18 条第 1 項では、「主務大臣は、認定農商工等連携事業者に対し、当該認定農商工等連携事業計画の実施状況について報告を求めることができる」と規定されている。

(注 3) 農商工等連携事業者が、経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)」又は農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業の

うち事業者タイプ)」(いずれも平成 29 年度時点のもの。)の交付を受けている場合、それぞれの実施要領で報告することとされている「事業化状況報告書」又は「事業収益状況報告書」により、補助事業に係る収益額などが把握されている場合はある。

図表 4-(4)-⑤ 連携体における直近 5 年間の農商工等連携事業による売上高及び利益の推移の傾向

(単位：事業者、%)

連携体数	売上高		利益		売上高・利益	
	傾向一致	傾向不一致	傾向一致	傾向不一致	傾向一致	傾向不一致
18	8	10	8	10	5	13
(100)	(44.4)	(55.6)	(44.4)	(55.6)	(27.8)	(72.2)

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の「連携体数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 当省が実地調査した各事業者の直近 5 年の売上高及び利益の状況に係る回答について、以下の考え方で分類した傾向が連携体間で一致している場合を「傾向一致」、一致していない場合を「傾向不一致」としている。

<売上高>

直近 5 年の売上高の傾向が「増加傾向」(「大きく増加」又は「やや増加」と回答)、「あまり変わらない」(「あまり変化なし」と回答)及び「減少傾向」(「やや減少」又は「大きく減少」と回答)の 3 傾向。

<利益>

直近 5 年の利益発生傾向が「利益確保傾向」(「毎年利益がでている」又は「おおむね毎年利益がでている」と回答)及び「利益未確保傾向」(「利益がでない年の方が多い」又は「まだ利益がでた年はない」と回答)の 2 傾向。

なお、実地調査した地方農政局等からは、「農商工等連携事業の進捗状況については、経済産業局等や中小機構地域本部が把握しており、地方農政局等がこれに重複して農商工等連携事業の状況を把握する必要はない」、「農商工等連携事業のフォローアップに関する省内の事務処理規程がない」との意見が、また、経済産業局等からは、「現行制度上は、農商工等連携事業の進捗度や経営指標の達成状況を把握するための定期的な報告等を求める仕組みにはなっていない。今後、中小機構地域本部又は経済産業局等のいずれかが状況把握を行い、経営指標を達成できなかった原因等を分析して施策に反映させるような仕組みを構築することが望ましい」との意見が示されている。

(イ) 中小機構における支援の実施状況

a 相談対応

中小機構地域本部では、「相談対応」として、様々な機会を利用して中小企業者を中心に農商工等連携事業計画についての制度紹介を行い、農商工等連携事業に係る相談を受け付けるとともに新規案件の発掘に努めている。相談の受付後には、個々の相談案件の内容、性質等に応じ、中小機構地域本部において最適な専門家(注)を選定し、当該専門家が農林漁業者及び中小企業者双方に対してヒアリングを実施するなどにより、事業概要、事業性、連携が安定的か否か、財務等について確認し、ビジネスモデルの具体化等を図っている。

(注) 中小機構地域本部には、「新事業創出支援事業」(農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画のほか、i) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)に基づく異分野連携新事業分野開拓計画及びii) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に基づく地域産業資源活用事業計画の取組に対する支援事業)において、これらに取り組む事業者に対する事業計画の作成支援、事業に係る助言・アドバイスなどの支援を行うため、卸・小売、製造業などの経営に係る専門家が配置されている。なお、専門家には、i) 事業者に対して農商工等連携事業計画の認定のための支援や事業が円滑に実施できるよう支援を実施する「地域活性化支援チーフアドバイザー」(以下「CAD」という。)及びプロジェクトマネージャー(以下「PM」という。)並びにii) フォローアップ支援の全体の取りまとめ及び各専門家(CAD及びPM)の統括を行う「統括プロジェクトマネージャー」(以下「統括PM」という。)がある。

b ブラッシュアップ支援(農商工等連携事業計画の作成支援)

中小機構地域本部では、「相談対応」の後、農商工等連携事業計画の認定に向け、相談者に対して、商品開発、市場調査等について専門家によるアドバイス等の支援を実施している。また、地方農政局等、経済産業局等などの関係機関間で形式的な認定要件が満たされているかについて検討・調整を行い、最終的な農商工等連携事業計画の認定に向けた支援を実施している。

c 農商工等連携事業計画の認定後のフォローアップ支援

中小機構地域本部では、四半期に1回、基本的に農商工等連携事業者のうち代表者に対して、専門家が農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・新サービスの売上高等について、フォローアップ支援を通じて、これらの状況を把握(注1)している。また、農商工等連携事業が経営・事業全般に与える影響を確認するため、年度末に1回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の全体の売上高、経常利益及び従業員数を把握している(注2)。

一方、i) 中小機構地域本部が、フォローアップ支援を通じて行う進捗状況の把握対象者は代表者のみであるが、代表者の属性は、平成30年10月現在で、中小企業者が93.3%、農林漁業者6.7%であること、ii) 平成26年度農林水産省調査の結果では、中小機構のサポートを活用した農林漁業者は10.1%(29/287事業者)(注3)となっていることから、農林漁業者が中小機構地域本部による進捗状況の把握対象者となることはほとんどないものと考えられる。

(注1) 電話やメールにより実施する場合もある。

(注2) 経営指標の進捗状況については、前述エ(7)のとおり、農商工等連携事業者のうち協力を得られた事業者における総売上高指標を把握するとどまっている。

(注3) 平成26年度農林水産省調査の結果に基づき、当省において、中小機構のサポートを活用した農林漁業者の割合及び総回答数から割り戻して算出したものである。

(ウ) 中小機構地域本部における独自のフォローアップ支援等の取組

実地調査した中小機構地域本部の中には、図表 4-(4)-⑥及び⑦のとおり、i) 地方農政局等の他の機関と連携してマッチング会を開催しているもの、ii) 支援の対象事業者の重点化などによるフォローアップ支援を実施するとともに、計画終了時に事業評価を行い、今後のフォローアップ支援業務にいかす仕組みを構築しているものなど、独自の支援等の取組を行っている例がみられた。

図表4-(4)-⑥ 他機関と連携してマッチング会を開催している例（中小機構近畿本部）

中小機構近畿本部では、農林漁業者と中小企業者とのマッチングの機会を提供することを目的として、近畿農政局、近畿経済産業局及び農林中央金庫大阪支店と連携し、平成 28 年度に農商工連携事業マッチング会を主催している。

同本部では、当該マッチング会における参加者の募集に当たって、i) 事前に行った農商工連携に関するアンケートにおいて出席の意思を示した食品加工事業者 10 者（いずれも中小企業者）についての事業内容、開発したい商品、必要な農産物等を掲載したチラシを作成し、ii) 近畿農政局、農林中央金庫大阪支店等の協力を得て、各種窓口に備え付けるなど広く広報を行った。その結果、当日は農業・漁業関係者 28 者が参加し、当該マッチング会を契機として、農商工等連携事業の事業計画の認定につながったものが 1 件（フォローアップ支援の段階）あるほか、ブラッシュアップ支援の段階のものが 1 件、相談の段階にあるものが 1 件あるとしている。（調査時点）

また、当該マッチング会における実際の商談及び商品化件数等は把握されていないものの、事後アンケートでは、「今後、取引を希望する企業があったか」という質問に対して、食品加工事業者及び農林・漁業関係者がお互いに取引を希望した件数が 46 件あったとしている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 4-(4)-⑦ 支援の対象事業者の重点化などによるフォローアップ支援を実施するとともに、計画終了時に事業評価を行い、今後のフォローアップ支援業務にいかす仕組みを構築している例（中小機構四国本部）

区分	取組内容
認定期間中のフォローアップ支援	<p>中小機構四国本部では、農商工等連携事業者から相談があった場合や定期的な訪問時などの機会にフォローアップ支援を行うほか、機構側から積極的な支援を行うため、事業の進捗度や支援効果の度合い等により、以下のとおり重点支援対象案件を選定し、効果的なフォローアップ支援につなげている。</p> <p>① 販売達成額の把握 計画期間中の全ての農商工等連携事業者（代表者）を対象として、毎月 1 回、メールにより販売達成額(注)を把握する。 (注) 販売達成額：農商工等連携事業に係る新商品又は新サービスの売上高</p> <p>② 認定を受けた農商工等連携事業計画の進捗状況の把握 認定後、新商品の開発・試作段階までは全ての認定を受けた農商工等連携事業計画を対象として、原則、毎月 1 回、担当の専門家が代表者を訪問し、訪問の都度、四国本部担当課は、専門家の訪問結果報告を受け、計画の進捗状況を把握する。</p> <p>③ 重点支援対象案件の選定 上記②を踏まえ、商品の開発・試作段階を終えた案件について、四国本部担</p>

	<p>当課において、農商工等連携事業の進捗が遅れているものや支援効果の度合い等を総合的に判断し、「重点支援対象案件」を選定する。</p> <p>重点支援対象案件以外の案件については、上記②で行っていた毎月1回の訪問頻度を低くし、必要に応じて担当の専門家から進捗状況を把握する一方、重点支援対象案件については、引き続き、原則、毎月1回、専門家が代表者を訪問し、農商工等連携事業計画の進捗状況を把握する。</p> <p>④ 重点支援対象案件への支援</p> <p>重点支援対象案件については、個別案件ごとにCADがフォローアップ支援計画書を作成し、四国本部内で年3回（年度当初、中間、年度末）開催しているフォローアップ支援検討会議において、四国本部担当課職員及び専門家全員（統括PM、PM及びCAD）により、農商工等連携事業計画の進捗度や事業者が有する課題等についての検討や意見交換を行い、具体的な支援方針を決定している。</p>
認定計画期間終了後の事業評価	<p>四国本部では、農商工等連携事業計画の期間が終了した段階での事業評価の必要性があるとの判断により、平成25年度から計画期間が終了した案件ごとに「認定事業終了評価シート」（独自様式）を作成し、支援内容や支援効果、農商工等連携事業に係る販売達成額等を把握している。</p> <p>また、把握した情報に基づき、四国本部担当課職員、統括PM、PM及びCADの全員が参加する集合会議（毎月2回）において、原因分析や意見交換を行い、計画期間中の案件に対する今後のフォローアップ支援業務にいかしている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

(I) 中小機構、農林水産省及び経済産業省における情報共有の状況

中小機構は、把握した農商工等連携事業者のうち代表者の農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・新サービスの売上高等の情報について、経済産業省と共有している。一方、当該情報は農林水産省には共有されていない。

これについて、実地調査した8地方農政局等のうち1機関からは、図表4-4(4)-⑧のとおり、農商工等連携事業計画の認定後の農商工等連携事業に取り組む農林漁業者に関し、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に対する十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足しているという意見が示されている。

図表4-4(4)-⑧ 中小機構からの情報提供に関する地方農政局の意見

<p>農商工等連携事業計画の認定に当たっては、中小機構のほか、地方農政局、経済産業局及び都道府県による4者会議において、情報共有している。</p> <p>しかし、農商工等連携事業計画の認定後の進捗状況については、一部を除き(注)、農商工等連携事業者が地方農政局に報告書を提出する仕組みとなっておらず、中小機構からフォローアップ支援で把握した情報の提供もなく把握できていない。そのため、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に対する十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足している。</p> <p>(注) 農商工等連携事業者が「6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）」（平成29年度時点のもの。）の交付を受けている場合には、毎年9月に提出される交付金の実施状況報告書により、代表者の付加価値額指標、売上高、直面している課題等については把握可能としている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

(オ) 中小機構と都道府県における情報共有の状況

実地調査した都道府県農業関係部局及び都道府県 SC における中小機構との情報共有の状況をみると、中小機構地域本部との情報共有を行っているのは、都道府県農業関係部局では 72.0% (18/25 都道府県)、都道府県 SC では 64.0% (16/25 都道府県) となっている。

なお、実地調査した中小機構地域本部からは、図表 4-(4)-⑨のとおり、都道府県 SC など農業関係機関等との連携強化が必要である等との意見が示されている。

図表 4-(4)-⑨ 都道府県 SC などの農業関係機関等との連携が課題とする中小機構地域本部の意見

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 新商品開発に必要な農産物が生産できる農業者がどこに、どれだけいるのかなどの農業者のポテンシャルに係る情報が不足しており、農業者の顔をよく知り、生産活動の実像を把握している機関との連携の強化が必要である。○ 今後は、中小機構地域本部が単独で中小企業者へのマッチング支援を行うことは難しいと認識しており、農林漁業者の情報を持つ都道府県 SC などの農業関係機関等との連携強化が必要である。 |
|---|

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

オ 個々の農商工等連携事業者の取組状況等

(ア) 農業者と中小企業者との取引、連携等の状況

a 農商工等連携事業に係る農産物の取引状況

実地調査した 19 連携体では、共同申請者である農業者が 12 事業者みられた。この 12 事業者のうち 9 事業者において、農産物が農商工等連携事業計画の想定どおりの量若しくは価格又はその両方で取引されていないとしている。その理由 (注) についてみると、i) 天候不順・災害等に起因する農産物の生産量の減少や品質低下によるものとする事業者が 6 事業者いる一方、ii) 中小企業者の都合により取引価格が低下、又は取引量が減少しているとする事業者が 3 事業者、iii) 中小企業者が他の供給者からも原材料を仕入れているため、取引量の減少や他の供給者との競合による取引価格の低下を招いているとする事業者が 1 事業者おり、中小企業者の都合によるものとする事業者もみられた。

(注) 複数の回答を述べている場合がある。

b 連携する中小企業者との打合せの実施状況等

実地調査した19連携体のうち、共同申請者である農業者12事業者における連携する中小企業者との打合せの実施状況をみると、6事業者で農商工等連携事業に係る連携先の中小企業者との打合せは行っていないとしている。このうち3事業者では、i) 農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、対応策を検討し、認識共有を図るため、ii) 農商工等連携事業を行っていく上での信頼関係の維持・強化を図るため等の理由により中小企業者との打合せを希望している。

また、共同申請者である農業者12事業者のうち10事業者では、i) 農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、一緒に対応策を検討し、助言・アドバイスを受けることができる、ii) 第三者的な立場の者がいた方が、中小企業者及び農業者の2者のみでの打合せ等よりも課題の解決のために役立つ等の理由により連携先の中小企業者と他の専門機関等との3者以上の打合せ等を行うことが望ましいとしている。

なお、連携先の中小企業者との打合せ等に参加してほしい専門機関等として希望が多い順にみると、図表4-(4)-⑩のとおり、i) 中小機構（中小機構に配置される専門家）、ii) 都道府県SC（プランナー）、iii) 都道府県（普及指導センター等農業関係機関等）となっている。

図表 4-(4)-⑩ 農商工等連携事業の共同申請者である農業者における連携先の中小企業者との打合せ等に参加してほしい専門機関等

(単位:事業者数、%)

打合せに参加してほしい専門機関等	総数	割合
	10	100
中小機構（中小機構に配置される専門家）	6	60.0
経済産業局	2	20.0
地方農政局	1	10.0
都道府県（普及指導センター等農業関係機関等）	5	50.0
都道府県SC（プランナー）	6	60.0
都道府県・政令市の中小企業支援センター	3	30.0

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 複数の回答を述べている場合があるため、各機関の内訳の「総数」とは一致しない。

(イ) 農商工等連携事業の今後の方向性等

当省のアンケート調査結果（農商工等連携事業に取り組む農業者に対し実施）によると、農商工等連携事業に取り組む農業者における、今後の農商工等連携事業の方向性等について、図表 4-(4)-⑪のとおり、「現状の規模を維持」とした事業者の割合が 37.6%（89/237 事業者）と最も多く、次いで「縮小・撤退・連携解消」としている事業者が 24.1%（57/237 事業者）となっている。

図表4-(4)-⑪ 農商工等連携事業の今後の方向性

(単位：事業者、%)

総数	拡大していく方向	拡大していく方向だが実現が困難な状況	現状の規模を維持	縮小・撤退・連携解消	無回答
237	48	34	89	57	9
(100)	(20.3)	(14.3)	(37.6)	(24.1)	(3.8)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 本表では、「拡大していく方向」及び「拡大していく方向だが実現が困難な状況」に分けて集計している。

また、「縮小・撤退・連携解消」の理由についてみると、図表 4-(4)-⑫のとおり、理由を回答している 47 事業者中 21 事業者（44.7%）において、連携先である中小企業者との関係などの問題(注)によるものとしている。

(注) 「連携先との関係性悪化」、「連携先の倒産」など、連携先との関係による問題により、今後の農商工等連携事業の方向性が「縮小・撤退・連携解消」とするもの。

図表 4-(4)-⑫ 今後の農商工等連携事業の方向性が「縮小・撤退・連携解消」である理由（自由記述）

(単位：事業者、%)

総数	連携先との関係などの問題	事業の問題(販路・販売)	経費の問題	原料供給の問題	自社の問題(組織・後継者)	計画終了のため
47	21	19	6	6	5	1
(100)	(44.7)	(40.4)	(12.8)	(12.8)	(10.6)	(2.1)

(注)1 当省のアンケート調査結果（自由記述）に基づき作成した。

2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 自由記述であり、回答によっては複数の理由が挙げられているため、各撤退理由の合計は「総数」と一致しない。

実地調査した 19 連携体においても、図表 4-(4)-⑬のとおり、連携先との信頼関係に疑問を持ち、今後連携を解消する予定であるとする農業者がみられる一方、i) 連携先の中小企業者と定期的に情報交換等を行うなど、良好な関係を築いた上で農商工等連携事業を実施しているとする農業者や、ii) 中小機構等による連携先の農業者との意思疎通のサポートを得つつ、農業者と良好な関係を維持しつつ事業を実施しているとする中小企業者もみられた。

図表4-(4)-⑬ 農商工等連携事業者における連携先との関係

<p>【連携先との信頼関係に疑問を持っており、連携を解消する予定であるとしている例】</p> <p>農商工等連携事業に取り組む農業者Aは、農商工等連携事業計画において、5年目である平成29年度は、5haの生産を目標としていたが、中小企業者からは、年間発注量が毎年4haと変わらない。しかし、当該農業者が中小企業者側から聞くところでは、事業による商品の生産量は年々伸びているとのことであり、他のファームからの仕入量が増加しているのではないかと推察され、信頼関係に疑問を持っている。このため、連携を解消する予定である。</p>
<p>【連携先の中小企業者と定期的な意見交換などを行い、良好な関係を築きながら順調に農商工等連携事業を進めている例】</p> <p>農商工等連携事業に取り組む農業者Bは、連携先である中小企業者と週2回の頻度で意見交換等を重ねながら、農商工等連携事業計画を作成した。また、計画の認定後も、商品の販売状況等の情報交換をしながら事業に取り組んでいる。また、連携先の農業の活性化を通じて地域の活性化を図っていこうとする考え方に共感している。</p>
<p>【中小機構等が連携先の農業者との意思疎通をサポートすることにより、良好な関係のまま事業を実施している例】</p> <p>農商工等連携事業に取り組む中小企業者Cは、農商工等連携事業を進めていく中で、商品の販売価格の考え方に違いがあった際、経済産業局等と中小機構地域本部に仲介してもらい、価格調整を行うことができた。また、新商品の開発時や商品の改良時においても、連携先との意思疎通が十分に図れるよう、中小機構地域本部にサポートしてもらったことにより、連携先と良好な関係を築けている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

カ 農商工等連携事業に取り組む農業者における経営指標の達成状況

当省のアンケート調査結果、平成26年度農林水産省調査及び平成25年度経済産業省調査により、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者における経営指標の達成状況をみると、以下のとおりである。

(7) 当省のアンケート調査結果

当省のアンケート調査結果により、計画期間が終了した農商工等連携事業に取り組む農業者(39事業者(注))における経営指標の達成状況についてみると、図表4-(4)-⑭のとおり、i) 総売上高指標を達成している事業者は15.4%(6/39事業者)、ii) 付加価値額指標を達成している事業者は、17.9%(7/39事業者)、i)及びii)のいずれも達成している事業者は15.4%(6/39事業者)となっている。

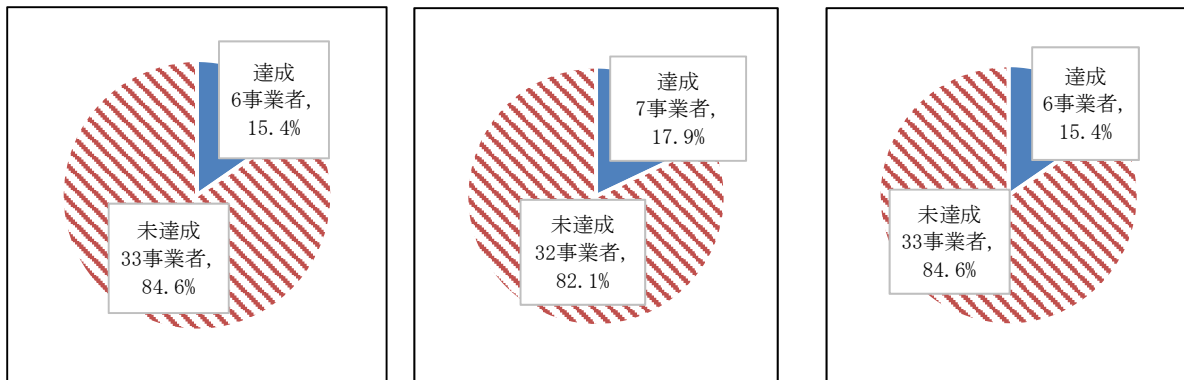
(注) 農商工等連携事業に取り組む農業者237事業者のうち、i) 農商工等連携事業計画の実施状況の設問に対して、「計画期間を終了している」と回答し、ii) 農商工等連携事業計画の目標の達成状況の設問である付加価値額及び売上高の目標について、「目標は、達成できている」又は「目標は、達成できていない」と回答した39事業者である。

図表 4-(4)-⑭ 当省のアンケート調査結果における経営指標の達成状況

i) 総売上高指標

ii) 付加価値額指標

iii) i) 及び ii)



(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 割合は、39 事業者に占める割合を表す。

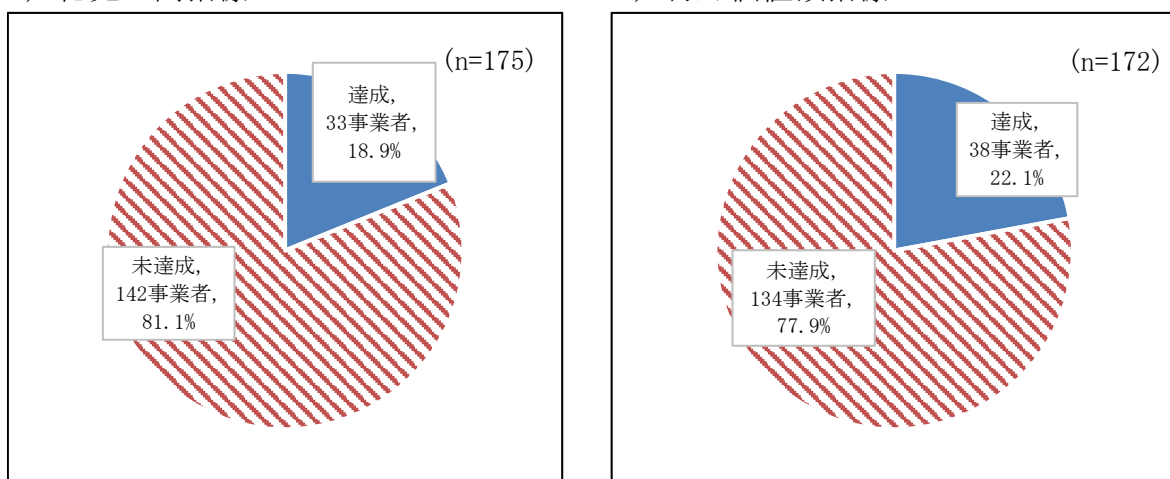
(イ) 農林水産省及び経済産業省における調査結果

平成 26 年度農林水産省調査では、図表 4-(4)-⑭のとおり、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者のうち i) 総売上高指標を達成している事業者は 18.9% (33/175 事業者)、ii) 付加価値額指標を達成している事業者は、22.1% (38/172 事業者) となっている。また、平成 25 年度経済産業省調査では、図表 4-(4)-⑯のとおり、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者のうち i) 総売上高指標を達成している事業者は 17.8% (40/225 事業者)、ii) 付加価値額指標を達成している事業者は、18.3% (40/218 事業者) であり、当省のアンケート調査結果の傾向とおおむね符合する。

図表 4-(4)-⑮ 平成 26 年度農林水産省調査における経営指標の達成状況

i) 総売上高指標

ii) 付加価値額指標



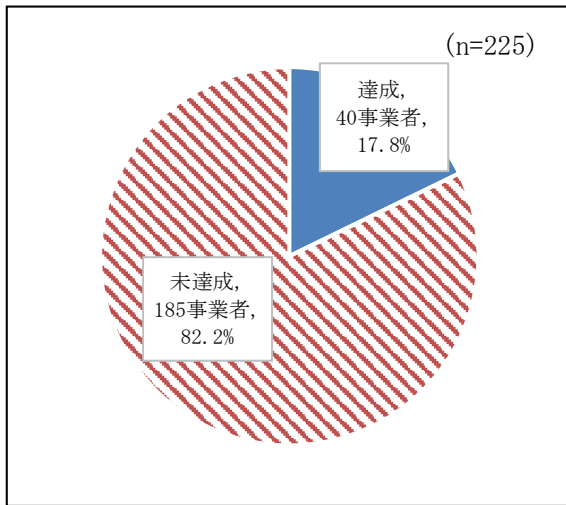
(注)1 平成 26 年度農林水産省調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 事業者数は、平成 26 年度農林水産省調査の結果に基づき、当省において、総回答数から割り戻して算出したもの。

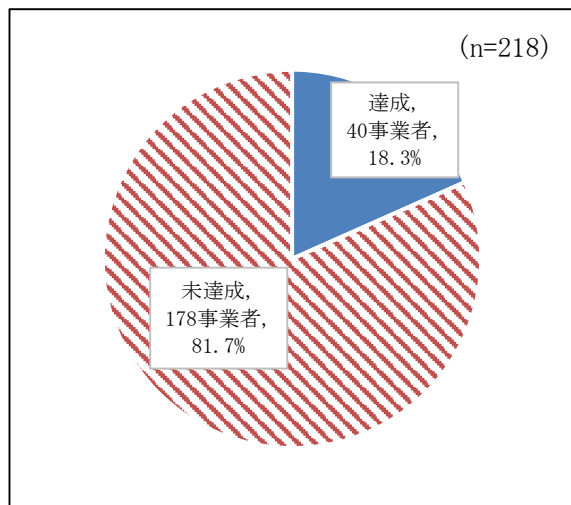
3 割合は、それぞれの有効回答数に占める割合を表す。

図表 4-(4)-⑯ 平成 25 年度経済産業省調査における経営指標の達成状況

i) 総売上高指標



ii) 付加価値額指標



(注)1 平成 25 年度経済産業省調査に基づき、当省が作成した。

2 事業者数は、平成 25 年度経済産業省調査の結果に基づき、当省において、総回答数から割り戻して算出したもの。

3 割合は、それぞれの有効回答数に占める割合を表す。

5 補助金、助言等による支援の状況

本政策評価では、六次産業化・地産地消法、A-FIVE 法及び農商工等連携促進法による制度的支援の状況のほか、支援の類型に着目し i) 補助金・交付金等による支援、ii) 助言による支援、iii) 地域ぐるみの 6 次産業化の取組等の状況について調査を実施した。その結果は、以下のとおりとなっている。

(1) 補助金・交付金等による支援の状況

(要旨)

ア 6 次産業化事業に取り組む事業者における補助金・交付金等の活用状況等

国及び地方公共団体では、各種の補助金、交付金等（以下「補助金等」という。）により、6 次産業化事業に取り組む事業者の支援を行っており、当省のアンケート調査結果によれば、約 4 割の事業者が 6 次産業化の取組において何らかの補助金等を活用したとしている。

また、当省のアンケート調査結果によれば、今後、行政機関等に求める支援として、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「補助金などの支援に関する情報提供」及び「販路の開拓や集客に対する支援」が上位を占めていることから、補助金等によるハード面及びソフト面の両面に係る支援のニーズは高いものと考えられる。

イ 補助金等の活用状況の傾向分析

当省のアンケート調査結果に基づき、補助金等の活用状況の傾向を分析したところ、以下のとおりとなっている。

- ① 6 次産業化事業の事業規模別に補助金等の活用状況をみると、6 次産業化事業の事業規模が大きくなるほど活用している事業者の割合が高く、事業規模が「100 万円未満」の階層では 23.8%（269/1,130 事業者）である一方、事業規模が「1 億円以上」の階層では 75.4%（49/65 事業者）である。
- ② 制度的支援別に補助金等の活用状況をみると、認定総合化事業者及び A-FIVE 出資事業者では 6 割超であり、農商工等連携事業者では 42.9%（91/212 事業者）である。
- ③ 直近 5 年間で 6 次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、補助金等を活用したことがある事業者では 61.7%（681/1,104 事業者）である一方、活用したことがない事業者では 58.1%（974/1,676 事業者）である。
- ④ 直近 5 年間で 6 次産業化事業による売上高が増加傾向である事業者の割合は、補助金等を活用したことがある事業者では 41.0%（460/1,123 事業者）である一方、活用したことがない事業者では 24.4%（421/1,726 事業者）である。

ウ 国の各種補助金等に関する都道府県等からの意見・要望等

実地調査した都道府県等から、広く 6 次産業化の取組に活用可能な国の補助金等の使い勝手や改善してほしい点について意見・要望を聴取したところ、6 次産

業化事業に係る主な補助金等である農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金」(注)に関する意見が多く示され、その内容として、i) 交付時期の改善(交付金申請から交付までの期間短縮)、ii) 交付対象経費の拡充(販路開拓のための市場調査等への補助範囲の拡大)、iii) 申請の事務手続簡素化などが挙げられている。

(注) 当省の実地調査時点(平成29年度)での交付金で25年度から29年度まで設けられていたものであり、30年度以降は「食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」として設けられている。

エ 地方公共団体における独自の補助金等

実地調査した都道府県及び市町村では、国の補助対象となりにくい小規模事業者の取組を補完的に支援するため、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち事業者タイプ等)」では補助対象とならない農林漁業者個人についても補助対象とするなど、6次産業化の取組の推進に向けて地域の実情にあった独自の補助金等による支援を実施しているものもみられた。

ア 6次産業化事業に取り組む事業者における補助金等の活用状況等

6次産業化に取り組む事業者に対しては、国及び地方公共団体により、6次産業化事業への支援を含め、農林漁業振興や地域活性化等を図るための各種の補助金等による支援が行われている。

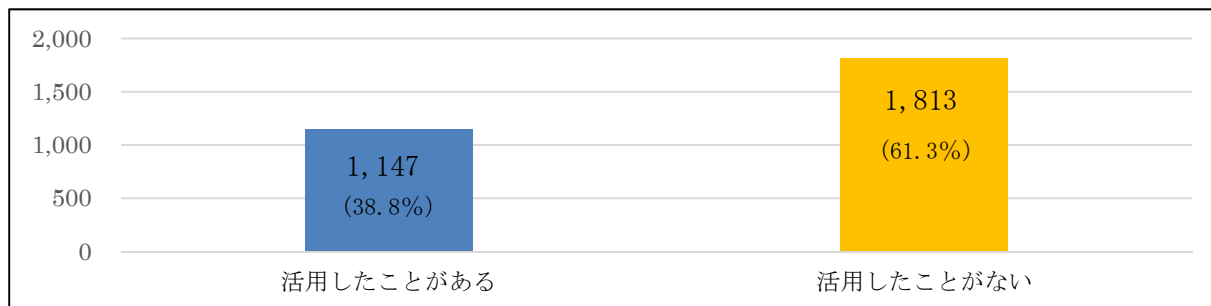
アンケート調査有効回答者2,960事業者(注1)について、補助金等の活用状況を見ると、図表5-(1)-①のとおり、6次産業化事業に取り組む事業者の38.8%(1,147/2,960事業者)が何らかの補助金等(注2)を活用したことがあるとしている。

(注1) アンケート調査有効回答者3,256事業者のうち補助金等の活用状況の設問に対して、無回答であった296事業者を除いたものである。以下、当該事業者数が表記されている場合同じ。

(注2) 当省のアンケート調査においては、6次産業化の取組を行う上で活用した補助金等について、6次産業化事業の取組促進を主目的とする補助金等であるか否かを問わず、その活用の有無について質問している。なお、アンケートの設問上、農商工等連携事業者には「農商工等連携事業に係る補助金等の活用状況」について、その他の者には「6次産業化事業に係る補助金等の活用状況」について質問している。

図表5-(1)-① アンケート調査有効回答者における補助金等の活用状況

(単位：事業者)



(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、アンケート調査有効回答者2,960事業者に占める割合を表す。

なお、前述の図表4-(1)-⑫のとおり、6次産業化事業に取り組む事業者が今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援として、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「補助金などの支援に関する情報提供」及び「販路の開拓や集客に対する支援」が上位を占めていることから、ハード面及びソフト面の両面に関して、補助金等による支援のニーズは高いものと考えられる。

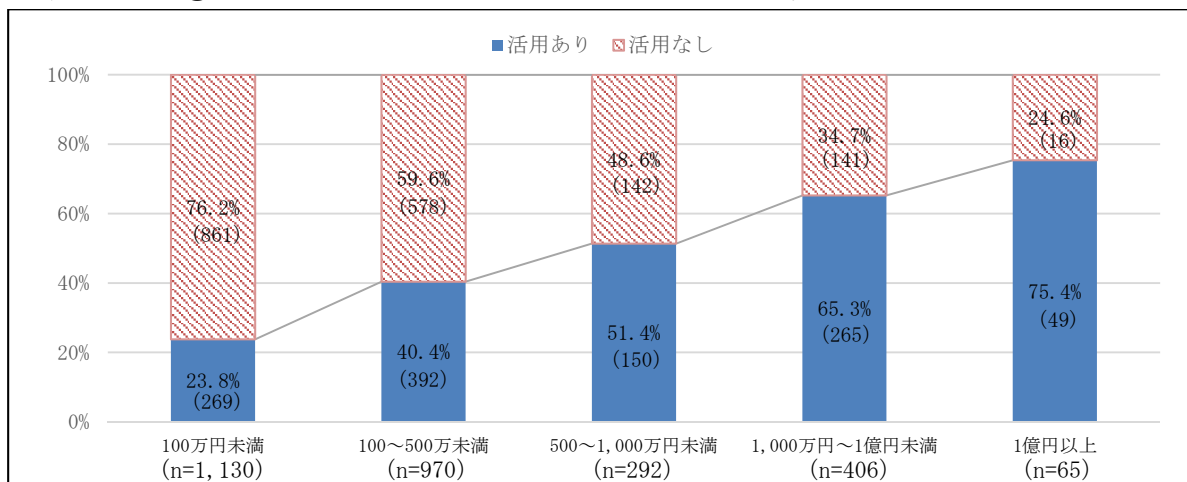
イ 補助金等の活用状況

(7) 6次産業化事業の事業規模別

アンケート調査有効回答者 2,863 事業者(注)について、6次産業化事業の事業規模別に補助金等の活用状況をみると、図表5-(1)-②のとおり、事業規模が大きくなるほど、補助金等を活用している事業者の割合が高くなっている。

(注) アンケート調査有効回答者 3,256 事業者のうち、6次産業化事業の事業規模及び補助金等の活用状況の設問について、少なくともいずれかの設問に対して、無回答であった 393 事業者を除いたものである。

図表5-(1)-② 補助金等の活用状況 (6次産業化事業規模別)



(注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の有効回答事業者数を表す。

また、このうち補助金等を活用している 1,125 事業者について、6次産業化事業の事業規模別に活用した補助金等の交付機関をみると、図表5-(1)-③のとおり、「1億円以上」の階層では農林水産省及び都道府県の補助金等を最も活用している一方、それ以外の階層では市区町村(注)の補助金等を最も活用している。

(注) 当省のアンケート調査では、「市町村」ではなく「市区町村」という文言を用いているため、本アンケート調査の分析に係る記述においては、当該文言を用いている。

図表 5-(1)-③ 活用した補助金等の交付機関（6次産業化事業規模別）

（単位：事業者、％）

事業規模	補助金等を受けたことがある					
		農林水産省の補助金等	経済産業省の補助金等	都道府県の補助金等	市区町村の補助金等	その他の機関の補助金等
100万円未満	269 (100)	68 (25.3)	22 (8.2)	81 (30.1)	163 (60.6)	21 (7.8)
100～500万円未満	392 (100)	108 (27.6)	26 (6.6)	159 (40.6)	245 (62.5)	51 (13.0)
500～1,000万円未満	150 (100)	47 (31.3)	11 (7.3)	64 (42.7)	92 (61.3)	12 (8.0)
1,000万円～1億円未満	265 (100)	121 (45.7)	44 (16.6)	119 (44.9)	151 (57.0)	27 (10.2)
1億円以上	49 (100)	30 (61.2)	15 (30.6)	30 (61.2)	28 (57.1)	4 (8.2)
総数	1,125 (100)	374 (33.2)	118 (10.5)	453 (40.3)	679 (60.4)	115 (10.2)

（注）1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。なお、交付機関については、複数回答である。

2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分のうち最も活用割合が高いものに付した。

(イ) 制度的支援別

アンケート調査有効回答者2,960事業者について、制度的支援別に補助金等の活用状況をみると、図表5-(1)-④のとおり、補助金等を活用している事業者の割合は、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者では6割超であり、農商工等連携事業者では4割超となっている。

図表 5-(1)-④ 補助金等の活用状況（制度的支援別）

（単位：事業者、％）

区分	総数	補助金等を受けたことがある	補助金等を受けたことがない
認定総合化事業者	317 (100)	216 (68.1)	101 (31.9)
A-FIVE出資事業者	33 (100)	22 (66.7)	11 (33.3)
農商工等連携事業者	212 (100)	91 (42.9)	121 (57.1)
非認定事業者	2,398 (100)	818 (34.1)	1,580 (65.9)
総数	2,960 (100)	1,147 (38.8)	1,813 (61.3)

（注）1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

また、補助金等を活用している1,147事業者について、制度的支援別に補助金等の交付機関をみると、図表5-(1)-⑤のとおり、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者では、農林水産省及び都道府県の補助金等を最も活用している一方、農商工等連携事業者及び非認定事業者では、市区町村の補助金等を最も活用している。

図表5-(1)-⑤ 活用した補助金等の交付機関（制度的支援別）

（単位：事業者、％）

区分	補助金等を受けたことがある					
		農林水産省の補助金等	経済産業省の補助金等	都道府県の補助金等	市区町村の補助金等	その他の機関の補助金等
認定総合化事業者	216 (100)	106 (49.1)	60 (27.8)	106 (49.1)	99 (45.8)	24 (11.1)
A-FIVE出資事業者	22 (100)	10 (45.5)	4 (18.2)	10 (45.5)	8 (36.4)	2 (9.1)
農商工等連携事業者	91 (100)	29 (31.9)	28 (30.8)	33 (36.3)	44 (48.4)	6 (6.6)
非認定事業者	818 (100)	237 (29.0)	28 (3.4)	309 (37.8)	542 (66.3)	85 (10.4)
総数	1,147 (100)	382 (33.3)	120 (10.5)	458 (39.9)	693 (60.4)	117 (10.2)

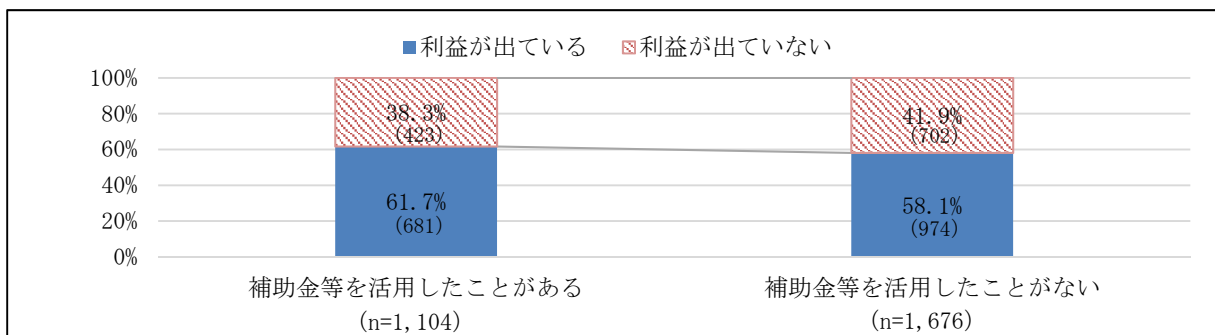
- (注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。
 3 太枠網掛は、各区分のうち最も活用割合が高いものに付した。

(ウ) 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（補助金等の活用別）

アンケート調査有効回答者2,780事業者(注)について、補助金等の活用の有無別に直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向をみると、「利益が出ている」とする事業者の割合は、図表5-(1)-⑥のとおり、補助金等の活用の有無にかかわらず約6割となっており、大きな差はみられない。

(注) アンケート調査有効回答者3,256事業者のうち、直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向及び補助金等の活用状況の設問について、少なくともいずれかの設問に対して、無回答であった476事業者を除いたものである。

図表5-(1)-⑥ 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（補助金等の活用別）



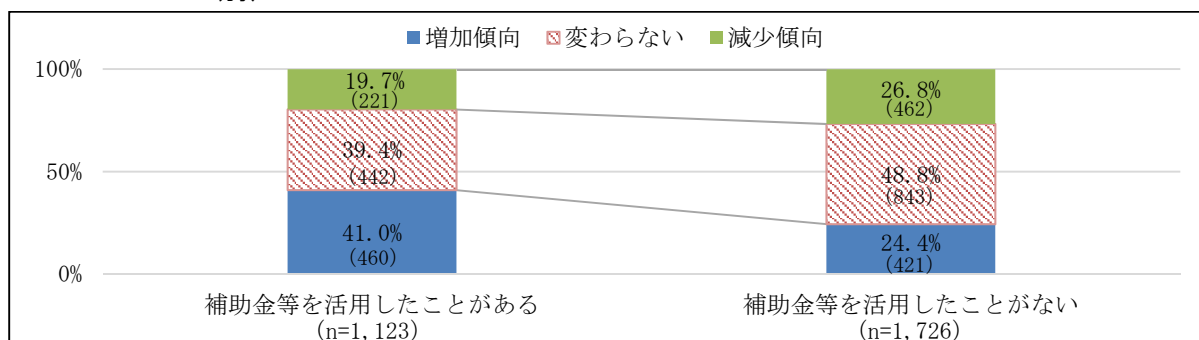
- (注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 ()は、各区分の回答事業者数を表す。

(イ) 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（補助金等の活用別）

アンケート調査有効回答者 2,849 事業者(注)について、補助金等の活用の有無別に直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向をみると、売上高が「増加傾向」とする事業者の割合は、図表5-(1)-⑦のとおり、補助金等を活用したことがある事業者では4割超である一方、補助金等を活用したことがない事業者では2割5分未満となっている。

(注) 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向及び補助金等の活用状況の設問について、少なくともいずれかの設問に対して、無回答であった407事業者を除く。

図表5-(1)-⑦ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（補助金等の活用別）



(注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の回答事業者数を表す。

ウ 国の各種補助金等に関する意見・要望等（実地調査結果）

当省が、実地調査した都道府県や事業者等から、広く6次産業化の取組に活用可能な国の補助金等の使い勝手や改善してほしい点について意見・要望を聴取したところ、以下のとおり、6次産業化事業に係る主な補助金等である農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金」(注)に関する意見が多く示された。

(注) 当省の実地調査時点（平成29年度）での交付金で25年度から29年度まで設けられていたものであり、30年度以降は「食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」として設けられている。

(ア) 6次産業化ネットワーク活動交付金

a 制度概要

農林水産省は、農林漁業者等と地域の様々な事業者等が、ネットワークを形成する取組を支援するとともに、i) そのネットワークを活用した新商品開発や販路開拓の取組、及びii) その取組に必要な機械又は施設の整備を支援するため、図表5-(1)-⑧のとおり、「6次産業化ネットワーク活動交付金」(注)を設けている。

(注) 当省の実地調査時点（平成29年度）の6次産業化ネットワーク活動交付金には、図表5-(1)-⑧の他に、交付対象者を「戦略策定市区町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市区町村が組織するもの又は市区町村協議会の構成員」とする「推進事業のうち地域タイプ」及び「戦略策定市区町村、市区町村協議会の構成員となっている者又は六次産業化・地産地消法第6条第3項に規定する促進事業者」とする「整備事業のうち地域タイプ」があるが、図表5-(1)-⑧では、一般の農林漁業者等が活用可能な「推進事業のうち事業者タイプ」及び「整備事業のうち事業者タイプ」について記載している。

図表 5-(1)-⑧ 6次産業化ネットワーク活動交付金の概要

事業種類	推進事業のうち事業者タイプ
交付対象者	農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合等
交付対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・加工適性のある作物導入 講習会受講費（講習会受講料、受講者旅費、テキスト購入費）、試験栽培実施費（種苗費、資材費）、栽培技術指導受講費（栽培等管理指導謝金、栽培等管理指導旅費）等 ・新商品開発・販路開拓の実施 新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）、消費者評価会実施費（会場借料等）、販路開拓費（商談会等への出展に要する費用等）
交付率	事業費の 1/3 以内（ただし、市区町村戦略に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の 1/2 以内）

事業種類	整備事業のうち事業者タイプ
交付対象者	総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等及び中小企業者
交付対象施設	<p>1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産物等集出荷のために必要な施設 ② 農林水産物等処理加工のために必要な施設 ③ 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設 ④ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 ⑤ 収穫後用病害虫防除のために必要な施設 ⑥ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設 ⑦ ①～⑥の附帯施設 <p>2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 簡易土地基盤整備 ② 農業用水のために必要な施設 ③ 営農飲雑用水のために必要な施設 ④ 農産物生産に必要な施設 ⑤ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設 ⑥ 育苗のために必要な施設 ⑦ 水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設 ⑧ 堆肥製造のために必要な施設 ⑨ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設 ⑩ 特用林産物生産のために必要な施設 ⑪ 農林水産物運搬のために必要な施設 ⑫ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設 ⑬ ①～⑫の附帯施設 <p>3 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設 ② ①の附帯施設（当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。）
交付率	事業費の 3/10 以内（ただし、次の要件を全て満たす事業は 1/2 以内。①都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づく事業、②地域外での販路獲得、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業）

(注) 「6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱」(平成 25 年 5 月 16 日付け 25 食産第 599 号) 等に基づき、当省が作成した。

b 意見・要望

実地調査した都道府県等からは、「6次産業化ネットワーク活動交付金」に関して、図表5-(1)-⑨のとおり、意見・要望が示されており、i) 交付時期の改善、ii) 交付対象経費の拡充、iii) 申請の事務手続簡素化、iv) 申請要件の緩和、v) 交付率の低さの改善といった意見・要望が多くみられた。

なお、農林水産省では、こうした都道府県等の意見・要望を踏まえ所要の改善措置をとっており、例えば、「商談会等の出展に係る旅費、商品紹介資料印刷費、消耗品費等」については、都道府県等の意見・要望等を踏まえ、平成30年度から設けられた「食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」」(注)では、新たに対象経費となっている。

(注) 具体的には、「食料産業・6次産業化交付金(うち加工・直売の推進支援事業)」である。

図表5-(1)-⑨ 6次産業化ネットワーク活動交付金に係る都道府県等からの意見・要望

(交付時期の改善に係る主な意見)

交付金全般に関すること
計画認定、交付金申請等まで長時間かかり、事業開始時期が遅くなるため、交付金が使にくい(事業者)
交付金の手続上、3月頃から6月頃までに収穫される春の農産物を扱うことができない。計画の内容確認や事務手続が早く完了しても7月頃となり、試作するにも年度末までに時間が十分確保できないこともあった(平成27年度に当該交付金を活用した事業者が交付決定を受けたのが10月であったため、実質半年で実施することとなった)(市町村)

(交付対象経費の拡充に係る主な意見)

推進事業のうち事業者タイプに関すること
商談会に参加する旅費、パンフレットの大量作成にかかる経費、イベント経費については補助対象となっていないなど、限定的となっているので見直してほしい(事業者)(注2)
既に加工品販売を行っている中で、事業展開の再検討に直面する事業者も多く、効果的な新商品開発や販路開拓のためには、新商品開発の前に事業戦略を練り直す必要がある場合がある。現制度では、新商品開発費用は対象となっているが、ブランディングのための市場調査等は対象とならないため、開発前の検討を行う経費を対象としてほしい(事業者)
試作品開発費の支援だけでなく、初回の販売について加工委託費用やパッケージの印刷費などの一部を支援対象とすることで、6次産業化の取組が促進されるものとする(事業者)
交付対象経費が限定的なものとなっており、結果として利用率が低迷していることから、交付要綱を見直してほしい(都道府県)

(申請の事務手続簡素化に係る主な意見)

交付金全般に関すること
計画書の様式が細かくて記入しにくい。もう少し簡略化できないか。特に、総合化事業計画とリンクしている項目については、記入を省略することはできないか(事業者)
施設整備を伴う場合は現在の認定レベルは必要であるが、加工用機械や直売所の備品であれば収支計画で十分ではないか(都道府県)

(申請要件の緩和に係る意見)

推進事業のうち事業者タイプに関すること
管内の6次産業化事業者は小規模な事業者が多いが、交付金制度は多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築することを採択基準としているため使いにくく、利用に至らないケースが多い（都道府県）
新規に6次産業化事業へ取り組む者に必要な補助とマッチしていない。例えば、新商品開発のために、試作品を委託により作る場合、「委託費が事業費の1/2を超えてはならない」という規定に触れない（1/2を超えない）ように委託費を確保するために、他のメニューを追加して事業費全体を増やすこととなり、結果として事業者負担も増加する（都道府県）
整備事業のうち事業者タイプに関すること
補助要件の厳格化（個人でも申請可→3事業体以上で連携することが必要）などにより、小規模農家では、補助要件を満たせず活用が難しくなっているため改善してほしい（事業者）
同交付金は3者以上が連携して実施する取組でなければ交付対象とならない。事業者が3者以上で連携して6次産業化の取組を行っている例は少なく、同交付金を利用しづらい状況となっているため、要件を緩和してほしい（市町村）

(交付率の低さの改善に係る主な意見)

交付金全般に関すること
交付率が3/10から1/3と低く、申請等に係る事務処理負担が大きいため、費用対効果を考えると交付金申請に躊躇する（事業者）
6次産業化の取組は高リスクであることから、通常の補助事業よりも交付率の嵩上げが必要ではないか（都道府県）
整備事業のうち事業者タイプに関すること
交付率の低下（1/2→3/10）により国の認定（総合化事業計画及び農商工等連携事業計画）を受けるメリットが低下している（事業者）

(注) 1 当省の調査結果に基づき作成した。

- 2 平成30年度から設けられている「食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売の推進支援事業）」では、商談会等の出展に係る旅費（1回の出展に当たり2人までとし、2回分の出展旅費を限度。）、商品紹介資料印刷費、消耗品費等について、新たに対象経費としている。

(イ) ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）

a 制度概要

経済産業省では、中小企業者及び農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、図表5-(1)-⑩のとおり、「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」(注)を設けている。

なお、当該補助金は、農商工等連携事業計画の認定を要件としているが、その対象は、農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者のうち中小企業者に限定されており、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者は活用できない（経済産業省所管の補助金等において、農商工等連携事業計画の認定を要件とする農林漁業者に対する補助金等はない。）。

(注) 平成29年度における事業名であり、年度によって名称が異なる場合がある。

図表 5-(1)-⑩ ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農工商等連携支援事業）の概要

補助金名	ふるさと名物応援事業補助金
補助事業	○低未利用資源活用等農工商等連携支援事業 ① 事業化・市場化支援事業 農工商等連携促進法第4条第1項の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って実施する事業 ② 機械化・IT化型事業 農工商等連携促進法第4条第1項の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って実施する事業のうち、機械・IT等を用いて農林漁業の生産性向上を目的とした事業
補助対象者	以下の2要件をいずれも満たす事業者 ① 農工商等連携促進法第4条第1項に基づく農工商等連携事業計画の認定を受けた代表者のうち中小企業者であること ② 交付を受ける者として不適当な者でないこと
補助対象経費	・事業費 謝金、旅費、借損料、連携構築費、産業財産権等取得費、雑役務費等 ・販路開拓費 マーケティング調査費、展示会等出展費、広報費、委託費等 ・試作・開発費 原材料費、機械装置等費、試作・実験費、委託費等
補助率	認定期間のうち1～2回目：2/3以内 認定期間のうち3～5回目：1/2以内
下限額	50万円

(注) 「ふるさと名物応援事業補助金（ふるさと名物等支援事業）交付要綱」（平成29年3月31日付け経済産業大臣制定）等に基づき、当省が作成した。

b 意見・要望

実地調査した都道府県等からは、当該補助金について、平成29年度から、機械・設備の導入費については補助対象となっているが、試作品開発のためのものに限定されるため、試作品開発が終わって生産ベースに入る際には返す必要があるなど、使い勝手が悪いとの意見が示されている。

エ 地方公共団体における独自の補助金等（実地調査結果）

実地調査した都道府県及び市町村では、国の補助対象となりにくい小規模事業者の取組を補完的に支援するため、図表5-(1)-⑩のとおり、「6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ等）」では補助対象とならない農林漁業者個人についても補助対象とするなど、地域の実情にあった独自の支援を実施しているものもみられた。

図表 5-(1)-⑪ 地方公共団体における補助金等による支援の取組の例

例 1 宮城県

事業名	みやぎ6次産業化トライアル事業
事業を実施した経緯等	宮城県は、平成29年度から、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金」の助成対象となり難しい6次産業化にこれから取り組もうとする者や取組初期段階におけるハード整備（機械等の整備）の取組に対し、専門家派遣のソフト事業を組み合わせた伴走型支援を行うことを内容とする「みやぎ6次産業化トライアル事業」を実施している。
事業の特色	6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）では、事業実施主体が農林漁業者の組織する団体に限定されるなど単独での実施はできない。 そこで、宮城県では、平成29年度、県内で6次産業化に取り組む個人を含む農林漁業者等で、総合化事業計画の認定を受けている者又は事業実施年度の2月末までに認定を受けることが確実と認められる者を実施主体とし、新たな6次産業化の取組の実現に必要な機械・器具等の取得を支援する補助制度を創設している。
補助対象者	1 県内に本店を有する農林漁業の法人等 2 農林漁業者の組織する団体 3 農林漁業を営む個人
補助対象経費等	○ 補助対象経費 1 加工品製造機械 2 加工品製造器具 3 原料保管機材 4 流通・販売用機材 5 その他知事が適当と認める機材 ○ 補助額 補助対象経費の1/3以内。上限：2,000千円
地方公共団体が考える事業の効果等	本補助事業の採択件数は、事業開始年度の平成29年度が1件、30年度(3月末現在)が3件と、堅調に増えており、農林漁業者による6次産業化の取組拡大の一助となっている。
事業に係る地方公共団体の説明	6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）は、i) 対象が農林漁業者の組織する団体に限られている、ii) 人的体制、生産・供給体制、製造・物流・保管体制が十分に整備されていないと採択に当たってのポイントが低くなるなど、これから6次産業化に取り組む又は取り組んでから間もない事業者にとっては、特に地方公共団体からの要望額が国の予算額を上回った場合、採択され難いものとなっている。 このため、宮城県は、当該トライアル事業により、取組初期段階にある事業者のハード整備を支援し、6次産業化の取組の拡大を図る必要があると考えている。

例2 宮城県登米市

事業名	登米市ビジネスチャンス支援事業（農林業支援）
事業を実施した経緯等	登米市は、平成20年度から、地域資源を有効に活用した多様なビジネスの支援のため、加工・販売施設整備、商品開発、販路開拓及び学術機関と連携した技術開発などに要する経費を支援する「登米市ビジネスチャンス支援事業」を実施している。
事業の特色	登米市ビジネスチャンス支援事業は、市内農林業者及び商工業者を対象とした、農林業支援、商工業支援及び研究開発支援を内容としており、うち農林業支援については、商品開発・商品力向上支援事業等7つの事業が補助対象となっている。 また、6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）では補助対象となっていない、農林漁業者個人についても補助対象となっており、小規模事業者の6次産業化の取組に係る支援が可能となっている。
補助対象者	市内に住所又は事業所を有し事業を行う法人、団体及び個人。ただし、地域資源有効活用施設・機械整備支援事業について、補助額が100万円を超える場合は、3人以上で組織する任意の団体及び法人が対象となる。
補助対象経費等	<p>1 農林産加工品開発支援事業</p> <p>○補助対象経費 市内の農林産物の高付加価値化を図るため、加工品の開発に要する経費（講師謝金、講師旅費、試作品開発費、成分分析費等）</p> <p>○補助額 補助対象経費の2分の1以内。1事業につき上限30万円</p> <p>2 新規マーケット開拓支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスによる商品、サービス等の新たなマーケット開拓に要する経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の2分の1以内。ただし、登米ブランド認証事業者においては、補助対象経費の3分の2以内。1事業につき上限70万円</p> <p>3 地域資源有効活用施設・機械整備支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスの事業化及び拡充に必要となる施設・機械等の整備及び遊休施設・機械の活用に関する経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の2分の1以内。1事業につき上限500万円</p> <p>4 デザイン・商品力向上支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスによる商品、サービス等の広告宣伝及び包装資材等の製作及び知的財産権の取得に関する経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の2分の1以内。ただし、登米ブランド認証事業者においては、補助対象経費の3分の2以内。1事業につき上限50万円</p> <p>5 地域ビジネス人材育成支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスの展開を図るため、経営力の向上、能力開発等に必要となる研修会の開催、助言指導、資格取得等に要する経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の2分の1以内。ただし、登米ブランド認証事業者においては、補助対象経費の3分の2以内。1事業につき上限30万円</p> <p>6 まとまりステップアップ（生産の組織化向上）支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスの更なるステップアップを図るため、経営の改善及び向上に必要な生産者等の組織化並びに法人化に関する経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の2分の1以内。1事業につき上限30万円</p> <p>7 地産都商チャレンジャー支援事業</p> <p>○補助対象経費 首都圏スーパー等を活用したインショップ販売に関する経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の2分の1以内。1事業につき上限300万円。同一事業対象者への交付は、最</p>

	長 2 年間												
地方公共団体が考える事業の効果等	<p>本事業によるハード及びソフト両面からの支援により、商工業者や農林業者、起業家による新たなビジネスの創出につながっている。また、同市が実施したフォローアップ調査の結果（回答事業者数 9 事業者）では、平成 25 年度に交付した補助金交付総額に対する補助金交付前の売上高と 3 年後の 27 年度の売上高の差引額を比較すると約 13.7 倍となっており、一定程度の成果を上げている。</p> <p>さらに、地域ビジネス商品の販売拡大により、自家生産物はもとより、地域内農畜産物の仕入れも増加することから、地域への経済波及効果が期待される。</p> <p>表 補助金交付前、交付後の売上高の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金交付前 売上高 (平成 24 年 分) A</th> <th>補助金交付 3 年後売上高 (平成 27 年 分) B</th> <th>差引額 B - A = C</th> <th>3 年後の増加 率 C / A × 100</th> <th>補助金交付総 額 D</th> <th>補助金交付総 額に対する差 引額の倍率 C / D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>151,892 千円</td> <td>371,424 千円</td> <td>219,532 千円</td> <td>145%増加</td> <td>約 1,6000 千円</td> <td>約 13.7 倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 登米市提供資料に基づき、当省が作成した。</p>	補助金交付前 売上高 (平成 24 年 分) A	補助金交付 3 年後売上高 (平成 27 年 分) B	差引額 B - A = C	3 年後の増加 率 C / A × 100	補助金交付総 額 D	補助金交付総 額に対する差 引額の倍率 C / D	151,892 千円	371,424 千円	219,532 千円	145%増加	約 1,6000 千円	約 13.7 倍
補助金交付前 売上高 (平成 24 年 分) A	補助金交付 3 年後売上高 (平成 27 年 分) B	差引額 B - A = C	3 年後の増加 率 C / A × 100	補助金交付総 額 D	補助金交付総 額に対する差 引額の倍率 C / D								
151,892 千円	371,424 千円	219,532 千円	145%増加	約 1,6000 千円	約 13.7 倍								
事業に係る地方公共団体の説明	<p>農林水産省の「6 次産業化ネットワーク活動交付金」は、i) 申請の手続が複雑で時間を要する上、申請しても採択されるかどうか不確実である、ii) 支援メニューが求めうる事業規模が大きすぎるのが実態であり、市内の農林漁業者等レベルで使えるところは極めて限定されるなどのことから、本事業のような、地域の実情に合った支援が必要であると考えている。</p>												

例 3 愛知県岡崎市

事業名	岡崎市農林水産物ブランド化・6 次産業支援事業費補助金
事業を実施した経緯等	<p>岡崎市は、平成 27 年度から、地域に根ざした農林水産物加工品等を創出し、農林漁業の活性化を図ることを目的として、農林漁業者自らが生産した農林水産物の加工・販売等を行う取組に要する経費の一部を補助する岡崎市農林水産物ブランド化・6 次産業支援事業費補助金を設けている。(30 年度より名称及び制度変更)</p>
事業の特色	<p>6 次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ等）では補助対象となっていない農業者個人についても補助対象となっており、小規模事業者の 6 次産業化の取組に係る支援が可能となっている。</p> <p>また、農業者にとって申請書類の作成は負担が大きいため、申請手続は極力簡便化している。</p>
補助対象者	<p>地元農林水産物を生産又は採取する市内の農林漁業者個人（農業法人を含む）、農林漁業者の組織する団体・協同組合及び地元農林水産物のブランド化・6 次産業化を推進する地域等で市長が認めた者(注)とする。</p> <p>(注) 団体の場合は、この事業の実施に対し中心となる者を代表者とし、補助対象者とする。</p>
補助対象経費等	<p>○補助対象経費 農業者が実施する以下の事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地元農産物を使用した加工品の製造に要する費用 2 地元農産物又は加工品の販売・販路の拡大に要する費用 3 地元農産物又は加工品の付加価値を高め、ブランド化に要する費用 <p>○補助額</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)農林漁業者個人・農業法人 補助対象経費の 2 分の 1 以内。上限 50 万円 (2 回目以降は補助対象経費の 3 分の 1 以内。上限 30 万円) (2)団体・協同組合・地域 補助対象経費の 2 分の 1 以内。上限 100 万円 <p>ただし、市長が認めた事業についての補助上限額については、この限りでない。</p>
地方公共団体が考える事業の効果	<p>ブランド化・6 次産業化に向けた取組が進んでおり、農業者等からは、補助金を活用することで、今まで費用的な面では実施できなかったことを実施するきっかけとなったとの意見が示されている。また、売上げの増加にもつながっている。</p>
事業に係る地方公共団体の説明	<p>国の補助制度に比べて金額は低い、i) 申請書類が簡素であること、ii) 国の制度のような認定後の報告や追跡調査がないことから、農業者の負担が少なく、6 次産業化にチャレンジするための呼び水になっている。</p>

例 4 島根県

事業名	島根型 6 次産業推進事業
事業を実施した経緯等	<p>島根県は、県内の農業者や食品加工業者に対して実施したアンケート調査により、県内の 6 次産業化の取組は生産規模の小さい生産者が自ら加工、販売するケースが大多数であり、全国レベルでの競争力が相対的に弱いことを把握している。</p> <p>これを踏まえ、県の実情にあった 6 次産業化の支援が必要であるとして、平成 26 年度から県単独事業である本事業を開始している。</p>
事業の特色	<p>6 次産業化ネットワーク活動交付金事業（整備事業のうち事業者タイプ）の申請には、総合化事業計画の認定が必要なため、事業実施までに時間を要する（6 次産業化ネットワーク活動交付金事業の申請の前年度に認定を受けることから事業実施まで実質 2 年程度を要する）が、本事業の場合、単年度での事業実施が可能となる。</p> <p>また、6 次産業化ネットワーク活動交付金では補助対象となっていない、農林漁業者等以外も補助対象となっているため、6 次産業に関わる多様な事業者に対する支援が可能となっている。</p>
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林漁業者 2 中小企業者 3 特定非営利活動法人 4 事業協同組合 5 企業組合 6 有限責任事業組合 7 公益・一般社団法人 8 その他知事が認める者及び団体
補助対象経費等	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ol style="list-style-type: none"> ① 原材料確保に係る支援 農産物の生産拡大や新規作物の導入実証等 ② 商品開発に係る支援 原材料購入、加工品試作・試験、機能性成分分析、モニタリング調査等 ③ 販路開拓に係る支援 開発した商品の PR 資材の作成、商談会への出展等 ④ 体制整備に係る支援 推進会議の開催に係る講師謝金、資料印刷費等 ⑤ 専門家招へいに係る支援 研修会講師、専門アドバイザー契約等 ○補助額 対象経費の 1/2 以内。1 事業当たり上限：3,000 千円、下限：500 千円 2 整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ol style="list-style-type: none"> ① 農林水産物等の生産のために必要な施設及び機械等の整備 ② 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設及び機械等の整備 ③ その他の 6 次産業の取組のために必要な施設及び機械等の整備 ○補助額 対象経費の 1/3 以内。1 事業当たり上限：7,000 千円、下限：500 千円
地方公共団体が考える事業の効果	<p>多様な事業者が連携した 6 次産業化の取組により、以下のとおり、当該事業により事業規模を拡大した農林漁業者等における新規雇用者数が増加している。</p> <p>新規雇用者数：平成 26 年度 14 人、27 年度 18 人、28 年度 48 人、29 年度 74 人</p>
事業に係る地方公共団体の説明	<p>本事業は、6 次産業化ネットワーク活動交付金事業（整備事業のうち事業者タイプ）に比べ、スピーディに行える（実質的に申請書の作成が 1 回で終了する。）。</p> <p>また、6 次産業化ネットワーク活動交付金事業（整備事業のうち事業者タイプ）の申請には、総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の認定が必要なため、事業実施までに時間を要する（6 次産業化ネットワーク活動交付金事業の申請の前年度に認定を受けることから事業実施まで実質 2 年程度を要する）が、本事業の場合は、単年度での事業を実施することが可能となっている。</p>

例5 山口県

事業名	やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業（やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金）
事業を実施した経緯等	山口県は、県産農林水産物をいかした魅力ある商品の開発を積極的に推進することにより、県独自の高品質商品を育成する取組を加速化させることを目的とした「やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金実施要領」（平成26年9月1日施行）に基づき、事業者に対して新商品開発や施設等整備に関する補助を行うやまぐち6次産業化・農商工連携推進事業を実施している。
事業の特色	<p>やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業は、総合化事業計画の認定と同様に新商品開発を行い6次産業化に取り組む事業者の事業計画を認定するものであるが、国の制度との主な相違点は、次のとおりである。</p> <p>① 総合化事業計画では「自らの生産等に係る農林水産物を活用等」としているが、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業では「県産農林水産物を活用」としているため、中小企業者が認定を受けることが容易である。</p> <p>② やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業では「国の補助事業の対象とならない取組」を事業要件としている。</p> <p>③ 申請機会が6月及び11月と年に2回（場合によっては3回）ある上、申請から補助金の交付決定まで約3か月と総合化事業計画の認定申請から交付金の交付決定までの期間（1年以上）に比べて短い。</p> <p>④ 6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）を受けるには、総合化事業計画等の認定されたのち改めて申請が必要であるが、本事業では、事業計画の認定が補助金の認定と一体となっている。</p>
補助対象者	<p>1 県内農林漁業者</p> <p>ア 農林漁業者の組織する団体・法人</p> <p>イ 農林漁業者の組織する任意団体</p> <p>2 県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業</p> <p>3 県産農林水産物を活用した加工品の製造、販売を行う任意団体</p>
補助対象経費等	<p>1 新商品開発等事業</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発費 ・市場評価経費 ・商談会等出展経費 ・販促資材費 ・その他知事が特に必要と認めるもの <p>○事業費及び補助率 上限：5,000千円、下限：1,000千円 補助率：1/3以内</p> <p>2 施設等整備事業</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料保管施設整備費 ・加工処理施設整備費 ・その他1又は2の附帯施設 <p>○事業費及び補助率 上限：20,000千円、下限：3,000千円 補助率：3/10以内</p>
地方公共団体が考える事業の効果	<p>県産農林水産物を活用した6次産業化や農商工連携による新商品開発数が増加している。</p> <p>平成26年度～29年度：新商品開発数52</p>
事業に係る地方公共団体の説明	<p>やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業は、国の6次産業化に関する制度の補完的な目的を有しており、少しでも多くの事業者が新商品を開発して、6次産業化に取り組むことを期待している。</p>

例 6 沖縄県

事業名	おきなわ型 6 次産業化総合支援事業（おきなわ型 6 次産業化総合支援事業補助金）
事業を実施した経緯等	<p>沖縄県内の農林漁業者は零細な事業者が多く、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けるための事業要件を満たすことのできない事業者が少なくない。</p> <p>そのため沖縄県では、それらの 6 次産業化に取り組む農林漁業者を対象とした支援が必要であるとして、沖縄振興一括交付金を活用した「おきなわ型 6 次産業化総合支援事業」を実施している。</p>
事業の特色	<p>認定総合化事業者等を対象外とする一方、6 次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）では、補助対象となっていない農林漁業者個人についても補助対象としており、国による 6 次産業化の取組への支援対象となることが困難な事業者への支援を補完する狙いがある。</p>
補助対象者	<p>①農林漁業者 ②農林漁業者の組織する団体・法人 ③商工業者の組織する団体・法人</p>
補助対象経費等	<p>○補助対象経費 ①商品開発費 ②市場調査費 ③販売促進、販路開拓支援費 ④加工機器整備費</p> <p>○補助額 総事業費の 2/3 以内（総事業費の上限 350 万円）</p>
地方公共団体が考える事業の効果	<p>6 次産業化に取り組む事業者にとって、機械整備等の初期投資は負担が大きい。おきなわ型 6 次産業化総合支援事業を推進することにより、初期投資の負担を軽減することが可能となっている。</p>
事業に係る地方公共団体の説明	<p>沖縄県内の農林漁業者は零細な事業者が多く、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けるための事業要件を満たすことのできない事業者が少なくない。</p> <p>そのため沖縄県では、それらの 6 次産業化に取り組む農林漁業者を対象とした支援が必要であるとして、沖縄振興一括交付金を活用した「おきなわ型 6 次産業化総合支援事業」を実施しているものであり、県産農林水産物を活用した加工商品のブラッシュアップによる高付加価値化、ブランド力向上等について、一定の成果を上げている。</p> <p>【補助金の交付実績】 ・平成 27 年度 ブラッシュアップされた商品数：8 件</p>

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 表中の「6 次産業化ネットワーク活動交付金」は、平成 30 年度から「食料産業・6 次産業化交付金」となっている。

3 補助対象経費等については、便宜上、主なものを記載している。

(2) 助言による支援の状況

(要旨)

ア 行政機関及び民間機関の助言の活用状況及び有用度

当省のアンケート調査結果により、6次産業化事業に取り組む事業者が、その実施に当たり活用したSC、都道府県、市区町村、金融機関等による助言に対する有用度(注)の評価をみると、その大半の機関について「有用」とする意見が7割を超えるなど、事業者の課題の解決の一助となっていることがうかがえる。

しかし、前述第3-2-(2)-アのとおり、事業開始後においては、行政機関や民間機関の支援を活用する事業者の割合が低下する一方で、課題に「対応できなかった」とする事業者の割合が上昇している。このような実態に鑑みると、事業者において、直面する課題への対応として、行政機関や民間機関による支援を必ずしも十分に活用できていない可能性も考えられる。

(注) 「有用」とは、当省のアンケート調査で、「役に立った」又は「ある程度役に立った」と回答した事業者を合計したものであり、「有用とはいえない」とは、「あまり役に立たなかった」又は「役に立たなかった」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく「行政機関及び民間機関の助言の有用度」に関する記載において同じ。

イ SC事業の実施状況等

(ア) 制度の概要等

農林水産省は、農林漁業者の6次産業化や農商工等連携等の課題の解決を支援するため、総合化基本方針に基づき、平成23年度から全国に6次産業化に関する相談窓口であるSCを設置する事業を実施している。

具体的には、中央段階に中央SCを、都道府県段階に都道府県SCを、それぞれ設置し、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティング、経営管理、関連する法律制度等に関する知識や経験を有する民間等の専門家をプランナーとして登録した上で、農林漁業者から6次産業化、農商工等連携等の相談を受けた場合、必要に応じてプランナーを派遣するなどして、各種課題の解決を支援している。

(イ) SCの活用状況及び有用度

当省のアンケート調査結果では、事業開始時又は開始後に直面した課題への対応のためにSCを活用した事業者は18.9%(225/1,189事業者)となっている。これを制度的支援別の活用割合で見ると、認定総合化事業者では67.8%(145/214事業者)となっているのに対して、A-FIVE出資事業者では7.1%(2/28事業者)、農商工等連携事業者では16.8%(17/101事業者)、非認定事業者では7.2%(61/846事業者)となっており、認定総合化事業者以外の事業者における活用は低調な状況となっている。

また、SCを活用した225事業者についてSCによる助言の有用度について問うたところ、「有用」としている事業者は、81.8%(184/225事業者)となって

いる。これを制度的支援別にみると、認定総合化事業者では 89.7% (130/145 事業者)、A-FIVE 出資事業者では 100% (2/2 事業者)、農商工等連携事業者では 82.4% (14/17 事業者)、非認定事業者では 62.3% (38/61 事業者) となっており、SC による支援は事業者からは一定の評価を得ているものと考えられる。

(ウ) SC 事業における空白期間

SC 事業は、平成 30 年度は「6 次産業化サポート事業実施要領」(平成 30 年 3 月 29 日付け 29 食産第 5447 号)に基づき、交付決定者(地方農政局長等)の補助金の交付決定により実施することとされている。ただし、事業実施主体(都道府県)は交付決定前着手届を事業承認者(地方農政局長等)に提出すれば、当該交付決定前に SC 事業に着手することが可能であるとされている。

実地調査した 25 都道府県 SC における、平成 28 年度事業終了日及び 29 年度事業開始日並びに 29 年度事業終了日及び 30 年度事業開始日についてみると、それぞれ 9 都道府県 SC において、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間が 30 日以上の間が生じている例がみられた。また、前年度の事業終了日から当年度の事業開始日までの間、支援の「空白期間」(以下、単に「空白期間」という。)が生じたことにより、プランナーの派遣ができないなどの支障が生じている例もみられた。

空白期間が生じている実務上の原因としては、i) 地方農政局等と都道府県との事務手続に一定の期間を要すること、ii) SC 事業を委託している場合、公募や契約等の委託に係る手続に一定の期間を要することが考えられる。

ウ 地方公共団体における独自の支援

6 次産業化の取組に対する助言による支援については、SC 事業以外に、地方公共団体において、地域に根ざした独自の取組が行われているものもある。

ア 行政機関及び民間機関の助言の活用状況及び有用度

6 次産業化に取り組む事業者に対しては、国、地方公共団体等により、事業に際して直面する課題を解決するために助言による支援が行われている。

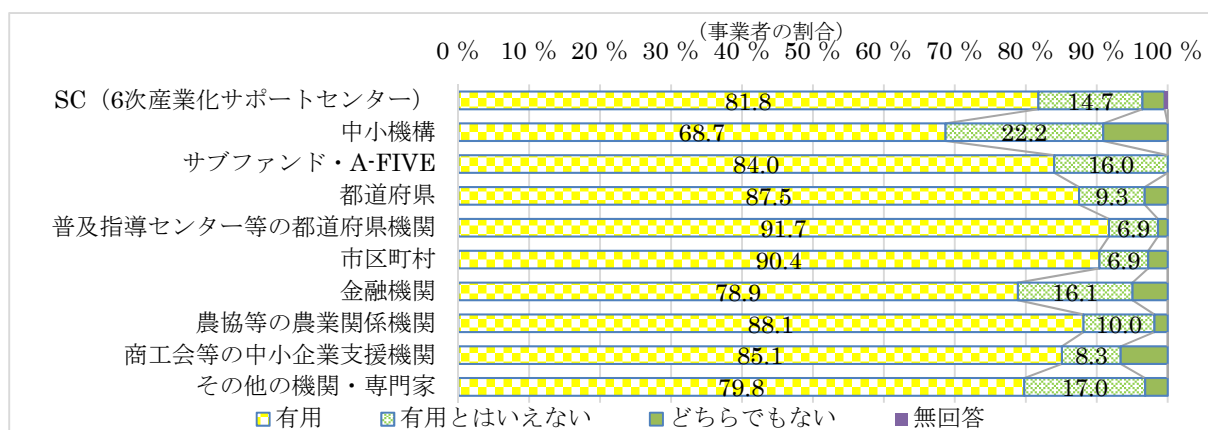
当省のアンケート調査結果では、事業開始時又は開始後に直面した課題に対し、行政機関や民間機関からの助言を活用しつつ対応したものがみられる。アンケート調査有効回答者 1,189 事業者(注)における行政機関や民間機関からの助言の活用状況及び有用度の評価をみると、図表 5-(2)-①のとおり、中小企業者への支援を中心とする中小機構からの助言を除き、いずれの助言機関からの助言についても 7 割以上の事業者が「有用」であったと回答している。中でも、「普及指導センター等の都道府県機関」及び「市区町村」からの助言については、活用した事業者の 9 割以上が「有用」であると回答している。

このことから、行政機関及び民間機関の助言は、事業者の課題の解決の一助となっていることがうかがえる。

しかし、前述第3-2-(2)-アのとおり、事業開始後においては、行政機関や民間機関の支援を活用する事業者の割合が低下する一方で、課題に「対応できなかった」とする事業者の割合が上昇している。このような実態に鑑みると、事業者において、直面する課題への対応として、行政機関や民間機関による支援を必ずしも十分に活用できていない可能性も考えられる。

(注) 各助言機関による助言を活用したと回答した事業者数の合計である。

図表 5-(2)-① 行政機関又は民間機関の助言の活用状況及び有用度



(単位：事業者、%)

助言機関	助言機関を活用した事業者	助言の有用度			無回答
		有用	有用とはいえない	どちらともいえない	
SC (6次産業化サポートセンター)	225	184 (81.8)	33 (14.7)	7 (3.1)	1 (0.4)
中小機構	99	68 (68.7)	22 (22.2)	9 (9.1)	0 (0)
サブファンド・A-FIVE	25	21 (84.0)	4 (16.0)	0 (0)	0 (0)
都道府県	216	189 (87.5)	20 (9.3)	7 (3.2)	0 (0)
普及指導センター等の都道府県機関	507	465 (91.7)	35 (6.9)	7 (1.4)	0 (0)
市区町村	436	394 (90.4)	30 (6.9)	12 (2.8)	0 (0)
金融機関	161	127 (78.9)	26 (16.1)	8 (5.0)	0 (0)
農協等の農業関係機関	480	423 (88.1)	48 (10.0)	9 (1.9)	0 (0)
商工会等の中小企業支援機関	181	154 (85.1)	15 (8.3)	12 (6.6)	0 (0)
その他の機関・専門家	94	75 (79.8)	16 (17.0)	3 (3.2)	0 (0)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 「助言機関を活用した事業者」とは、各助言機関による助言を活用したと回答した事業者数であり、合計1,189事業者である。なお、複数回答のため「総数」は一致しない。

3 () は、各助言機関による助言を活用した事業者を100とした場合の割合を表す。

イ SC事業の実施状況等

(7) 制度の概要等

a SC事業の概要

農林水産省は、六次産業化・地産地消法が施行された平成 23 年度から、農林漁業者が農林漁業及び関連事業の総合化に取り組むに当たり直面する課題を解決するため、総合化基本方針に基づき、全国に 6 次産業化に関する相談窓口を設置する事業として SC 事業を実施している。

具体的には、中央段階に中央 SC を、都道府県段階に都道府県 SC を、それぞれ設置し、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティング、経営管理、関連する法律制度等の各分野に関する知識や経験を有する民間等の専門家をプランナーとして登録した上で、農林漁業者から 6 次産業化、農商工等連携等の相談を受けた場合、必要に応じてプランナーを派遣するなどして、各種課題の解決を支援している。

b SC事業の事業運営

SC 事業の事業運営の変遷は、以下のとおりである。

- ① 六次産業化・地産地消法が施行された平成 23 年度からは、「6 次産業化総合推進対策事業」により、地方農政局等が民間団体等の事業実施主体に委託して SC を設置
- ② 平成 25 年以降は、「6 次産業化サポート事業」により中央 SC (注 1) を、「6 次産業化ネットワーク活動交付金 (うち支援体制整備事業)」により都道府県 SC を設置
- ③ 平成 30 年度からは、中央 SC も都道府県 SC も「6 次産業化サポート事業」に一本化され、都道府県は事業実施主体となり、地方農政局等が事業実施主体に対する管理・監督を直接実施

このように事業運営の在り方に関する変遷が生じている中で、SC 事業の実質的な実施機関 (注 2) が年度により異なる SC もみられ、実地調査した 25 都道府県 SC において、平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間、SC 事業の実施機関が同一の SC は 17 都道府県 SC、変更があった SC は 8 都道府県 SC となっている。

また、この点に関して、実地調査した都道府県からは、SC 事業に関して、支援のノウハウに関する蓄積のしやすさに鑑み、同一の実施機関による継続的な支援を実施することが望ましいとの意見も示されている。

(注 1) 中央 SC は「6 次産業化サポート事業」により、平成 29 年度まで A-FIVE が、30 年度は株式会社パソナ農援隊が事業を運営している。

(注 2) 委託により実施している場合は当該委託先を、一部事務作業についてのみ委託している場合は事業実施主体を実施機関とみなしている。

(イ) プランナーの専門分野別登録人数

プランナーは、平成 30 年 3 月末現在、全国で 1,264 人（中央 SC で 244 名、都道府県 SC で 1,020 名）登録されている。

実地調査した 25 都道府県 SC における平成 28 年度のプランナーの専門分野別の登録状況と、28 年度の満足度調査(注 1)で得られた今後支援を必要とする専門分野とを比較すると、以下のとおり、プランナーの登録数の多い専門分野と今後支援を希望するとの回答が多い専門分野はおおむね符合しており、基本的に支援ニーズに沿ったプランナーの登録が行われているものと考えられる。（図表 5-(2)-②参照）。

- ① プランナー（526 名）(注 2)の専門分野別の登録状況について、平成 28 年度末に登録数が多い分野の上位 3 位をみると、i) 新商品企画（293 名）、ii) 新商品の販路開拓（279 名）、iii) 新商品の商品設計（270 名）の順となっている。
- ② 平成 28 年度の満足度調査において、「今後支援を必要とする」と回答があった農林漁業者 1,731 名のうち、支援を希望する専門分野の回答数(注 3)の上位 3 位をみると、i) 新商品企画（847 名）、ii) 新商品の販路開拓（773 名）、iii) 新商品企画の情報収集・分析（707 名）の順となっている。

(注 1) 「満足度調査」は、SC 事業の事業内容の一つであり、SC を通じてプランナーの派遣を受けた農林漁業者に対して、プランナーの改善提案、取組姿勢、今後支援を必要とする専門分野等についてアンケート調査を行うものである。なお、実地調査した 25 都道府県 SC のうち独自様式により満足度調査を実施しているものは集計の対象から除いている。

(注 2) 実地調査した 25 都道府県 SC における平成 28 年度末時点のプランナー数の合計である。なお、専門分野は複数登録が可能となっている。

(注 3) 満足度調査では、支援を希望する専門分野は複数回答が可能となっている。

図表5-(2)-② 専門分野別の登録数及び回答数（平成28年度）

（単位：名、位、件）

専門分野	①プランナーの登録数		②支援ニーズ	
	登録数	順位	回答数	順位
新商品企画	293	1	847	1
新商品の販路開拓	279	2	773	2
新商品の商品設計	270	3	693	4
新商品企画の情報収集・分析	255	4	707	3
ブランディング	244	5	686	5
経営管理	193	6	262	13
他事業者とのネットワーク	177	7	322	10
広告・宣伝	171	8	643	6
農林水産物の加工技術	156	9	516	7
サービスの提供	150	10	205	16
申請書類等の作成	146	11	390	9
小売	136	12	295	11
補助事業の情報収集	134	13	476	8
6次産業化事業体の設立	101	14	191	17
品質管理	95	15	274	12
生産管理	95	15	247	14
資金調達	95	15	221	15
雇用・人材育成	90	18	178	18
法令	80	19	110	21
農林水産物の生産技術	77	20	153	19
輸出	32	21	125	20
宗教	10	22	16	22

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 プランナーの登録数の多い順に並べている。

(ウ) SC の活用状況及び有用度

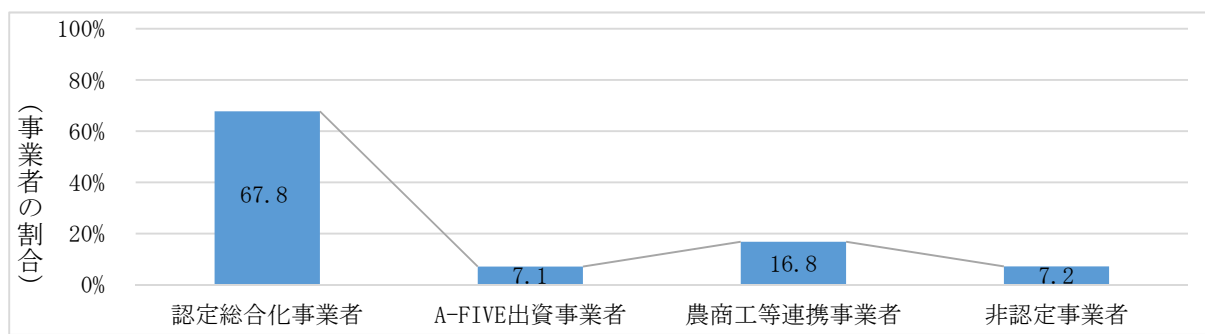
当省のアンケート調査結果では、事業開始時又は開始後に直面した課題への対応のために SC を活用した者は、図表 5-(2)-③のとおり、18.9% (225/1,189 事業者) となっている。これを制度的支援別の活用割合で見ると、図表 5-(2)-③のとおり、認定総合化事業者では 67.8% (145/214 事業者) となっているのに対して、A-FIVE 出資事業者では 7.1% (2/28 事業者)、農商工等連携事業者では 16.8% (17/101 事業者)、非認定事業者では 7.2% (61/846 事業者) となっており、認定総合化事業者以外の事業者における活用は低調な状況となっている(注1)。

また、SC を活用した 225 事業者について、SC による助言の有用度について問うたところ、「有用」としている事業者は、81.8% (184/225 事業者) となっている。これを制度的支援別にみると、認定総合化事業者では 89.7% (130/145 事業者)、A-FIVE 出資事業者では 100% (2/2 事業者)、農商工等連携事業者では 82.4% (14/17 事業者)、非認定事業者では 62.3% (38/61 事業者) となっており、SC による支援は事業者からは一定の評価を得ている(注2)ものと考えられる。

(注1) 実地調査結果では、非認定事業者のうち 26.7% (8/30 事業者) において、自らが SC の支援を受けられることを認識していなかった。

(注2) 実地調査した中央 SC 及び 25 都道府県 SC における平成 28 年度の満足度調査結果をみても、プランナーによる改善提案等に対して、「満足」又は「おおむね満足」と回答した農林漁業者は 98.7% となっていた。

図表 5-(2)-③ SC の活用状況 (制度的支援別割合)



(単位：事業者、%)

区分	制度的支援別				(参考) 全体
	認定総合化事業者	A-FIVE出資事業者	農商工等連携事業者	非認定事業者	
助言機関を活用した事業者	214	28	101	846	1,189
SC を活用した事業者	145	2	17	61	225
割合	(67.8)	(7.1)	(16.8)	(7.2)	(18.9)

(注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 表中の割合は、制度的支援別の、助言機関を活用した事業者のうち SC を活用した事業者の割合を表す。

(I) SC 事業における空白期間

a 空白期間の状況

SC 事業は、平成 29 年度は「6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 食産第 6074 号）、30 年度からは「6 次産業化サポート事業実施要領」（制定 平成 26 年 4 月 1 日付け 25 食産第 4902 号、全部改正 30 年 3 月 29 日付け 29 食産第 5447 号）（注 1）に基づき、交付決定者（注 2）の補助金の交付決定により実施することとされている。ただし、事業実施主体は交付決定前着し届を事業承認者（注 3）に提出すれば、当該交付決定前に SC 事業に着手することが可能であるとされている。

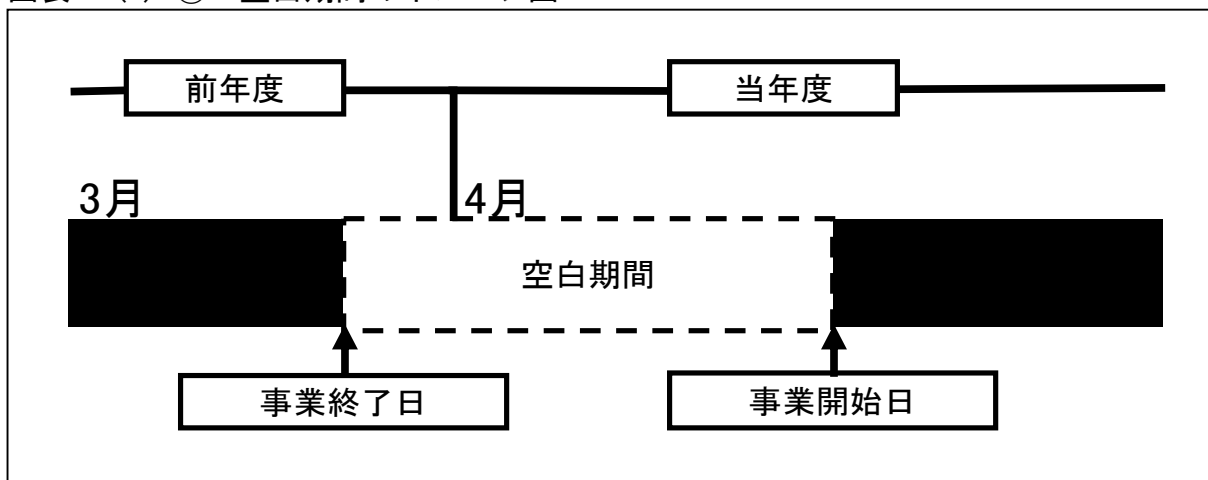
実地調査した 25 都道府県 SC における、平成 28 年度事業終了日及び 29 年度事業開始日並びに 29 年度事業終了日及び 30 年度事業開始日についてみると、図表 5-(2)-④のとおり、空白期間が生じている状況がみられ、また、図表 5-(2)-⑤及び⑥のとおり、当該期間が 30 日以上生じているものが、それぞれ 9 都道府県 SC 存在した。

（注 1） 「6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」（平成 29 年度）と「6 次産業化サポート事業実施要領」（30 年度）の主な相違は、i）交付金から補助金となった点、ii）事業実施主体が「都道府県」に限定された点（ただし関係機関への委託は可能）、iii）農業系支援組織又は商工系支援組織の関係機関との連携を強化した点である。

（注 2） 「農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱」（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 食産第 5457 号）において、中央 SC については農林水産大臣、都道府県 SC については地方農政局の管轄区域内に所在する都府県は地方農政局長、北海道は北海道農政事務所長及び沖縄県は内閣府沖縄総合事務局長と定められている。

（注 3） 「農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱」（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 食産第 5463 号）において、中央 SC については食料産業局長、都道府県 SC については地方農政局の管轄区域内に所在する都府県は地方農政局長、北海道は北海道農政事務所長及び沖縄県は内閣府沖縄総合事務局長と定められている。

図表 5-(2)-④ 空白期間のイメージ図



（注） 1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 事業終了日は実績報告書の事業の完了年月日、事業開始日は交付決定前着し届を提出している場合は当該届出に基づき着手した日、交付決定前着し届を提出していない場合は交付金の交付決定日をいう。

図表 5-(2)-⑤ 実地調査した 25 都道府県 SC のうち空白期間が 30 日以上生じているもの（平成 28 年度及び 29 年度）

都道府県 SC	平成 28 年度 事業終了日	29 年度事業開始日		空白期間
		交付決定前着手届に 基づき着手した日	交付決定日	
神奈川県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 7 月 25 日	平成 29 年 7 月 27 日	115 日
沖縄県 SC	平成 29 年 3 月 30 日	平成 29 年 6 月 1 日	平成 29 年 6 月 20 日	62 日
奈良県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	提出なし	平成 29 年 5 月 26 日	55 日
岩手県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 24 日	平成 29 年 6 月 7 日	53 日
宮城県 SC	平成 29 年 3 月 24 日	平成 29 年 5 月 12 日	平成 29 年 5 月 19 日	48 日
富山県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 17 日	平成 29 年 6 月 22 日	46 日
福井県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 11 日	平成 29 年 5 月 31 日	40 日
島根県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 11 日	平成 29 年 5 月 25 日	40 日
長野県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	提出なし	平成 29 年 5 月 11 日	40 日

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 交付決定前着手届を提出している場合は、その日を基準に空白期間を算出している。

図表 5-(2)-⑥ 実地調査した 25 都道府県 SC のうち空白期間が 30 日以上生じているもの（平成 29 年度及び 30 年度）

都道府県 SC	平成 29 年度 事業終了日	30 年度事業開始日		空白期間
		交付決定前着手届に 基づき着手した日	交付決定日	
島根県 SC	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 13 日	平成 30 年 6 月 20 日	73 日
宮城県 SC	平成 30 年 3 月 26 日	提出なし	平成 30 年 5 月 28 日	62 日
沖縄県 SC	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 5 月 29 日	平成 30 年 6 月 27 日	59 日
岩手県 SC	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 5 月 21 日	平成 30 年 6 月 7 日	51 日
奈良県 SC	平成 30 年 3 月 30 日	提出なし	平成 30 年 5 月 21 日	51 日
香川県 SC	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 5 月 14 日	平成 30 年 6 月 7 日	43 日
愛知県 SC	平成 30 年 3 月 29 日	平成 30 年 5 月 9 日	平成 30 年 5 月 16 日	40 日
山形県 SC	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 5 月 7 日	平成 30 年 5 月 28 日	36 日
神奈川県 SC	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 5 月 1 日	平成 30 年 5 月 10 日	31 日

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 交付決定前着手届を提出している場合は、その日を基準に空白期間を算出している。

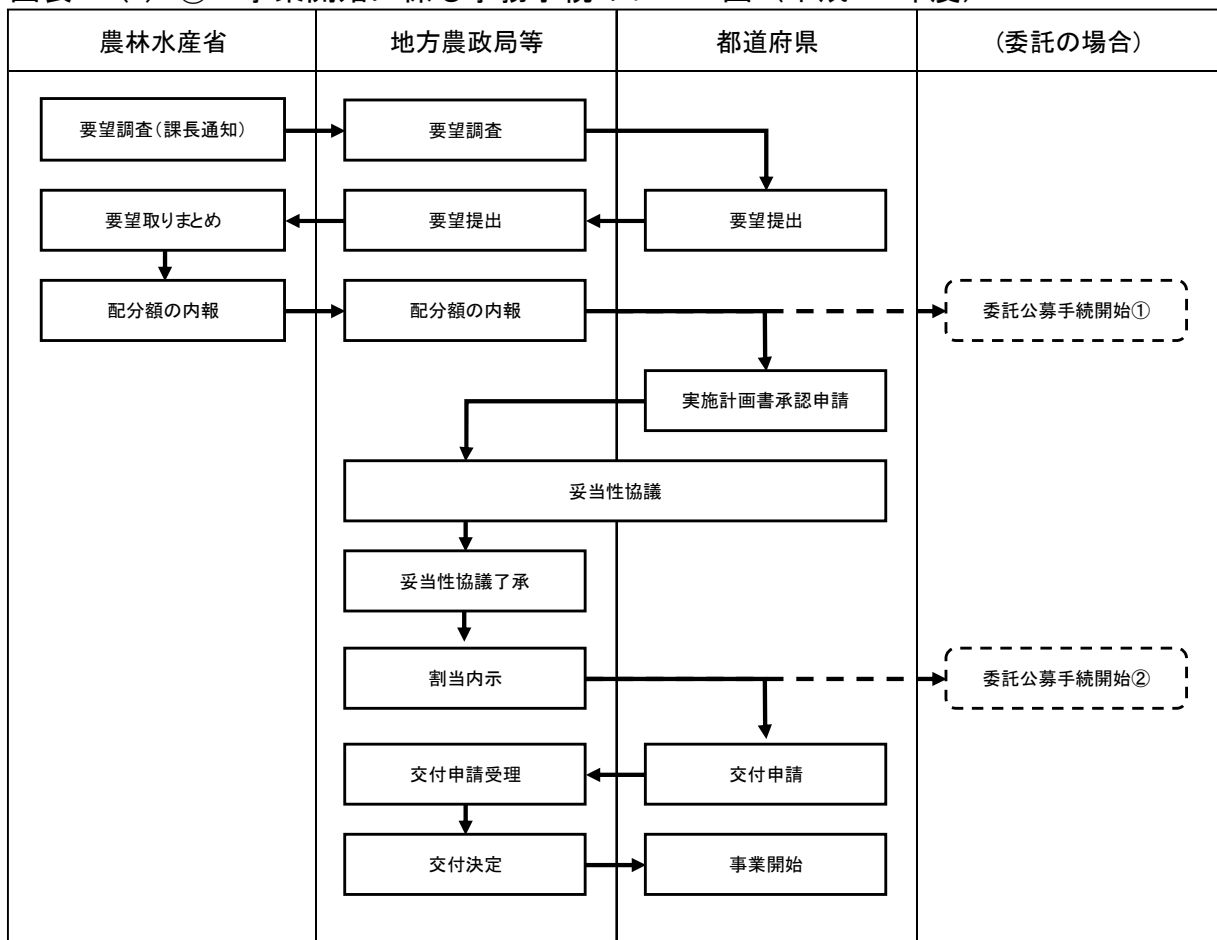
b 空白期間が生じている実務上の原因

事業開始に係る関係機関の事務手続は、図表 5-(2)-⑦及び⑧のとおりである。

空白期間が生じている実務上の原因としては、i) 地方農政局等と都道府県との事務手続に一定の期間を要すること、ii) SC 事業を委託している場合、公募や契約等の委託に係る手続に一定の期間を要することが考えられる。特に、委託の場合、委託先の公募手続の実施に当たって、地方農政局等からの「配分額の内報」を要するとしている都道府県や、「割当内示」を要するとしている都道府県など、委託の公募手続の開始時期の解釈に差がみられ、これらが SC 事業の開設時期の遅延を招いているものと考えられる。

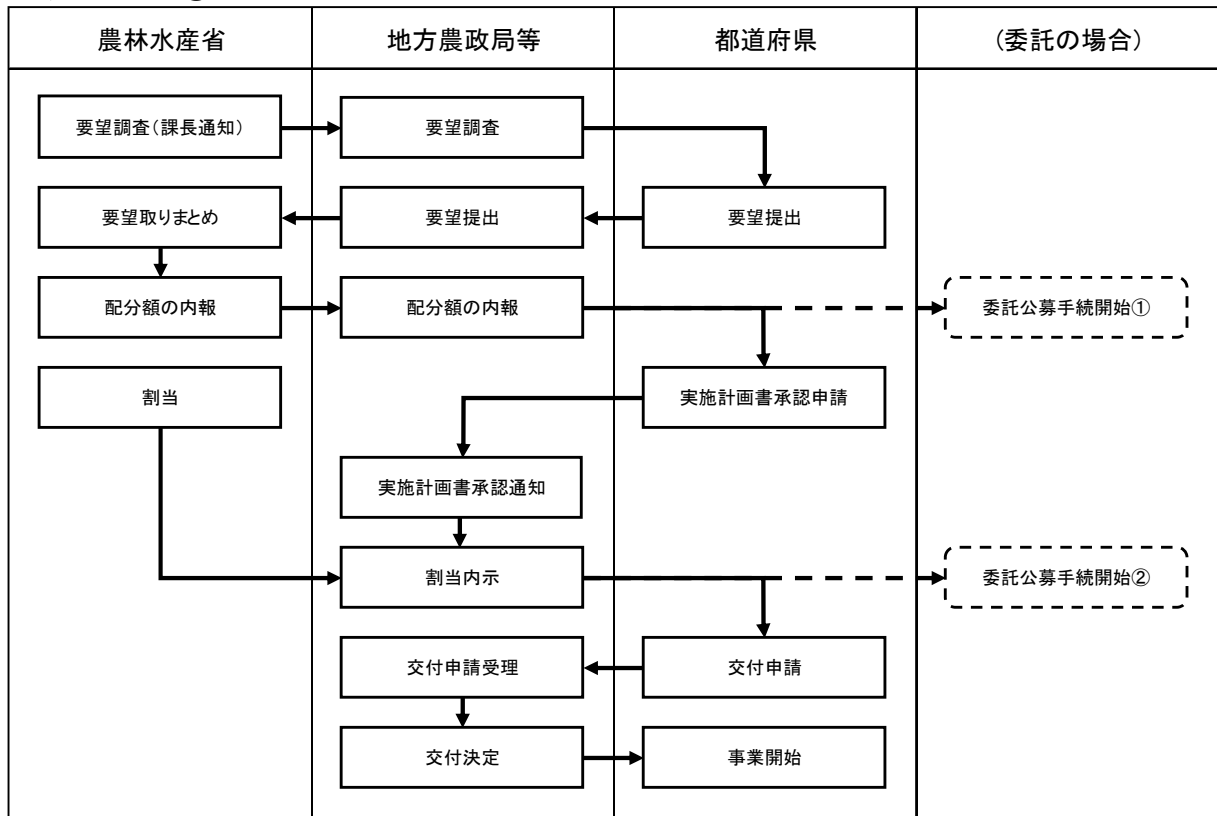
他方、SC 事業の 4 月当初の開始の可否について実地調査した 25 都道府県に問うたところ、「4 月当初の開始が可能である」としているのが 9 都道府県、「4 月当初の開始は困難だが 4 月中の開始は可能である」としているのが 9 都道府県、「4 月中に開始することは困難である」としているのが 7 都道府県となっており、半数以上（18 都道府県）が 4 月中の開始であれば可能としている。

図表 5-(2)-⑦ 事業開始に係る事務手続のフロー図（平成 29 年度）



(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 5-(2)-⑧ 事業開始に係る事務手続のフロー図（平成 30 年度）



(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

c 空白期間が生じたことによる支障等

図表 5-(2)-⑨のとおり、実地調査した 25 都道府県 SC では、空白期間が生じたことにより、プランナーの派遣ができないなど農林漁業者の求めている支援がしばらく中断するといった支障が生じている例もみられた。

図表5-(2)-⑨ 空白期間が生じたことにより、農林漁業者の求めている支援がしばらく中断した例

<p><宮城県 SC></p> <p>夏に旬を迎える「きくらげ」について、農閑期である 4～5 月に販売戦略を策定したいとの要望があったが、SC を開設していなかったため、プランナーを派遣することができず、販売戦略策定には至らなかった。</p>
<p><山形県 SC></p> <p>総合化事業計画策定の際には、投資計画、損益計画、補助金活用の有無なども含めて総合的に検討を行うことから、空白期間が生じた分、計画の作成が遅れることがあった。</p> <p>また、国及び県ともに、各種補助金の申請等の事務手続は 3 月中旬から 5 月末までとなる場合が多いが、当該期間中、これら事務手続に係るプランナーの支援を受けられないという例があった。</p>
<p><栃木県 SC></p> <p>事業者は、総合化事業計画書の作成等について SC の運営スタッフである企画推進員から助言を受けていたが、事業年度が切り替わる平成 28 年度の事業終了日から 29 年度の事業開始日まで、SC が設置されていない空白期間（26 日）が生じたことから、その間、総合化事業計画書の作成等に係る支援を受けることができなかった。</p>
<p><広島県 SC></p> <p>当県 SC が 2 か年にわたり支援を行った事業者は、i) 米粉麺の開発に向けた付加価値や価格設定の整理、ii) 椎茸の加工品開発に係る既存商品と差別化を図るための商品企画・設計等の専門性が求められる分野について、支援が中断する等の支障があった。</p>
<p><沖縄県 SC></p> <p>総合化事業計画の認定申請に係る支援は継続を要するが、空白期間に作業がストップし、認定が滞る一因となっている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

d 空白期間中における相談ニーズ

実地調査した 25 都道府県における空白期間中の相談のニーズの有無についてみると、図表 5-(2)-⑩のとおり、「相談ニーズは他の月と比較して高い」としているものが 3 都道府県、「相談ニーズは他の月と同じ程度である」としているものが 14 都道府県、「相談ニーズは他の月と比較して低い」としているものが 8 都道府県となっている。

図表5-(2)-⑩ 空白期間中の相談のニーズ

<p>【相談ニーズは他の月と比較して高い：3 都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 北海道は積雪の影響によって冬から春にかけて相談が多く、4月の相談ニーズも高いと考えられる。(北海道)・ 6次産業化に取り組むに当たっては、加工品のブラッシュアップや販路拡大、設備整備等が必要となる。それらに対応する各種補助金の申請等の事務手続は春先に多いことから、年度末から年度初めの相談が発生すると考えられる。(山形県)・ 当県では、果樹農家が多く、4月は農繁期に入る前で、相談ニーズは高いと考えられる。(岡山県)
<p>【相談ニーズは他の月と同じ程度である：14 都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当県では、農業者だけでなく、漁業者による6次産業化の取組事例も多いため、農閑期に限らず、年間を通じて一定の相談ニーズがあると推測される。(宮城県)・ 当県の農業生産は品目が多岐にわたっており、農閑期がばらついているため、相談ニーズについても月による変動は小さい傾向がある。(愛知県)・ 当県 SC へ相談に来る農業者等は、6次産業化の商品開発から販路開拓まで幅広く、継続的な相談者が多いので、年間を通じて相談がある。(熊本県)
<p>【相談ニーズは他の月と比較して低い：8 都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当県 SC への農林漁業者からの相談に関しては、事業者自ら行うよりも、当県 SC の企画推進員からの働きかけを受けて行われることが多いと推量される。よって、年度当初(空白期間)は、支援機関等の活動が本格化する前であること、また、農繁期であることから、相談ニーズが少ないと考えられる。ただし、前年度から継続して支援要望のある事業者については、年度当初でも一定のニーズがある。(岩手県)・ 当県の農家は大半が3~4月が営農準備期間であることから、6次産業化に係る相談ニーズは他の時期と比較すると低いと考えられる。(富山県)・ 当県は米作りが主体であり4~5月は農繁期であることから、他の月より相談ニーズが低いと考えられる。(福井県)

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

e 空白期間を解消・是正するための独自の取組

一方、図表5-(2)-⑪のとおり、実地調査した25都道府県の中には、県独自の予算措置等により、空白期間の解消・是正に努めている例もみられた。

図表5-(2)-⑪ 都道府県において空白期間を生じさせることなく切れ目のない支援を実施している例

<p><山形県 SC></p> <p>前年度の事業終了が平成29年3月31日、交付決定前着手届の提出に基づき同年4月28日に事業に着手しており、通常であれば、空白期間が27日生じているところであるが、当該期間中は、県費による予算措置を行うことで、切れ目のない支援を実現している。</p>
<p><埼玉県 SC></p> <p>前年度の事業終了が平成29年3月31日、交付決定前着手届の提出に基づき同年4月27日に事業に着手しており、通常であれば、空白期間が26日生じているところであるが、他団体へ委託することなく、県自らが当県SCを運営することで、空白期間を作らず相談受付を行っている。</p>
<p><島根県 SC></p> <p>前年度の事業終了が平成29年3月31日、交付決定前着手届の提出に基づき同年5月11日に事業に着手しており、通常であれば、空白期間が40日生じているところであるが、当該期間中は、当県しまねブランド推進課の島根型6次産業推進事業アドバイザー（島根県独自事業）を兼務したプランナーが同課から派遣されている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

f 空白期間への対策を求める意見

また、図表 5-(2)-⑫のとおり、実地調査した 25 都道府県 SC 及びプランナーからは、空白期間への対策を求める意見等も示されている。

図表5-(2)-⑫ 空白期間への対策を求める意見

<p><北海道 SC></p> <p>事前に企画推進員を通じて事業者に対し空白期間の説明を行い、その間は、北海道や北海道農政事務所が窓口となって対応していることから、クレームの発生はない。</p> <p>ただし、冬期間（農閑期間）に事業計画の作成や商品開発・販路開拓に取り組む事業者が多く、委託先である法人が実施している中小企業者を対象とした専門家派遣事業では対応できないため、空白期間の対策は必要と考える。</p>
<p><栃木県 SC></p> <p>事業実施に必要な事務手続のため、毎年、SC 事業の開始日が 4 月中・下旬になることから、年度末から事業開始までの間に、サポート活動を行うことができず、事業者等への支援が中断してしまうため、継続した活動ができるよう対応をお願いしたい。</p>
<p><広島県 SC></p> <p>当県では、SC 業務を、毎年度公募により業者を選定して外部委託しているが、国の実施計画書の承認（4 月）の後に、公募開始する必要があるため、また、公募手続に約 1 か月を要するため、その間、空白期間が生じる。計画承認前に公募を開始し業者を決定できれば、計画承認後に速やかに業務を開始できる。</p>
<p><プランナー></p> <ul style="list-style-type: none">○ 農林漁業者の中には、3 月中旬から 4 月中旬までは日程が空いている場合もあるが、その間は、都道府県 SC 業務の委託契約上、対応できないため、委託契約後に対応しなければならず、継続的な支援ができない場合がある。○ 農産物の旬の時期でなければ売れないものや、4 月からの催事に間に合わせたいものなどもあるので、できるだけ通年派遣ができるよう取り組んでほしい。○ 事業委託先が決まるまでの間、3 月から 4 月までは、プランナーの派遣がストップする。商談会へ出展する準備は半年以上かかることもあるので、2 か月間の空白期間があるのはもったいない。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

g 農林水産省の対応状況

空白期間については、平成 31 年 1 月に農林水産省食料産業局から地方農政局長等宛てに、「農山漁村 6 次産業化対策事業のうち「6 次産業化都道府県サポート事業」における 6 次産業化都道府県サポートセンターの早期設置に向けた取組について」（平成 31 年 1 月 30 日付け 30 食産第 4242 号）が発出されており、業務改善に向けた取組が行われつつある。

ウ 地方公共団体における独自の支援

6次産業化の取組に対する助言による支援については、前述のSC事業によるもの以外に、地方公共団体において独自の取組が行われているものもある。

実地調査した25都道府県及び48市町村においても、図表5-(2)-⑬～⑯のとおり、地域に根ざした独自の助言による支援を行っている例がみられた。

図表5-(2)-⑬ 市に相談対応の窓口を設置することにより地域に密着した支援を行っている例

事業名	・石巻市6次産業化・地産地消推進センター（宮城県石巻市・平成26年度～） （委託事業）
実施した経緯・概要等	<p>石巻市（以下、本表において「市」という。）では、平成26年度から、市内の農林漁業者の経営多角化及び所得向上並びに地場産業の振興を推進することを目的として、「石巻市6次産業化・地産地消推進センター」（以下、本表において「センター」という。）を設置。</p> <p>センターでは、農林漁業者からの相談対応（総合化事業計画の作成支援を含む。）、商品開発のための支援、販路拡大に向けた支援などを民間事業者へ委託して実施しており、地域に密着した支援を実施。</p>
事業の実績等	<p>農林漁業者からの相談対応の実績は、平成26年度458件、27年度849件、28年度591件を受け付けている（電話、来所及びセンター職員による訪問を含む。）。また、6次産業化に関する専門的知識を有する職員を支援員として配置し、必要に応じて支援員を事業者のもとに派遣した。これらの取組の結果、総合化事業計画の認定件数は、平成27年度5件、28年度3件となっている。</p> <p>商品開発のための支援では、平成28年度にJAいしのまきと共催でセミナーを7回開催し、5事業者が、米ぬかふりかけ、白菜の海藻はさみ漬け、かぼちゃパウンドケーキなど8種類の商品を完成。</p> <p>販路拡大に向けた支援では、市の食材を首都圏にPRし取引につなげるために、平成28年11月に、市の食材を使用したメニューの試食会を都内のフランス料理店にて開催。「Huitres（注）の食べ比べ」、「水耕セリと土耕セリの食べ比べ」など8品を作り、生産者を含めた試食会を開催。</p> <p>（注）フランス語で「かき」（貝類）のこと。</p>

（注） 当省の調査結果に基づき作成した。

図表5-(2)-⑭ 県独自事業によるきめ細かい支援が奏功している例

事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業連携コーディネート強化事業（岡山県・平成24年度～） ・6次産業化「はじめの一步」支援事業のうち、「きらめき★アイデアを新商品に」プロジェクト（岡山県・平成27年度～）（委託事業）
実施した経緯・概要等	<p>（6次産業連携コーディネート強化事業）</p> <p>岡山県（以下、本表において「県」という。）では、平成24年度から、6次産業化に関する相談・支援窓口が多岐にわたり、農林漁業者等に必要な情報が伝わっていない場合があるなどの課題があることから、農林漁業者等のニーズや支援策等の情報を一元的に収集・提供し、取組の意欲ある人と人を結ぶ「6次産業連携コーディネートセンター」（以下、本表において「センター」という。）を設置。</p> <p>センターでは、専属のコーディネーターを配置し、相談対応の実施や事業者のマッチング、支援担当者による情報交換会「おかやま6次化ふえ」の開催、支援ニーズや支援策などの情報収集や SNS 等での情報提供などを実施している。また、地域段階において、県の出先機関である県民局（3か所）に「6次産業化推進地域チーム」を設置するとともに、広域農業普及指導センター（県内4か所）に「地域活動班」を設置し、地域段階での支援も実施しており、県段階、地域段階において、きめ細かい支援体制を整備。</p> <p>（「きらめき★アイデアを新商品に」プロジェクト）</p> <p>県では、平成27年度から、6次産業化に取り組む初期段階への支援を強化するため、総合化事業計画の認定を受けようとする事業者に対して、商品企画に携わる事業者により、商品企画から開発までの過程をオーダーメイドで支援するプロジェクトを岡山県 SC（岡山県商工会連合会）に委託して実施。</p>
事業の実績等	<p>（6次産業連携コーディネート強化事業）</p> <p>センターにおける相談対応の実績は、農林漁業者及び商工業者合わせて平成26年度308件、27年度225件、28年度は404件受け付けている。情報交換会「おかやま6次化ふえ」の開催実績としては、毎年度月1回（年間12回）開催しており、「首都圏等における販売戦略」や「総合化事業計画の認定事業者の事例研究」、「食品衛生管理」など、毎回異なる議題を取り上げている。</p> <p>また、地域活動班においても情報交換会を同様に開催しており、備北広域（高梁地域・新見地域）では「備北広域6次化ふえ」を月1回程度（年間10回）開催。</p> <p>（「きらめき★アイデアを新商品に」プロジェクト）</p> <p>本プロジェクトの採択事業者及び商品開発数は、平成27年度は4事業者（応募事業者6事業者）、商品開発11点（トマトソフトクリーム、ドレッシングなど）、28年度は6事業者（応募事業者6事業者）、商品開発7点（マスカットソフトクリーム、ベジタブルブロス（野菜の出汁）など）。採択事業者は本事業の支援を受けた後に、全て総合化事業計画の認定を受けている。</p>

これらの取組が奏功し、平成28年度の総合化事業計画の認定件数は9件と全国第2位となっている。

なお、下表のとおり、本プロジェクトや当県 SC を活用し、総合化事業計画の認定を受け、県外商談会での商談成立などの実績を出している例もある。

表 本プロジェクトや SC を活用し、総合化事業計画の認定を受け、県外商談会での商談成立などの実績を出している例

平成 28 年 1 月	センターに、事業者から商品開発(有機野菜を使用した加工商品)について相談があった。事業者、中国四国農政局、センター、岡山県 SC の 4 者で今後の方向性を検討した結果、総合化事業計画の申請に向けて支援していくことを決定。
同年 3 月	事業者からセンターに商品の加工がうまくいかないことや賞味期限の問題について相談があった。事業者、センター、岡山県 SC で検討した結果、プランナーによるアドバイスを受ける方針を決定。
同年 4 月	プランナーを派遣。プランナーから、フリーズドライ商品は既存商品が多く出回っており、加工場も持っていない現状でフリーズドライ食品に手を出すことはリスクも大きいことから、有機無農薬野菜の生産に取り組んでいる事業者の特色を生かすためにも有機無農薬野菜を使用した出汁(既にほぼ完成している。)の商品開発を目指してはどうかとの提案があった。
同年 5 月	事業者はプランナーのアドバイスを受け、有機無農薬野菜等を使用した出汁の商品開発を目指すことを決定。
同年 7 月	「きらめき★アイデアを新商品に」プロジェクトに応募し、採択を受ける。同事業で、パッケージデザインや販促ツールを作る。
同年 9 月	加工施設が有機 JAS 認定取得。
同年 12 月	商品(パッケージを含む。)が完成。総合化事業計画の認定申請。
29 年 1 月	総合化事業計画の認定を受ける。
同年 2 月	岡山県 SC 主催の「6 次産業化交流会」(商談会)に出展。パイヤーから商品について高評価を受ける。
同年 5 月	県単独事業「首都圏販売テクニックマスタースクール」の採択を受ける。
同年 7 月	上記事業による首都圏商談会(とっとりおかやま新橋館(東京都))に出展。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表5-(2)-⑮ 県の実情を踏まえた県独自事業を実施している例

事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県6次産業化アドバイザー派遣事業（島根県・平成26年度～） ・島根型6次産業推進事業（島根県・平成26年度～）（注） <p>（注）平成26、27年度は、島根型6次産業ステップアップモデル事業。</p>												
実施した経緯・概要等	<p>島根県（以下、本表において「県」という。）の6次産業化の取組は、全国と比較して小規模であることを踏まえ、平成26年度から、島根県6次産業化アドバイザー派遣事業及び島根型6次産業推進事業（通称「しまろく事業」）を開始した。</p> <p>表 県内の6次産業化の規模感</p> <p style="text-align: right;">（単位：億円、事業体、百万円）</p> <table border="1" data-bbox="416 719 1385 913"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①農業生産関連事業の年間販売金額</th> <th>②農業生産関連事業の事業体数</th> <th>1事業体当たり (①/②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国平均</td> <td>397</td> <td>1,285</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>122</td> <td>880</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）6次産業化総合調査（平成26年度農林水産省）に基づき、当省が作成した。</p> <p>（島根県6次産業化アドバイザー派遣事業） 多様な6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、商品開発、販路開拓に係る助言を行う専門家「6次産業化アドバイザー」を派遣する事業である。 島根県SCは総合化事業計画の認定を目指す取組を主に支援しているのに対して、本事業は6次産業化の初期段階から気軽に活用することができる。 また、農林漁業者等以外の事業者（例えば、加工・製造業などの2次産業事業者、販売業などの3次産業事業者など）でも活用ができる。</p> <p>（島根型6次産業推進事業） 施設整備、商品開発や販路開拓等に係る経費を補助する事業である。国の事業と異なり、総合化事業計画の作成を要しない。</p>	区分	①農業生産関連事業の年間販売金額	②農業生産関連事業の事業体数	1事業体当たり (①/②)	全国平均	397	1,285	31	島根県	122	880	14
区分	①農業生産関連事業の年間販売金額	②農業生産関連事業の事業体数	1事業体当たり (①/②)										
全国平均	397	1,285	31										
島根県	122	880	14										
事業の実績等	<p>（島根県6次産業化アドバイザー派遣事業） アドバイザー派遣件数は、平成26年度52件（27事業者）、27年度73件（37事業者）、28年度94件（42事業者）と毎年度増加し、一定のニーズがある。</p> <p>（島根型6次産業推進事業） 本事業の採択事業者数は、平成26年度21事業者、27年度16事業者（うち、26年度から継続3事業者）、28年度25事業者と増加傾向である。平成28年度の主な取組の例として、「地場産栗活用プロジェクト」、「地場産のワイン醸造用ブドウを活用したワインの製造・販売事業」など。</p>												

（注） 当省の調査結果に基づき作成した。

図表5-(2)-⑯ 市とアドバイザー（専門家）が協力して事業者のニーズを把握し6次産業化の取組を支援している例

事業名	江津市6次産業推進アドバイザー業務（島根県江津市・平成27年度～）
実施した経緯・概要等	<p>江津市（以下、本表において「市」という。）は、「まち・ひと・しごと創生江津市版総合戦略」（平成27年12月策定）において、雇用創出の重点施策の一つとして6次産業化の推進を掲げており、平成27年度から、6次産業の推進を図るため、「江津市6次産業推進アドバイザー業務」を委託により実施。</p> <p>市は、江津市アドバイザー（以下、本表において「アドバイザー」という。）と市職員の合同で、事業者へのヒアリングを行い、その結果に基づき、市内事業者と県内事業者とのマッチングを実施し、新商品の開発や既存商品のブラッシュアップを行っているほか、販路開拓の支援などを実施している。</p>
事業の実績等	<p>ヒアリングの実績として、平成27年度は36事業者、28年度は4事業者に対して実施。</p> <p>マッチングの実績として、平成27年度は新商品開発2件、既存商品のブラッシュアップ2件、28年度は新商品開発4件。いずれも国、県、市等の補助事業を活用している。</p> <p>販路開拓の支援として、アドバイザーを中心として、平成27年3月から28年7月にかけて東京での催事に市の41商品を出品（ハム・ソーセージ、桑の実ジャムなど）。</p>

（注） 当省の調査結果に基づき作成した。

(3) 地域ぐるみの6次産業化の取組等の状況

(要旨)

ア 農林水産省における地域ぐるみの6次産業化への支援状況

地域の農林水産物等の資源を活用した6次産業化の取組について、これを個々の取組から地域全体の取組に拡大・発展させ、ひいては地域の活性化につなげていくためには、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村を始めとした、金融機関、国の行政機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、必要な支援を行うこと、いわば地域ぐるみで総合的に6次産業化の取組を行うことも重要である。

こうした観点から、「食料・農業・農村基本計画」や総合化基本方針では、6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、関係機関により構成される6次産業化・地産地消推進協議会の設置・活用や地域の6次産業化戦略等（以下、都道府県が策定する6次産業化戦略等を「都道府県戦略」、市町村が策定する6次産業化戦略等を「市町村戦略」という。）の策定を促進することとされている。

これを受け、農林水産省では、6次産業化ネットワーク活動交付金（うち支援体制整備事業）^(注)等により、都道府県及び市町村における6次産業化・地産地消推進協議会の設置や地域の6次産業化戦略の策定等に対する支援を行っている。

^(注) 平成30年度からは、「食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売の支援体制整備事業）」となっている。

イ 都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況

都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況をみると、平成30年3月末時点で、i) 都道府県では95.7%（45/47都道府県）、ii) 市町村では7.6%（131/1,724市町村）

^(注) となっており、特に市町村戦略の策定が進んでいない状況がうかがえる。これについて実地調査した地方農政局等からは、i) 市町村が戦略策定の必要性を感じていない、ii) 6次産業化と関連する計画・戦略（農業振興計画、食育・地産地消推進計画等）があり、これらで6次産業化の取組方針も定められている、iii) 市町村の体制が整わない、といった事情が挙げられている。

^(注) 市町村数は、「政府統計の総合窓口e-Stat」による（平成30年3月末時点）。

ウ 地方公共団体等による地域ぐるみの6次産業化の取組の状況

実地調査した地方公共団体や事業者の中には、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村を始めとした、金融機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、6次産業化の取組を行っている例もみられた。

ア 制度の概要等

六次産業化・地産地消法第1条^(注)にも規定されているとおり、国が6次産業化の取組を推進する目的の一つとして、農山漁村等の地域の活性化が挙げられる。

地域の農林水産物等の資源を活用した6次産業化の取組について、これを個々の取組から地域全体の取組に拡大・発展させ、ひいては地域の活性化につなげるには、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村を始めとした、金融機関、国の行政機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、必要な支援を行うこと、いわば地域ぐるみで総合的に6次産業化の取組を行うことも重要である。

こうした観点から、図表5-(3)-①のとおり、「食料・農業・農村基本計画」では、「6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、農業者と地方公共団体、食品産業、金融機関、試験研究機関等により構成する地域における連携の場等の設置、活用や地域の戦略等の策定を促進する」こととされている。

(注) 六次産業化・地産地消法第1条の規定は以下のとおりである。

「この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。」

図表5-(3)-① 食料・農業・農村基本計画（抄）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

(3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

① 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

(略)

6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、農業者と地方公共団体、食品産業、金融機関、試験研究機関等により構成する地域における連携の場等の設置、活用や地域の戦略等の策定を促進する。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

また、図表 5-(3)-②のとおり、総合化基本方針では、農林漁業者等による 6 次産業化の取組の促進のための支援体制の整備の一環として、「都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における 6 次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める」とこととされている。

図表 5-(3)-② 総合化基本方針（抄）

3 支援体制の整備

(2) 地域における行政を中心とする関係者の連携による支援

地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）と、都道府県及び市町村、財務局、経済産業局、地方運輸局等国の行政機関の地方支分部局、6 次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の関係機関とが連携することにより、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための体制を構築する。

この体制においては、都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における 6 次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

イ 農林水産省の支援状況

前述の政府方針等を受け、農林水産省では、平成 29 年度までは「6 次産業化ネットワーク活動交付金」、30 年度からは「食料産業・6 次産業化交付金」により、

i) 都道府県又は市町村段階における、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される 6 次産業化・地産地消推進協議会を設置し、都道府県戦略又は市町村戦略の策定（更新）や 6 次産業化に取り組む人材を育成する取組^(注 1)

ii) 市町村段階における、市町村戦略に沿って地域ぐるみで行う新商品の開発（学校給食等のメニュー開発、直売所における観光需要向けの商品開発、スマイルケア食（新しい介護食品）の開発等を含む。）、販路開拓（学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等を含む。）等の取組^(注 2)

などに対して支援措置を講じている。

また、同省では、ホームページ上に資料「～市町村の皆様へ～ 6 次産業化等の取組を進めるため、市町村の戦略を策定しましょう！」^(注 3)を掲載するなど、市町村戦略の策定による地域ぐるみの 6 次産業化の取組の推進を図っている。

(注 1) 平成 29 年度時点では 6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち支援体制整備事業）、30 年度からは食料産業・6 次産業化交付金（うち加工・直売の支援体制整備事業）等により支援している。

(注 2) 平成 29 年度時点では 6 次産業化ネットワーク活動交付金（推進事業のうち地域タイプ）、30 年度からは、食料産業・6 次産業化交付金（うち加工・直売の推進支援事業）等により支援している。

(注3) 農林水産省ホームページ「農林漁業の6次産業化」中に掲載されている。
 (http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html)

ウ 地方農政局等の支援状況

実地調査した地方農政局等における管内市町村の市町村戦略策定に向けた支援の状況をみると、図表5-(3)-③のとおり、各種会議、個別訪問等を通じて、市町村に対して策定の要請等を行っている。

また、一部の地方農政局等では、i) 市町村の戦略策定の意向・ニーズ等をアンケート調査で確認した上で、意向のある市町村に対し戦略策定に関して個別説明を行っている、ii) 地方農政局等の下部組織である県拠点の担当者が県内の各市町村を訪問し、6次産業化・地産地消推進協議会の設置や市町村戦略の策定方法について説明を実施するなど、積極的に取り組んでいる例がみられた。

なお、市町村が戦略を策定していない理由については、i) 市町村が戦略策定の必要性を感じていないこと、ii) 6次産業化と関連する計画・戦略（農業振興計画、食育・地産地消推進計画等）があり、これらで6次産業化の取組方針も定められていること、iii) 市町村の体制が整わないこと、などが挙げられるとしている。

図表5-(3)-③ 地方農政局等における市町村戦略策定支援状況

地方農政局等名	支援の内容	市町村が戦略を策定していない理由
北海道農政事務所	① 個別に市町村を訪問し、市町村戦略の策定等の意向や地域における課題等の聴取 ② 市町村にいきなり戦略策定を提案するのではなく農林漁業者等の6次産業化の機運を高めるため地域振興の観点からセミナー等の開催を提案するなどの働きかけ ③ 北海道庁の各総合振興局及び振興局単位で設置する6次産業化を推進する検討会やその他市町村担当者が集まる会議等に参加し、制度紹介等を実施	○ 市町村が戦略の策定を行う必要性を感じていないため(農業者からの問合せ等があれば策定したいとしている市町村が多い。) ○ 戦略策定の検討委員会の設置や地域における合意を形成するための調整など担当者の事務負担増
東北農政局	○ 各県ごとに市町村等担当者を召集した6次産業化予算説明会において、6次産業化・地産地消推進協議会の設置や市町村戦略の策定に係る支援策を周知	○ 市町村が現状では戦略策定の必要性を感じていないため。
関東農政局	○ 未策定市町村に対して、各種会議等の機会を捉えてパンフレットを配布し、市町村戦略策定のメリット等について説明し、戦略策定に取り組むよう要請(下部機関である地方拠点が市町村を直接訪問し、戦略策定の要請を行うことはなし。)	○ 6次産業化ネットワーク活動交付金(推進事業のうち地域タイプ)(注2)等の市町村戦略に関連する交付金等の活用見込みなし ○ 6次産業化・地産地消推進協議会の設立及び戦略策定に向けた市町村の人員、体制の確保が困難
東海農政局	① 管内の各県、都道府県SC等を召集した会議において市町村戦略策定を要請 ② 管内の各県が市町村を召集する会議に出向き市町村戦略策定について説明 ③ 具体的に戦略の策定を検討している市町村からの要請に基づき、当該市町村に出向き説明	○ 6次産業化・地産地消推進協議会の設立及び戦略策定に向けた市町村の人員、体制の確保が困難

北陸農政局	<p>① 平成 27 年度及び 28 年度において、管内 4 県の全ての市町村に対するアンケート調査により、市町村戦略の策定予定等の確認、当該取組の推進に当たっての意見・要望等の聴取を実施</p> <p>② アンケート調査結果を踏まえ、当該戦略の策定に関心のある市町村には、同局（各県拠点を含む。）が詳細な説明を実施</p>	<p>○ 類似する計画（食育・地産地消推進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略）が存在していること。</p> <p>○ 市町村戦略策定のメリットである補助事業（6次産業化ネットワーク活動交付金（推進事業のうち地域タイプ）（注2））等の要望がないこと。</p>
近畿農政局	<p>① 平成 27 年度に管内の府県を通じて市町村に市町村戦略の作成例を提示し、市町村で創意工夫して戦略を作成するよう依頼</p> <p>② 管内の各府県、各府県 SC、サブファンド等を招集した会議や市町村担当者の会議で市町村戦略策定を要請</p>	<p>○ 市町村戦略策定の必要性が少ないこと。</p> <p>○ 農業関係の協議会が他にもあり、重複する組織・役職も多く、人手不足の状況の中で、これ以上同様の協議会を設置したくないこと。</p>
中国四国農政局	<p>○ 管内の各県が組織する 6 次産業化・地産地消推進協議会等において、市町村戦略を策定するメリット（6次産業化ネットワーク活動交付金（注2）により、i）推進協議会開催費、交流開催費、人材育成研修会費等の支援、ii）推進事業のうち事業者タイプ（加工適正のある作物導入又は新商品開発・販路開拓の実施）で補助率が 1/3 から 1/2 となること）を説明して策定を促進</p>	<p>○ 市町村が市町村戦略策定の必要性を感じていないものと考えられる。</p>
九州農政局	<p>① 市町村における予算説明会を実施する中で、6 次産業化・地産地消推進協議会の設置や市町村戦略の策定方法について周知</p> <p>② 大分県拠点においては、県拠点担当者が各市町の担当者を訪問し、パンフレットを基に 6 次産業化・地産地消推進協議会の設置や戦略の策定方法について説明を実施</p>	<p>○ 多くの市町村では、既に農業振興計画等を策定しており、当該計画の中に 6 次産業化に関する取組も含まれているため。</p>
沖縄総合事務局	<p>○ 市町村を参集した会議の開催の際に市町村戦略の策定について要請</p> <p>○ 個別に市町村を訪問して意見交換を実施</p>	<p>○ 各市町村とも 6 次産業化の取組推進について必要性は理解しているが、担当者を配置する等の体制整備までには至っていない。</p> <p>○ 市町村戦略を作る必要性を感じていない。</p>

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。なお、実地調査した地方農政局等における平成 27 年度及び 28 年度の実績に基づき作成している。

2 「6次産業化ネットワーク活動交付金」は、平成 30 年度から「食料産業・6次産業化交付金」となっている。

エ 都道府県の支援状況

都道府県による市町村に対する市町村戦略策定支援は義務ではないが、実地調査した 25 都道府県中 14 都道府県において、i) 市町村に対して市町村戦略策定に関する説明会を開催する、ii) 市町村戦略策定時に 6 次産業化・地産地消推進協議会の設置や運営に対する助言を行うなどの支援を行っている(注)。

(注) 実地調査した 25 都道府県における平成 26～28 年度の実績による。

オ 都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況

都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況をみると、平成 30 年 3 月末時点で、

- i) 都道府県戦略では 95.7% (45/47 都道府県)
- ii) 市町村戦略では 7.6% (131/1,724 市町村)

となっている。

カ 地方公共団体等による地域ぐるみの6次産業化の取組の状況

実地調査した地方公共団体や事業者の中には、図表5-(3)-④～⑥のとおり、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村や金融機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、6次産業化の取組を行っている例もみられた。

図表5-(3)-④ 地元高校生等が参画し、商品開発等を行っている例（岡山県津山市）

取組名称	地域農畜産物活用推進事業
取組団体	つやまFネット (注) 津山市はつやまFネットのFは、Food（食料）、Farmer（農業者）、Fresh（新鮮）、Flexibility（柔軟さ）、Fit（適した）など、様々な意味を持っているとしている。
取組参加者	農業者団体（津山農業協同組合等5団体）、商工業者（作州津山商工会等5団体）、教育機関（津山商業高等学校等6団体）、金融機関（中国銀行等4団体）及び行政機関（津山市等5団体）の合計25団体
取組の経緯	津山市は、平成24年3月に「津山市農商工連携推進計画 - 農商工業者と市民が連携した新たな仕組み創り -」を策定し、同計画を実行するため同年4月に「つやまFネット」を設立し、6次産業化に取り組んでいる。 「つやまFネット」は、市内の農商工関係者、教育機関等の産学官民が一体となり、i) 新商品の開発等による地域農畜産物の商品化・ブランド化の推進、ii) 生産者と実需者を結び付ける活動への支援、iii) 地産地消に取り組む事業者への支援等を行うことにより、地産地消の推進、津山市産農畜産物等の需要の拡大、生きがいのある地域社会の実現等を図り、津山市の産業振興に寄与することを目的とした地域農畜産物活用推進事業を実施している。
取組内容	つやまFネットでは、地域農畜産物活用推進事業として、下記①から④の各種取組により、地元農産物の加工商品化や販売を行っている。 ① 地元高校生との連携による地元農産物の商品化の取組 つやまFネットには、津山市内の高校（4校）が参加しており、i) これら高校所属の生徒からの地元農産物を活用した加工商品のアイデアの募集、これに基づく商品化の試行、ii) 同生徒からの商品化に当たってのパッケージデザインのアイデアの募集などに取り組んでいる。この取組の結果、レシピが市内飲食店で使用されているものや地元事業者が加工商品化したものがある。 津山市は、市内の高校をつやまFネットメンバーに参画させた目的として、若者の地元産業の関心の醸成と、地産地消への理解を深めてもらうことを挙げている。また、効果として、各種商品開発において、高校生ならではの発想を取り込むことができ、さらに高校生が取り組むことによるPR効果等を挙げている。

表1 地元高校生との連携による地元農産物の商品開発状況

年度	商品名	開発者	販売状況
平成27年度	しょうがくんのこぶこぶ(餅菓子)	アイデア：津山東高等学校食物調理科 デザイン：同上 生産：地元菓子屋 販売：地元菓子屋、市設直販所	平成27年12月販売開始
	津山ジンジャーリーフパイ	アイデア：津山商業高等学校 デザイン：同上 加工：地元事業者	パッケージコストがかさみ中断
	津山産しょうが醤油で食べる津山ぶっかけうどん	アイデア：津山商業高等学校 デザイン：同上 商品・パッケージ試作、試験販売によるアンケート調査：つやまFネット	製麺業者が試験販売中
	ショウガシロップ	アイデア：津山東高等学校食物調理科の生徒が津山産ショウガを活用したシロップレシピを考案 試作、試飲イベント実施、製造販売方法検討、メニュー提供店募集：つやまFネット	翌年度に継続
28年度	津山産しょうが醤油で食べる津山ぶっかけうどん【前年度継続・改良】	アイデア：津山商業高等学校 デザイン：同上 改良パッケージ製作、試作：つやまFネット	平成29年度試験販売（試験の結果、製造業者の自主製造見送りにより製造中止）
	ショウガシロップ【前年度から継続】	飲食店に対し、レシピ及び試作品提供によるメニュー化支援	飲食店5店舗で継続提供中（平成29年8月時点）
	津山まん(中華まん)	アイデア：津山商業高等学校 加工販売：地元事業者 商品試作、試験販売、アンケート：つやまFネット	平成29年4月から販売開始

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

② 学校給食用加工品の開発

つやまFネットでは、平成27年度から地元農産物を活用した学校給食用の加工品を開発している。

表2 学校給食用加工品の開発状況

商品名	開発状況	販売状況
新高梨(にいたかなし)シロップ漬け	活用農産物：新高梨(形の悪いもの、小型のもの) 加工業者との仲介、試食、試作	平成28年9月学校給食提供
ピオーネゼリー	活用農産物：ピオーネ(ブドウ) 加工業者との仲介、試食、試作、菌検査	平成29年1月学校給食提供

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

③ 地元農産物を利用した料理・レシピのアイデアコンテストの実施及びそれに基づく地元スーパーと商品開発・販売の実施

つやまFネットが市民を対象にアイデアコンテストを実施し、試食等で好評のものについて、商品化を試みている。なお、期間限定で商品化され販売されたものはあるが、保存年限や設備導入等の製造工程上の課題等により、調査時点(平成30年6月)においては、継続的に商品化されているものはない。

表3 アイデアコンテストの実施状況

年度	コンテスト名	商品名	販売状況
平成27年度	2015 地域食材と和洋中だしで作るオリジナルレシピコンテスト	かつおだし香るふんわり唐揚げ	平成28年2月販売開始・販売期間限定
		カレイと南京のしょうがあんかけ	
28年度	第2回 津山天下一品漬物グランプリ	白菜のうま味三種漬け	平成28年2月販売開始・販売期間限定
		ゆず香る白菜の即席漬け	
28年度	ごはんの“おとも” グランプリ in 津山	(商品化なし)	(販売なし)
	2016 地域食材と和洋中だしで作るオリジナルレシピコンテスト	さくっとふわころコロッケ	平成29年3月販売開始・販売期間限定

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

④ 津山産小麦の商品化（ロールケーキ（津山ロール）の開発）

津山農業協同組合は、平成20年から水田転作作物として生産を開始した小麦について、単なる生産振興を図るだけでなく、地元産小麦を活用し、地産地消費や地域振興を図ることを目的として、行政機関のほか津山菓子組合、市内外の飲食店、食品加工業者等も含めた団体（津山圏域地元産小麦普及促進協議会（24年5月に津山産小麦生産普及連絡協議会に改称））を創設し、地元産小麦の生産拡大と商品化を進めている。

平成22年には、同団体のメンバーの菓子業者（8社）が、地元産小麦を100%使用したロールケーキ（津山ロール）を開発し、現在まで、販売を継続している。

平成27年度以降は、津山市からの補助を受けて、つやまFネットが、津山ロールの季節限定品の開発や、津山小麦まつり開催等により津山産小麦の消費拡大に努めている。

効果

① 「津山市地産地消推進計画」（平成25年12月策定、29年3月改訂）で設定した6次産業化の目標（6次産業化・農商工連携により開発された商品：平成25年度3品から32年度30品）に関し、28年度末時点で20品目達成している。

このうち、13品目（ショウガドレッシング、ショウガシロップ、津山ロール、津山餃子、新醜醐、しょうがくんのこぶこぶ、つやまぶっかけうどん、つやまるん、つやまサブレ、生パスタ、津山まん、ピオーネゼリー、新高梨シロップ漬け）などは平成29年8月の時点で継続して販売されている。

ただし、その売上高について、いずれの品目（津山ロールを除く。）においても販売額集計は行っていない。

② 津山ロールは、前述の季節限定商品も加え、平成22年度から28年度末までに累計約1億7,800万円を売り上げている。

地域ぐるみの取組のメリット

津山市では、地域ぐるみの取組のメリットとして、以下の2点を挙げている。

① 様々な分野、地域、団体等が連携、協力することで、事業者を含めた市民一人一人が、「食」を通じて、明るく健康的な生活が送れる社会と活力あるコミュニティの形成が可能となる。

② 事業者間のネットワークが構築されることにより、参加団体の複合的な取組による地域産業の発展等が期待できる。

<p>取組を推進する上で重要な点</p>	<p>津山市では、一時的な取組とならないよう、継続性を重視し、食材の選定、採算性を考慮している。</p> <p>具体的には、食材の選定は、主につやまFネットの生産部門において設定されている振興作物や既に産地として確立している食材（小麦・しょうが等）を活用して取り組んでいる。</p> <p>また、採算性については、i) 販売金額の設定に関する各種専門家相談会の活用やii) 事業者の見本市への参加などに対する支援をしており、ii) の見本市でのバイヤーの意見は、事業者の販売金額設定の参考となるとしている。</p>
<p>取組を推進する上での課題と対応</p>	<p>津山市では、原材料の確保と加工品の販売金額の設定が課題であるとしている。</p> <p>具体的には、原材料の確保については、農家の所得向上にも資するよう規格外品等のB級品の掘り出しが重要であり、また、これを活用し加工業者へマッチングする仕組みづくりをしていきたいとしている。また、需要に合った商品開発も必要であるが、供給量にあった加工業者の選定も考える必要があるとしている。</p> <p>また、加工品の販売金額については、今後、農産物直売所を中心とした、ITの活用（生産者と消費者のマッチングシステム）について、研究を進める予定であるとしている。</p>
<p>今後の展望</p>	<p>津山市は、つやまFネットが実施している地元加工グループや教育機関との連携による取組を更に充実させるとともに、課題である農業者所得の向上に向け、新たにA級、B級農産物の加工品開発及び販路開拓について取組を進めるとしている。</p>
<p>取組写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲食品加工業者と高校生による打合せ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲レシピコンテストの好評商品を地元スーパーで製造・販売</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲津山ショウガ祭りで商品のマーケティングを実施</p> </div> </div>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 5-(3)-⑤ 6次産業化の支援拠点施設を市が整備している例（沖縄県名護市）

取組名称	なごアグリパーク（農産物6次産業化支援拠点施設整備事業）																									
取組団体	名護市農林水産部園芸畜産課																									
取組参加者	名護市農林水産部園芸畜産課、一般財団法人沖縄美ら島財団（なごアグリパーク指定管理者）																									
取組の経緯	<p>名護市では、市内の農業者等における6次産業化による農畜産物の高付加価値化や販路拡大の取組への機運の高まりのほか、以下のような背景から6次産業化に取り組む事業者への支援が必要と判断し、6次産業化の支援の拠点施設と観光施設を融合した「なごアグリパーク」を整備した。</p> <p>① 「名護農家レポート2011」（注）を受けて、農家の所得の安定と農業の発展により、農業粗生産額を回復することが重要であると認識したこと。</p> <p>② 女性農業者団体から6次産業化に当たって、「いろいろな加工品を作ってみたが、加工方法が分からない」、「試作品を作るための場所や機材を用意することが大変」などの意見があったこと。</p> <p>③ 名護市で初の総合化事業計画の認定事業者から、「加工品量産のための場所や機材を用意することが大変」、「農林水産省の施設整備に活用可能な補助事業があるが、自己負担分が大きく活用しづらい」との意見があったこと。</p> <p>（注）平成23年に名護市産業部地域産業活性化推進プロジェクトチームが、農業で稼げる市を目指すことを目的として、現状を把握するために行った調査である。</p>																									
取組内容	<p>なごアグリパークの整備費用は、全体で約16.3億円であり、その予算の内訳は、沖縄振興一括交付金（沖縄振興特別推進市町村交付金）が約13.1億円（80%）、市の自己負担が約3.2億円（20%）となっている。</p> <p>同パークでは、一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「財団」という。）が指定管理者となって施設の管理・運営を行っており、平成26年度から、完成した施設について順次供用を開始しており、29年11月末に全ての施設が完成している。その後、準備期間を経て平成30年4月にグランドオープンしている。</p> <p>同パーク内には、以下の①～⑤のとおり、主に五つの施設があり、各施設の使用料は、名護市農産物6次産業化支援拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成26年3月26日条例第3号。以下「市拠点施設条例」という。）第4条に基づき、表1のとおりとなっている。</p> <p>表1 なごアグリパークの各施設の使用料</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">単 位</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">加工支援施設</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加工研究室</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5人単位ごと</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">市内</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当たり</td> <td style="text-align: center;">市外</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">インキュベート室A</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1か月当たり</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">200,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">インキュベート室B</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1か月当たり</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">240,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		単 位		料 金		加工支援施設	加工研究室	5人単位ごと	1時間	市内	500	当たり	市外	1,000	インキュベート室A	1か月当たり		200,000		インキュベート室B	1か月当たり		240,000	
区 分		単 位		料 金																						
加工支援施設	加工研究室	5人単位ごと	1時間	市内	500																					
			当たり	市外	1,000																					
	インキュベート室A	1か月当たり		200,000																						
	インキュベート室B	1か月当たり		240,000																						

ショップ（販売スペース・検品室・倉庫）	1 か月当たり	556,000
レストラン	1 か月当たり	933,000
第1観光ハウス	1 か月当たり	403,000
第2観光ハウス	1 か月当たり	515,000
栽培ハウス	1 か月当たり	86,000
ハーブ園	1 か月当たり	36,000

(注) 市拠点施設条例に基づき、当省が作成した。

① 加工研究室

加工研究室は、これから6次産業化に取り組む事業者による、様々な農畜産物を用いた新商品の開発（試作品の開発）を目的として設置された施設で、平成26年度から供用が開始されている。

同室には、i) 原料洗浄室、ii) 農産物一次処理室（原料の切断、細断）、iii) 加熱・調合・発酵室、iv) 多品種製造室（製麺、ピューレ化、果汁調整、調合、餅加工、アイスクリームやシャーベット作成）、v) 加熱殺菌室、vi) 包装室、vii) 乾燥・粉碎室、viii) 衛生室、ix) 品質検査室などがあるほか、フライパン、鍋等の調理器具も貸し出されており、使用者が持参した原料を様々な状態に加工することが可能となっている。また、技術者1人が常駐しており、使用者は、機械の使用方法や加工に関する助言を受けることができる。

なお、同室の使用を希望する者は、市拠点施設条例第3条及び名護市農産物6次産業化支援拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成26年3月26日規則第4号）第2条に基づき、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

平成29年度の使用実績は、年間101日（使用可能日260日）で稼働率は38.8%となっている。

また、財団では、事業者の中には同室で試作品を作った後、自ら加工機械を購入する場合もあり、継続的に施設を使用してもらうなどにより、稼働率を上げることが課題であるとしている。

② インキュベート室

インキュベート室は、農業者の6次産業化の事業の立上げ初期の段階における支援を行うための施設であり、主に果樹等を加工できるA室と、食肉等を加工できるB室があり、平成26年度から供用が開始されている。

同室は、i) 原料を保管する倉庫や原料保管室、ii) 加工・製造を行う各種加工室、iii) 包装・出荷を行う包装室、iv) 実際に消費者に加工品を提供する飲食室、v) 事務作業を行う事務スペース等が設けられており、事業者が6次産業化商品を製造・販売することができるほか、事務所機能も備わっている施設である。

平成29年度末時点で、A室を株式会社マキ屋フーズ（主に島らっきょうやマンゴーなどを加工し、ドレッシングやジャムを製造）、B室を農業生産法人株式

会社クックソニア（主に肉やハーブ、島野菜などを加工し、ベーコンやスパイス、ピクルスを製造）が使用している。

同室を使用する際は、前述の表1のとおり、使用料を支払うこととなっているが、市拠点施設条例第5条の規定に基づき、使用の許可から3年間については、当該使用料に対して、表2の減免率を乗じた額を減額して支払うこととなる。

表2 インキュベート室の使用料減免措置

	1年以内	1年を超え2年以内	2年を超え3年以内
減免率	75%	50%	25%

(注) 市拠点施設条例に基づき、当省が作成した。

③ ショップ（アグリショップしまちゅらら）

名護市を中心とした沖縄県内の農産加工品が扱われているショップであり、平成27年度から供用が開始されている。

同ショップでは、地域の農産加工品の販路確保のため、大規模店舗に供給できない小ロット生産の商品も扱われており、また、インキュベート室を使用している2社の商品も販売されている。さらに、加工研究室の利用後商品化された商品の販売も行われている。

財団では、同ショップでは約550件の商品が扱われており、そのうち約6割が沖縄本島北部地域の事業者の商品、その中でも約4割が名護市の事業者の商品であるとしている。

④ レストラン（やんばるダイニング美ら島キッチン）

名護市内で生産された農畜産物を中心に、島野菜、熱帯果樹、豚肉、鶏肉等を提供するレストランであり、平成28年度から供用が開始されている。

財団では、同レストランで使用される食材の100%が、地元農家（名護市産約70%、その他県内産約30%）が生産したものとなっており、地元農家の収入安定に寄与するとしている。

⑤ 観光農園（体感植物温室スーパーファーム）

観光農園は、観光ハウス（農業に関連した体験教室や島野菜やハーブ等の苗の販売等を行う。）、ハーブ園（観光ハウスで販売する島野菜やハーブ等を栽培し見本展示を行うとともに、利用客へ収穫体験等を行う。）、栽培ヤード（観光ハウスで使用する植物の栽培、管理を行う。）から構成されており、平成28年4月から、施設の一部供用が開始され、以後、施設の完成を待って順次共用が開始されている（29年11月に全施設完成）。

効果

名護市は、なごアグリパークの効果について、以下のように説明している。

	<p>① なごアグリパークの整備によって、加工機械を持たなかった農業者が農畜産物の加工を行うことが可能となるほか、加工のノウハウを身につけることが可能となる。</p> <p>② 名護市内で生産された農畜産物を中心に、島野菜、熱帯果樹、豚肉、鶏肉等がレストランで提供されているほか、名護市の事業者が加工・製造した6次産業化商品がショップで販売されており、地産地消や販路拡大につながっている。</p> <p>③ 観光客もターゲットにすることにより、地産他消にもつなげている。</p> <p>④ ①～③に加え、平成30年4月のグランドオープンを迎えたことによって、施設全体の利用が広がり、同パーク内に設けられた中庭でのイベント実施もあいまって新たな観光客等が増え、6次産業化の支援と観光との複合施設として充実・発展してきている。</p> <p>また、これらの取組による定量的な効果として、以下の3点を挙げている。</p> <p>① 平成29年度末時点で、加工研究室を利用して開発された商品は合計14品、インキュベート入居企業が入居後に商品化したものが合計40品となっている。</p> <p>② 来場者数は、平成28年が約6.4万人、29年が約5.9万人となっている。</p> <p>③ 各店舗（インキュベート店舗^(注)、ショップ、レストラン、観光農園）の売上高の合計は、平成28年度は1億1,122万円、29年度は1億566万円（29年度までの累計売上高は3億5,756万円）</p> <p><small>(注) インキュベート室で加工・製造した加工品を消費者に提供する飲食室を指す。</small></p>
地域ぐるみの取組のメリット	<p>名護市は、同パークを中心とした地域ぐるみの取組のメリットとして、6次産業化は、一般的に生産、加工、流通・販売等に関する取組を事業者等が一体的に行うため、新たな分野に取り組む際の技術・ノウハウの取得や人材育成、消費者ニーズの把握等が課題となるが、当該取組により、各分野に強みを持つ関係者間で6次産業化に関する課題を共有し、解決に向け連携することができ、効果的に6次産業化を推進することができるとしている。</p>
取組を推進する上で重要な点	<p>名護市は、同パークの6次産業化拠点施設としての効果を最大限に発揮するためには、インキュベート室入居者への継続的な支援等が最も必要と考えており、そのため、毎月1回、指定管理者、名護市及びインキュベート室入居者で運営方法等について定例会議を行っている。</p>
取組を推進する上での課題と対応	<p>名護市は、施設の周知や集客を課題に挙げており、海洋博公園等を管理運営している財団が持つ集客に関するノウハウの活用や名護市の関連施設との連携等を行っているとしている。</p> <p>また、平成30年4月のグランドオープンに合わせてイベントの実施や広報活動に力を入れたことにより、施設の周知が進んだものと考えているが、更なる集客を図るために、幹線道路沿いに施設の案内板を設置するよう国道管理者と調整を行っているとしている。</p>
今後の展望	<p>名護市は、なごアグリパークが平成29年度に施設整備が完了し、30年4月にグランドオープンを迎えたことから、グランドオープンから3年後には年間来場者数</p>

	<p>30万人を目標に、集客に努めるとともに、施設の効果を最大限発揮し、効果的な農家所得の向上、6次産業化への取組支援を行えるように継続的な支援を行っていききたいとしている。</p>
<p>取組写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲加工研究施設で開発された商品（一例）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲施設内で開催されたイベント (名護市畜産祭り)</p> </div> </div>



(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 5-(3)-⑥ 民間事業者団体と市が連携して、えごまの特産化を図っている例（富山県富山市）

取組名称	富山市が進めるえごまの6次産業化
取組団体	富山市えごま6次産業化推進グループ
取組参加者	農家等生産に携わる者10者、卸業者等加工・流通に携わる者64者、研究・医療機関3者、報道機関6者、その他（行政機関、金融機関等）16者の合計99会員
取組の経緯	<p>富山市は平成23年12月に環境未来都市に選定され、24年5月に「富山市環境未来都市計画」を策定している。同計画では、計画実現のため、産官学で15分野についてプロジェクトチームを立ち上げ、それぞれの分野で事業化を目指して取り組むこととされていたことから、このうち「牛岳温泉熱等を活用した農業の6次産業化」（注1）の分野についても、平成24年8月にプロジェクトチームが設立された。</p> <p>また、本取組における6次産業化の対象品目であるえごまの決定過程は、以下のとおりである。</p> <p>① プロジェクトチームのメンバーである野菜ソムリエ上級プロから、i) えごま油に対する消費者・メディアの注目度が高く、ii) 薬草植物であるえごまは薬都富山として特産化できるのではないかと理由により、対象品目をえごまにしてはどうかとの提案がなされた。</p> <p>② ①を踏まえ、プロジェクトチームで、えごまについて、i) 先見性や競合性はどうかとの観点のほか、ii) 軽い葉ものであれば収穫作業等も重労働でないため、地域の高齢者等の雇用につながるのではないかと、iii) 商品として多角化しやすいのではないかと、などの観点から総合的に検討した結果、これに決定した。</p> <p>プロジェクトチームの設立後、平成25年4月に同チームのメンバーであった県内企業4社により、牛岳温泉熱等を活用したえごまの葉の植物工場の管理運営を受託するために共同で株式会社健菜堂（以下「健菜堂」という。）が設立された。また、同年7月に、プロジェクトチームを発展させる形で、生産、加工、流通・販売、研究、報道等に関わる企業・団体・個人で構成される「富山市えごま6次産業化推進グループ」（注2）が同社を中心に設立され、えごまの研究・商品開発、PR・普及活動等に取り組むこととなった。</p> <p>（注1） 高齢化や過疎化が進む富山市山田地域に、牛岳温泉熱等を活用した植物工場を整備し、6次産業化を推進し、地域における雇用創出と健康長寿都市の実現を目指すものである。</p> <p>（注2） 当初の事務局は健菜堂であったが、平成28年5月からは富山市環境部環境政策課が事務局を務めている。</p>
取組内容	<p>富山市えごま6次産業化推進グループは、牛岳温泉植物工場及び露地栽培におけるえごまの生産、加工、商品化、流通等を総合的に行う6次産業化を推進することにより、地域の特産品の創出及び地域の活性化を図ることを目的として活動している。また、富山市が事務局となった平成28年度以降は、同グループが活動するための予算（えごま6次産業化プラットフォーム構築業務委託費。平成28年度：150万円、29年度：500万円）（注）が確保され、富山市からのi) えごまの普及啓発・ブランド化、ii) 新商品開発、販路拡大等に係る業務委託により活動を実施してい</p>

	<p>る。</p> <p>(注) 地方創生関係交付金(内閣府)が充当されている。</p> <p>同グループの平成28～30年度の具体的な活動内容は、以下の①～③のとおりとなっている。</p> <p>① 平成28年度は、i) グループの全体会合及びセミナーの開催、ii) 市民参加によるえごまを使った料理のレシピ開発、iii) イタリア料理シェフによるえごま料理の試食会の開催、iv) 「アグリフードEXPO 大阪2017」への出展等を実施している。</p> <p>② 平成29年度は、i) 「アグリフードEXPO 東京2017」への出展、ii) ジェトロ富山の主催するえごま料理の実演試食会への参加、及び同会でのえごま関連商品のプレゼンテーションの実施、iii) 東京日本橋の富山アンテナショップ「日本橋とやま館」等におけるえごま普及イベント(えごまを使った料理の試食会やワークショップ)の開催等を実施している。</p> <p>③ 平成30年度は、i) えごまを使用したレシピやえごま関連のイベントを周知するSNSの立上げ、ii) レシピ集である「富山のえごまで簡単レシピ」の作成、iii) えごまの認知度を上げることを目的とした「富山えごまお試しキャンペーン」等を実施している。また、同グループでは、iii)については、えごまの葉、実、えごま油及び脱脂えごまの4食材を、富山市内のホテル、レストラン、福祉施設等に対してサンプルとして提供し、それを材料にして料理を試作してもらうことにより、えごまの認知度向上を図るものであり、実際に試作品を店頭で提供するレストラン等が合計66店・施設・団体(合計189レシピ)あったとしている。</p> <p>なお、同グループでは、①～③の取組のうち県外の物産展に出展する際は、グループ構成員にはメールマガジンで当該物産展の案内を送っており、商品の出品や物産展への同行についての希望があれば広く受け付けている。</p>
効果	<p>本取組による効果は、以下のとおりとなっている。</p> <p>① えごまの露地栽培面積拡大</p> <p>富山市は、えごまの露地栽培の定着化のため、前述の富山市環境未来都市計画において、「えごまの露地栽培面積」を平成28年度に4.5haとする目標を設定している。これに係る平成29年度末時点の実績は19.1ha(うち、約5haは県営土地改良事業により耕作放棄地を整備)となっており、目標の約4倍以上の数値を達成している。</p> <p>② えごまを活用した新商品の開発</p> <p>富山市は、平成27年1月に認定を受けた地域再生計画(コンパクトシティ政策を中心とした包括的アプローチによる富山市地域再生計画)において、「えごまを活用して開発した新商品の数」を28年度に50品目とする目標を設定している。これに係る実績は平成28年度末時点で10品目、30年9月時点で70品目(注)となっている。なお、これらの商品は、全てグループに参加している企業が開発した商品となっている。</p>

	<p>(注) これら 70 品目には未販売の商品や、販売期間・地域が限定されていた商品（北陸 3 県約 400 店舗のコンビニエンスストアにおいて期間限定で販売されたえごまを使用したパスタ、おにぎり及びサンドイッチ）も含まれている。</p> <p>③ 知的障害者の雇用</p> <p>富山市は、前述の地域再生計画において、えごまの 6 次産業化を推進することにより、平成 28 年度に知的障害者の雇用者数を 10 名とする目標を設定している。これに係る実績は、平成 28 年度から健菜堂で 6 名の知的障害者が雇用されている。</p>
地域ぐるみの取組のメリット	<p>健菜堂では、グループを通じた他社との連携により、自社だけでは作ることのできない商品を開発することができ、それらの商品の販売を通じて、より多くの消費者にえごまを認知してもらうことができたとしている。</p> <p>また、富山市では、グループによる取組の成果・効果として、多様な会員が属する利点をいかし、市民向けの試食イベントの開催やグループでの県外物産展への出展等、1 社では実現し難い事業の実施を図ることができるとしている。</p>
取組を推進する上で重要な点	<p>富山市は、地域ぐるみの 6 次産業化への取組を推進するには、各関係者の役割分担を明確化することが重要であるとしている。</p> <p>富山市えごま 6 次産業化推進グループにおける役割分担は、i) 事業者の役割は、製品の開発や企業努力によって経済性・採算性を高めていくことであり、また、ii) 行政の役割は、えごまの価格が高いという課題や、事業者は生産・加工が中心であり販路を開拓する余裕がないという課題の解決のため、価格以上の付加価値を加え PR するブランド化の推進の取組を行うことや、販路や需要の開拓の取組を支援することであるとしている。</p>
取組を推進する上での課題と対応	<p>富山市では、今後の課題として、グループの各構成員が相互にアイデアを出し合うなど、より能動的にグループに参画し、単なる企業同士の連携を超えた相乗効果をいかに生み出すかといった点を挙げており、課題解決に向けて、以下について検討・実施している。</p> <p>① 事業者間の連携強化</p> <p>グループ内の各事業者の強みを発揮するために、今後は、グループ内に商品開発部門を創設することやグループ内の事業者のマッチングイベントの実施等を検討している。</p> <p>② ブランド化によるえごま商品の PR</p> <p>富山市では、平成 30 年 4 月から「富山えごま」を地域ブランドとして創設し、認定を行っており（注）、事業者それぞれが個別に商品の PR を行うのではなく、「富山えごま」認定商品として PR していく方針である。</p> <p>なお、平成 30 月 12 月現在、「富山えごま」の認定商品は全体で 80 品目であり、これら商品を富山市ホームページや SNS 等で情報発信しているほか、平成 30 年度に全国健康福祉祭（通称：ねんりんピック）が富山県で開催されたことから、「富山えごま」を PR するブースを出展している。</p> <p>(注) えごまの付加価値を高め、地域の特産品として定着させることを目的として、「富山えごま」を富</p>

	<p>山市独自の地域ブランドとして創設しているもの。当該ブランド名を使用する関連商品等については、審査・認定を行う。認定を受けた関連商品等にはロゴマーク（市民からデザイン案を公募）を使用することが可能となり、これらの取組により当該ブランド名の普及を図っている。</p>
今後の展望	<p>富山市は、「SDG s（持続可能な開発目標）未来都市」に選定されていることから、えごまの6次産業化の推進によりSDG sで掲げられている「目標3（保健）」（あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。）や「目標8（経済成長及び雇用）」（包括的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇いを促進する。）を達成していきたいとしている。また、そのためには、単に行政のみで活動をするのではなく、グループを通じて各関係者で課題に対応する必要があるとしている。</p>
その他	<p>前述のグループの取組のほか、富山市では、えごまの6次産業化の推進のため、以下の取組を行っている。</p> <p>① えごまの価値向上を図るため、市内の大学等の研究機関と連携し、えごまが有する成分や効能に着目した研究の実施</p> <p>② えごまの6次産業化の国際展開事業として、イタリアの食科学大学との協定に基づき、えごま油とオリーブ油のブレンドオイル開発の日伊連携研究を実施</p>
取組写真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲市民を集めて開催されたえごま料理教室</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲グループが作成したえごまレシピ集</p> </div> </div>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

(1) 農林漁業の6次産業化の推進状況

農林漁業の6次産業化の推進については、各種の政府方針において「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」ことが政府目標（KPI）として設定されている。

この政府目標（KPI）の進捗状況をみると、平成25年度の4.7兆円から28年度の6.3兆円へと毎年度増加している。

これらのことを踏まえると、農林漁業の6次産業化については一層の推進に向け更なる取組が求められるものの、これまでの取組の結果、その市場規模は拡大基調にあり、一定の進捗が図られているといえる。

(2) 6次産業化事業の取組状況・課題等（アンケート調査結果）

ア 6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の属性

当省のアンケート調査結果を基に、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の属性を分析したところ、以下のような傾向がみられた。

- ① 6次産業化事業の事業規模が大きいほど、当該事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合が高い。（図表1-(2)-⑥参照）
- ② 6次産業化事業の事業数が多い（多角化が進展している）ほど、当該事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合が高い。（図表1-(4)-⑥参照）
- ③ 6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者においては、新たな事業展開として「海外への輸出」への参入が進展しつつある。（図表1-(6)-⑥参照）

イ 大規模化・多角化の促進

これらの結果を踏まえると、農林漁業の6次産業化の推進を図るに当たっては、取り組む6次産業化事業の大規模化・多角化を促していくことが有効であると考えられる。このほか、アンケート調査時点においては取り組んでいる事業者数が少なく取組拡大の余地が大きいと考えられる「海外への輸出」に取り組む事業者の増加を通じて、国内市場のみならず海外市場も含めた展開を推進していくことも有効であると考えられる。

また、6次産業化事業の大規模化・多角化に積極的に取り組もうとする事業者においては、新たな事業展開に当たり経営基盤の強化に資する支援が重要になるものと考えられる。すなわち、生産物や加工品等の増産のための「施設・機械の整備・調達」、これらを販売するための「販路の開拓」、それらの経営展開が軌道に乗るまでの間の「資金」に対する支援のニーズが、6次産業化の今後の取組の方向性として「拡大意向」とする事業者で特に高い割合となっていることは、かかる重要性を裏付けるものと考えられる。

ウ 6次産業化事業により経営改善を図る事業者の拡大

一方で、6次産業化事業に取り組むことで経営改善を図る事業者を拡大していくこともまた重要である。我が国の農林漁業を取り巻く状況をみれば、その担い手は減少し高齢化が進展するなど多くの課題を抱えている状況にある。こうした状況を転換し、農林漁業を成長産業とするために6次産業化の推進が展開されているところであり、6次産業化事業に取り組むことで経営改善を図ることは、そうした課題の解決に向けた取組策の一つとなり得る。なお、事業者が6次産業化事業の取組の開始直後から、経営基盤が脆弱なままに大規模化・多角化を図ることは困難であると考えられることから、事業者の規模に応じた取組を行い、経営改善を図っていくことが重要である。

当省のアンケート調査結果によれば、未参入者のうち約15%が、今後6次産業化事業の取組意向があるとしている。しかし、具体的な行動を始めている事業者は、そのうちの約1割（未参入者全体に占める割合でみると約1.8%）にとどまっている。こうした潜在的な事業者をいかにして6次産業化事業の取組に導くかが重要な課題であるといえる。

エ 事業化への不安の解消

また、6次産業化事業の取組意向はあるものの具体的な行動にまで至っていない事業者は、その理由として、「資金不足」、「技術・ノウハウの不足」、「事業化に不安」などを挙げている。この点に関し、現在6次産業化事業に取組中の事業者が、事業開始時又は開始後に直面した課題に対して、行政機関等による支援を十分に活用しないまま、「自ら対応」としている場合が多い現状に鑑みれば、「資金不足」や「技術・ノウハウの不足」を理由に6次産業化事業の取組に踏み出せていない事業者に対して、農林水産省やSC、中小機構といった各種の機関による既存の補助金や助言などの支援の活用を促すことがその解決策の一つとなり得ると考えられる。一方で、今後、行政機関等に求める支援として補助金などの支援に関する情報を求める事業者が多いこと（図表2-(3)-①～③参照）、認定総合化事業者以外の事業者においてSCの活用が低調であること（図表5-(2)-③参照）等の現状を踏まえると、未参入者も含めた多様な事業者がこうした支援策を有効に活用できるようにするための情報発信等に努める必要がある。

さらに、これまで農業生産のみに従事してきた事業者が、「農産物の加工」や「消費者に直接販売」といった新たな事業展開・事業経営に当たって不安を持つことは必然的である中、6次産業化事業に取り組むことで経営の改善を図る事業者を拡大していく上では、こうした「事業化への不安」を持つ事業者の懸念を解消し、実際の取組につなげていくことが重要である。そのためには、例えば、6次産業化事業の成功事例、事業開始時又は開始後に直面する課題に対する支援策等の経営の安定化に資する情報が当該事業者の抱える課題に応じて提供されることが望ましい。

(3) 農林漁業の6次産業化の取組に対する制度的支援

ア 農林漁業の6次産業化に係る各種法律に基づく制度的支援の概観（アンケート調査結果）

農林漁業の6次産業化の促進を図ることを目的として、六次産業化・地産地消法を始めとする各種の法律に基づく複数の制度的な支援措置が講じられている。当省のアンケート調査結果により、こうした制度的な支援措置を活用する事業者等における取組状況を把握・分析したところ、以下のような傾向がみられた。（図表4-（1）-⑨参照）

- ① 認定総合化事業者では、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合が高く、一定の取組効果が発現している。
- ② A-FIVE 出資事業者では、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は低く、取組効果が十分に発現していない。ただし、本制度では当初から15年程度の長期の事業計画を見込んでいることから、事業開始から5年程度での利益の発生は十分とはいえないものの、売上高が増加傾向の事業者の割合が6割超と高いといった現時点での状況を踏まえれば、長期的な視点での評価が求められるため、今後の取組を注視する必要がある。
- ③ 農商工等連携事業に取り組む農業者では、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は低く、取組効果が十分に発現していない。

イ 六次産業化・地産地消法に基づく取組状況・課題等

(7) 総合化事業の効果の発現状況

分析対象事業者全体における以下の2指標の状況をみると、総合化事業に取り組むことで、全体としては総合化事業の売上高及び経営全体の所得の向上が図られており、総合化事業の取組による一定の効果が発現しているといえる。

- ① 総合化事業の売上高については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（32.3%）は、農業及び漁業の6次産業化に取り組む事業者全体の年間販売金額（農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の合計）の増加率（17.3%）（平成24年度から28年度までの5年間）よりも高くなっている。（図表4-（2）-④及び⑤参照）
- ② 経営全体の所得については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（46.5%）は、農業者全体の所得（生産農業所得）の増加率（27.1%）（平成24年から28年までの5年間）よりも高くなっている。（図表4-（2）-⑥及び⑦参照）

他方、個々の分析対象事業者について、総合化事業計画の開始時点から終了時点までにおける総合化事業の売上高及び経営全体の所得の各指標の達成状況をみると、分析対象事業者のうち、いずれの指標とも達成している者は29.9%

(239/800 事業者)にとどまる。(図表 4-(2)-⑩参照)

また、これらの各指標について、総合化事業の規模別にみると、以下のとおり、その効果の発現状況に差異がみられた。

- ① 総合化事業の売上高の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が小さい事業者ほど達成している者の割合が高くなっている。また、総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率の中央値は、総合化事業の規模が小さい事業者ほど高く、総合化事業の規模が「100 万円未満」の階層では 269.2%と、顕著に高くなっている。(図表 4-(2)-⑪及び⑫参照)
- ② 経営全体の所得の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が大きい事業者ほど高くなる傾向がみられる。また、総合化事業計画の開始時点に比べ終了時点で増加している者の割合及び総合化事業計画の終了時点で黒字となっている者の割合が、総合化事業の規模が大きい事業者ほど高くなっている。(図表 4-(2)-⑬～⑮参照)
- ③ いずれの指標とも達成している事業者の割合は、総合化事業の規模が大きい事業者ほど高くなる傾向がみられ、総合化事業の規模が「100 万円未満」の階層では 22.4% (26/116 事業者) であるのに対し、「1 億円以上」の階層では 36.4% (36/99 事業者) となっている。(図表 4-(2)-⑯参照)

(イ) 今後の課題

当省の調査結果を踏まえると、総合化事業における今後の課題としては、以下の点が挙げられる。

① 総合化基本方針に定められた指標の達成率が低調

分析対象事業者において、総合化事業計画の認定要件である、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の指標をいずれも達成している事業者は約 3 割にとどまる。

このような状況を踏まえると、総合化事業の目的である農林漁業経営の改善を図るためには、農林水産省において、総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、その分析結果に基づき、今後のフォローアップ調査や支援策の企画・立案に活用する必要がある。

② 総合化事業の規模に応じた支援の検討

総合化事業は、全体としては総合化事業の売上高及び経営全体の所得の向上が図られており、一定の効果が発現していると認められるものの、総合化事業の規模別にみると効果の発現状況に差異がみられる。

特に、総合化事業の規模が小さい事業者では、総合化事業の売上高については大きく増加が図られているものの、経営全体の所得の増加及び黒字化については総合化事業の規模が大きい事業者に比べ効果が発現していない。

このような状況を踏まえると、各事業者における総合化事業の規模に応じた効果的な支援を行うことが望ましい。

ウ A-FIVE 法に基づく取組状況・課題等

(7) A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、個別案件の KPI の進捗状況、並びに当省のアンケート調査結果及び実地調査結果に基づき、A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況をみると、以下のとおり、6次産業化事業の売上高の増加及び雇用の増加については一定程度効果が発現しているが、利益の発生については現時点では十分な効果が発現しているとはいえない。なお、利益の発生については、前述のとおり今後の取組を注視する必要がある。

- ① 個別案件の KPI の進捗状況では、売上高及び雇用が拡大している A-FIVE 出資事業者が 9 割を超えている。(図表 4-(3)-②及び③参照)
- ② 当省のアンケート調査結果によると、利益が出ている A-FIVE 出資事業者は 3 割未満となっている。なお、実地調査した A-FIVE 出資事業者からは、利益が出ていない理由の一つに初期投資及びその回収に伴う負担が赤字の要因であり、今後、赤字解消が見込まれるなどの意見が示されている。

(4) 今後の課題

当省の実地調査結果を踏まえると、サブファンドにおいては出資案件組成に苦慮している状況がうかがえる中、出資案件組成を進める上での課題として、以下の点が挙げられる。

① サブファンドによる出資決定に関する機動性及び主体性の確保

実地調査したサブファンドからは、A-FIVE が出資決定に当たり必要な出資同意に際して、サブファンドに対して行う確認について、i) 出資予定先の近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められるといった対応が困難な確認事項がある、ii) 資料提出等に係る負担が過多であることによって、審査が長期化している、iii) 出資同意を行う A-FIVE が実質的な出資決定権限を有しているため GP としての主体的な出資決定が困難である、といった意見が示されている。

このうち上記 ii) については、A-FIVE では、サブファンドとは異なる認識をしており、例えば、審査が長期化した理由として、出資を受けようとする農林漁業者が作成した事業計画の内容が不十分であったこと、関係法令に基づく各種調整に時間を要したこと等が理由であるとしている。

また、iii)については、A-FIVE では、出資拡大に向けた取組として、過去の実績等を踏まえたサブファンドへの案件組成審査の一部委任等を行っているとしている。A-FIVE は、案件組成審査の一部委任とは、出資同意に係る A-FIVE

の検証作業をサブファンドに一部委任し、サブファンドによる主体的な案件組成審査を促すことにより、GP としての機動的かつ主体的な出資決定が実現され、出資拡大が図られるものとしている。一方、実際に一部委任を受けたサブファンドからは、従来 A-FIVE が作成していた書類を作成することに終始し、サブファンドの事務負担が増加しただけであるといった意見も示されている。

このように、A-FIVE とサブファンドの間には案件組成審査に関する認識の違いがみられ、これが出資案件組成が促進されない一因となっている可能性が考えられる。このため、A-FIVE においては、サブファンドによる機動的かつ主体的な出資決定の実現により、出資案件組成の促進が図られるよう、サブファンドとの案件組成審査に係る適切な役割分担や認識共有などによる連携の強化を図ることや、案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方について、更なる検討を行うことが必要である。

② 月次モニタリング報告の在り方

i) A-FIVE 出資事業者及びサブファンドにおける事務負担の状況

月次モニタリング報告に関する事務負担については、実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者のうち 8 事業者から負担感はないとの意見が示されている一方、7 事業者からは負担があるとの意見が示されている。負担感なしと回答した事業者からは、i) 月次モニタリング報告は経営状況を客観的に分析できることから有益と考えている、ii) 月 1 回程度で特に大きな負担はない等の意見が示されている。また、負担感ありと回答した事業者からは、i) 月次モニタリング報告の作成が事務的かつ経済的な負担となっている、ii) 現在の経営状況は順調で、A-FIVE が常時監視をしておく状況にない等の意見が示されている。

また、実地調査した 18 サブファンドのうち、13 サブファンドが負担軽減の余地があるのではないかとしており、この中には、月次モニタリング報告に係る事務が負担となっており、出資案件組成を阻害しているとの意見を示したサブファンドもある。また、9 サブファンドからは、A-FIVE 出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じた提出書類の一部省略等の弾力的な運用を求める意見が示されており、8 サブファンドからは提出資料の省略・簡素化の意見が示されており、このうち複数のサブファンドからは、月次モニタリング報告で提出を求める資料の中には、i) 他の資料で確認できる資料が含まれている、ii) 出資先の状況を勘案すれば、現在の頻度で求める必要はないとの意見が示されている。

一方、負担の軽減の必要性はないとする 3 サブファンドからは、ファンドを管理・運営する GP が出資先の収支や資金繰りの状況を把握しておくのは当然の業務であり、月次モニタリング報告はその把握結果を A-FIVE に情報提供しているにすぎず、負担の軽減の必要性はない等の意見が示されている。

ii) A-FIVE の意見

A-FIVE では、現在報告を求めている月次モニタリング報告の内容は、LP として出資先の経営状況を確認する上で最低限必要となるものを求めているとしている。本来、出資先の経営状況のチェックはGP が行う業務であるが、その習熟度等に応じて、A-FIVE がモニタリングの支援・サポートをする場合もあるとしている。

また、当省がサブファンドから把握した提出不要等ではないかとしている具体的な資料の必要性に関しては、例えば、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」については、サブファンドでは他の資料で確認ができるため徴求不要としているが、A-FIVE では、当該資料は資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求すべきものであるとしている。また、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表（予算と実績）」や「予算と実績の差異に関する報告書」については、将来的に A-FIVE 出資事業者の経営基盤が強化されれば、報告頻度の緩和は当然考えられるとしている。

iii) 財務省の財政制度等審議会からの指摘

月次モニタリング報告等を通じたモニタリングに関しては、財務省の財政制度等審議会（財政投融资分科会）において、A-FIVE については、平成 27 年度決算から減損処理が生じており、その金額・割合ともに増加傾向であることを踏まえ、産業投資特別会計からの出資を保全する観点から、収益性を損なわないよう、モニタリングの適切な実施等が求められているところである。

iv) 月次モニタリング報告に係る当省の意見

上記 i) ～ iii) を踏まえると、モニタリングに関しては、簡素化を求める意見がある一方で、A-FIVE の収益性確保の観点等からより厳格な実施を求める意見もある等、様々な意見があることがうかがえる。そのような中で、A-FIVE においては、A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングの在り方に関して、サブファンドとの役割分担を含め、必ずしも十分な検討が行われていないと見受けられる部分がある。

例えば、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」について、資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求すべきものとしているが、かかる必要性を考慮するとしても、A-FIVE 出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じた弾力的な運用を求めるサブファンドの意見は傾聴に値する。

また、事業者の不正等防止を徹底させる観点からは、A-FIVE 出資事業者自身の内部統制体制の整備・充実を図るなど、他の方策も検討に値する。

さらに、サブファンドのモニタリング体制の強化を図り、現在 A-FIVE が

実施している当該書面の確認作業をサブファンドに委ねつつ、A-FIVEにおいては、その分の余剰リソースを喫緊の課題である出資案件組成の強化に充当するなどの方策も想定し得る。

したがって、A-FIVEにおいては、A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングに関して現在行っている個々の行為の必要性も含め、A-FIVE、サブファンド及び A-FIVE 出資事業者の間の適切な役割分担の在り方について不断に見直し、より効率的かつ機能的な業務運営を行うことが望ましいと考えられる。

以上を踏まえると、A-FIVEにおいては、農林漁業成長産業化ファンド全体の収益性の確保を図るために必要なモニタリングを適切に実施する一方、サブファンドから徴求不要との意見が示されている「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」等の必要性についての再検討を含め、A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングの在り方を総合的に検討することが必要である。

エ 農商工等連携促進法に基づく取組状況・課題等

(7) 農商工等連携事業の効果の発現状況

当省のアンケート調査結果等により農商工等連携事業に取り組む農林漁業者における効果の発現状況をみると、以下のとおり、農商工等連携事業の取組による効果が十分に発現しているとはいえない。

- ① 当省のアンケート調査結果によると、農商工等連携事業に取り組む農業者における経営指標の達成状況は2割に満たない状況である。また、平成26年度農林水産省調査及び平成25年度経済産業省調査に基づき、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者全体における経営指標の達成状況をみると、同様の傾向である。(図表4-(4)-⑭～⑯参照)
- ② 前述のとおり、当省のアンケート調査結果によると、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる農商工等連携事業に取り組む農業者の割合が他と比較して低い。

(イ) 今後の課題

当省の調査結果を踏まえると、農商工等連携事業における今後の課題として以下の点が挙げられる。

① 経営指標の進捗状況等の把握

i) 経営指標の進捗状況の把握

現状、中小機構のフォローアップ支援を通じて行う進捗状況の把握では、年度末に1回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の全体の総売上高（総売上高指標に当たるもの）を把握しているが、農林水産省、経

経済産業省等の関係機関のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない。

これについて、農林水産省及び経済産業省では、中小機構が把握している農商工等連携事業に係る代表者の新商品・新サービスの売上高が順調に推移することを確認することで、経営指標も連動し順調に推移するものと考えられるとしている。しかし、実地調査結果では農業者及び中小企業者における直近 5 年間の農商工等連携事業の売上高又は利益若しくはその両方の推移の傾向に違いがあることを踏まえると、新商品・新サービスの売上高が順調に推移していることのみをもって、農商工等連携事業者の経営指標の達成状況を評価することは必ずしも適当ではないと考えられる。(図表 4-(4)-⑤参照)

ii) 農商工等連携事業者が抱える課題、支援ニーズ等の把握

中小機構では、四半期に 1 回、農商工等連携事業者のうち代表者に対して農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・新サービスの売上高等について、フォローアップ支援を通じて、これらの状況を把握している。また、農商工等連携事業が経営・事業全般に与える影響を確認するため、年度末に 1 回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の経営全体の売上高、経常利益及び従業員数を把握している。

一方、中小機構が行う進捗状況の把握対象者は代表者(大半が中小企業者)のみであることから、農林漁業者が中小機構による進捗状況の把握対象者となることはほとんどないものと考えられる。

これらのことから、農商工等連携事業者に係る現状の把握は十分とはいえず、農商工等連携事業の施策の効果を把握・分析し、当該分析結果を踏まえた農商工等連携事業者に対する効果的な支援を実施するために、農林水産省、経済産業省等の関係機関による個々の農商工等連携事業者における経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の定期的な把握を行うことが必要である。

② 農林漁業者への支援に向けた関係機関における情報共有

現状、農商工等連携事業者のうち代表者の農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・新サービスの売上高等の情報については、中小機構が把握しており、当該情報を経済産業省と共有している。一方、当該情報は農林水産省には共有されていない。

また、実地調査した地方農政局等からは、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に関し、十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足しているという意見が示されている。

以上を踏まえると、農商工等連携事業者に対する効果的な支援を行うため、地方農政局等、経済産業局等、都道府県、都道府県 SC などの関係機関による

情報共有が必要である。

③ 連携体の良好な関係性の維持

当省のアンケート調査結果では、農商工等連携事業者（農業者）における今後の農商工等連携事業の方向性等について、「縮小・撤退・連携解消」としてしている事業者が2割超となっており、このうち、4割超がその理由について、連携先の中小企業者との問題としている。（図表4-(4)-⑪及び⑫参照）

また、当省の実地調査結果においても、連携先との信頼関係に疑問を持ち、今後連携を解消する予定であるとする農業者がみられる一方、i) 連携先の中小企業者と定期的に情報交換等を行うなど、良好な関係を築いた上で農商工等連携事業を実施しているとする農業者や、ii) 中小機構等による連携先の農業者との意思疎通のサポートを得つつ、農業者と良好な関係を維持しつつ事業を実施しているとする中小企業者もみられた。

なお、実地調査結果では、農商工等連携事業の共同申請者である農業者から、「農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、一緒に対応策を検討し、助言・アドバイスを受けることができる」などの理由から、連携先の中小企業者と専門機関の専門家等との3者以上の打合せ等を行うことが望ましいとの意見も示されており、こうした意見も参考にした対応も検討の余地があるのではないかと考えられる。

オ 補助金・助言等による支援の状況

(ア) 補助金・交付金等による支援の状況

国及び地方公共団体では、各種の補助金等により、6次産業化事業に取り組む事業者の支援を行っており、当省のアンケート調査結果でも、約4割が6次産業化の取組において何らかの補助金等を活用している。（図表5-(1)-①参照）

また、当省のアンケート調査結果において、今後充実・改善を求める行政機関等の支援について、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「販路の開拓や集客に対する支援」とともに、「補助金などの支援に関する情報提供」が上位を占めているように、6次産業化の取組の推進のためには、引き続き、国及び地方公共団体の補助金等による資金面での支援も必要となる。

なお、都道府県等からは、国の補助金等に関する意見・要望も多数示されていることから、これらを踏まえ6次産業化に取り組む事業者が活用しやすいように不断の見直しを継続していくことが望まれる。

(イ) 助言による支援の状況

当省のアンケート調査結果では、SCによる助言について、SCを利用した農業者からは一定の評価が得られているものの、認定総合化事業者以外の事業者の活用は低調となっている。（図表5-(2)-③参照）

このため、6次産業化事業に取り組む事業者が直面する課題の解決促進を図る上で、認定総合化事業者以外の事業者に対しても、特に6次産業化の取組の意欲のある者に対しては、SCの積極的な活用を促進する余地があるものと考えられる。

また、実地調査した25都道府県SCのうち9都道府県SCにおいて、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間に30日以上の間が生じている例がみられ、こうした空白期間が生じたことにより、プランナーの派遣ができないなどの支障が生じている例もみられた。(図表5-(2)-⑤、⑥及び⑨参照)

このため、事業者が6次産業化事業に安定的に取り組めるよう、都道府県SCの域内における農林漁業者のニーズに応じた空白期間の縮小により、継続的な支援を行うことが必要である。

(ウ) 地域ぐるみの6次産業化の取組の状況

食料・農業・農村基本計画や総合化基本方針では、6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、関係機関により構成される6次産業化・地産地消推進協議会の設置・活用や地域の6次産業化戦略等の策定を促進することとされているが、都道府県戦略と比較して市町村戦略の策定が進んでいない。

これについて実地調査した地方農政局等からは、i)市町村が戦略策定の必要性を感じていない、ii)6次産業化と関連する計画・戦略(農業振興計画、食育・地産地消推進計画等)があり、これらで6次産業化の取組方針も定められている、iii)市町村の体制が整わない、といった事情が挙げられている。

6次産業化戦略等の策定は、管内の農林水産業の状況を踏まえた上で地方公共団体が自主的に判断して行うべきものであるが、6次産業化の推進が農林水産業振興のための重要な取組の一つと位置付けられていることを踏まえると、多くの市町村において、6次産業化戦略等の策定及びそれに基づく6次産業化の実施に向けた取組が行われることが望ましい。

2 勧告

(1) 総合化事業計画及び都道府県 SC 事業関係

農林水産省は、農林漁業経営の改善を図る観点から、認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、その分析結果を今後のフォローアップ調査や SC 事業などの支援策に関する企画・立案に活用すること。
- ② 都道府県 SC については、域内における農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間の縮小を図ること。

(2) A-FIVE 出資関係

農林水産省は、農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVE に対し、以下の検討を促す必要がある。

- ① GP による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方
- ② 月次モニタリング報告等を通じた A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングの在り方

(3) 農商工等連携事業計画関係

農林水産省及び経済産業省は、農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果を把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築する必要がある。

- ① 農林水産省は、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等
- ② 経済産業省は、農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等

